

ISSN 0912-8042

# 財政金融統計月報

MINISTRY OF FINANCE STATISTICS MONTHLY

関 税 特 集 2024.7  
867

## 主要目次

関 税 改 正 等  
貿易・税関を巡る国際的な動き  
税関行政の主要施策の現状  
最近における我が国の貿易動向

## — 統 計 —

関税等に係る主な統計  
貿易統計  
その他事務統計

財務省 財務総合政策研究所 編

# 目 次

## — 関 税 特 集 —

	頁
I 関税改正等	1
第1. 令和6年度関税改正の概要等	1
第2. 特殊関税をめぐる最近の動き等について	2
第3. 我が国の特惠関税制度の概要等	22
II 貿易・税関を巡る国際的な動き	27
第1. 世界貿易機関 (WTO) について	27
第2. 経済連携協定 (EPA)・自由貿易協定 (FTA) 等について	37
第3. 最近の米国の通商政策について	42
第4. 諸外国税関当局との協力	45
第5. 世界税関機構 (WCO) について	49
第6. 地域協力について	53
第7. 関税技術協力について	57
III 税関行政の主要施策の現状	62
第1. 税関総務分野の重要施策の概要	62
第2. 監視取締及び保税行政の現状	63
第3. 通関手続の現状	66
第4. 密輸動向及び事後調査事務の概要	83
IV 最近における我が国の貿易動向 (通関ベース)	90

## — 統 計 —

### I 関税等に係る主な統計

	頁
1. 租税及び印紙収入に占める 関税収入のウエイトの推移	94
2. 我が国の輸出入額と関税負担率の推移 (参考) 1. 関税負担率の国際比較 (参考) 2. 関税改正と関税負担率等の推移	95 96
3. 主要品目の関税率の推移	97
4. 輸入減免税額	100
5. もどし税額 (1) 総括 (2) 輸出貨物製造用原料品もどし税額	104 104 104

### II 貿易統計

6. 貿易額の推移 (1) 我が国の貿易額 (通関ベース) の推移 (2) 世界及び主要国の輸出額 (3)        〃        輸入額	105 105 106 106
7. 主要地域 (国) 別及び主要商品別輸出入額 (1) 主要地域 (国) 別輸出入額 (2) 主要商品の輸出	108 108 110

(3) 主要商品の輸入	111
8. 主要国別品別輸出入額	112
9. 航空貨物主要商品別輸出入額	120
10. 船舶・航空機の入港状況 (1) 外国貿易船 (2) 外国貿易機	122 122 122
11. 主要港別輸出入額の推移	123
12. 輸出入貨物屯量 (1) 船舶によるもの (2) 航空機によるもの	124 124 124
13. 貿易指数 (1) 総括表 (2) 地域別総括表 (3) 数量指数 (4) 価格指数	124 124 126 132 133

### III その他事務統計

14. 入出国旅客数の推移 (1) 正規入国者数 (2) 正規出国者数	134 134 134
15. 保税地域の推移	135

# I 関税改正等

## 第1. 令和6年度関税改正の概要等

### 令和6年度関税改正の概要及び規模

#### (1) 概要

令和6年度改正は、次の事項を中心として行われた。

- ① 暫定税率等の適用期限の延長等
- ② 個別品目の関税率等の見直し
- ③ 輸入手続の利便性向上
- ④ 納税環境の整備

以下あらましについて説明する。

#### ① 暫定税率等の適用期限の延長等

令和6年3月31日に適用期限の到来する暫定税率（411品目）及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度について、これらの適用期限を1年延長。

また、加糖調製品のうち5品目については、国内産糖支援の原資となる調整金を拡大する観点から暫定税率を引下げ。

ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋について、需給逼迫の解消及び調達価格の低下等を踏まえ、暫定税率を撤廃。

さらに、令和6年3月31日に適用期限の到来する沖縄における特定免税店制度について、適用期限を3年延長。

#### ② 個別品目の関税率等の見直し

ルイボスについては、HS委員会（関税分類の国際会議）における分類決定を受けた分類変更に伴い、国内産業を保護する必要があることから、移行先において税細分を新設することで移行前の関税率を維持。

#### ③ 輸入手続の利便性向上

国際物流を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中、国際物流のセキュリティ確保と更なる貿易の円滑化を両立させることで、安全・安心な社会を実現するとともに我が国の国際競争力を高めることがますます重要となっており、税関としては、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備されたAEO事業者とのパートナーシップ強化及び

AEO制度の利用拡大を通じてこれに貢献していくことが求められている。

こうした背景の下、越境ECの拡大に伴い輸入許可件数が増加していることを受け、税関は限られたリソースを相対的にリスクが高い輸入者の貨物検査等に集中的に投入することを可能とする必要があり、この観点からもAEO制度の利用拡大を進めることが重要となっている。

この点、AEO事業者として税関長の承認を受けた輸入者である特例輸入者が行う特例申告納期限延長に係る担保の取扱いを緩和することは、輸入手続に係るコストを低減させる等のメリットがあり、特例輸入者の増加及びAEO制度の利用拡大につながるものと考えられる。

特例輸入者は、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された者として税関長の承認を受けた輸入者であり、税関は、特例輸入者の承認に際して、その資質や財務状況、納税に関する法令遵守の状況等を十分に審査している。また、承認後においても、事後監査等を通じて納税手続の履行状況及び財務状況を確認していることに加え、仮に特例輸入者が納税義務を怠った場合等にはその承認を取り消すことが可能となっている。

これらのことから、特例申告納期限延長に係る担保の取扱いを緩和したとしても、適正な納税は十分に確保されると見込まれる。

以上を踏まえ、特例輸入者が行う特例申告納期限延長に係る担保については、現行の、税関長が必ず提供を求める「必要担保」から、税関長が関税の保全のために必要があると認めるときに限り提供を命ずる「保全担保」へと緩和（令和6年10月1日施行予定）。

#### ④ 納税環境の整備

内国税の改正に合わせ、仮装・隠蔽に基づく更正の請求について関税の重加算税の対象に追加（令和7年1月1日施行予定）。

## (2) 改正の規模

令和6年度関税改正に伴う増減収額は、計上していない。なお、令和6年度の関税収入予算額は、9,170億円となっており、租税及び印紙収入予算に占める関税収入予算の割合は、1.3%（一般会計ベース）になる。

### ロシアに対する関税における最恵国待遇の撤回措置の延長

#### (1) 経緯

令和4年2月24日からのロシアによるウクライナ侵略に対しては、我が国としても、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、様々な制裁措置を実施した。こうした中、ロシアに対する更なる追加制裁措置の一環として、同年3月11日のG7首脳声明を踏まえ、ロシアに対する最恵国待遇の撤回をG7と協調して実施するために、関税暫定措置法を改正するに至った。

改正後の同法第3条第1項は、国際関係の緊急時において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益（WTO協定税率を適用することを内容とする、いわゆる最恵国待遇）を与えることが適当でない

きは、政令で定める国を原産地とする物品で政令で定めるもので、政令で定める期間内に輸入されるものに課する関税の率は、国定税率（関税定率法第3条の規定による税率（基本税率）。関税暫定措置法第2条の規定による税率（暫定税率）の適用があるときは、当該暫定税率）とした。

これを受けて制定された、国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令は、ロシアを原産地とする全ての物品でこの政令の施行の日（同年4月21日）から令和5年3月31日までの間に輸入されるものを、最恵国待遇を与えることが適当でないものとして定めるところ、令和6年3月31日まで延長した期限が到来することとなった。

#### (2) 概要

ロシアによるウクライナ侵略が継続しており、G7を始めとする国際社会と引き続き緊密に連携して対応する必要があることから、関係省庁とも協議した上で、「国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令の一部を改正する政令」を整備することで、ロシアに対する関税における最恵国待遇の撤回措置を令和7年3月31日まで延長した。

## 第2. 特殊関税をめぐる最近の動き等について

### (1) 報復関税制度

#### [制度の概要]

報復関税は、関連する国内法令（関税定率法第6条及び報復関税等に関する政令）及びWTO協定（関税及び貿易に関する一般協定（GATT）第23条及び紛争解決に係る規則及び手続に関する了解）に基づき、WTO協定上の本邦の利益を守り若しくはWTO協定の目的を達成するため必要があると認められるとき等に課することができる割増関税である。

措置内容としては、当該貨物の課税価格と同額以下の割増関税を発動政令により課することとなっている。なお、WTO紛争解決機関等の承認に基づき措置をとる場合には、その承認の範囲内において課することとなっている。

報復関税は、関税・外国為替等審議会に諮問し、発動政令の閣議決定を経た上で課される。ただし、直ちに課す必要がある場合は、諮問することなく課すことも可能だが、その場合は、課した後速やかに、審議会に報告しなければならない。な

お、措置を変更若しくは廃止する際にも、同様の手続をとることとされている。

#### [バード修正条項について]

バード修正条項（注1）は、平成15年（2003年）1月にWTO協定違反が確定したが、米国は同年12月の是正期限内に是正しなかった。

平成16年（2004年）1月、我が国を含む8カ国・地域（注2）はWTOに対して対抗措置の承認を申請した。これに対し、米国が対抗措置の規模について異議を申し立て、本件は仲裁手続に付託された。

同年8月31日、仲裁人から共同申立国の対抗措置の規模（注3）を決定する判断が提示された。

この結果を受け、同年11月、チリを除く7カ国・地域はWTOに対して再度対抗措置の承認申請を行い、同月26日に承認された（チリは同年12月に申請を行い、同月に承認）。

その後、米国がバード修正条項を廃止する等の是正措置を行わなかったことから、平成17年（2005年）9月1日、対象品目を玉軸受等15品目

(ベアリング、鉄鋼製品等)、税率を15%、課税期間を1年間として報復関税を課した。

(注1) バード修正条項は、米国の1930年関税法を修正する条項であり、不当廉売関税及び相殺関税により米国政府が得た税収を、不当廉売又は補助金による被害を申し立てた国内企業等に対して分配する法律。

(注2) 平成16年(2004年)1月に対抗措置の承認申請を行った国は、我が国、EC、カナダ、ブラジル、チリ、インド、韓国、メキシコの8カ国・地域。

(注3) 我が国の対抗措置の規模は、バード修正条項による我が国の対米輸出減少推計額(直近年の分配額に0.72を乗じた額)以下とされた。

(参考1) 各国の動向

EC及びカナダは、平成17年(2005年)5月より、メキシコは、同年8月より、対抗措置を発動。

平成18年(2006年)2月8日、米国において、①バード修正条項を廃止する、②ただし、平成19年(2007年)10月1日前に米国に輸入された物品に対する不当廉売関税等は、引き続き同条項に基づき分配する、との内容を含む2005年赤字削減法が成立したが、上記②のとおり、引き続き分配は行われるため、WTO協定違反の状態が継続することとなった。

バード修正条項に対する報復関税については、WTO協定違反の状態が継続しているため、平成18年(2006年)から平成25年(2013年)まで毎年、対抗措置を1年ずつ延長してきた。その間、分配額の減少に応じて、平成20年(2008年)の延長以降、対象品目を2品目(玉軸受及び円すいころ軸受)に絞り込むとともに、税率を順次10.6%、9.6%、4.1%及び1.7%に変更し、平成24年(2012年)の延長に際しては、分配額の更なる減少に応じて、対象品目を1品目(円すいころ軸受)に絞り込むとともに、税率を4.0%に変更した。平成25年(2013年)には、分配額が大幅に増加したことを踏まえ、対象品目を玉軸受等13品目(ベアリング、鉄鋼製品)に拡大するとともに、税率を17.4%に変更した。

平成26年(2014年)9月以降は、米国の各財政年度における分配額が僅少である事等から、報復関税を課さないこととしてきた。ただし、米国による分配自体はWTO是正勧告の不履行であると

いう認識を有していることから、WTOに対して、①米国による分配は、WTO是正勧告の不履行に該当すること、②報復関税を発動する権利を引き続き有する旨、通報を行っている。

なお、2016米国財政年度における分配額は8,539万11米ドル(約96億円相当)と、WTO違反確定後史上2位の分配額であったが、近時の関係国内産業の状況等を総合的に勘案し、報復関税を課さないこととした。

(参考2) バード修正条項廃止後の各国の動向

EUは、平成17年(2005年)の発動以降、毎年対抗措置を継続しており、令和5年(2023年)5月1日より対抗措置をさらに1年間延長し、4品目に対し0.164%の追加関税を課していた。令和6年(2024年)5月1日からの1年間については、米国における分配額が僅少であり、追加関税を課すこととしても極めて低税率となることから、制裁の効果は乏しく行政コストに見合わないとの判断から、追加関税を0%としている。

カナダは、米国の国際貿易裁判所が、バード修正条項をカナダ産品に係る関税に適用することはNAFTAに違反すると判断したこと等から、平成18年(2006年)5月に対抗措置を継続しなかった。ただし、対抗措置の権利は留保している。

メキシコは、同年9月から同年10月まで、期間を限定して対抗措置を発動。

※ 同年7月の米国国際貿易裁判所判決を受けて、2006米国財政年度以降、カナダ及びメキシコに係る分配額はゼロとなっている。

## (2) 相殺関税制度

[制度の概要]

相殺関税は、関連する国内法令(関税定率法第7条及び相殺関税に関する政令)及びWTO協定(GATT第6条及び補助金及び相殺措置に関する協定(補助金相殺措置協定))に基づき、外国において補助金の交付を受けた貨物の輸入が、本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実がある場合において、当該本邦の産業を保護するために必要があると認められるときに、課することができる割増関税である。

相殺関税を課するためには、本邦の産業に利害関係を有する者からの課税の求め等に基づき調査を行い、客観的データに基づき事実の認定を行う必要がある。

措置内容としては、補助金額と同額以下の割増関税を発動政令により課することとなっている。

発動期間については、5年以内とされているが、補助金の交付を受けた貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が発動期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められる場合には、さらに5年以内の延長が可能である。

調査開始後60日が経過した後、調査の完了前であっても、十分な証拠により、補助金の交付を受けた貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、4ヶ月の期間内で、暫定措置を発動することができる。

相殺関税は、関税・外国為替等審議会に諮問し、発動政令の閣議決定を経た上で課される。なお、措置を延長、変更若しくは廃止する際又は暫定措置を発動する際にも、同様の手続をとることとされている。

### (3) 不当廉売関税制度

#### [制度の概要]

不当廉売関税は、関連する国内法令（関税率法第8条及び不当廉売関税に関する政令）及びWTO協定（GATT第6条及び1994年のGATT第6条の実施に関する協定（ダンピング防止協定））に基づき、不当廉売（正常価格（輸出国における国内販売価格等）より低い価格で輸出のために販売することをいう。）された貨物の輸入が本邦の産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は本邦の産業の確立を実質的に妨げる事実（本邦の産業に与える実質的な損害等の事実）がある場合において、当該本邦の産業を保護するために必要があると認められるときに、課することができる割増関税である。

不当廉売関税を課するためには、本邦の産業に利害関係を有する者からの課税の求め等に基づき調査を行い、客観的データに基づき事実の認定を行う必要がある。

措置内容としては、不当廉売された貨物の正常価格と輸出のための販売価格との差額（不当廉売差額）以下の割増関税を発動政令により課することとなっている。

発動期間については、5年以内とされているが、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が発動期間の満了後に継続し、又は再発するおそれがあると認められる場合には、さらに5年以内の延長が可能である。

調査開始後60日が経過した後、調査の完了前であっても、十分な証拠により、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められるときは、原則4ヶ月の期間内で、暫定措置を発動することができる。

不当廉売関税は、関税・外国為替等審議会に諮問し、発動政令の閣議決定を経た上で課される。なお、措置を延長、変更若しくは廃止する際又は暫定措置を発動する際にも、同様の手続をとることとされている。

[事例：中国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに係る不当廉売関税調査]

令和元年（2019年）8月5日、大八化学工業株式会社から財務大臣に対して、中国産トリス（クロロプロピル）ホスフェート（主に住宅やビルなどの建材に多く用いられる発泡ウレタン（断熱材）に添加される難燃剤として用いられている）に係る不当廉売関税の課税の求めが提出された。

当該課税の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年9月26日、政府は調査を開始した。

調査の過程において、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護する必要があると認められたことから、令和2年6月27日から暫定的な不当廉売関税（暫定措置）を課した（4ヶ月間）。

調査の結果、不当廉売された貨物の輸入による本邦の産業の実質的な損害等の事実が認められ、同年9月17日から不当廉売関税（確定措置）を課した（5年間）。

[事例：韓国産炭酸二カリウムに係る不当廉売関税調査]

令和2年（2020年）4月30日、カリ電解工業会から財務大臣に対して、韓国産炭酸二カリウム（液晶パネルのガラス類の原料、中華麺に添加するかんすいの原料等として用いられる）に係る不

当廉売関税の課税の求めが提出された。

当該課税の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年6月29日、政府は調査を開始した。調査の過程において、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、当該本邦の産業を保護する必要があると認められたことから、令和3年（2021年）3月25日から暫定的な不当廉売関税（暫定措置）を課した（4ヶ月間）。

調査の結果、不当廉売された貨物の輸入による本邦の産業の実質的な損害等の事実が認められ、令和3年（2021年）6月24日から不当廉売関税（確定措置）を課した（5年間）。

[事例：韓国及び中国産水酸化カリウムに係る不当廉売関税の課税期間の延長調査]

平成28年（2016年）8月9日から不当廉売関税を課している韓国及び中国産水酸化カリウム（主に化学肥料の原料、アルカリ電池の電解液、写真の現像液、無機化学の反応助剤、合成樹脂重合反応剤、コンクリート混和剤原料、液体石鹸や洗剤の原料等）について、令和2年（2020年）7月7日、カリ電解工業会から財務大臣に対し、課税期間の延長の求めが提出された。

当該課税期間の延長の求めを受け、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年8月31日、政府は調査を開始した。

調査の結果、課税期間の満了後に、不当廉売された貨物の輸入が継続し、当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が再発するおそれがあると認められたことから、令和8年8月12日まで課税期間を延長した（5年間）。

[事例：中国及び韓国産溶融亜鉛めっき鉄線に係る不当廉売関税調査]

令和3年（2021年）3月31日、日亜鋼業株式会社、NS北海製線株式会社、株式会社ガルバート・ジャパン及び株式会社ワイヤーテクノから財務大臣に対して、中国及び韓国産溶融亜鉛めっき鉄線（金網類（フェンス、落石防護柵、落石防護網、じゃかご、クリンプ金網、亀甲金網）や各種有刺鉄線、さらにはパルプ結束線等の結束用途に用いられる）に係る不当廉売関税の課税の求めが提出された。

当該課税の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると

認められたため、同年6月14日、政府は調査を開始した。

令和4年（2022年）4月28日、当該調査において、調査対象貨物を拡大した上で調査を継続することが適当と認められたため、令和3年（2021年）6月14日に告示した調査対象貨物を変更した。また、当該変更に関し、利害関係者に対して追加的な証拠の提出等の機会を与える等のため、調査期間を6ヶ月間延長して令和4年（2022年）12月13日までとした。

調査の結果、不当廉売された貨物の輸入による本邦の産業の実質的な損害等の事実が認められ、令和4年（2022年）12月8日から不当廉売関税を課した（5年間）。

[事例：中国産高重合度ポリエチレンテレフタレートに係る不当廉売関税の課税期間の延長調査]

平成29年（2017年）12月28日から不当廉売関税を課している中国産高重合度ポリエチレンテレフタレート（主にボトルやシートに加工され使用されている）について、令和3年（2021年）12月3日、三井化学株式会社から財務大臣に対し、課税期間の延長の求めが提出された。

当該課税期間の延長の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、令和4年（2022年）2月10日、政府は調査を開始した。

調査の結果、課税期間の満了後に、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が再発するおそれがあると認められたことから、令和10年（2028年）2月2日まで課税期間を延長した（5年間）。

[事例：中国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間の延長調査]

平成20年（2008年）9月1日から不当廉売関税を課している中国産電解二酸化マンガン（主に一次電池の正極材に使用される）について、令和5年（2023年）1月23日、東ソー日向株式会社及び東ソー株式会社から財務大臣に対し、課税期間の延長の求めが提出された。

当該課税期間の延長の求めを受け、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年3月8日、政府は調査を開始した。

調査の結果、課税期間の満了後に、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が再発するおそれがある

と認められたことから、令和11年（2029年）2月25日まで課税期間を延長した（5年間）。

なお、同じく平成20年（2008年）9月1日から不当廉売関税を課していたオーストラリア産、スペイン産及び南アフリカ産については、延長の求めが提出されなかったこと等から、オーストラリア産については平成25年（2013年）8月31日に、スペイン産及び南アフリカ産については平成31年（2019年）3月4日に課税を終了した。

[事例:中国産黒鉛電極に係る不当廉売関税調査]

令和6年（2024年）2月26日、SECカーボン株式会社、東海カーボン株式会社及び日本カーボン株式会社から財務大臣に対して、中国産黒鉛電極（円柱状のもので、主として電流による熱で鉄スクラップを溶解する電気炉の電極として使用される。）に係る不当廉売関税の課税の求めが提出された。

当該課税の求めに関し、調査を開始するために十分な証拠があり、調査を開始する必要があると認められたため、同年4月24日、政府は調査を開始した。

(参考) 発動中の措置の概要

課税物件	原産地・税率	課税期間
電解二酸化マンガ	中国：34.3%、46.5% （※オーストラリア産（29.3%）は、2013年8月31日に課税終了。 スペイン産（14.0%）及び南アフリカ産（14.5%）は2019年3月4日に課税終了。）	2008年9月1日から 2029年2月25日まで
水酸化カリウム	韓国：49.5% 中国：73.7%	2016年8月9日から 2026年8月12日まで
高重合度ポリエチレンテレフタレート	中国：39.8%～53.0%	2017年12月28日から 2028年2月2日まで
トリス（クロロプロピル）ホスフェート	中国：37.2%	2020年9月17日から 2025年9月16日まで
炭酸二カリウム	韓国：30.8%	2021年6月24日から 2026年6月23日まで
溶融亜鉛めっき鉄線	韓国：9.8%～24.5% 中国：26.5%～41.7%	2022年12月8日から 2027年12月7日まで

(令和6年（2024年）4月1日現在)

#### (4) 緊急関税制度

[制度の概要]

緊急関税は、関連する国内法令（関税率法第9条及び緊急関税等に関する政令）及びWTO協定（GATT第19条及びセーフガードに関する協定（セーフガード協定））に基づき、外国における価格の低落その他予想されなかった事情の変化によ

る特定の種類の貨物の輸入の増加の事実があり、当該貨物の輸入が本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときに、課することができる割増関税である。

措置内容としては、同種・競合貨物の国内適正卸売価格から対象貨物の課税価格及び通常の関税率による税額を控除した額と同額以下の割増関税を発動政令により課すること又は譲許税率の撤回・修正をすることとされている。

発動期間については、4年以内とされているが、発動期間の満了後においても当該貨物の輸入の増加による本邦の産業に与える重大な損害等の事実が継続すると認められ、かつ、本邦の産業が構造調整を行っているとは認められる場合には、通算8年以内の延長が可能である。

調査が開始された場合において、その調査の完了前においても、十分な証拠により当該貨物の輸入の増加の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実を推定することができ、国民経済上特に緊急の必要があると認められるときは、200日の期間内で、暫定措置を発動することができる。

緊急関税を発動しようとする又は発動した場合は、WTO協定に基づく貿易相手国との協議により、他品目の譲許の修正等を行うことができるとされている。

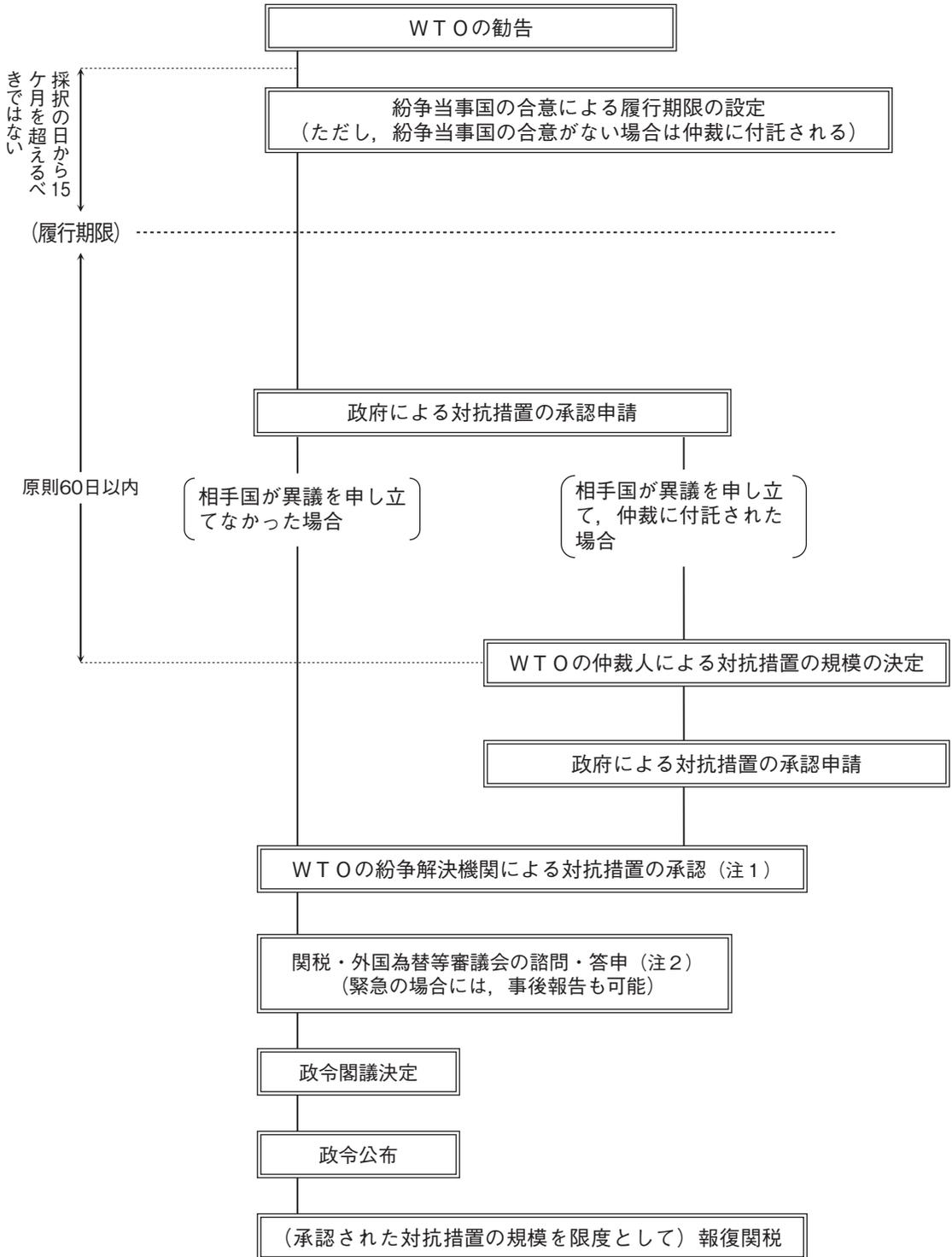
また、外国において緊急措置がとられた場合において、WTO協定に規定する事情があると認められる場合には、対抗措置として、輸入される貨物の課税価格と同額以下の割増関税を課すること又は当該貨物に係る譲許を停止することができる。ただし、当該外国における緊急措置が、輸入数量の増加の事実に基づきとられた場合には、当該措置がとられた日から3年間は対抗措置を行使することはできない。

緊急関税は、関税・外国為替等審議会に諮問し、発動政令の閣議決定を経た上で課される。ただし、直ちに課す必要がある場合は、諮問することなく課すことも可能だが、その場合は、課した後速やかに、審議会に報告しなければならない。なお、措置を延長、撤回若しくは廃止する際又は暫定措置を発動する際にも、同様の手続をとることとされている。

## (参考1) 我が国の特殊関税制度の概要

区分	報復関税	相殺関税	不当廉売関税	緊急関税
国内法令上の根拠規定	・関税定率法第6条 ・報復関税等に関する政令	・関税定率法第7条 ・相殺関税に関する政令	・関税定率法第8条 ・不当廉売関税に関する政令	・関税定率法第9条 ・緊急関税等に関する政令
WTO協定上の根拠規定	・GATT第23条 ・紛争解決に係る規則及び手続に関する了解	・GATT第6条 ・補助金及び相殺措置に関する協定	・GATT第6条 ・ダンピング防止協定	・GATT第19条 ・セーフガードに関する協定
制度の概要	(1) WTO協定上の利益を守り、その目的を達成するため必要があると認められる場合に課する割増関税 (2) ある国が、我が国の船舶、航空機、輸出貨物又は通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしている場合に課する割増関税	外国において補助金の交付を受けた輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税	不当廉売された輸入貨物に対し、同種の貨物を生産する国内産業を保護するために課する割増関税	輸入の増加により、同種・競合貨物を生産する国内産業に生じた重大な損害等を防止・救済するための関税の引上げ
措置の適用要件	(1) WTO紛争解決機関等の承認を受けること (2) ある国が、我が国の船舶、航空機、輸出貨物又は通過貨物に対して差別的に不利益な取扱いをしていること	(1) 補助金の交付を受けた貨物の輸入 輸入された貨物が、外国において生産又は輸出について補助金を受けていること (2) 実質的損害等（含む因果関係） 当該貨物の輸入が、我が国の同種産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国の同種産業の確立を実質的に妨げる事実があること (3) 国内産業保護の必要性 我が国の同種産業を保護するため必要があると認められること	(1) 不当廉売された貨物の輸入 輸入された貨物に不当廉売の事実があること (2) 実質的損害等（含む因果関係） 当該貨物の輸入が、我が国の同種産業に実質的な損害を与え、若しくは与えるおそれがあり、又は我が国の同種産業の確立を実質的に妨げる事実があること (3) 国内産業保護の必要性 我が国の同種産業を保護するため必要があると認められること	(1) 輸入の増加 予想されなかった事情の変化により貨物の輸入増加があること (2) 重大な損害等（含む因果関係） 当該輸入が我が国の同種・競合産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがあること (3) 緊急の必要性 国民経済上緊急に必要があると認められること
措置の内容	従価100%の範囲内での割増関税	補助金の額と同額以下の割増関税	不当廉売差額〔(正常価格) - (不当廉売価格)〕と同額以下の割増関税	(1) [(同種・競合貨物の国内適正卸売価格) - (輸入貨物の課税価格) - (通常関税額)]と同額以下の割増関税 (2) 譲許税率の撤回又は修正
措置の期間		5年以内 (5年以内の延長が可能)	5年以内 (5年以内の延長が可能)	暫定期間を含めて4年以内 (通算して8年以内まで延長が可能)
暫定措置の適用要件		(1) 調査開始から60日が経過 (2) 補助金の交付を受けた貨物の輸入及び当該輸入による国内産業への実質的な損害等の事実の推定 (3) 国内産業保護の必要性	(1) 調査開始から60日が経過 (2) 不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入による国内産業への実質的な損害等の事実の推定 (3) 国内産業保護の必要性	(1) 輸入の増加の事実及びこれによる国内産業への重大な損害等の事実の推定 (2) 国民経済上特に緊急の必要性
暫定措置の内容		担保の提供（4ヶ月以内）	暫定的な関税賦課又は担保の提供 (原則4ヶ月以内)	関税引上げ（200日以内）
還付		請求に基づき、相殺関税の額と現実の補助金の額との差額を還付	請求に基づき、不当廉売関税の額と現実の不当廉売差額との差額を還付	
備考		・発動期間中に、事情の変更がある場合に措置を変更・廃止することが可能	・発動期間中に、事情の変更がある場合に措置を変更・廃止することが可能	・代償措置、対抗措置 ・輸入増加に対する数量制限措置

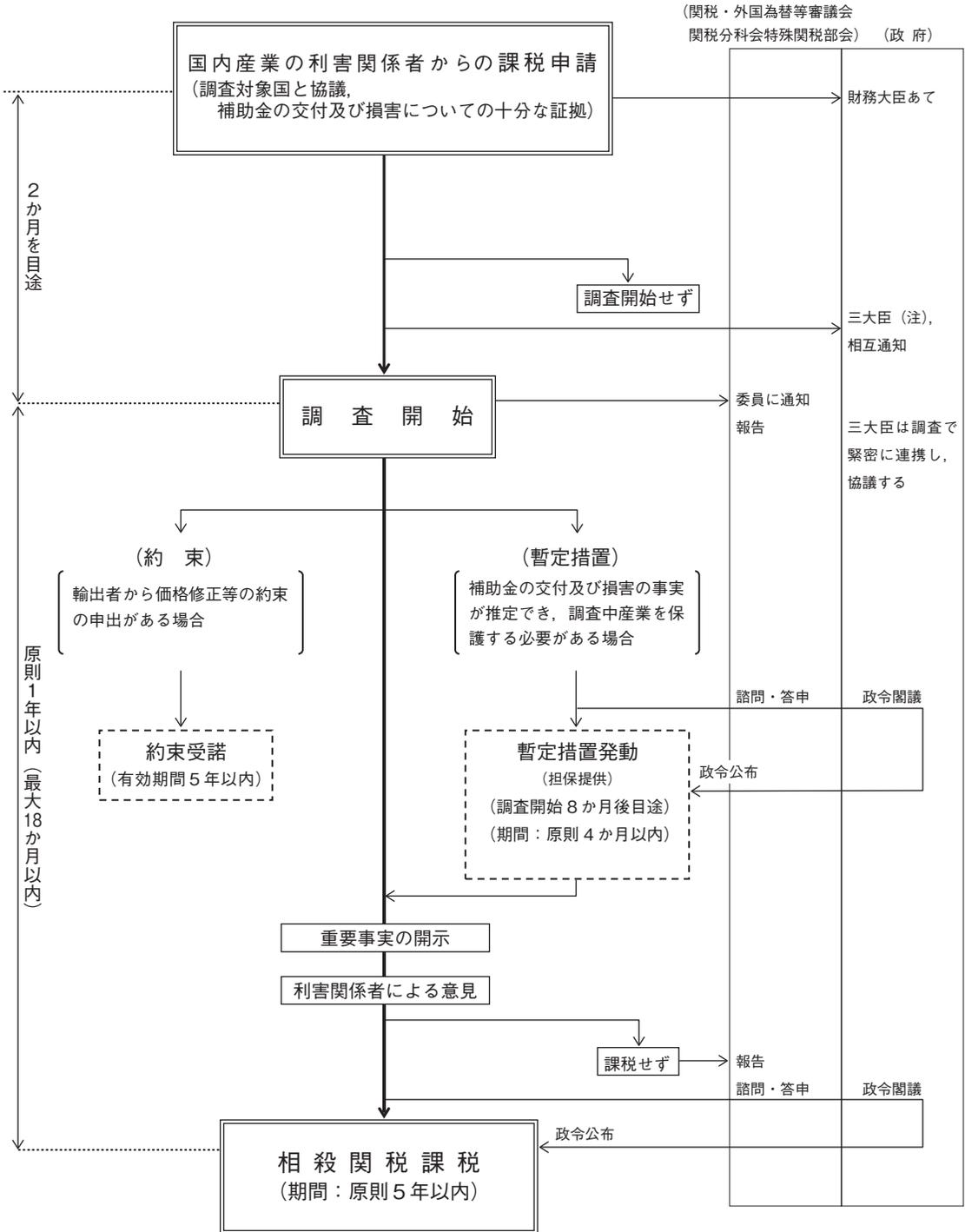
(参考2) WTOの勧告から報復関税発動までの手続の流れ



(注1) 相手国が異議を申し立てない場合、原則30日以内に承認される。

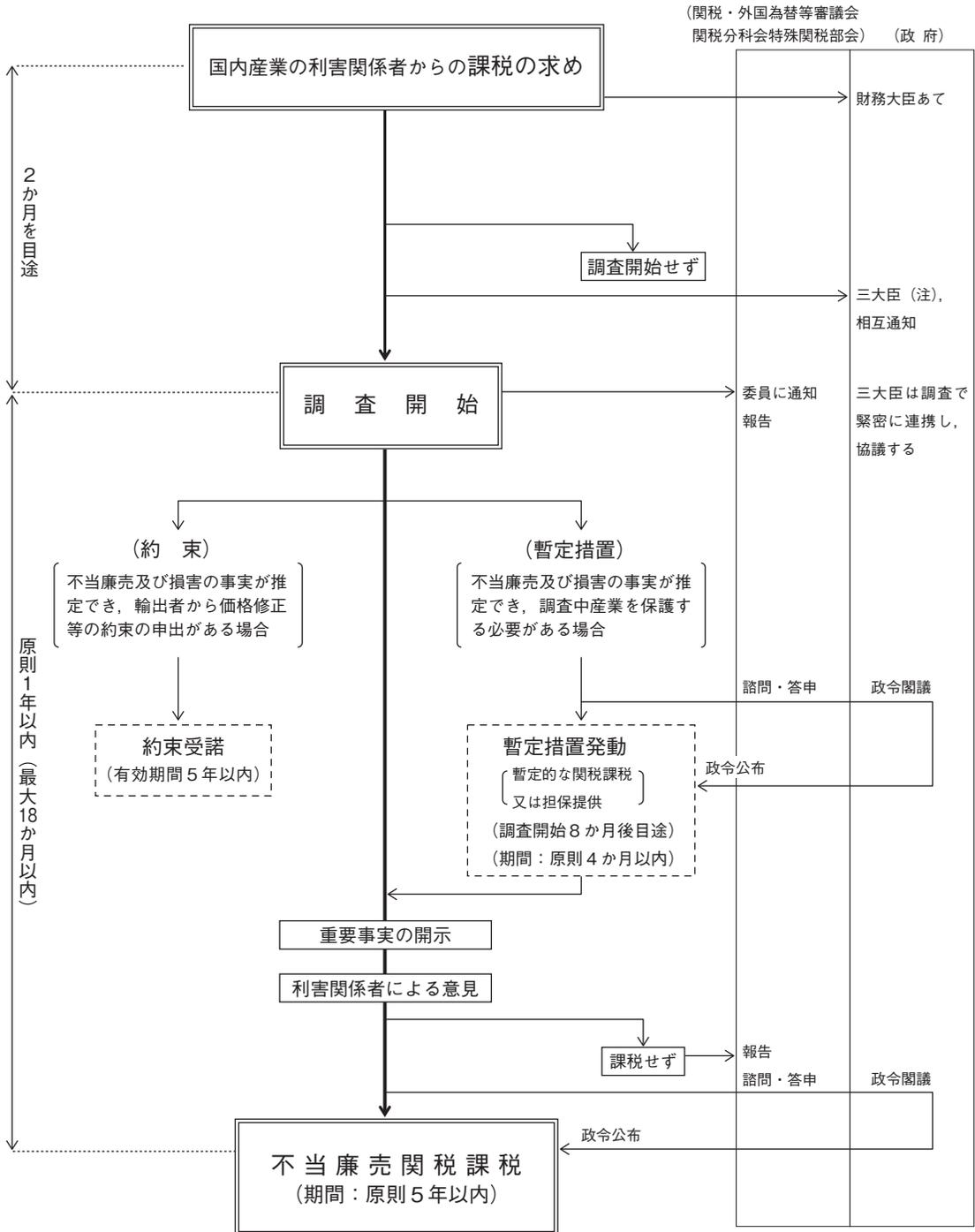
(注2) 報復関税の課税手続には、不当廉売関税や相殺関税のような「調査」や「最終決定」の手続はないが、政令の閣議決定前に、関税・外国為替等審議会の諮問・答申を経ることとされている。

(参考3) 相殺関税の課税手続の流れ



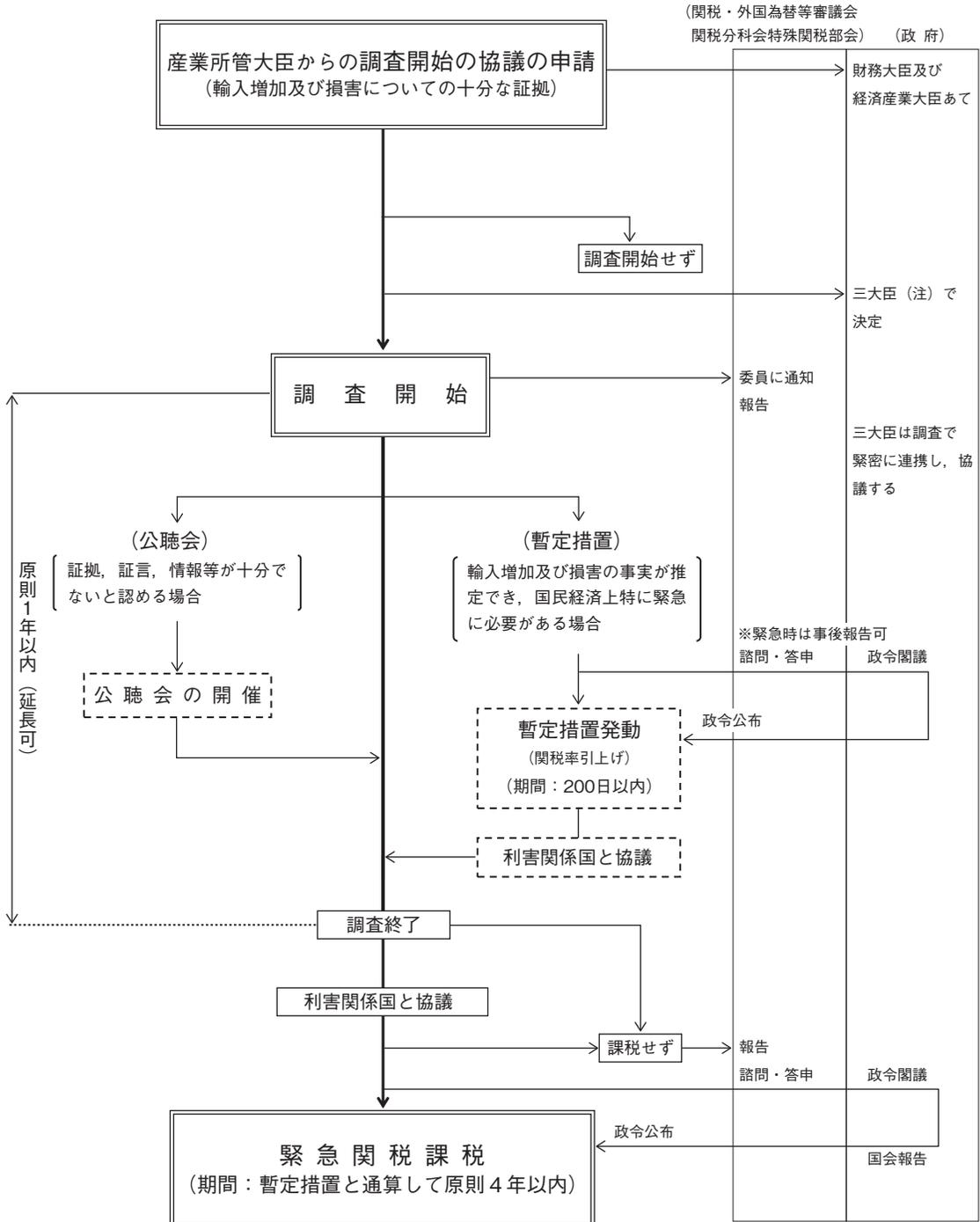
(注) 三大臣とは、財務大臣、経済産業大臣、産業所管大臣。

(参考4) 不当廉売関税の課税手続の流れ



(注) 三大臣とは, 財務大臣, 経済産業大臣, 産業所管大臣。

(参考5) 緊急関税の課税手続の流れ



(注) 三大臣とは、財務大臣、経済産業大臣、産業所管大臣。

## (参考6) 我が国における特殊関税の事例

	事例	概 要
報 復 関 税	①米国バード修正条項 ・H16.11.26 ・H17.8.1 ・H17.8.12 ・H17.8.17 ・H17.9.1 ・H18.8.4 ・H18.8.15 ・H18.8.18 ・H18.9.1 ・H19.8.2 ・H19.8.10 ・H19.8.15 ・H19.9.1 ・H20.8.22 ・H20.8.26 ・H20.8.29 ・H20.9.1 ・H21.8.7 ・H21.8.11 ・H21.8.14 ・H21.9.1 ・H22.8.6 ・H22.8.10 ・H22.8.13 ・H22.9.1 ・H23.8.5 ・H23.8.9 ・H23.8.12 ・H23.9.1 ・H24.7.30 ・H24.8.7 ・H24.8.10 ・H24.9.1 ・H25.8.2 ・H25.8.15 ・H25.8.20 ・H25.9.1 ・H26.8.5 ・H26.8.31	バード修正条項に対する対抗措置がWTOに承認される 米国を原産地とする玉軸受等に対して報復関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令」閣議決定 政令公布 政令施行 米国を原産地とする玉軸受等に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行 米国を原産地とする玉軸受等に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「玉軸受等に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行 米国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行 米国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行 米国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行 米国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行 米国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受に対して報復関税を引き続き課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行 米国を原産地とする玉軸受等に対して報復関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定 政令公布 政令施行 米国を原産地とする玉軸受等に対して報復関税を課さないこととし、関税・外国為替等審議会に報告（ただし、再発動の権利を留保） 課税期間満了
相 殺 関 税	①パキスタン産綿糸 ・S57.12.27 ・S58.4.18 ・S58.4.20 ・S59.1.3 ・S59.2.22 ・S59.2.28	日本紡績協会、課税の求め 関税率審議会特殊関税部会に調査開始に至った事情を説明 調査開始の通知・告示 パキスタン政府、補助金の一部を廃止 日本紡績協会、調査対象となった補助金制度が、補助金率が僅少であるものを除き、廃止されたことを理由に課税の求め取下げ。同日、同様の理由で相殺関税を課税しないこととして調査終了し、関税率審議会特殊関税部会に報告 相殺関税を課税しないことを決定した旨を通知・告示

	事例	概 要		
相 殺 関 税	②ブラジル産 フェロシリコ ン	・S59.3.6 ・S59.6.14 ・S59.6.18	日本フェロアロイ協会、課税の求め 日本フェロアロイ協会、輸出者側の自主規制措置の発表及び市況回復を理由に課税の求め取下げ 関税率審議会特殊関税部会に、提訴及び課税の求め取下げに関する情況説明	
	③大韓民国 D R A M	・H16.6.16 ・H16.7.27 ・H16.8.3 ・H16.8.4  ・H17.2~3 ・H17.3~4 ・H17.7.26 ・H17.8.1 ・H17.8.2 ・H17.10.21 ・H17.10.31 ・H17.11.14 ・H17.12.1 ・H18.1.20  ・H18.1.24 ・H18.1.27 ・H18.4.25 ・H18.6.19 ・H19.7.13 ・H19.8.30 ・H19.11.28 ・H19.12.17 ・H20.1.15 ・H20.1.30 ・H20.8.22  ・H20.8.26  ・H20.8.29 ・H20.9.1 ・H20.9.23  ・H20.9.29 ・H20.10.15 ・H20.12 中 ・H21.2.3 ・H21.3.3 ・H21.3.4 ・H21.4.13  ・H21.4.17  ・H21.4.22 ・H21.4.23	エルピーダメモリ社及びマイクロンジャパン社、課税の求め 大韓民国政府との二国間協議 調査開始の相互通知、調査開始決定の新聞発表 調査開始の告示（同日調査開始）、直接の利害関係人への通知 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に、調査開始に至った事情を説明 大韓民国の政府・金融機関・供給者に対する現地調査の実施 本邦の生産者等に対する現地調査の実施 調査期間延長（新聞発表） 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査延長決定の旨を報告 調査期間延長の告示（6ヶ月延長） 利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要事実の開示 大韓民国政府からの約束の申出 大韓民国政府との二国間協議 大韓民国政府との二国間協議 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査結果を報告。同日、大韓民国ハイニックス社製D R A M等に対し相殺関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申 「ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令」閣議決定 政令公布・施行 大韓民国政府との二国間協議 パネル設置 パネル報告の公表 上級委員会への申立て 上級委員会報告の公表 我が国に対する是正勧告をW T O紛争解決機関で採択 W T Oに対し是正勧告を実施する意思を通報 是正勧告を実施するための調査開始を告示 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査結果を報告。同日、税率変更について、関税・外国 為替等審議会に諮問・答申 「ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令の一部を改正 する政令」を閣議決定 政令公布 政令施行 是正勧告実施の有無等に係る履行パネル設置（21.3.4 韓国申出により中断。22.3.5 履行パネル 消滅。） ハイニックス社、課税廃止の求め 補助金に関する見直し調査開始の告示 大韓民国の政府・金融機関・供給者に対する現地調査の実施 利害関係者に対し重要な事実の開示 重要事実に対する反論期限 韓国の要請により履行パネル一時中断（22. 3.5消滅） 関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査結果を報告。同日、課税廃止について、関税外国 為替等審議会に諮問・答申 「ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令を廃止する政 令」閣議決定 政令公布 政令施行	
	不 当 廉 売 関 税	①大韓民国産 綿糸	・S57.12.27 ・S58.6.17 ・S58.7.11	日本紡績協会、課税の求め 大韓民国業界、自主規制措置を発表 日本紡績協会、自主規制措置を評価し課税の求め取下げ
		②ノルウェー 及びフランス 産フェロシリ コン	・S59.3.6 ・S59.6.14 ・S59.6.18	日本フェロアロイ協会、課税の求め 日本フェロアロイ協会、輸出者側の自主規制措置の発表及び市況回復を理由に課税の求め取下 げ 関税率審議会特殊関税部会に、提訴及び課税の求め取下げに関する情況説明
		③大韓民国産 セーター類	・S63.10.21 ・H1.2.2 ・H1.3.29 ・H1.4.11	日本ニット工業組合連合会、課税の求め 大韓民国政府（商工部）、自主規制措置を発表 日本ニット工業組合連合会、自主規制措置を評価し課税の求め取下げ 関税率審議会特殊関税部会に、提訴及び課税の求め取下げに関する情況説明

	事例	概 要
不 当 廉 売 関 税	④中華人民共和 国、ノル ウェー及び南 アフリカ共和 国産フェロシ リコマンガン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H3.10.8 日本フェロアロイ協会、課税の求め</li> <li>・H3.10.17 関税率審議会特殊関税部に、提訴に関する情況説明</li> <li>・H3.11.29 調査開始の相互通知・告示。同日、関税率審議会特殊関税部に、調査開始に至った事情を説明</li> <li>・H4.6.18 暫定措置をとらないことを決定し、調査結果の暫定的とりまとめを公表</li> <li>・H4.9～10 三国の輸出者、生産者、本邦の生産者に対する現地調査の実施</li> <li>・H4.11.27 調査期間の2ヵ月延長</li> <li>・H4.12 上 利害関係者等への基本的事実の開示及びそれに対する反論の受理</li> <li>・H4.12 下 中国の輸出者4社から価格修正の約束の申出</li> <li>・H5.1.27 中国の輸出者2社について約束の受諾及び調査取り止め</li> <li>・H5.1 末 調査終了</li> <li>・H5.1.28 関税率審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、中国の輸出者に不当廉売関税を課することについて、関税率審議会に諮問・答申</li> <li>・H5.1.29 「フェロシリコマンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令」閣議決定</li> <li>・H5.2.3 政令公布・施行。同日、ノルウェー及び南アフリカの輸出者に対して不当廉売関税を課税しない旨告示</li> <li>・H10.1.31 課税期間満了</li> </ul>
	⑤パキスタン 産綿糸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H5.12.20 日本紡績協会、課税の求め</li> <li>・H5.12.22 関税率審議会特殊関税部懇談会に、提訴に関する情況説明</li> <li>・H6.2.18 調査開始の相互通知・告示</li> <li>・H6.2.23 関税率審議会特殊関税部に、調査開始に至った事情を説明</li> <li>・H6.8.30 暫定措置をとらないことを決定</li> <li>・H6.11～12 パキスタンの輸出者・生産者及び本邦の生産者に対する現地調査、輸入者及びユーザーに対するヒヤリングの実施</li> <li>・H7.2.14 調査期間の2ヵ月延長</li> <li>・H7.4.17 調査期間の4ヵ月延長</li> <li>・H7.5.12 直接の利害関係人に対し、最終決定前の基礎となる重要な事実の開示</li> <li>・H7.7.28 関税率審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、関税率審議会にパキスタンの輸出者に不当廉売関税を課することについて、関税率審議会に諮問・答申</li> <li>・H7.8.1 「二十番手等カード綿糸に対して課する不当廉売関税に関する政令」閣議決定</li> <li>・H7.8.4 政令公布・施行</li> <li>・H8.2.16 パキスタンの生産者3社から新規供給者に係る課税の見直しの求め</li> <li>・H8.3.19 上記3社について、新規供給者に係る課税の見直し調査開始</li> <li>・H8.3.29 パキスタンの生産者13社から新規供給者に係る課税の見直しの求め</li> <li>・H8.5.27 上記13社のうち11社について、新規供給者に係る課税の見直し調査開始</li> <li>・H8.9.13 上記3社について、新規供給者に係る課税の見直し調査を終了し、同社の綿糸に係る不当廉売関税を変更又は廃止</li> <li>・H9.5.21 上記11社について、新規供給者に係る課税の見直し調査を終了し、同社の綿糸に係る不当廉売関税を継続、変更又は廃止</li> <li>・H9.12.5 パキスタンの生産者5社から新規供給者に係る課税の見直しの求め</li> <li>・H10.2.5 上記5社のうち3社について、新規供給者に係る課税の見直し調査開始</li> <li>・H11.4.30 上記3社について、新規供給者に係る課税の見直し調査を終了し、同社の綿糸に係る不当廉売関税を継続</li> <li>・H12.7.31 課税期間満了</li> </ul>
	⑥大韓民国及 び台湾産ポリ エステル短繊 維	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H13.2.28 帝人等5社、課税の求め</li> <li>・H13.3.28 関税・外国為替等審議会特殊関税部に課税の求めに関する情況説明</li> <li>・H13.4.20 調査開始の相互通知、調査開始決定の新聞発表</li> <li>・H13.4.23 調査開始の告示（同日調査開始）、直接の利害関係人への通知</li> <li>・H13.5.8 関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始に至った事情を説明</li> <li>・H13.10.30 台湾の一部供給者と申請者における対質の実施</li> <li>・H13.11～12 本邦の生産者及び輸入者に対する現地調査の実施</li> <li>・H14.1 下 大韓民国の供給者に対する現地調査の実施</li> <li>・H14.4.19 調査期間の3ヶ月延長</li> <li>・H14.5 中 追加的な証拠を提出した大韓民国の供給者に対する現地調査の実施</li> <li>・H14.6.14 利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要事実の開示</li> <li>・H14.7.19 関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、大韓民国及び台湾の供給者に不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</li> <li>・H14.7.23 「ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令」閣議決定</li> <li>・H14.7.26 政令公布・施行</li> <li>・H18.6.30 帝人ファイバー等3社、課税期間延長の求め</li> <li>・H18.8.29 調査開始の相互通知</li> </ul>

	事例	概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H18.8.31</li> <li>・ H18.9.13</li> <li>・ H18.10.13</li> <li>・ H19.3 中</li> <li>・ H19.5.16</li> <li>・ H19.6.6</li> <li>・ H19.6.19</li> <li>・ H19.6.26</li> <li>・ H19.6.29</li> <li>・ H19.7.1</li> <li>・ H24.6.28</li> </ul>	<p>調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表  関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始に至った事情を説明  利害関係者へ質問状を送付  本邦の生産者5社に対する現地調査を実施  利害関係者に対し重要な事実の開示  重要事実に対する反論期限  関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、課税期間延長について、関税・外国為替等審議会に諮問・答申  「ポリエステル短繊維に対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定  不当廉売関税を課する期間を平成24年6月28日まで延長することが決定された旨告示、政令公布  政令施行  課税期間満了</p>
不 当 廉 売 関 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦南アフリカ共和国、オーストラリア、中華人民共和国及びスペイン産電解二酸化マンガン</li> <li>・ H19.1.31</li> <li>・ H19.4.25</li> <li>・ H19.4.27</li> <li>・ H19.6.19</li> <li>・ H19.11～12</li> <li>・ H19.12 中</li> <li>・ H20.4.25</li> <li>・ H20.6.6</li> <li>・ H20.6.9</li> <li>・ H20.6.10</li> <li>・ H20.6.13</li> <li>・ H20.6.14</li> <li>・ H20.7.7</li> <li>・ H20.8.22</li> <li>・ H20.8.26</li> <li>・ H20.8.29</li> <li>・ H20.9.1</li> <li>・ H24.8.30</li> <li>・ H24.10.29</li> <li>・ H24.10.30</li> <li>・ H24.11. 8</li> <li>・ H25.4 下</li> <li>・ H25.5～6</li> <li>・ H25.8.31</li> <li>・ H25.10.10</li> <li>・ H25.10.15</li> <li>・ H25.11.22</li> <li>・ H25.12.13</li> <li>・ H26.2.21</li> <li>・ H26.2.28</li> <li>・ H26.3.5</li> <li>・ H26.3.6</li> <li>・ H30.3.2</li> <li>・ H30.3.19</li> <li>・ H30.3.30</li> <li>・ H30.4.16</li> <li>・ H30.4.18</li> <li>・ H30.10上</li> <li>・ H30.10.15</li> <li>・ H30.12.10</li> <li>・ H30.12.25</li> </ul>	<p>東ソー日向等2社、課税の求め  調査開始の相互通知  調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表  関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始に至った事情を説明  調査対象国の供給者4社に対する現地調査の実施  本邦の生産者2社に対する現地調査の実施  調査期間の6ヶ月延長  オーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申  利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要な事実の開示  「電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定  オーストラリア、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンに暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布  政令施行  重要事実に対する反論期限  関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申  「電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定  政令公布  政令施行  東ソー日向等2社、スペイン、中華人民共和国及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間延長の求め  調査開始の相互通知  調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表  関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始について説明  本邦の生産者2社に対する現地調査の実施  調査対象国の供給者4社に対する現地調査の実施  オーストラリア産電解二酸化マンガンに係る課税期間満了  調査対象国の供給者1社から新たな証拠の提出がなされたことによる追加現地調査の実施  調査期間の5ヶ月延長  利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要な事実の開示  重要事実に対する反論期限  関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税の課税期間を延長することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申  「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定  不当廉売関税を課する期間を平成31年3月4日まで延長することが決定された旨告示、政令公布  政令施行  東ソー日向等2社、中華人民共和国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間延長の求め  不当廉売関税の課税期間延長の求めに対する補正の求め  東ソー日向等2社、不当廉売関税の課税期間の延長の求めの補正  調査開始の相互通知  調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表  本邦生産者2社に対する現地調査の実施  関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始について説明  利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要な事実の開示  重要事実に対する反論期限</p>

	事例	概 要		
不 当 廉 売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H31.2.14</li> <li>・ H31.2.26</li> <li>・ H31.3.1</li> <li>・ H31.3.4</li> <li>・ H31.3.5</li> <li>・ R5.1.23</li> <li>・ R5.2.3</li> <li>・ R5.2.6</li> <li>・ R5.3.6</li> <li>・ R5.3.8</li> <li>・ R5.9中</li> <li>・ R5.9下</li> <li>・ R5.10.5</li> <li>・ R5.11.27</li> <li>・ R5.12.11</li> <li>・ R6.1.29</li> <li>・ R6.2.20</li> <li>・ R6.2.26</li> <li>・ R6.3.1</li> </ul>	<p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税の課税期間を延長することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定</p> <p>不当廉売関税を課する期間を平成36年2月29日まで延長することが決定された旨告示、政令公布</p> <p>スペイン及び南アフリカ共和国産電解二酸化マンガンに係る課税期間満了</p> <p>政令施行</p> <p>東ソー日向等2社、中華人民共和国産電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間延長の求め</p> <p>不当廉売関税の課税期間延長の求めに対する補正の求め</p> <p>東ソー日向等2社、不当廉売関税の課税期間の延長の求めの補正</p> <p>調査開始の相互通知</p> <p>調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表</p> <p>本邦生産者2社に対する現地調査の実施</p> <p>代替国生産者1社に対する現地調査の実施</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始について説明</p> <p>利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要な事実の開示</p> <p>重要事実に対する反論期限</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税の課税期間を延長することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定</p> <p>不当廉売関税を課する期間を令和11年2月25日まで延長することが決定された旨告示、政令公布</p> <p>政令施行</p>		
	当 廉 売	<p>⑧インドネシア産カットシート紙</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H24.5.10</li> <li>・ H24.6.27</li> <li>・ H24.6.29</li> <li>・ H24.7.30</li> <li>・ H24.12～H25.3</li> <li>・ H25.1～2</li> <li>・ H25.4.12</li> <li>・ H25.5.10</li> <li>・ H25.6.26</li> <li>・ H25.8.2</li> </ul>	<p>日本製紙等8社、課税の求め</p> <p>調査開始の相互通知</p> <p>調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始について説明</p> <p>本邦の生産者5社及び輸入者1社に対する現地調査の実施</p> <p>調査対象国の供給者4社及び関連者4社に対する現地調査の実施</p> <p>利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示</p> <p>重要事実に対する反論期限</p> <p>不当廉売関税を課さないことを決定し、その旨告示及び報道発表</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査結果を報告</p>	
		関 税	<p>⑨中華人民共和国産トルエンジソシアナート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H25.12.17</li> <li>・ H26.2.12</li> <li>・ H26.2.14</li> <li>・ H26.2.21</li> <li>・ H26.7.22</li> <li>・ H26.10～11</li> <li>・ H26.12.4</li> <li>・ H26.12.12</li> <li>・ H26.12.19</li> <li>・ H26.12.24</li> <li>・ H26.12.25</li> <li>・ H27.1.15</li> <li>・ H27.2.6</li> <li>・ H27.2.12</li> <li>・ H27.4.7</li> <li>・ H27.4.14</li> <li>・ H27.4.17</li> <li>・ H27.4.25</li> <li>・ R2.4.24</li> </ul>	<p>三井化学株式会社、課税の求め</p> <p>調査開始の相互通知</p> <p>調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始について説明</p> <p>本邦の生産者1社に対する現地調査（製造工程に係るもの）の実施</p> <p>本邦の生産者2社に対する現地調査の実施</p> <p>中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域除く。）産トルエンジソシアナートに係る仮の決定</p> <p>中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域除く。）産トルエンジソシアナートに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「トルエンジソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定</p> <p>仮の決定に対する反論期限。同日、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域除く。）産トルエンジソシアナートに暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布</p> <p>政令施行</p> <p>利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示</p> <p>重要事実に対する反論期限</p> <p>調査期間の4ヶ月延長</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「トルエンジソシアナートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定</p> <p>政令公布</p> <p>政令施行</p> <p>課税期間満了</p>
			<p>⑩大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H27.4.3</li> <li>・ H27.5.22</li> <li>・ H27.5.26</li> <li>・ H27.11～12</li> </ul>	<p>カリ電解工業会、課税の求め</p> <p>調査開始の相互通知</p> <p>調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表</p> <p>本邦の生産者2社に対する現地調査の実施</p>

	事例	概 要
不 当 廉 売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H28.1下</li> <li>・ H28.3.25</li> <li>・ H28.3.28</li> <li>・ H28.4.5</li> <li>・ H28.4.8</li> <li>・ H28.4.9</li> <li>・ H28.4.15</li> <li>・ H28.5.17</li> <li>・ H28.5.24</li> <li>・ H28.5.27</li> <li>・ H28.6.7</li> <li>・ H28.6.27</li> <li>・ H28.7.8</li> <li>・ H28.7.11</li> <li>・ H28.8.2</li> <li>・ H28.8.3</li> <li>・ H28.8.9</li> <li>・ R2.7.7</li> <li>・ R2.8.27</li> <li>・ R2.8.31</li> <li>・ R2.9.8</li> <li>・ R3.3上下</li> <li>・ R3.3中下</li> <li>・ R3.5.26</li> <li>・ R3.6.9</li> <li>・ R3.8.2</li> <li>・ R3.8.10</li> <li>・ R3.8.13</li> <li>・ R3.8.14</li> </ul>	<p>大韓民国の供給者1社に対する現地調査の実施</p> <p>大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る仮の決定</p> <p>大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定</p> <p>大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布</p> <p>政令施行</p> <p>仮の決定に対する反論期限</p> <p>利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示</p> <p>調査期間の3ヶ月延長</p> <p>大韓民国の輸出者から価格修正の約束の申出</p> <p>重要事実に対する反論期限</p> <p>不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会における持ち回り審議を開始</p> <p>大韓民国の輸出者に約束は受諾困難である旨通知</p> <p>不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会における持ち回り審議終了・答申</p> <p>「水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定</p> <p>政令公布</p> <p>政令施行</p> <p>カリ電解工業会、大韓民国及び中華人民共和国産水酸化カリウムに係る不当廉売関税の課税期間延長の求め</p> <p>調査開始の相互通知</p> <p>調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に、調査開始について説明</p> <p>本邦の生産者2社に対する現地調査の実施（※インターネット回線を通じて実施）</p> <p>代替国生産者2社に対する現地調査の実施（※同上）</p> <p>利害関係者に対し最終決定前の基礎となる重要な事実の開示</p> <p>重要事実に対する反論期限</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税の課税期間を延長することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定</p> <p>政令公布</p> <p>政令施行</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>①中華人民共和</li> <li>国産高重合</li> <li>度ポリエチ</li> <li>レンテフレ</li> <li>タレート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H28.9.6</li> <li>・ H28.9.28</li> <li>・ H28.9.30</li> <li>・ H29.3中</li> <li>・ H29.4中</li> <li>・ H29.8.4</li> <li>・ H29.8.23</li> <li>・ H29.8.28</li> <li>・ H29.8.29</li> <li>・ H29.9.1</li> <li>・ H29.9.2</li> <li>・ H29.9.27</li> <li>・ H29.9.29</li> <li>・ H29.10.10</li> <li>・ H29.10.23</li> <li>・ H29.12.12</li> <li>・ H29.12.14</li> <li>・ H29.12.22</li> <li>・ H29.12.27</li> <li>・ H29.12.28</li> <li>・ R3.12.3</li> </ul> <p>三井化学株式会社等4社、課税の求め</p> <p>調査開始の相互通知</p> <p>調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表</p> <p>本邦生産者1社に対する現地調査の実施</p> <p>中国の供給者3社に対する現地調査の実施</p> <p>中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテフタレートに係る仮の決定</p> <p>中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテフタレートに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>仮の決定に対する反論期限</p> <p>「高重合度ポリエチレンテフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定</p> <p>中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテフタレートに暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布</p> <p>政令施行</p> <p>調査期間の3か月延長、中国の輸出者1社から価格修正の約束の申出</p> <p>利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示</p> <p>中国の輸出者4社から価格修正の約束の申出</p> <p>重要事実に対する反論期限</p> <p>中国の輸出者5社に約束は受諾困難である旨通知</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「高重合度ポリエチレンテフタレートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定</p> <p>政令公布</p> <p>政令施行</p> <p>三井化学株式会社、中華人民共和国産高重合度ポリエチレンテフタレートに係る不当廉売関税の課税期間延長の求め</p>

	事例	概 要	
不 当 廉 売	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R4.2.7</li> <li>・ R4.2.10</li> <li>・ R4.8下</li> <li>・ R4.9中</li> <li>・ R4.11.8</li> <li>・ R4.11.22</li> <li>・ R4.11.24</li> <li>・ R5.1.24</li> <li>・ R5.1.31</li> <li>・ R5.2.3</li> <li>・ R5.2.4</li> </ul>	<p>調査開始の相互通知</p> <p>調査開始の告示（同日調査開始），調査開始決定の報道発表</p> <p>本邦の生産者1社に対する現地調査の実施</p> <p>代替国生産者1社に対する現地調査の実施</p> <p>利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示</p> <p>重要事実に対する反論期限</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査開始について説明</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査結果を報告。同日，不当廉売関税の課税期間を延長することについて，関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定</p> <p>政令公布</p> <p>政令施行</p>	
	<p>⑫大韓民国及び中華人民共和国産炭素鋼製突合せ溶接式継手</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H29.3.6</li> <li>・ H29.3.29</li> <li>・ H29.3.31</li> <li>・ H29.10上</li> <li>・ H29.10中</li> <li>・ H29.12.8</li> <li>・ H29.12.14</li> <li>・ H29.12.22</li> <li>・ H29.12.27</li> <li>・ H29.12.28</li> <li>・ H30.1.30</li> <li>・ H30.3.1</li> <li>・ H30.3.14</li> <li>・ H30.3.23</li> <li>・ H30.3.30</li> <li>・ H30.3.31</li> <li>・ R5.3.30</li> </ul>	<p>株式会社ベンカン機工等3社，課税の求め</p> <p>調査開始の相互通知</p> <p>調査開始の告示（同日調査開始），調査開始決定の報道発表</p> <p>本邦生産者1社に対する現地調査の実施</p> <p>大韓民国の供給者1社に対する現地調査の実施</p> <p>大韓民国及び中華人民共和国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に係る仮の決定</p> <p>大韓民国及び中華人民共和国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に暫定的な不当廉売関税を課することについて，関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定</p> <p>大韓民国及び中華人民共和国産炭素鋼製突合せ溶接式継手に暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示，政令公布</p> <p>政令施行，仮の決定に対する反論期限</p> <p>利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示</p> <p>重要事実に対する反論期限</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部会に調査結果を報告。同日，不当廉売関税を課することについて，関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定</p> <p>政令公布</p> <p>政令施行</p> <p>課税期間満了</p>
	<p>⑬中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェート</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R1.8.5</li> <li>・ R1.9.24</li> <li>・ R1.9.26</li> <li>・ R2.3.13</li> <li>・ R2.3.16</li> <li>・ R2.5.25</li> <li>・ R2.5.28～6.12</li> <li>・ R2.6.23</li> <li>・ R2.6.26</li> <li>・ R2.6.27</li> <li>・ R2.9.8</li> <li>・ R2.9.11</li> <li>・ R2.9.16</li> <li>・ R2.9.17</li> </ul>	<p>大八化学工業株式会社，課税の求め</p> <p>調査開始の相互通知</p> <p>調査開始の告示（同日調査開始），調査開始決定の報道発表</p> <p>本邦生産者1社に対する現地調査の実施（※インターネット回線を通じて実施）</p> <p>代替国生産者1社に対する現地調査の実施（※同上）</p> <p>中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに係る仮の決定</p> <p>中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに暫定的な不当廉売関税を課することについて，関税・外国為替等審議会に諮問・答申（持ち回り開催）</p> <p>「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定</p> <p>中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示，政令公布</p> <p>政令施行</p> <p>中華人民共和国産トリス（クロロプロピル）ホスフェートに不当廉売関税を課することについて，関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定</p> <p>政令公布</p> <p>政令施行</p>
	<p>⑭大韓民国産炭酸二カリウム</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R2.4.30</li> <li>・ R2.6.25</li> <li>・ R2.6.29</li> <li>・ R2.9.8</li> <li>・ R2.12.15～17</li> <li>・ R2.12.21～22</li> <li>・ R2.2.25</li> </ul>	<p>カリ電解工業会 課税の求め</p> <p>調査開始の相互通知</p> <p>調査開始の告示（同日調査開始），調査開始決定の報道発表</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部会に，調査開始について説明</p> <p>海外供給者1社に対する現地調査の実施（※インターネット回線を通じて実施）</p> <p>本邦生産者1社に対する現地調査の実施（※同上）</p> <p>大韓民国産炭酸二カリウムに係る仮の決定</p>

	事例	概 要
不 当 廉 売 関 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R3.2.25～3.11</li> <li>・ R3.3.19</li> <li>・ R3.3.24</li> <li>・ R3.3.25</li> <li>・ R3.4.8</li> <li>・ R3.4.22</li> <li>・ R3.6.8</li> <li>・ R3.6.18</li> <li>・ R3.6.23</li> <li>・ R3.6.24</li> </ul>	<p>大韓民国産炭酸二カリウムに暫定的な不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申（持ち回り開催）</p> <p>「炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」閣議決定</p> <p>大韓民国産炭酸カリウムに暫定的な不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布</p> <p>政令施行</p> <p>利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示</p> <p>重要事実に対する反論期限</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」閣議決定</p> <p>政令公布</p> <p>政令施行</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑮中華人民共和國及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R3.3.31</li> <li>・ R3.6.9</li> <li>・ R3.6.14</li> <li>・ R3.11～12</li> <li>・ R3.12中</li> <li>・ R3.12下</li> <li>・ R4.1中</li> <li>・ R4.2上</li> <li>・ R4.2中</li> <li>・ R4.4.28</li> <li>・ R4.9.13</li> <li>・ R4.9.26</li> <li>・ R4.9.27</li> <li>・ R4.11.22</li> <li>・ R4.11.24</li> <li>・ R4.12.2</li> <li>・ R4.12.7</li> <li>・ R4.12.8</li> </ul> <p>日亜鋼業株式会社等4社 課税の求め</p> <p>調査開始の相互通知</p> <p>調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表</p> <p>本邦生産者2社に対する現地調査の実施（※インターネット回線を通じて実施）</p> <p>中国の供給者1社に対する現地調査の実施（※同上）</p> <p>代替国生産者1社に対する現地調査の実施（※同上）</p> <p>中国の供給者1社に対する現地調査の実施（※同上）</p> <p>中国の供給者1社に対する現地調査の実施（※同上）</p> <p>韓国の供給者1社に対する現地調査の実施（※同上）</p> <p>調査対象貨物変更の告示、調査対象貨物変更の報道発表、調査期間の6か月延長</p> <p>利害関係者に対し最終決定の基礎となる重要な事実の開示</p> <p>中国の輸出者2社から価格修正の約束の申出</p> <p>重要事実に対する反論期限</p> <p>中国の輸出者2社に約束は受諾困難である旨通知</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査結果を報告。同日、不当廉売関税を課することについて、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「溶融亜鉛めっき鉄線に対して課する不当廉売関税に関する政令」閣議決定</p> <p>大韓民国産及び中華人民共和國産溶融亜鉛めっき鉄線に不当廉売関税を課することが決定された旨告示、政令公布</p> <p>政令施行</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑯中華人民共和國産黒鉛電極</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R6.2.26</li> <li>・ R6.4.19</li> <li>・ R6.4.24</li> </ul> <p>S E Cカーボン株式会社等3社 課税の求め</p> <p>調査開始の相互通知</p> <p>調査開始の告示（同日調査開始）、調査開始決定の報道発表</p>
緊 急 関 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>①ねぎ、生しいたけ及び豊表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H12.11.24</li> <li>・ H12.12.22</li> <li>・ H12.12.28</li> <li>・ H13.1.19</li> <li>・ H13.1.23</li> <li>・ H13.3.22</li> <li>・ H13.3.23</li> <li>・ H13.3.27</li> <li>・ H13.4.6</li> <li>・ H13.4.10</li> <li>・ H13.4.17</li> <li>・ H13.4.20</li> <li>・ H13.4.23</li> <li>・ H13.4.27</li> <li>・ H13.5.31</li> <li>・ H13.6.1</li> <li>・ H13.6.22</li> <li>・ H13.7.3～4</li> <li>・ H13.9.4</li> </ul> <p>農林水産大臣より、ねぎ、トマト、たまねぎ、ピーマン、生しいたけ及びいぐさ（豊表）の6品目について財務（大蔵）・経産（通産）両大臣に調査開始の要請</p> <p>ねぎ、生しいたけ及び豊表の3品目に対する調査開始の告示</p> <p>生産者に対する質問状発送</p> <p>輸入者、流通・小売業者、消費者等に対する質問状発送</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に調査開始に至った事情を説明</p> <p>証拠提出・証言の期限</p> <p>ねぎ等3品目の調査にかかる政府による実態調査の結果公表</p> <p>質問状回答結果等及び提出証拠の閲覧開始</p> <p>関税・外国為替等審議会特殊関税部に暫定措置発動の基本的考え方につき諮問・答申（答申には賛否両論が併記され、これを踏まえて政府が適切に対処すべきとされた。）</p> <p>3大臣で、暫定措置の具体的内容を決定し、当該決定内容を閣議にて農水大臣が報告</p> <p>「ねぎ等に対して暫定的に緊急の関税を課する政令」閣議決定</p> <p>政令公布及び告示（ねぎ等に対して暫定的な緊急の関税を課する件）</p> <p>暫定措置についてのW T O通報</p> <p>政令施行</p> <p>証拠等の閲覧及び意見表明の期限</p> <p>ねぎ等3品目のセーフガード調査において表明された意見の概要公表</p> <p>ねぎ等3品目のセーフガード調査において表明された意見の閲覧開始（13.6.14まで）</p> <p>中国が日本からの自動車、携帯・車載電話、空調機に対し、現行の関税率に加え、100%の特別関税の徴収開始</p> <p>中国の輸入特別関税措置及びねぎ等3品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（局長級）（於北京）</p> <p>ねぎ等3品目のセーフガード調査において表明された意見に対する再意見の概要公表</p>

	事例	概 要
緊 急 関 税	・ H13.9.24～25 ・ H13.10.8 ・ H13.10.17 ・ H13.10.21 ・ H13.10.25 ・ H13.10.31 ・ H13.11.1	ねぎ等3品目セーフガード措置に関する日中官民協議（於北京） 小泉総理と朱鎔基総理の会談（於北京） 平沼経済産業大臣と石広生対外貿易経済合作部長との会談（於上海） 小泉総理と江沢民国家主席との会談（於上海） セーフガード関係閣僚会合（3大臣のほか、官房長官、外務大臣が出席） 政府調査における主要指標の概要の公表 中国の輸入特別関税措置及びねぎ等3品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（局長級）（於北京）
	・ H13.11.7～8 ・ H13.11.8 ・ H13.11.12 ・ H13.11.21 ・ H13.11.22	ねぎ等3品目セーフガード措置に関する日中官民協議（於北京） 暫定措置の期限 平沼経済産業大臣、武部農林水産大臣と石広生対外貿易経済合作部長との会談（於ドーハ） ねぎ等3品目の輸入動向のモニター結果の公表（以後、毎週公表） 中国の輸入特別関税措置及びねぎ等3品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（局長級）（於北京）
	・ H13.11.30 ・ H13.12.7～8 ・ H13.12.11 ・ H13.12.19 ・ H13.12.21 ・ H13.12.25	中国の輸入特別関税措置及びねぎ等3品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（課長級）（於北京） 中国の輸入特別関税措置及びねぎ等3品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（局長級）（於北京） 平沼経済産業大臣、武部農林水産大臣と石広生対外貿易経済合作部長との会談（於北京） 中国の輸入特別関税措置及びねぎ等3品目のセーフガード措置についての日中政府間協議（次官級）（於東京） 平沼経済産業大臣、武部農林水産大臣と石広生対外貿易経済合作部長との間で、ねぎ等3品目の秩序ある貿易の促進について合意、調査の終了（確定措置発動せず） 確定措置を発動しない旨の告示
	・ H13.12.26 ・ H14. 2.7～8 ・ H14.3.28 ・ H14.5.22・24 ・ H14.9.20 ・ H14.11.12 ・ H15.1.14 ・ H15.4.15 ・ H15.9.17 ・ H15.11.11 ・ H16.3.29 ・ H16.6.24 ・ H16.9.14 ・ H17.4.26 ・ H17.5.13 ・ H17.8.18 ・ H17.11.9 ・ H18.4.14 ・ H18.7.11 ・ H19.1.30 ・ H19.6.21 ・ H19.11.9 ・ H20.6.27 ・ H20.9.17 ・ H21.7.2 ・ H21.9.15 ・ H22.5.24 ・ H22.6.24 ・ H24.4.11 ・ H24.5.17 ・ H25.5.23 ・ H26.4.18 ・ H26.10.28 ・ H27.5.21 ・ H28.3.9	関税・外国為替等審議会特殊関税部会開催 中国が輸入特別関税措置を27日から停止する旨の公告 第1回日中農産物貿易協議会（ねぎ等3品目） 第2回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第3回日中農産物貿易協議会（ねぎ等3品目） 第4回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第5回日中農産物貿易協議会（畳表） 第6回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第7回日中農産物貿易協議会（畳表） 第8回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第9回日中農産物貿易協議会（畳表） 第10回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第11回日中農産物貿易協議会（畳表） 第12回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第13回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第14回日中農産物貿易協議会（畳表） 第15回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第16回日中農産物貿易協議会（畳表） 第17回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第18回日中農産物貿易協議会（畳表） 第19回日中農産物貿易協議会（畳表） 第20回日中農産物貿易協議会（畳表） 第21回日中農産物貿易協議会（畳表） 第22回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第23回日中農産物貿易協議会（畳表） 第24回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第25回日中農産物貿易協議会（畳表） 第26回日中農産物貿易協議会（畳表） 第27回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第28回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第29回日中農産物貿易協議会（畳表） 第30回日中農産物貿易協議会（畳表） 第31回日中農産物貿易協議会（畳表） 第32回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ） 第33回日中農産物貿易協議会（畳表） 第34回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ）

	事例	概要
緊 急 関 税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H28.9.13</li> <li>・ H29.6.8</li> <li>・ H29.7.21</li> <li>・ H30.8.3</li> <li>・ H31.1.17</li> </ul>	<p>第35回日中農産物貿易協議会（畳表）</p> <p>第36回日中農産物貿易協議会（畳表）</p> <p>第37回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ）</p> <p>第38回日中農産物貿易協議会（畳表）</p> <p>第39回日中農産物貿易協議会（ねぎ及び生しいたけ）</p>
	<p>②鉄鋼製品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H14.3.5</li> <li>・ H14.3.14</li> <li>・ H14.3.20</li> <li>・ H14.4.11～12</li> <li>・ H14.5.14</li> <li>・ H14.5.16</li> <li>・ H14.5.17</li> <li>・ H14.5.21</li> <li>・ H14.6.13</li> <li>・ H14.6.14</li> <li>・ H14.6.17</li> <li>・ H14.6.18</li> <li>・ H14.7.3</li> <li>・ H14.7.19</li> <li>・ H14.8.30</li> <li>・ H14.9.30</li> <li>・ H15.3.21</li> <li>・ H15.3.26</li> <li>・ H15.5.2</li> <li>・ H15.7.11</li> <li>・ H15.8.11</li> <li>・ H15.9.19</li> <li>・ H15.11.10</li> <li>・ H15.11.26</li> <li>・ H15.12.5</li> <li>・ H15.12.10</li> <li>・ H15.12.12</li> <li>・ H15.12.17</li> </ul>	<p>米国がセーフガード措置の決定を発表</p> <p>措置決定を受けての二国間協議</p> <p>米国が鉄鋼14品目に対しセーフガード措置を発動</p> <p>パネルの前提条件となる二国間協議を要請</p> <p>パネルの前提条件となる日米等の協議</p> <p>E Uが対抗措置をWTOに通報</p> <p>米国による鉄鋼セーフガード措置に対する対応について、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>我が国が対抗措置をWTOに通報</p> <p>パネルの設置を要請</p> <p>E Uが対抗措置に関する規則を関係理事会で採択</p> <p>「アメリカ合衆国から輸入される鉄鋼及び鉄鋼製品に係る関税の譲許の適用の停止等に関する政令」閣議決定</p> <p>パネル設置</p> <p>政令公布</p> <p>政令施行（米国産品に対する譲許を停止、税率は従来と同一）</p> <p>E Uが米国に対する譲許を停止（税率は従来と同一）</p> <p>米国がセーフガード措置の適用除外品目の決定期限を8月31日まで延期する旨公表</p> <p>E Uが対抗措置に関する意思決定の期限を9月30日まで延期する旨公表</p> <p>米国が適用除外品目を正式公表</p> <p>総理及び関係大臣の了解を得て、平沼経済産業大臣が「米国の建設的な対応を勧告し、WTO紛争解決手続の結論が出るまでの間、関税を引上げない」旨の談話を発表</p> <p>E Uが対抗措置を直ちに発動しないことを決定</p> <p>米国が年次見直しに係る適用除外を発表</p> <p>パネル中間報告の当時国配付</p> <p>パネル最終報告の当時国配付</p> <p>パネル最終報告の加盟国配付</p> <p>米国が上級委員会へ上訴</p> <p>米国ITCによる中間見直し</p> <p>上級委員会報告書の加盟国配付</p> <p>我が国が対抗措置をWTOに修正通報</p> <p>米国がセーフガード措置を撤回</p> <p>E Uが対抗措置を発動しないことを決定</p> <p>上級委員会報告の採択。同日、米国による鉄鋼セーフガード措置に対する対抗措置の撤回について、関税・外国為替等審議会に諮問・答申</p> <p>「アメリカ合衆国から輸入される鉄鋼及び鉄鋼製品に係る関税の譲許の適用の停止等に関する政令を廃止する政令」閣議決定</p> <p>政令公布・施行</p>

### 第3. 我が国の特惠関税制度の概要等

#### 1. 制度概要及び経緯

我が国は、経済支援の観点から、開発途上国等から輸入される一定の農水産品、鉱工業品につき通常の関税率より低い特惠税率を適用する一般特惠関税制度を導入している。LDC（後発開発途上国）の製品に対しては、一部品目を除き無税・無枠での輸入を認める、一層の優遇が行われている（LDC特惠措置）。

我が国では昭和46年に導入されて以来、10年ずつ5回延長され、令和3年度改正により適用期限は令和12年度末までとされている。

#### 2. 一般特惠受益国及び地域

126ヶ国及び4地域（別表）

（注）平成12年度から、世界銀行統計の「高所得国」に3年連続該当した国・地域については、特惠関税を適用しないこととしている（特惠卒業）。そのため、平成12年度から韓国・台湾・香港・

シンガポール等19の国・地域、平成15年度からスロベニア、平成18年度からバーレーン、平成19年度から仏領ポリネシア地域、平成21年度からサウジアラビア、平成23年度からオマーン等3ヶ国、平成24年度から英領アンギラ地域等7地域、平成25年度からクロアチア、平成28年度からクック、平成29年度からチリ等3ヶ国、平成30年度からセーシェル、アンティグア・バーブーダ、令和3年度からパラオ、令和4年度からパナマ、令和5年度からモントセラト地域について、それぞれ特惠関税を適用しないこととした。また、令和元年度から、3年連続して世銀統計における「高中所得国」に該当し、かつ、世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上に該当した国・地域についても、特惠関税を適用しないこととしている。そのため、令和元年度から中国等5ヶ国について、それぞれ特惠関税を適用しないこととした。

#### 3. 農水産品・鉱工業品別の一般特惠措置の内容

	農水産品（HS1～24類）	鉱工業品（HS25～97類）
特惠対象品目	有税品2,053品目中431品目	有税品4,311品目中、毛皮、合板、繊維製品等及びLDC特惠対象品目を除く3,285品目
特惠税率	個々の品目ごとに通常の関税率より引下げ	① 原則として無税 ② ただし、関税暫定措置法別表第3の品目（1,142品目）は一般税率の20%、40%、60%、80%
特惠停止方法	エスケープ・クローズ方式 〔 ・国内産業に損害を与える等の場合に、政令で特惠適用を停止 ・発動の実績なし 〕	エスケープ・クローズ方式（同左）

（注1）製品の国際競争力等を勘案した国別・品目別特惠適用除外措置あり。

（注2）品目数は、令和6年4月1日時点の輸入統計品目番号に基づき計上。以下同じ。

#### 4. LDC（後発開発途上国）に対する特別特惠措置（LDC特惠措置）

##### (1) LDC特惠受益国

LDC44ヶ国。平成20年度からカーボベルデ、平成23年度からモルディブ、平成26年度からサモア、令和元年度から赤道ギニア、令和3年度からバヌアツ、令和6年度からブータンが対象国から除外された。

##### (2) LDC特惠措置の内容

上記3. の特惠対象品目全てに加え、LDC特惠

対象品目（2,434品目（農水産品1,455品目、鉱工業品979品目））について、無税・無枠。

#### 5. 輸入手続及び原産地認定基準等

##### (1) 特惠適用物品の輸入手続

特惠関税を適用して輸入する物品についても、一般の輸入貨物とほぼ同様の手続により通関を行うことになっている。すなわち、特惠適用物品の輸入者は、その品名、数量、価格等を税関長に申告し、必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。

特惠適用輸入の場合、更に、原産地認定基準を満たしていることを証明するため、輸入申告等の際し、輸入貨物の原産地の税関又はこれに準ずる機関が発給した「一般特惠制度原産地証明書（様式A）」を税関に提出しなければならない（税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品、課税価格の総額が20万円以下の物品又はこれらに該当しない物品で特例申告の対象となる物品については、これらの書類の提出は不要である。ただし、当該特例申告の対象となる物品であっても、同書類の発給を受けていることは必要となる）。

## (2) 原産地認定基準

特惠関税は、特惠受益国又は地域を原産地とする物品のみを対象として適用される。このため、特惠関税の適用を受けようとする物品が特惠受益国又は地域の原産品であるかどうかを認定するための特惠原産地認定基準が定められている。

### ① 一般基準

次に掲げる物品は、その生産を行った国又は地域が原産地となる。

イ 一の特恵受益国又は地域において完全に生産された物品（完全生産品）

ロ 一の特恵受益国又は地域において、他の国の原産品をその原材料の全部又は一部として、これに実質的な変更（HS 4桁の分類の変更等）を加える加工又は製造により生産された物品（実質加工品）

### ② 自国関与基準

一の特恵受益国又は地域において、我が国から輸出された物品を原材料の全部又は一部として生産された物品のうち、我が国から輸出された物品をその特惠受益国又は地域の完全生産品とみなした場合に、上記①の基準を満たすこととなる物品は、その特惠受益国又は地域の原産品として取り扱われる。

ただし、毛皮製品等特定の産品については、この基準の適用対象から除外されている。

### ③ 累積原産地制度

インドネシア、フィリピン及びベトナムの3ヶ国（以下「東南アジア諸国」という。）のうちの二以上の国を通じて生産が行われて、本邦へ輸出される物品については、東南アジア諸国を一の国とみなして上記①及び②の原産地認定基準が適用される。この結果、一の東南アジア諸国の完全生産品及び本邦からの自国関与物品は東南アジア諸国の完全生産品とみなされるとともに、一の東南

アジア諸国で行われた加工・製造は、東南アジア諸国において行われたものとみなされることとなる。

より具体的には、実質加工品の認定上、製品に占める原産品（当該国を原産国とする原材料）については次のような効果が生じることになる。

イ 「原産品割合」の算定においては、次に掲げる物品が東南アジア諸国産品として扱われる。

(i) 東南アジア諸国産品のみから成る原材料のすべて

(ii) 本邦から東南アジア諸国のうちの一の国に輸出された物品のみから成る原材料のすべて

(iii) 前記(i)及び(ii)に掲げる物品のみから成る原材料のすべて

ロ 加工・製造の工程については、生産に関わった東南アジア諸国全体として一定の加工・製造の要件を充足すれば、原産品としての資格が付与される。

以上の結果、その原産地が東南アジア諸国とされる物品については、当該物品を本邦へ輸出する国を当該物品の原産地とする。

### (3) 運送要件

(2)の基準により認定された特惠受益国原産品が特惠関税の適用を受けるためには、更に、次に掲げる運送要件のいずれかを満たす必要がある。

① 原産地である特惠受益国等からその他の国又は地域（以下「非原産国」という。）を経由しないで日本へ向けて直接に運送されること（直接運送）。

② 原産地である特惠受益国等から非原産国を経由して日本へ輸入されるが、その経路が運送上の理由から非原産国において単に積替え又は一時蔵置がされたにすぎないこと。

③ 原産地である特惠受益国等から非原産国において一時蔵置するため又は博覧会、展示会その他これらに類するもの（以下「博覧会等」という。）に出品するため輸出され、その後、当初における特惠受益国等の輸出者により、その非原産国から①又は②に準ずる運送方法で日本向けに輸出されること。

なお、②又は③に規定する積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品は、その非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において同国の税関の監督下で行われなければならない。また、上記②又は③に該当していることを証明するた

め、輸入申告等の際し、イ. 当該物品の原産地である特惠受益国等から本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、ロ. 積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明

書、又はハ. これらの書類以外の書類で税関長が適当と認めるもの、のいずれかを提出しなければならない（課税価格の総額が20万円以下の物品又は特例申告の対象となる物品については、これらの書類の提出は不要である。）。

(別表) 特惠受益国及び地域一覧表（令和6年度）

番号	国 又は 地域名	番号	国 又は 地域名	番号	国 又は 地域名
1	アゼルバイジャン	51	ジャマイカ	101	ベラルーシ
2	アフガニスタン	52	ジョージア	102	ペリール
3	アルジェリア	53	シリア	103	ペルー
4	アルゼンチン	54	ジンバブエ	104	ボスニア・ヘルツェゴビナ
5	アルバニア	55	スーダン	105	ボツワナ
6	アルメニア	56	スリナム	106	ボリビア
7	アンゴラ	57	スリランカ	107	ホンジュラス
8	イエメン	58	赤道ギニア	108	マーシャル
9	イラク	59	セネガル	109	マダガスカル
10	イラン	60	セルビア	110	マラウイ
11	インド	61	セントビンセント	111	マリ
12	インドネシア	62	セントヘレナ及びその附属諸島地域	112	ミクロネシア
13	ウガンダ	63	セントルシア	113	南アフリカ共和国 *
14	ウクライナ	64	ソマリア	114	ミャンマー
15	ウズベキスタン	65	ソロモン	115	モーリシャス
16	エタアドル	66	タジキスタン	116	モーリタニア
17	エジプト	67	タンザニア	117	モザンビーク
18	エスワティニ	68	チャド	118	モルディブ
19	エチオピア	69	中央アフリカ	119	モルドバ
20	エリトリア	70	チュニジア	120	モロッコ
21	エルサルバドル	71	ツバル	121	モンゴル
22	ガーナ	72	トーゴ	122	モンテネグロ
23	カーボベルデ	73	トケラウ諸島地域	123	ヨルダン
24	ガイアナ	74	ドミニカ	124	ヨルダン川西岸及びガザ地域
25	カザフスタン	75	ドミニカ共和国	125	ラオス
26	ガボン	76	トルクメニスタン	126	リビア
27	カメルーン	77	トルコ	127	リベリア
28	ガンビア	78	トンガ	128	ルワンダ
29	カンボジア	79	ナイジェリア	129	レソト
30	北マケドニア	80	ナミビア	130	レバノン
31	ギニア	81	ニウエ		
32	ギニアビサウ	82	ニカラグア		
33	キューバ	83	ニジェール		
34	キリバス	84	ネパール		
35	キルギス	85	ハイチ		
36	グアテマラ	86	パキスタン		
37	グレナダ	87	バヌアツ		
38	ケニア	88	バブアニューギニア		
39	コートジボワール	89	パラグアイ		
40	コスタリカ	90	バングラデシュ		
41	コンゴ	91	東ティモール		
42	コモロ	92	フィジー		
43	コロンビア	93	フィリピン *		
44	コンゴ共和国	94	ブータン		
45	コンゴ民主共和国	95	ブルキナファソ		
46	サモア	96	ブルンジ		
47	サントメ・プリンシペ	97	米領サモア地域		
48	ザンビア	98	ベトナム		
49	シエラレオネ	99	ベナン		
50	ジブチ	100	ベネズエラ		

\*アンダーラインは、「特別特惠（LDC特惠）受益国」であることを示す。

\*\*印は、その国・地域の原産品に対し、関税暫定措置法施行令第25条第4項の表第2項に基づく特惠税率の一部適用除外があることを示す。

## (参考1) 特恵対象物品輸入額及び特恵適用輸入額の推移

(単位：百万円)

区 分		年 度		年 度		年 度		
		令和3年度	構成比 (%)	令和4年度	構成比 (%)	令和5年度	構成比 (%)	
全 世 界 か ら の 総 輸 入 額		91,543,193	100.0	121,280,977	100.0	108,779,150	100.0	
特 恵 受 益 国 か ら の 輸 入 額	計	総 輸 入 額	11,085,878	12.1	14,871,871	12.3	13,158,551	12.1
		特 恵 対 象 物 品	1,702,024	1.9	2,294,276	1.9	2,139,766	2.0
		特 恵 適 用 額	499,217	0.5	754,156	0.6	717,483	0.7
		(内 LDC)	416,670		645,698		621,685	
	農 水 産 品	総 輸 入 額	1,259,392	1.4	1,562,922	1.3	1,515,239	1.4
		特 恵 対 象 物 品	315,581	0.3	382,497	0.3	379,921	0.3
		特 恵 適 用 額	65,132	0.1	88,640	0.1	78,102	0.1
		(内 LDC)	22,207		35,818		28,582	
	鉱 工 業 品	総 輸 入 額	9,826,487	10.7	13,308,948	11.0	11,643,313	10.7
		特 恵 対 象 物 品	1,386,442	1.5	1,911,778	1.6	1,759,845	1.6
		特 恵 適 用 額	434,084	0.5	665,516	0.5	639,381	0.6
		(内 LDC)	394,463		609,881		593,103	

(注1) 令和3年度は確定値、令和4年度は確々報値、令和5年度は確報値による。

(注2) (内 LDC) は、LDC特恵受益国からの一般特恵適用額とLDC特恵適用額の合計値。

(注3) (A)、(C)及び(E)の輸入額は、一般特恵受益国(LDC特恵受益国を含む。)からの一般特恵対象物品の輸入額とLDC特恵受益国からのLDC特恵対象物品の輸入額の合計値。

(注4) EPA締約国から輸入を行う場合、一般特恵は当該品目に課される一般特恵税率がEPA税率よりも低い場合にのみ適用可能となっている。上記の特恵対象物品輸入額については、一般特恵税率がEPA税率以上となる輸入も含まれている事に留意。

## (参考2) 特惠受益国 (GSP+LDC) からの特惠適用輸入実績の推移

(単位: 百万円)

順位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	国・地域名	特 惠 輸入実績	構成比 (%)	国・地域名	特 惠 輸入実績	構成比 (%)	国・地域名	特 惠 輸入実績	構成比 (%)
	総 額	499,217	100.0	総 額	754,156	100.0	総 額	717,483	100.0
1	バングラデシュ	147,190	29.5	バングラデシュ	201,306	26.7	バングラデシュ	192,156	26.8
2	カンボジア	140,639	28.2	カンボジア	187,435	24.9	カンボジア	189,765	26.4
3	ミャンマー	88,647	17.8	ミャンマー	173,823	23.0	ミャンマー	179,168	25.0
4	マダガスカル	23,270	4.7	マダガスカル	51,481	6.8	マダガスカル	35,555	5.0
5	南アフリカ共和国	16,961	3.4	南アフリカ共和国	27,237	3.6	南アフリカ共和国	22,207	3.1
6	エクアドル	13,064	2.6	モーリタニア	19,554	2.6	モーリタニア	13,706	1.9
7	モーリタニア	9,038	1.8	エクアドル	14,232	1.9	エクアドル	13,639	1.9
8	トルコ	8,715	1.7	コロンビア	11,741	1.6	トルコ	13,157	1.8
9	コロンビア	7,453	1.5	トルコ	11,533	1.5	コロンビア	11,985	1.7
10	スリランカ	6,112	1.2	スリランカ	7,417	1.0	ラオス	7,396	1.0
11	モロッコ	4,886	1.0	ラオス	7,191	1.0	スリランカ	5,958	0.8
12	ラオス	4,311	0.9	モロッコ	6,963	0.9	モロッコ	4,320	0.6
13	ウクライナ	3,380	0.7	ベトナム	3,560	0.5	カザフスタン	3,583	0.5
14	イラン	3,103	0.6	イラン	3,044	0.4	ガーナ	3,011	0.4
15	グアテマラ	2,683	0.5	アルゼンチン	2,819	0.4	イラン	2,523	0.4
16	ベトナム	2,433	0.5	ガーナ	2,736	0.4	グアテマラ	2,446	0.3
17	ガーナ	1,963	0.4	カザフスタン	2,234	0.3	パキスタン	2,154	0.3
18	ケニア	1,870	0.4	インド	2,135	0.3	インド	2,141	0.3
19	パキスタン	1,647	0.3	パキスタン	2,128	0.3	ケニア	1,699	0.2
20	カザフスタン	1,113	0.2	グアテマラ	1,936	0.3	セルビア	1,574	0.2

※ 令和3年度は確定値、令和4年度は確々報値、令和5年度は確報値による。

※ 特惠輸入実績は、一般特惠適用輸入額及びLDC特惠適用輸入額の合計値。

## Ⅱ 貿易・税関を巡る国際的な動き

### 第1. 世界貿易機関（WTO）について

#### 1. はじめに

世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）は、国際貿易に関する国際的なルールを取り扱う唯一の国際機関であり、関税その他の貿易障害を軽減する等により人々の生活水準の向上や世界の貿易を発展させることを目的としている。WTOの任務は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（通称：WTO設立協定）」及びその附属書に含まれている協定（これらの集合体が「WTO協定」）の実施・運用（紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（以下「紛争解決了解」という。）及び貿易政策検討制度の運用を含む）、多角的貿易関係に関する交渉の場の提供、開発途上国のための技術支援、IMFや世銀といった他の国際機関との協力である。2024年6月末現在、164カ国・地域が加盟している（参考1）。

WTOは1995年、WTO協定の発効とともに、関税及び貿易に関する一般協定（GATT：General Agreement on Tariffs and Trade）を発展的に引き継ぐ形で設立された。GATTは協定上の根拠を有しない事実上の国際機関であったが、WTOは明確な法的根拠を有するなど制度的基盤が整備されている。また、GATTがモノの貿易の分野のみを取り扱っていたのに対し、WTOはモノの貿易に加えサービスの貿易、知的所有権等の新しい分野を含む幅広い分野を取り扱っている。加えて、加盟国間の紛争解決に関する手続について、GATT時代から大きく拡充されている。

2001年11月にカタールの首都ドーハで開催された第4回閣僚会議において、WTO設立後初の多角的貿易交渉（ドーハ・ラウンド）の立上げが合意された。ドーハ・ラウンドでは、関税の引下げをはじめとするモノの貿易の自由化、サービス貿易の自由化、途上国問題、アンチ・ダンピング等の公正な貿易を確保するための貿易ルール、紛争解決、貿易円滑化（貿易手続の簡素化等）など様々な貿易に関わる問題についての交渉が行われてきた。

しかし、2008年7月のWTO非公式閣僚会合の

決裂以降、交渉全体が停滞。2011年12月の第8回閣僚会議では、当面一括妥結の見込みは薄いと見られ、先行合意を含め進展の見込める部分について交渉を進める「部分合意」アプローチが合意された。これを受け、2013年12月の第9回閣僚会議において貿易円滑化交渉が妥結するなどの成果が見られたが、全加盟国によるドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、近年は有志国による取組が活発化している。

以下、WTOの概要や、WTO交渉の経緯・現状等について簡単に紹介する。

#### 2. WTOの概要

##### (1) WTO協定

###### ①WTO協定の構成（参考2）

いわゆる「WTO協定」は、WTOの組織、加入、意思決定等に関して規定している16条から成るWTO設立協定と、その附属書に含まれている協定の集合体を指す。

（注）附属書は、物品の貿易に関する多角的協定（附属書1A）、サービスの貿易に関する一般協定（附属書1B）、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs協定）（附属書1C）、紛争解決了解（附属書2）、貿易政策検討制度（TPRM）（附属書3）、複数国間貿易協定（附属書4）で構成されている。附属書1、附属書2及び附属書3に含まれている協定及び関係文書を「多角的貿易協定」という。

###### ②シングル・アンダーテイク

「多角的貿易協定」は、WTO設立協定の不可分の一部を成し、全ての加盟国を拘束することとされており、その全てを一括して受諾すること（「シングル・アンダーテイク」）が加盟国に義務づけられている。

（注1）GATTにおいては、関税評価協定等の東京ラウンドで合意した協定の受諾が各加盟国の判断に任されていたために、一部の国しか受諾せず、加盟国間の権利や義務が同一でないという問題が生じていたこと

を踏まえ、WTO協定の下で同様の問題が生じることを防止しようとしたもの。

(注2) 附属書4の「複数国間貿易協定」については、これらを受諾した加盟国についてWTO協定の一部を成し、当該加盟国を拘束することとされている。

## (2) WTOの組織

WTOの最高意思決定機関は閣僚会議で、WTO設立協定上は、少なくとも2年に1回開催することとされている(表1)。閣僚会議が開催されていない間の意思決定は一般理事会が行う。また、一般理事会は紛争解決機関(DSB)及び貿易政策検討機関(TPRB)としての任務も遂行する。また一般理事会の下に物品貿易理事会、サービス貿易理事会及びTRIPs理事会が設置されている(参

考3)。

## (3) 事務局(参考4)

### ①事務局長・事務局長次長

WTOの事務局長は、1995年1月の設立当初、サザerland前GATT事務局長が暫定的に務めていたが、1995年5月からは4年間の任期でルジェロ元イタリア貿易相、1999年9月からは3年間の任期でムーア元NZ首相、2002年9月からは3年間の任期でスパチャイ元タイ副首相がそれぞれ務めた。2005年9月からはラミー元欧州委員会貿易担当委員が4年間の任期で就任し、2009年に再選した。2013年9月からはアゼベド元在ジュネーブブラジル代表部WTO担当大使が4年間の任期で就任し、2017年に再選したが、2020年8月末に任期を1年残して辞任。後任の事務局長の選出プロ

(表1) これまでの閣僚会議

これまでの閣僚会議	主な成果
第1回(シンガポール) (1996.12.9~12)	ウルグアイ・ラウンドの実施状況やWTOの課題等について議論。
第2回(ジュネーブ) (1998.5.18~20)	広範な自由化交渉を含む、将来のWTOの作業計画について、第3回閣僚会議でしかるべき決定が行えるように準備プロセスを開始すること等。
第3回(シアトル) (1999.11.30~12.3)	新ラウンド交渉立上げに合意する閣僚宣言を採択することが最大の目的だったが、合意にはいたらず。
第4回(ドーハ) (2001.11.9~14)	新ラウンドの立上げに合意する閣僚宣言の採択等。
第5回(カンクン) (2003.9.10~14)	農業や非農産品市場アクセスの交渉の大枠(フレームワーク)、投資や貿易円滑化等の新分野の交渉開始等について議論を行ったが合意にはいたらず。
第6回(香港) (2005.12.13~18)	農業、非農産品市場アクセスでは、関税削減率等を含む各国共通ルール(フルモダリティ)の合意が目指されていたが、先送りされ、農業の輸出補助金の撤廃期限、綿花の取扱い、後発開発途上国(LDC)産品への無税無枠の供与等の限られた事項についてのみ合意された。
第7回(ジュネーブ) (2009.11.30~12.2)	事前の申し合わせどおり、ドーハ・ラウンドに係る「交渉」は行われず、世界経済の成長・回復、開発へのWTOの貢献等、ラウンド交渉を含むWTOの活動全般についての評価等について、出席閣僚による発言が行われた。
第8回(ジュネーブ) (2011.12.15~12.17)	閣僚間で、ドーハ・ラウンド交渉の今後の取り進め方等の議論がなされた。議長声明においては、近い将来に交渉の全ての要素が同時に妥結する可能性が低いことが率直に認められた。その他、サービス分野においてLDC向けの特恵の供与が決定された。
第9回(パリ) (2013.12.3~12.7)	貿易円滑化、農業の一部、開発の3分野から成る、ドーハ・ラウンド交渉の部分合意である「パリ・パッケージ」を含む閣僚宣言が合意された。また、同宣言においては、ドーハ・ラウンド交渉に対するコミットメントが再確認されるとともに、今後の作業として、ドーハ・ラウンド交渉の残された課題について、12ヶ月以内(2014年末まで)に作業計画を策定することとされた。
第10回(ナイロビ) (2015.12.15~12.19)	①農産品に対する輸出補助金の撤廃を含む農産品の輸出競争の規制等、②LDC向け特恵関税の原産地規則について合意。ドーハ・ラウンド交渉の継続の是非については、加盟国間で意見の対立が解けず、閣僚宣言では両論の併記となった。
第11回(ブエノスアイレス) (2017.12.10~12.13)	電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムの延長を含む作業計画、漁業補助金に関する作業計画等を決定した。また、有志国間においては、我が国の働きかけにより、米国、EUを含む70の加盟国が電子商取引に関する閣僚声明を発出した他、投資円滑化等の分野で多数の加盟国から成る閣僚声明を発出した。
第12回(ジュネーブ) (2022.6.12~6.17)	第10回WTO閣僚会議以来となる閣僚宣言を採択。WTO改革を含む重要分野における取組の方向性が示されるとともに、パンデミックへの対応、食料供給問題への対応、電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムの延長、漁業補助金協定に合意した。
第13回(アブダビ) (2024.2.26~3.1)	国際貿易秩序の礎として、WTOの果たす役割や今後の取組の方向性が議論され、紛争解決制度改革を含むWTO改革の不断の推進に一致したほか、電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムの延長の決定、LDC卒業国に対する一定の移行支援の実施が確認された。

セスが同年6月に開始され、2021年3月にオコンジョ＝イウエアラ元ナイジェリア財務大臣・外務大臣が事務局長に就任（任期は2025年8月末まで）。事務局次長には、Ellard氏（米国）、Hill氏（エルサルバドル）、Paugam氏（フランス）、Zhang氏（中国）の4名が指名された。

#### ②事務局・予算

事務局はジュネーブ（スイス）に設置されている。事務局職員は604名（2023年12月末時点）であり、2023年12月末時点で日本人は6名（宇山智哉WTO事務局長上級補佐官を含む）。2024年の予算額は、2億493万スイスフランであり、このうち日本の分担率は約3.7%（分担率は加盟国の貿易額（往復）を基に算出する）、分担額は約749万スイスフランで、米国（分担金約11.4%）、中国（約11.2%）、ドイツ（約7.2%）について第4位である。

#### (4) WTOの任務

WTO設立協定上、WTOの任務として次の5点が掲げられている。

##### ①WTO協定の実施・運用

##### ②多角的貿易関係に関する交渉の場及び交渉結果の実施の枠組みの提供

##### ③紛争解決了解の運用

##### ④貿易政策検討制度の運用

##### ⑤IMF・世銀との協力

### 3. GATT・WTO交渉（参考5）

#### (1) 過去のラウンド交渉（多角的貿易交渉）

GATTにおいては、8回のラウンド交渉が行われてきた（表2）。第1回から第5回ラウンド交渉では主に鉱工業品に関する関税引下げ交渉が行われ、ケネディ・ラウンド（1964～67年）及び東京ラウンド（1973～79年）では、関税引下げ交渉に加え、非関税分野における協定策定交渉も行われた。

ウルグアイ・ラウンド（1986～94年）においては、従来からのモノの貿易に係る分野（農産品、鉱工業品に係る関税引下げ等）の他、サービスの貿易、知的所有権（特許権、商標権等）の分野等が新たに交渉対象とされたことが、従来のラウンドとは異なる特徴である。交渉は、当初4年間の予定で開始されたが、農業をめぐる米・EC間の対立等から難航し、1994年4月にモロッコのマラケシュで開催された閣僚会議で終結が宣言されるまで7年以上の年月を要した。

（表2）多角的貿易交渉の歴史

時 期	交 渉	参加国	交 渉 成 果
1947年	第1回	23	関税の引下げ、GATTの策定
1949年	第2回	13	関税の引下げ
1950～51年	第3回	38	関税の引下げ
1956年	第4回	26	関税の引下げ
1960～62年	ディロン・ラウンド	26	関税の引下げ
1964～67年	ケネディ・ラウンド	62	関税の引下げ アンチ・ダンピング協定、穀物協定、化学品協定の策定
1973～79年	東京ラウンド	102	関税の引下げ 関税評価協定等非関税措置に関する協定等の策定
1986～94年	ウルグアイ・ラウンド	123	関税の引下げ、農産物関税化 WTO設立協定、サービス協定、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定等の策定

（注）①日本は1955年にGATTに加入。

②ディロン（米國務次官）、ケネディ（米大統領）はラウンドの提唱者。東京、ウルグアイはラウンド開始に合意した閣僚会議の開催地。

（出典：WTOホームページ）

#### (2) ドーハ・ラウンドの立上げ（第4回閣僚会議）

2001年11月の第4回閣僚会議（於：ドーハ）で立上げに合意されたドーハ・ラウンドは、関税削減等の貿易自由化のみならず、アンチ・ダンピング措置等の貿易ルールの改善・明確化も含んだ幅広い分野を対象とするものであり（表3）、2004年7月の一般理事会における交渉の枠組み合意以降、本格的な議論が進められた。

#### (3) ドーハ・ラウンドの進展（第6回～第8回閣僚会議）

2005年12月の第6回閣僚会議（於：香港）において、ドーハ・ラウンドの2006年末までの終結に向け、必要な道筋を示す閣僚宣言に合意。2006年4月末までに農業・非農産品市場アクセス（NAMA：Non Agricultural Market Access）のモダリティ（関税削減等の方式）を確立することが目指されたが、農業市場アクセス、農業補助金、

(表3) ドーハ・ラウンド交渉の交渉分野一覧

交渉分野	概要
農業	農産品に係る関税・国内補助金の削減、輸出補助金の撤廃等に関する交渉。2015年12月の第10回閣僚会議では、農産品に対する輸出補助金の撤廃を含む農産品の輸出競争の規制等について合意。
非農産品市場アクセス (NAMA: Non-Agricultural Market Access)	鉱工業品及び林・水産品の関税・非関税障壁の削減等に関する交渉。
サービス	・サービスの市場アクセス(外資規制の撤廃・緩和等) ・国内規制(資格・免許の要件・手続きの透明化・合理化等) ・サービス分野におけるルール(補助金、政府調達等)に関する交渉。
ルール	ダンピング防止、補助金(漁業補助金を含む)等についてのルールに関する交渉。
貿易円滑化	貿易手続の透明性の向上、税関手続の迅速化・簡素化等に関する交渉。2013年12月の第9回閣僚会議で交渉妥結、2017年2月に貿易円滑化協定発効。我が国は、2015年5月の国会承認を経て、同年6月にWTO事務局に受諾通知を実施(6番目の受諾国)。2024年6月末時点で157加盟国が受諾。
開発	途上国に対する「特別かつ異なる待遇」(S&D)の検討、途上国に対する「貿易のための援助」の促進。2005年12月の第6回閣僚会議でLDC産品への無税無枠の供与に合意し、我が国は、平成19年度関税改正で実施。
知的所有権(TRIPs)	ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示(GI)の多国間通報登録制度の設立に関する交渉。
環境	WTOのルールと多国間環境協定との関係、環境物品の関税撤廃・削減等に関する交渉。

NAMAの3つの論点における各国間の立場の違いは埋まらず、同年7月には交渉が一時中断した。

2007年1月に交渉は再開され、2008年7月、農業・NAMAのモダリティ合意を目指す閣僚会合がジュネーブで開催されたが、米国と中国・インドとの立場の違いは埋まらず、合意は断念された。モダリティ合意を目指す同年内の閣僚会合の開催を念頭に、同年12月に農業及びNAMAの第4次改訂議長テキストが提示された。しかし、関係国が主要争点について譲歩する見込みがないとの判断により、結局、同年内の閣僚会合の開催には至らなかった。

2011年に入り、同年中の交渉妥結に向けて全分野で集中的な協議が行われたが、特にNAMA交渉における米国と新興国(中国・インド・ブラジル)との間の対立を解消するには至らず、同年4月、ラミー事務局長より、現状では「橋渡しできない」明確な政治的ギャップがあるとの評価があり、年内のラウンド交渉全体の妥結が断念された。その後、第8回閣僚会議(於:ジュネーブ、以下MC8)に向けて、LDC向けの措置を中心としたパッケージ策定の協議が行われたが、加盟国間の意見は収斂せず、同年7月末にパッケージの取りまとめが断念された。これ以降、ラウンド交渉全体が停滞することとなった。同年12月のMC8では、ドーハ・ラウンドについて当面一括妥結の見込みが薄いと認めつつも、交渉に引き続きコミットし、先行合意を含め進展の見込める部分について交渉を進めることが確認された。

#### (4) ドーハ・ラウンドの部分合意(第9回及び第10回閣僚会議)

2012年に入ると、ドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、交渉が継続する貿易円滑化が先行合意の候補の一つと目される一方、途上国からは自らの関心事項の進展なしに貿易円滑化のみの先行合意は認められないとの反発が見られ、同年後半には、途上国グループが、貿易円滑化の先行合意の条件として、農業の第4次改訂議長テキストの一部を抜粋して成立させるべく関税割当運用等の提案が出された。

2013年になると、同年12月の第9回閣僚会議(於:バリ、以下MC9)の成果の候補として、貿易円滑化、農業の一部、開発(LDC関心事項を含む)の3分野から成る先行合意パッケージの成立を目指して交渉を進める方向となり、各分野における交渉が加速化された。その結果、MC9においては、上記3分野から成る、ドーハ・ラウンド交渉の部分合意である「バリ・パッケージ」を含むバリ閣僚宣言が合意され、特に、2004年よりドーハ・ラウンド交渉の一分野として進められてきた貿易円滑化交渉が妥結した。貿易円滑化協定に係る改正議定書は当初の2014年7月までの採択予定から遅れて、2014年11月の一般理事会において採択された。

2015年は年明けから、ドーハ・ラウンド交渉をどのように妥結させるのかについての議論が始まった。途上国側は2008年7月時に交渉していたモダリティ案をベースに交渉を行うべきと主張

し、先進国側はそれらモダリティ案が過去に合意できなかったものであることから、それらをベースに議論することはできないと主張し、平行線をたどった。2015年9月になると各国の間で、同年12月の第10回閣僚会議（於：ナイロビ、以下MC10）を失敗させないためにスモール・パッケージ（部分合意）を目指すべきという認識が共有され始め、農業・LDC・ルールなどの分野に注目が集まりはじめた。また、スモール・パッケージの議論と並行し、MC10以降の交渉のあり方（いわゆるポスト・ナイロビ）についても議論となった。日米EU等の先進国は、ラウンド交渉をこれ以上続けても意味のある成果は望めないことから交渉を終了し、WTOはドーハ・マンデートを越えて新たな課題に取り組むべきと主張し、それに対し多くの途上国は、途上国の優遇措置を重視する現行の交渉の枠組を維持するためドーハ・ラウンド交渉を維持すべきと主張した。

MC10ではスモール・パッケージ及びポスト・ナイロビについての交渉が断続的に行われ、当初の会議日程（2015年12月15日～18日）を1日延長し、閣僚宣言及び閣僚決定が採択された。スモール・パッケージについては、①農産品に対する輸出補助金の撤廃を含む農産品の輸出競争の規制等、②LDC向け特惠関税の原産地規則が合意された。ポスト・ナイロビについては、途上国と先進国との対立は最後まで解消できず、閣僚宣言としては異例の両論併記となった。

#### (5) 近年の動き（第11回閣僚会議以降）

2017年12月に開催された第11回閣僚会議（於：ブエノスアイレス、以下MC11）では、各国間の意見の懸隔が狭まらず、全参加国の合意が必要な閣僚宣言の採択には至らず、議長個人の責任による議長声明が発出された。各論については、電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムの延長、漁業補助金に関する作業計画等について、全加盟国の合意による閣僚決定が発出された。また、全加盟国（マルチ）によるドーハ・ラウンド交渉が停滞する中、近年は、有志国（プルリ）による取組が活発化しており、MC11では、我が国

の働きかけにより、米国、EUを含む70の加盟国が電子商取引に関する閣僚声明を発出したほか、投資円滑化等の分野で多数の加盟国から成る閣僚声明が発出された。

MC11後は、2018年10月にカナダがWTO改革に関する非公式少数国閣僚会合を立ち上げるなど、WTOの改革・現代化に向けた議論が有志国間で行われる一方、ドーハ・ラウンドの交渉分野については、漁業補助金等に関する議論が行われた。

新型コロナウイルスの感染拡大により閣僚会議の開催が延期されてきたが、2022年6月に開催された第12回閣僚会議（於：ジュネーブ、以下MC12）では、全参加加盟国の合意により、MC10以来6年半ぶりに閣僚宣言が採択され、WTO改革を含む重要分野における取組の方向性が示された。また、パンデミックへの対応、食料供給問題への対応、電子的送信に対する関税不賦課のモラトリアムの延長、漁業補助金協定に合意した。

2023年に入ると、LDC卒業国に対するLDC特惠関税制度を含むWTOの各種協定に係る優遇措置の供与期間延長に関する議論が活発になり、一般理事会において議論を重ねた結果、2023年10月、「国連で定めるLDCリストから卒業する国について、LDC特惠関税を含む自主的な優遇措置を撤回するWTOメンバーに対し、円滑かつ持続可能な移行期間を提供するよう奨励する」旨の一般理事会決定が採択された。

2024年2月に開催された第13回閣僚会議（於：アブダビ、以下MC13）では、閣僚宣言において上記一般理事会決定を歓迎する旨が盛り込まれたほか、これまでに実施されたWTO改革の進展を確認し、特に紛争解決制度については、2024年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現することを目的として、議論を加速させることに一致した。また、電子的送信に対する関税不賦課モラトリアムについて、第14回閣僚会議（2026年にカメルーンで開催予定）まで延長することに合意した。

## (参考1) WTO加盟国・地域 (2024年6月現在)

<b>アジア</b>	イタリア	ウルグアイ
アフガニスタン*	キルギス	ベネズエラ
バングラデシュ*	ラトビア	
ブルネイ	リヒテンシュタイン	<b>アフリカ</b>
カンボジア*	リトアニア	アンゴラ*
中国	ルクセンブルグ	ベナン*
香港	マルタ	ボツワナ
インド	モルドバ	ブルキナファソ*
インドネシア	モンテネグロ	ブルンジ*
日本	北マケドニア共和国	カーボベルデ
カザフスタン	オランダ	カメルーン
韓国	ノルウェー	中央アフリカ*
ラオス*	ポーランド	チャド*
マカオ	ポルトガル	コンゴ
マレーシア	ルーマニア	コートジボワール
モルディブ	ロシア	コンゴ民主共和国*
モンゴル	スロバキア	ジブチ*
ミャンマー*	スロベニア	エスワティニ
ネパール*	スペイン	エジプト
パキスタン	スウェーデン	ガボン
フィリピン	スイス	ガンビア*
シンガポール	ウクライナ	ガーナ
スリランカ	英国	ギニア*
台湾		ギニアビサウ*
タジキスタン	<b>北米</b>	ケニア
タイ	カナダ	レソト*
ベトナム	アメリカ合衆国	リベリア*
		マダガスカル*
<b>中東</b>	<b>中南米</b>	マラウイ*
バーレーン	アンティグア・バーブーダ	マリ*
イスラエル	アルゼンチン	モーリタニア*
ヨルダン	バルバドス	モーリシャス
クウェート	ベリーズ	モロッコ
オマーン	ボリビア	モザンビーク*
カタール	ブラジル	ナミビア
サウジアラビア	チリ	ニジェール*
トルコ	コロンビア	ナイジェリア
アラブ首長国連邦	コスタリカ	ルワンダ*
イエメン*	キューバ	セネガル*
	ドミニカ	セーシェル
<b>ヨーロッパ</b>	ドミニカ共和国	シエラレオネ*
アルバニア	エクアドル	南アフリカ
アルメニア	エルサルバドル	タンザニア*
オーストリア	グレナダ	トーゴ*
ベルギー	グアテマラ	チュニジア
ブルガリア	ガイアナ	ウガンダ*
クロアチア	ハイチ*	ザンビア*
キプロス	ホンジュラス	ジンバブエ
チェコ	ジャマイカ	
デンマーク	メキシコ	<b>オセアニア</b>
エストニア	ニカラグア	オーストラリア
欧州連合	パナマ	フィジー
フィンランド	パラグアイ	ニュージーランド
フランス	ペルー	バブアニューギニア
ジョージア	セントクリストファー・ネイビス	サモア
ドイツ	セントルシア	ソロモン諸島*
ギリシャ	セントビンセント及びグレナディーン諸島	トンガ
ハンガリー	スリナム	バヌアツ
アイスランド	トリニダード・トバゴ	
アイルランド		

計 164カ国・地域

(注) \* : LDC (後発開発途上国)

## (参考2) WTO協定の構成

## 本 体

## 世界貿易機関を設立するマラケシュ協定

## 多角的貿易協定

## 附属書 1

附属書 1 A 物品の貿易に関する多角的協定

1994年の関税及び貿易に関する一般協定 [1994年のガット]

1947年のガット

1947年のガットの下で効力を生じた法的文書

解釈了解

マラケシュ議定書 一譲許表

農業に関する協定 [農業協定]

衛生・植物検疫措置に関する協定 [SPS協定]

貿易の技術的障害に関する協定 [TBT協定]

貿易に関連する投資措置に関する協定 [TRIMs協定]

1994年のガット第6条の実施に関する協定 [アンチダンピング協定]

1994年のガット第7条の実施に関する協定 [関税評価協定]

船積み前検査に関する協定 [PSI協定]

原産地規則に関する協定 [原産地協定]

輸入許可手続きに関する協定 [ライセンス協定]

補助金及び相殺措置に関する協定 [補助金協定]

セーフガードに関する協定 [セーフガード協定]

貿易の円滑化に関する協定 [TF協定]

附属書 1 B サービスの貿易に関する一般協定 [GATS] 一約束表

附属書 1 C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 [TRIPs協定]

## 附属書 2

紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 [DSU]

## 附属書 3

貿易政策検討制度 [TPRM]

## 附属書 4

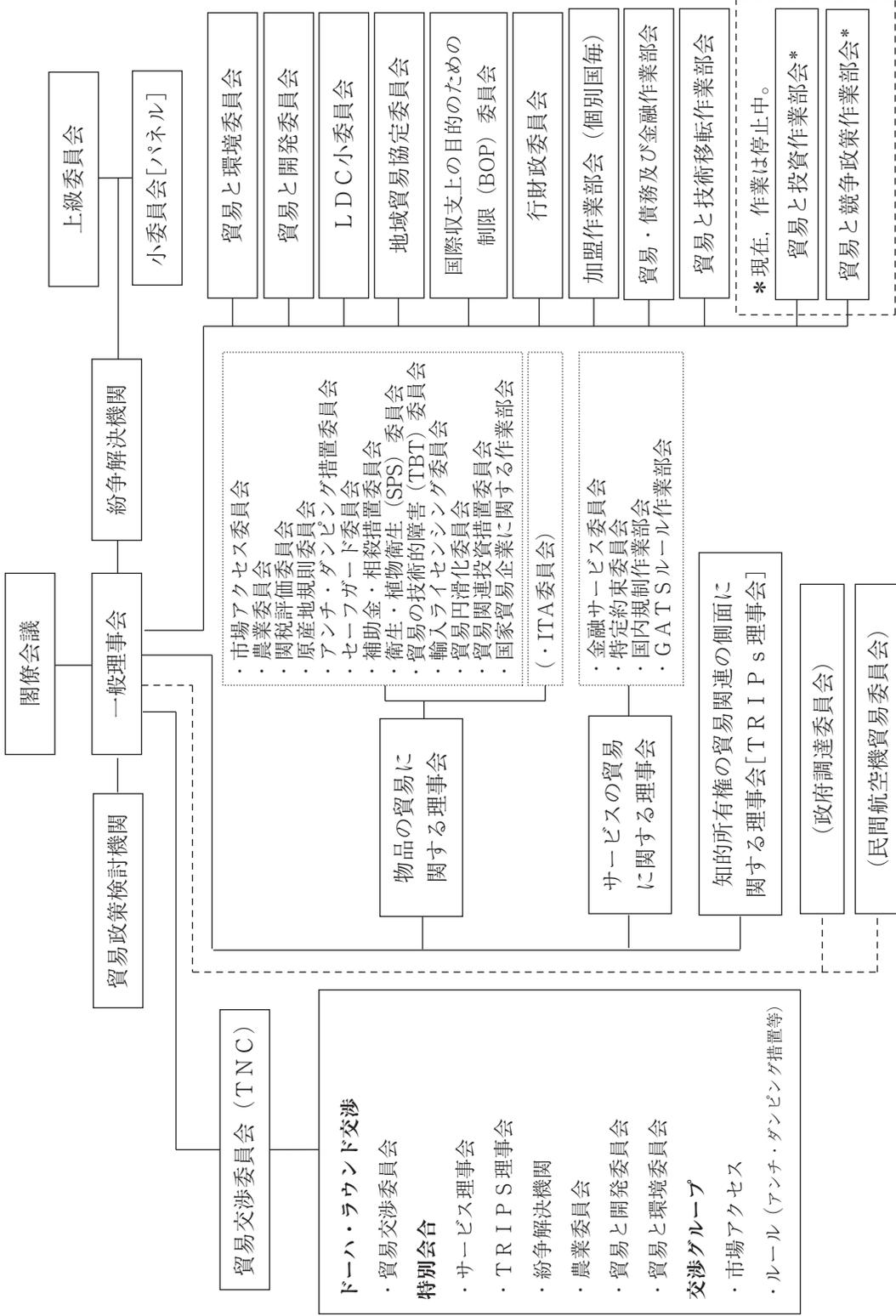
## 複数国間貿易協定

民間航空機貿易に関する協定

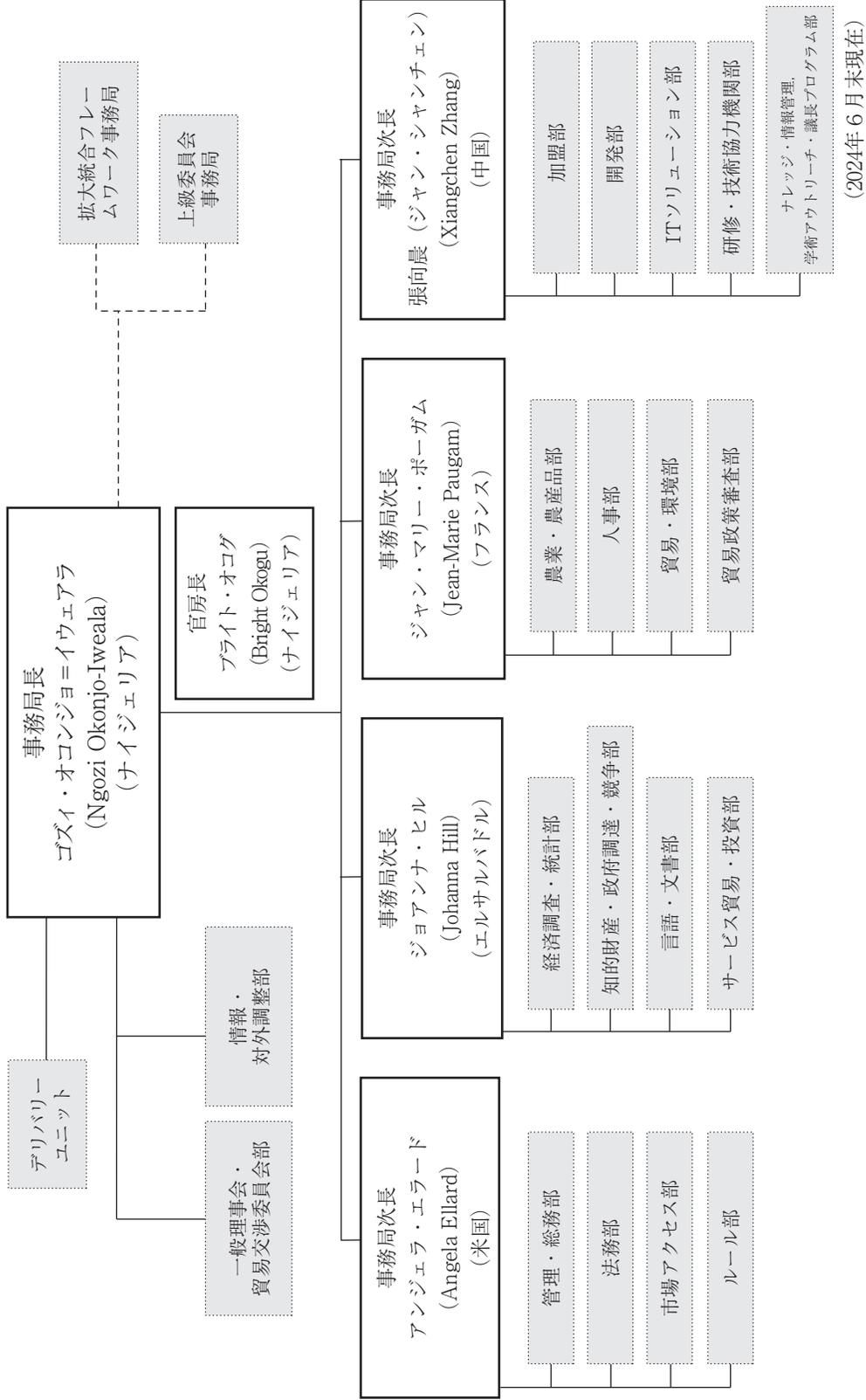
政府調達に関する協定

(2024年6月末現在)

(参考3) WTOの組織

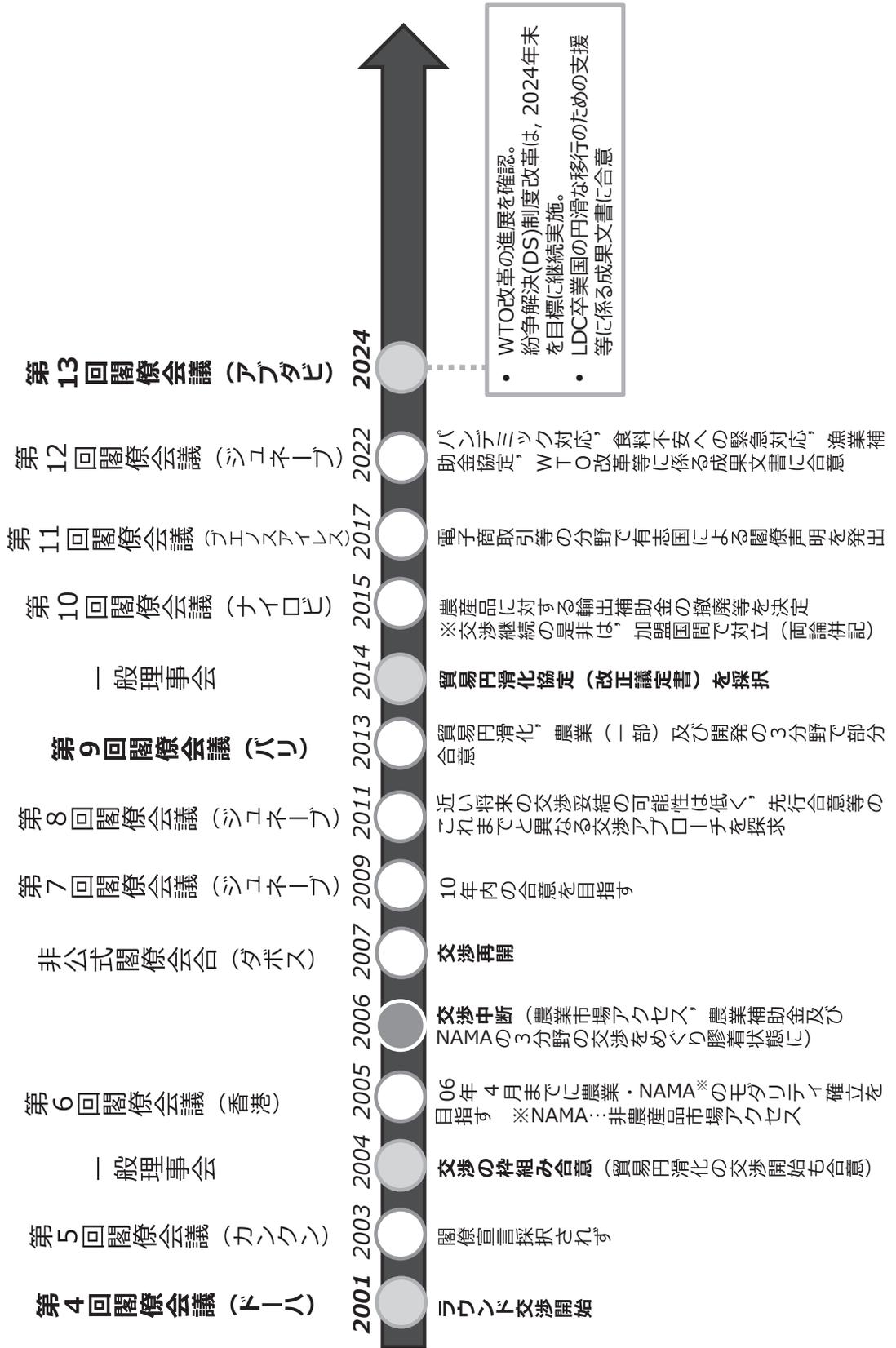


(参考4) WTO事務所の体制



(2024年6月末現在)

(参考5) WTO交渉の経緯



## 第2. 経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）等について

### 1. はじめに

FTA（Free Trade Agreement、自由貿易協定）は、WTOの基本原則である無差別原則の例外として、GATT24条において

- ① 構成国間の実質上全ての貿易について妥当な期間内に関税等を廃止すること
  - ② 域外国に対する関税を引き上げないこと
- の2つの要件を満たす場合に限り、認められた枠組みである。

戦後の我が国は、一貫してGATT・WTOを中心とした多角的貿易体制を対外経済政策の基本としてきた。しかし、1990年代に入ると、94年に米国、カナダ、メキシコによる北米自由貿易協定（NAFTA）が発足するなど、世界の貿易体制の中で自由貿易協定、関税同盟等の地域貿易協定が急増した。90年代後半には、世界のGDP上位30ヶ国・地域の中で自由貿易協定に未参加なのは、日本、中国、韓国、香港、台湾のみという状況になっていた。

このように多くの国がFTAの推進に転じた背景として、FTAは多国間貿易協定に比べより迅速に協定締結に達することが可能であり、貿易創出効果による域内経済の活性化や、別の国とFTAを締結している相手国の市場において自国産品が被っている不利益が解消されるといったメリットが指摘されている。

そうした中、我が国としても、対外経済政策の基本はWTOを中心とした多角的貿易体制の維持・強化に置きつつも、WTO交渉が複雑化し必ずしも早期の成果が望めない分野が多くなっている状況にあって、多角的貿易体制を補完するものとしてFTAの共同研究・交渉に取り組んでいくこととなった。

2002年12月には我が国にとって初のFTAとなる日シンガポール経済連携協定が締結された。同

協定は物品及びサービス貿易の自由化という狭義のFTAにとどまらず、人の移動や投資、政府調達、二国間協力等の分野を含む、包括的な経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）という形式をとっており、以降日本が締結した協定は一部を除き、このEPA形式を採用している。近年では、2018年12月のCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）を皮切りに、HEU・EPA（2019年2月）、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定（2020年1月）、日英EPA（2021年1月）、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定（2022年1月）が相次いで発効し、2023年6月現在、24か国・地域との間で21のEPA等が発効・署名済となっている。その結果、我が国の貿易総額に占めるEPA等の締約国との貿易額の割合は約8割となった。

EPAの増加にともない、我が国の貿易に占めるEPAの位置づけは益々重要なものとなっており、経済連携の推進とともに、締結済EPAの一層の活用に向けた取組みが必要となっている。国内ではEPAの利活用促進の一環として、相手国の制度等を考慮しつつ、原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備を引続き進めていくこととしている。また、2024年6月21日に閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針2024』では、「高いスタンダードの経済連携協定であるCPTPPをより開放的かつ先進的なものとするため、新規加入への対応や協定の一般見直しを主導し、もって経済的利益及び地域・世界の繁栄と安定に資するものとする。RCEP協定の透明性のある履行の確保、IPEFを通じたインド太平洋地域での経済連携の促進、WTO体制の強化、EPAの拡大等に取り組む。」とされており、政府の方針として、対外経済連携の促進に取り組むこととしている。

## ＜日本のEPA交渉等の現状＞

### ①各国との経済連携の進捗状況

#### 経済連携協定(EPA)等交渉の進捗状況 (2024年6月時点)

##### 発効済

シンガポール(2002年11月(07年9月改正))、メキシコ(2005年4月(12年4月改正))、マレーシア(2006年7月)、チリ(2007年9月)、タイ(2007年11月)、インドネシア(2008年7月)、ブルネイ(2008年7月)、ASEAN(2008年12月(20年8月改正))、フィリピン(2008年12月)、スイス(2009年9月)、ベトナム(2009年10月)、インド(2011年8月)、ペルー(2012年3月)、豪州(2015年1月)、モンゴル(2016年6月)、CPTPP(2018年12月)、EU(2019年2月)、米国(2020年1月)、英国(2021年1月)、RCEP(2022年1月)

##### 署名済

TPP12(2016年2月署名) ※2017年1月に米国が離脱を表明。

##### 交渉中

コロンビア、日中韓、トルコ、バングラデシュ

(GCC、韓国、カナダは交渉中断中。なお、GCCとは2024年中の交渉再開に合意。)

(注1) TPP12(環太平洋パートナーシップ協定)：カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ(計12か国)。  
 (注2) OPFPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)：カナダ、豪州、シンガポール、チリ、日本、ニュージーランド、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ、英国(計12か国)。  
 発効済国：カナダ、豪州、シンガポール、日本、ニュージーランド、メキシコ(2018年12月)、ベトナム(2019年1月)、ペルー(2021年9月)、マレーシア(2022年11月)、チリ(2023年2月)、ブルネイ(2023年7月)。  
 (注3) RCEP(東アジア地域包括的経済連携)：ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド(計15か国)。  
 発効済国：カンボジア、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、日本、中国、豪州、ニュージーランド、韓国(2022年2月)、マレーシア(2022年3月)、インドネシア(2023年1月)、フィリピン(2023年6月)。  
 (注4) GCC(湾岸協力理事会)：アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン。

### ②現状等

	国・地域	貿易額割合 (2023年)	現 状
発 効 済	シンガポール	1.80%	(協定本体) 2002年11月30日発効 (改正議定書) 2007年9月2日発効
	メキシコ	1.30%	(協定本体) 2005年4月1日発効 (市場アクセスの条件の改善に関する議定書) 2007年4月1日発効 (改正議定書) 2012年4月1日発効
	マレーシア	2.30%	2006年7月13日発効
	チリ	0.70%	2007年9月3日発効
	タイ	3.70%	2007年11月1日発効
	インドネシア	2.60%	2008年7月1日発効
	ブルネイ	0.10%	2008年7月31日発効
	ASEAN	15.00%	(協定本体) 2008年12月1日発効 (投資・サービス貿易等に関する第一改正議定書) 2020年8月1日発効
	フィリピン	1.40%	2008年12月11日発効
	スイス	0.90%	2009年9月1日発効
	ベトナム	2.90%	2009年10月1日発効
	インド	1.40%	2011年8月1日発効
	ペルー	0.20%	2012年3月1日発効
	オーストラリア	5.40%	2015年1月15日発効
	モンゴル	0.05%	2016年6月7日発効
CPTPP	16.70%	2018年12月30日発効	
EU	10.30%	2019年2月1日発効	
米国	15.10%	2020年1月1日発効	
英国	1.30%	2021年1月1日発効	

	国・地域	貿易額割合 (2023年)	現 状
発効済	RCEP (地域的な包括的経済連携)	45.90%	2022年1月1日発効
署名済	TPP12	31.70%	2016年2月署名, 2017年1月日本締結
交渉中等	コロンビア	0.10%	2012年12月交渉開始
	日中韓	25.20%	2013年3月交渉開始
	トルコ	0.30%	2013年11月交渉開始
	バングラデシュ	0.20%	2024年5月交渉開始
	カナダ	1.70%	2012年11月交渉開始
	韓国	5.20%	2003年12月交渉開始
	GCC (湾岸協力理事会)	7.70%	2006年9月交渉開始, 2024年に交渉再開予定。

発効済・署名済の国・地域の貿易額の我が国貿易額全体に占める割合：78.8%

## 2. CPTPPとRCEPについて

### 2-1 CPTPP

アジア・太平洋地域の12か国（日本、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、ベトナム、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、メキシコ、チリ、ペルー）によるTPP協定（Trans-Pacific Partnership）は、2016年2月に署名されたが、2017年1月に米国でトランプ政権が発足すると、米国はTPPの締約国となる意図が無いことを通知した。

このため、妥結に至ったTPPを実現させるべく、米国を除く11か国は、TPP早期発効の方策につき、同年7月から事務レベルで協議を積み重ねた。集中的に議論を続けた結果として、同年11月にベトナムのダナンにおいて開催されたTPP閣僚会合で、11か国によるTPPの早期発効について大筋合意を達成した。すなわち、新たな協定である「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership）」について、元々の12か国によるTPPの条文を組み込み、一部条文を例外的に「凍結」することで、11か国でTPPを前に進めることに合意した。そして、2018年1月の協定文確定を経て、同年3月にチリのサンティアゴにおいて署名式が行われた。

なお、日本においては、2018年4月にCPTPP及び関連法案の国会審議が開始。協定は6月に国会承認され、関連法案も同月に成立。7月6日、寄託国ニュージーランドに国内手続完了について通報した。

CPTPPの発効要件として、署名国のうち少なくとも6か国が国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託国ニュージーランドに通報した日の60日後に効力を生ずることとされている。2018年10月31日までに、メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリアが国内手続を完了し、その60日後にあたる2018年12月30日、当該6か国に対して発効した。

その後、ベトナムについては2019年1月14日、ペルーについては2021年9月25日、マレーシアについては2022年11月29日、チリについては2023年2月21日に、ブルネイについては同年7月12日に発効した。

協定の運営等に関する最高意思決定機関として各締約国政府代表者から成るTPP委員会が設けられており、2019年1月に第1回が東京で、2019年10月に第2回がオークランド（ニュージーランド）で開催された。2020年8月の第3回は、メキシコが議長国を務め、新型コロナウイルス感染症の流行を受けてバーチャルで開催された。2021年6月の第4回、9月の第5回は、我が国が議長国を務め、いずれもバーチャルで開催された。2022年10月には、シンガポールが議長国を務める第6回TPP委員会が開催され、協定の運用状況についての確認が行われるとともに、マレーシアがCPTPP発効のための国内手続を完了させ、同年11月に9番目の締約国になることへの歓迎、英国の加入手続の進展への歓迎と、更なる進捗への期待が表明された。TPP委員会の下には協定の各分野に関する小委員会が設置されており、専門的な

協議がなされている。

現在、CPTPPへの加入に関心を示す国・地域が現れている。2021年2月1日、かねてからCPTPPへの加入関心を示してきた英国が、寄託国ニュージーランドに加入要請を通報した。6月2日に開催された第4回TPP委員会では、英国の加入手続を開始することが決定され、英国の加入を交渉するための作業部会が設置された。加入作業部会第1回会合は、9月28日に開始され、CPTPP参加国及び英国の高級実務者レベル及び専門家レベルでの議論・検討を経て、2022年2月18日以降、市場アクセスを含む包括的な交渉プロセスへ移行。2023年3月31日には、加入作業部会の閣僚会合を受けて、交渉が実質的に妥結した旨の閣僚共同声明が発出され、同年7月16日のTPP委員会の機会に、英国加入議定書に署名がなされた。

そのほか、2021年9月には中国と台湾、12月にはエクアドル、2022年8月にはコスタリカ、12月にはウルグアイ、2023年5月にはウクライナが加入要請を行ったが、いずれも加入手続は開始されていない。

## 2-2 RCEP

RCEP協定は、ASEAN10か国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）、日本、中国、韓国、豪州及びニュージーランドの計15か国が参加する経済連携協定であり、世界のGDP総額、貿易総額及び人口の約3割、日本の貿易総額の約5割を占めている。日本にとっては中国及び韓国との初めてのEPAとなる。

本協定は、中国の提案により2005年4月に民間研究が開始されたASEAN+3（ASEAN10か国+日中韓）と、日本の提案により2007年6月に民間研究が開始されたASEAN+6（ASEAN10か国+日中韓、豪州、ニュージーランド、インド）という二つの構想が併存していたところ、2011年11月の東アジアサミットにおいて、ASEANが、ASEAN+3とASEAN+6を区別しない新たな枠組みとして、RCEP（Regional Comprehensive Economic Partnership、地域的な包括的経済連携（交渉中は「東アジア地域包括的経済連携」と呼称））協定を提案、その検討が進められることとなったものである。

2012年8月のASEAN+FTAパートナー諸国経済大臣会合において、「RCEP交渉の基本指針及び目的」が採択された後、同年11月のASEAN関

連首脳会議（於：カンボジア）の機会に、RCEP交渉の開始を宣言。2013年5月に、2015年末までの交渉完了を目指して、第1回交渉会合が開催された。その後、2020年8月の第8回閣僚会合においてインドを除く15か国で交渉妥結、同年11月15日の第4回RCEP首脳会議において15か国で署名<sup>1</sup>。2022年1月1日に日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、豪州、中国、ニュージーランドの10か国の間で発効、また同年2月1日に韓国、同年3月18日にマレーシア、2023年1月2日にインドネシア、同年6月2日にフィリピンについてそれぞれ発効した。2023年のEPA税率適用輸入額では、RCEPの適用輸入額が約35%を占め、最も多くなっている。

## 3. 交渉中（及び交渉開始予定）のEPA・FTAについて

### (1) 日・バングラデシュEPA

2022年12月、バングラデシュとの国交50周年の機会を捉え、共同研究を立ち上げることで一致した。2023年4月から、同年9月までに3回の共同研究を開催し、同年12月に共同研究報告書を公表した。共同研究報告書において、交渉開始が提言されたことを踏まえ、2024年3月にEPA交渉開始を決定し、同年5月に第1回の交渉会合が開催された。

### (2) 日GCC・FTA

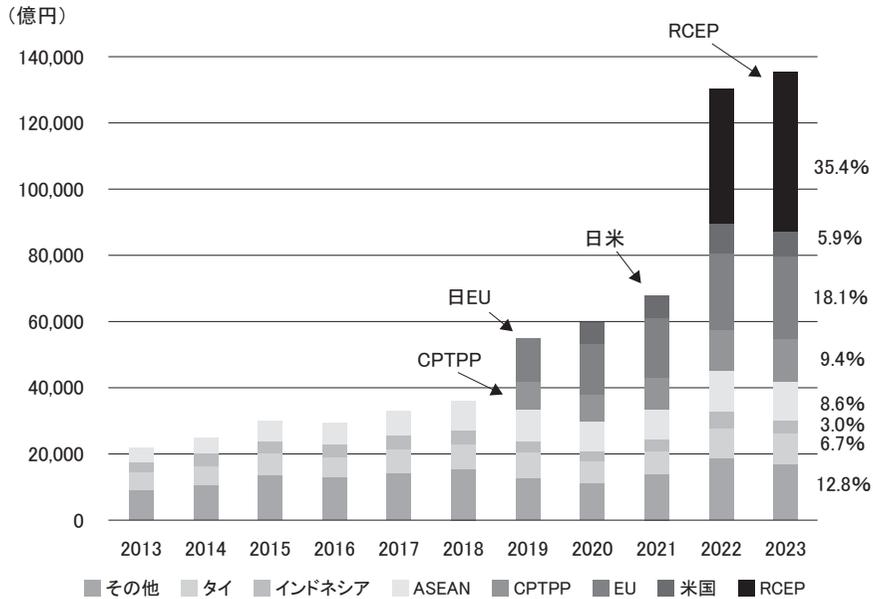
2006年に交渉開始したものの、2009年にGCC側が日本を含む全ての国とのFTA交渉を中断した。しかし、2023年7月16日、岸田首相が中東歴訪中にブダイウィGCC事務総長の表敬を受け、かつてないレベルで日本とGCC諸国との間の経済関係が活発化していることを踏まえ、貿易・投資を促進する法的基盤として、2024年中の交渉再開と、それに向けた事前協議の開始で一致した。

### (3) 日中韓FTA

2009年10月の日中韓サミットにおいて日中韓FTA産官学共同研究の早期開始について合意されたことを受け、2010年5月から日中韓FTA産官学共同研究が開始され、2012年3月に「産官学共同研究報告書」が取りまとめられた。2012年5月の日中韓サミットにおいて、日中韓FTAの年

<sup>1</sup>インドは、2012年11月のRCEP交渉立上げ宣言以来、2019年11月の第3回RCEP首脳会議に至るまでの7年間にわたり、交渉に参加してきたが、その後の交渉には参加しなかった。我が国を始め、各国は、その戦略的重要性から、インドの復帰を働きかけたが、2020年の本協定の署名は、インドを除く15か国となった。

(参考) EPA税率適用輸入額推移 (2013年~2023年)



内交渉開始で一致。同年11月の日中韓経済貿易担当大臣会合（於：プノンペン）の際に日中韓FTA交渉の開始が宣言され、2013年3月に第1回交渉会合を開催、これまでに16回の交渉会合が開催されている。

#### (4) 日・コロンビアEPA

2011年9月に開催された日コロンビア首脳会談（サントス大統領、野田首相（当時）於：東京）において、共同研究の開始に合意。同年11月から2012年5月までに3回の共同研究会合を開催し、同年7月に日コロンビアEPA交渉入りの提言を含む報告書が取りまとめられた。同年9月の国連総会の機会に日コロンビア首脳会談（サントス大統領、野田首相（当時））を開催し、交渉開始に

合意したことを受け、同年12月に第1回交渉会合が開催され、これまでに13回の交渉会合が開催されている。

#### (5) 日・トルコEPA

2012年7月に開催された日トルコ貿易・投資閣僚会合（於：東京）において、日トルコEPA交渉開始の可能性を検討する官民共同研究の立上げに合意。同年11月からの2回の共同研究会合を経て、2013年7月に日トルコEPA交渉開始を提言する共同研究報告書が公表された。これを受け、2014年1月の日トルコ首脳会談（エルドアン首相（当時）、安倍首相 於：東京）において交渉開始に合意。これまでに17回の交渉会合が開催されている。

### 第3. 最近の米国の通商政策について

#### 1. 総論

2020年の米国大統領選挙において、現職大統領（当時）であるドナルド・トランプに勝利した民主党のジョー・バイデンは、2021年1月20日に第46代米国大統領に就任した。TPPから離脱する等多国間枠組みに否定的であったトランプ前大統領に対して、バイデン大統領はWTO改革に取り組む方針を示したほか、同盟国との連携を強化する姿勢を鮮明にした。

我が国との関係では、トランプ前政権時に、2019年9月25日の日米首脳会談で最終合意に至った日米貿易協定・日米デジタル貿易協定が、同年10月7日の署名を経て2020年1月1日に発効した。また、バイデン政権発足後、2021年4月16日の日米首脳会談において、日米首脳共同声明「新たな時代における日米グローバル・パートナーシップ」が発出され、デジタル貿易協力や気候変動に関する目標に資する通商政策の策定、世界貿易機関（WTO）改革等の促進に取り組み、両国の強固な二国間通商関係を維持・強化することが確認された。2021年11月に、通商分野における日米共通のグローバル・アジェンダやインド太平洋地域における協力及び日米二国間の通商協力等に関する議論を行う「日米通商協力枠組み」の立ち上げに合意した。2022年3月には第1回会合が開催され、2023年2月までに会合が3回開催されている。また、2022年1月には、日米首脳会談にて閣僚級の「日米経済政策協議委員会」（いわゆる経済版2+2）の立ち上げに合意した。同年7月には第1回会合が開催され、「日米競争力・強靱性（コア）パートナーシップ」に基づく日米間の経済協力と相互交流の拡大・深化や、インド太平洋地域及び国際社会におけるルールに基づく経済秩序の確保等について、議論された。また、2023年11月には、第2回経済版「2+2」閣僚会合が開催され、2024年4月の日米首脳会談においても、同枠組みの下で、透明、強じんかつ持続可能なサプライチェーンの構築に向けて議論が開始されたことが歓迎された。

多国間の枠組みとしては、インド太平洋地域での中国の台頭を念頭に、バイデン大統領は2022年5月の日米首脳会談に際して、インド太平洋経済枠組み（IPEF: Indo-Pacific Economic Framework

for Prosperity）の立ち上げを発表した。現時点での参加国は、日本、米国、豪州、ブルネイ、フィジー、インド（柱1は交渉不参加）、インドネシア、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの14か国。同枠組みでは、主に、貿易（柱1）、サプライチェーン（柱2）、クリーン経済（柱3）、公正な経済（柱4）の4つの分野について議論。ただし、物品市場アクセス交渉は含まれていない。これらのうち柱2については、2023年5月にIPEF サプライチェーン協定として実質妥結が発表され、同年11月に署名がなされ、2024年2月に発効した。柱3・4については、2023年11月の首脳会合及び閣僚会合にて、それぞれIPEFクリーン経済協定、IPEF公正な経済協定として実質妥結が発表され、2024年6月に署名された。柱1は議論を継続している。

このように米国は日本を含む同盟国との連携に取り組む一方で、中国との関係では、トランプ前大統領が発動した貿易制限的な措置を当面維持する等、米国に有害な中国の不正な貿易慣行に対処するため、全ての利用可能な手段を用いる方針を示している。

#### 2. バイデン政権下における通商政策の基本方針

2021年3月1日に米国通商代表部（USTR）より、「2021年の通商政策課題と2020年の年次報告」が発表され、通商政策の基本方針が示された。その中で、WTOに必要な改革に向けたオコンジョ＝イウエアラ事務局長及びパートナー国と協力すること、デジタルエコノミー分野におけるハイスタンダードなルールの構築を目指すこと等、同盟国や国際機関と連携する方向性が示されている。

一方、中国との関係では、米国に有害な中国の不正な貿易慣行に対処するため、全ての利用可能な手段を用いること、新疆ウイグル自治区等における強制労働による人権侵害問題へ最優先で対処すること、中国に既存の貿易面での義務を遵守させ、国際貿易ルールに空白がある場合、パートナー国や同盟国と協力して対処することが記載されている。

このほか、バイデン政権は、貿易協定における労働規定義務の規定・完全な履行等、労働者中心

の貿易政策や、貿易協定への強力な環境基準の規定等、温室効果ガス排出の課題に取り組むための国際的なルール作りを模索する姿勢を打ち出している。

2023年3月及び2024年3月に発表された同報告書では、IPEF等において米国がリーダーシップを発揮し、引き続き環境・労働分野へ注力するとともに、新型コロナウイルス感染症やロシアによるウクライナ侵略により脆弱性を示した半導体等のサプライチェーンの強靱化に取り組むこと等が明記されている。中国との関係では、米中関係は世界にとっても重大な影響をもたらすとし、引き続き不公正な貿易慣行への対処が必要であるとされている。

### 3. 日米貿易協定・日米デジタル貿易協定交渉

2018年9月26日の日米首脳会談において、日米物品貿易協定交渉の開始が合意された後、2019年4月に茂木内閣府特命担当大臣（経済財政政策）とライトハイザー通商代表との間で閣僚協議が開催され、農産品・自動車を含む物品貿易の議論が開始された。また、デジタル貿易の取扱いについても、適切な時期に議論を行うこととされた。その後、交渉を重ねた結果、同年9月25日の日米首脳会談の際に日米共同声明が発出されたことで日米貿易協定・日米デジタル貿易協定が最終合意に達したことを確認した。両協定は同年10月7日の署名を経て12月4日に国会で承認され、2020年1月1日に発効した。

日米貿易協定は日米間の物品貿易に関する協定であり、日本と米国の経済規模を合わせると、世界のGDPの約3割を占める。また、日米共同声明及び日米首脳間において、日本の自動車及び自動車部品に対し追加関税を課さない旨が確認されている。

また、日米デジタル貿易協定の目的は、①日米間で円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するためのルールを整備し、それによって日米間のデジタル貿易を促進すること、②日米両国がデジタル貿易に関する国際的なルール作りにおいて主導的な役割を果たしていく基盤となることの2点がある。

#### 4. 米中間での関税引上げ措置

2018年6月15日、USTRは航空宇宙、情報通信技術等、500億ドル規模の輸入品に対し、25%の追加関税を段階的に賦課するリストを公表し、

340億ドル分については7月6日から追加関税を賦課した（「第1弾」）。また、プラスチック製品や集積回路等160億ドル相当の輸入品に対する追加関税（「第2弾」）を8月から開始した。中国商務部も報復措置として、大豆等の農産物、自動車等約500億ドル規模の輸入品に対して、25%の追加関税を賦課すると発表した。更に、米国は9月24日より、食料品、衣料品等2,000億ドル相当の輸入品に対し10%の追加関税措置を発動し、同追加関税率を2019年1月1日より25%に引き上げることを発表した（「第3弾」）。中国も9月24日より、LNGや金属加工機械等600億ドル相当の輸入品に対し5～10%の追加関税措置を発動した。

その後、トランプ大統領は、中国からの輸入品3,000億ドル相当に対し、9月1日より10%の追加関税措置（「第4弾」）を実施する旨を表明した。そして、USTR実施の意見公募等の結果を踏まえ、特定の対象項目（約1,600億ドル相当）への追加関税措置は12月15日まで延期との決定がなされた。これに対し中国は、8月23日、石油や農産物等約750億ドル相当のアメリカからの輸入品に対し5%または10%の追加関税を9月1日及び12月15日から賦課することを発表した。併せて、2018年12月の米中首脳会談を受けて停止されていた自動車及び同部品への追加関税賦課（5%または25%）についても、2019年12月15日から復活させると発表した。これを受けてUSTRは同日、第1弾から第3弾（25%）及び第4弾（10%）の追加関税率をそれぞれ5%引き上げることを公表した。

追加関税措置第4弾のうち9月1日に実施予定の衣類、テレビ等（1,200億ドル相当）に対する追加関税措置は実施されたものの、トランプ大統領は、10月1日に予定していた追加関税率の引上げを10月15日に延期する旨を表明した。その後、10月10、11日の閣僚級協議において米中間で「第一段階の合意」がなされたとして、トランプ大統領は、10月15日に実施予定の第1弾から第3弾の追加関税率を5%引き上げる方針を見送る旨を表明した。

12月13日、米中両政府は改めて第一段階の合意に達したと発表した。同日、USTRは、第4弾に関し12月15日実施予定分の発動を見送るとともに、9月1日実施分の追加関税率を15%から7.5%へ引き下げると発表した。また、中国國務院関税税則委員会も12月15日、第4弾に関し、12月15日実施予定分の発動を見送ると発表するとともに、

2018年12月14日以降賦課を停止していたアメリカから輸入する自動車及び同部品への追加関税の再開も見送ると発表した。

2020年1月15日には、第一段階合意文書への署名が行われ、USTRは同日、上述の第4弾（9月1日実施分）の追加関税率の引下げを2020年2月14日から適用する旨を公表した。また、中国国務院関税税則委員会政府も2月6日、9月1日実施分の追加関税率を10～5%から5～2.5%へ引き下げることを発表した。

なお、「第1弾」および「第3弾」は、2020年9月15日に発表されたWTO紛争解決パネル報告書において、WTO協定上認められる範囲を逸脱しているとされた。これに対し、報告書発表の同日、USTRは声明を発表し、「パネル報告書はWTOが中国の有害な行為を止めるには完全に不十分であると示した」としつつ、「本報告書は（2020年2月に発効した）米中間の第一段階の合意には何ら影響しない」とした。2020年10月26日、米国は上級委員会に申立を行ったが、2019年12月以降、上級委員会は新規案件の審理が事実上不可能な状況となっている。

2021年1月にバイデン政権が発足したのちも当該措置は継続されており、第二段階合意への日程は未定。タイ通商代表は2021年3月29日トランプ前政権が中国製品に課した関税は当面維持される旨発言している。また、2021年5月26日、米国は、バイデン政権発足後初となる中国との閣僚級の貿易協議を開催し、双方の懸念事項について意見交換を行った。2021年10月8日、タイ通商代表と劉鶴副首相の電話協議が行われ、USTRによると両者は第一段階合意について実施状況を確認し、未解決の問題について協議を行うことで合意したとのこと。一方、中国商務省によると、中国側から追加関税と制裁の撤回が要求されたとされる。その後、2021年11月15日、米中首脳会談がオンラインによって開催され、中国による不公正な貿易・経済慣行等が議論されたとされる。

その後、新疆ウイグル自治区における人権問題

を懸念した米国政府によって、対中輸出管理や証券投資規制の強化、北京五輪の外交的ボイコットが行われるなど緊張状態が続き、バイデン大統領は2022年1月19日の記者会見において、「中国が第一段階の経済・貿易協定の約束を履行し、追加関税の一部を撤廃できると言えるようになるのが望ましいが、そのような状況にはまだない」との認識を示した。

2022年3月に公表された「2022年の通商政策課題と2021年の年次報告」においても、拙速な対中措置は米国自身の脆弱性を生むと指摘するなど、USTRを中心に慎重な対中姿勢を崩していなかったが、同年4月にはイエレン米財務長官が、約40年ぶりの水準とされる高インフレが国民生活に与える悪影響への対策として、対中関税の見直しに前向きである旨を発言。また、5月23日の日米首脳会談に際して、バイデン大統領自身も対中関税引下げを検討していると述べた。

その後2022年11月の中間選挙後も対中追加関税の見直しの議論はされず、2023年3月に発表された「2023年の通商政策課題と2022年の年次報告」においても、米国が公平に競争できるように、利用可能なあらゆる手段を使い続け、米国や他の国の労働者や企業に損害を与える中国の不公正で反競争的な慣行と戦うために、同じ考えを持つパートナーと共に積極的に取り組むとの記載ぶりであり、これらは2024年3月に発表された同報告でも維持された。

このような中で2023年7月にはイエレン米財務長官が訪中。同年9月には同長官と中国側の何副首相の指揮下に、経済ワーキンググループ及び金融ワーキンググループの設置を発表。これらは継続した議論のチャンネルを確保し、忌憚ない意見交換を行うものであるとされ、2024年4月までに4回開催された。一方で同年5月14日、ホワイトハウスは中国からの輸入品のうち重要鉱物、太陽電池、鉄鋼、半導体、EV等について2024年から2026年にかけての関税引き上げを発表している。

## 第4. 諸外国税関当局との協力

### 1. 税関協力会議等

WCO（世界税関機構）を中心とした多国間での税関当局の対話・協力の枠組みとともに、二国間や地域レベルでの当局間の協力を深めることも、税関手続の調和・簡素化による貿易円滑化や税関当局間の情報交換等による水際取締りの強化を効果的に進めるために重要であり、我が国も関係の深い国との対話を積極的に進めている。

#### (1) 日米

##### ①日米税関協力会議

日米税関協力会議は、1982年1月の米国関税庁（当時：組織再編により現在は国土安全保障省税関国境取締局）長官が来日した際の関税局長との会談を契機に、2004年まで日米交互に開催してきた。その後は、WCO総会等の機会を捉えてバイ会談を行っており、2009年6月には、日米間のAEO相互承認取決めに署名した。

##### ②CSI（Container Security Initiative）

米国関税庁は、2001年9月の同時多発テロの発生を受け、2002年1月、米国向け海上コンテナに大量破壊兵器を隠匿し米国内で爆発させる等のテロを未然に防止するため、米国向けコンテナ貨物を船積みする外国の港に米国税関職員を派遣し、当該国税関と協力して危険性の高いコンテナの特定を行うCSI（海上コンテナ安全対策）を提案。

我が国との間では、2003年3月より順次、横浜港、東京港、神戸港及び名古屋港を対象として実施しており、相互主義の観点から日本からもロサンゼルス・ロングビーチ港へ職員を派遣している。

#### (2) 日カナダ

##### ①日加税関協力会議

カナダ国境サービス庁（カナダ税関当局）との協力関係を強化するため、2005年6月に第1回日加税関協力会議をカナダ・オタワにて開催し、日・カナダ税関協力取決め（当局間取決め）に署名した。2008年6月には第2回会議が同じくオタワにて開催。その後は、WCO総会等の機会を捉えてバイ会談を行っており、2010年6月には、日カナダ間のAEO相互承認取決めに署名した。

#### (3) 日中韓

##### ①日中韓関税局長・長官会議

日中韓3か国の税関協力は、日中韓関税局長・長官会議（TCHM：Tripartite Customs Heads

Meeting）の枠組みの下で進められている。TCHMは、税関行政上の諸問題について日中韓3か国の税関当局（我が国：財務省関税局、中国：海関総署、韓国：関税庁）のトップが率直な議論を行い、税関が直面する課題について共通認識を深めるとともに、情報交換等の協力関係を一層強化するため、2007年から開催されている。これまで6回開催されており、直近の会議は2017年11月、我が国（東京）で開催。

##### ②日中税関協力会議

中国の税関当局との連携強化を図ること等を目的とし、関税局長・海関総署長レベルの会議として開催することとしており、2000年5月の第1回会合（於：北京）以降、これまでに7回開催。

直近の会議は、第6回日中韓関税局長・長官会議の機会に併せて2017年11月に我が国（東京）において開催。

##### ③日韓税関協力会議

1970年7月、第4回日韓定期閣僚会議（於：ソウル）の合意に基づいて日韓税関実務会議を設置。2002年3月の会合（於：東京）から局長・庁長レベルに格上げされ、税関当局間の協力案件について議論する場として現在まで通算33回開催。

直近の会議は、2024年5月に我が国（東京）において開催。

#### (4) 日ASEAN

##### ・日・ASEAN関税局長・長官会合

1999年5月にASEAN事務局から、ASEAN関税局長・長官会議（年1回開催）の際に我が国関税局長を招いて日・ASEAN間における関税技術協力について非公式に意見交換を行いたい旨打診がなされたことを受け発足した。同年7月に第1回協議がマレーシアで開催されて以降、毎年ASEAN関税局長・長官会議に併せて開催され、ハイレベルでの意見交換が行われている。併せて個別国との政策協議も実施している。

#### (5) 日EU

##### ・日EU税関協力合同委員会（JCCC：Joint Customs Cooperation Committee）

2008年2月1日に発効した税関相互支援協定に基づき、税関協力に関する共通の関心事項等を議論するため、日EU税関当局の関税局長レベルの会議として、2008年2月からJCCCを開催。直近では、2019年6月にブリュッセルにおいて第9回

会議が開催された。

#### (6) 日露

##### ・日露局長級税関協力会議

2009年10月、日露税関相互支援協定（2009年5月発効）のフォローアップ実務者会合がモスクワで開催され、局長・長官級の会議を立ち上げることで合意した。これに基づき、2010年9月に第1回日露局長級税関協力会議（於：東京）を開催。

直近では、2017年4月に東京において第5回会議を開催し、貿易円滑化手法等に関する意見交換を行う専門家対話の設置等、日露貿易円滑化に関する協力覚書に署名した。

#### (7) 日豪

##### ・日豪税関協力会議

1998年4月、豪州税関庁長官が来日した際の税関長との会談を契機に、日豪税関当局の長をヘッドとする会議として開始。最近ではWCO総会等の機会を捉えてバイ会談を行っており、2003年6月には「日本税関当局と豪州税関当局間における協力枠組み」に署名し、2017年7月には、同枠組みを「税関に係る事項における日本国税関当局と豪州移民・国境警備省との間の協力枠組み」と改定した上で署名した。また、2019年6月には日豪間のAEO相互承認取決めに署名した。

#### (8) 日NZ

2004年4月に署名された「日・ニュージーランド税関当局の協力枠組み」のフォローアップとして、日NZ税関協力会議を開始し、2008年5月の第2回税関協力会議（於：東京）では、日NZ間のAEO相互承認取決めに署名した。

## 2. 税関相互支援協定等

### (1) 税関相互支援協定（CMAA：Customs Mutual Assistance Agreement）

我が国税関は、社会悪物品の密輸の防止、知的財産侵害物品の水際取締りの強化等を目的として、外国税関当局と情報交換を実施している。このうち、我が国税関から外国税関当局への情報提供は、関税法第108条の2に基づいて実施されるが、その際、同規定は、相手国の税関当局も情報提供できる相互主義や、当該外国の守秘義務、目的外使用の禁止等を求めている。外国税関当局との間でこうした要件を担保し、手続を明確化する手段として、

- ・CMAA（二国間／法的拘束力を有する政府間協定）、
- ・経済連携協定（税関の相互支援に係る規定が

盛り込まれているもの）（二国間又は多国間／法的拘束力を有する政府間協定）、

- ・当局間取決め（二国間／法的拘束力のない税関当局同士の取決め）、

を締結してきた（上記3つをまとめてCMAA等と呼ぶ）。

我が国は主要な貿易相手国との間でCMAA等の締結に取り組んできており、2024年6月現在、41か国・地域との間でCMAA等を締結、2023年におけるこれらの国・地域との貿易額は、我が国の貿易額全体の約9割を占めるまでになっている。これにより、情報交換件数が増加するなど一定の効果が見られている。

また、CMAA等においては、情報交換に加え税関手続の調和化・簡素化について協力すること等についても規定されており、CMAA等の締結をきっかけとして情報交換以外の分野における税関当局間の協力が実現する可能性があるというメリットもある。

### (2) 税関相互支援協定等の骨子

#### ①支援・協力の内容

##### ・情報交換

相手国税関当局の要請又は自らの判断により、関税法令の適正な適用の確保及び不正薬物・銃砲等の密輸、知的財産侵害等の関税法令違反の防止、調査及び処置等のために必要な情報の交換を行う。

なお、提供される情報は、秘密として取り扱われ、また、同意のない限り、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されない。

##### ・特別な監視

関税法令に反する（又はその疑いのある）者、物品、輸送手段等に対する情報提供及び監視。

#### ②支援・協力の条件

- ・全ての支援及び協力は、それを提供する国の国内法令に従い、かつ、税関当局の利用可能な資源の範囲内で行われる。

- ・主権、安全、公共政策その他重大な国益を侵害する場合には、その支援を拒否又は留保することができる。

### (3) 税関相互支援協定等の現状（2024年6月末現在）

発効済 又は 署名済 (41か国・ 地域 注1)	<p>○税関相互支援協定          米国 (1997.6), 韓国 (2004.12), 中国 (2006.4),          EU (2008.2), ロシア (2009.5), オランダ (2010.3),          イタリア (2012.4), 南アフリカ (2012.7), ドイツ          (2014.12), スペイン (2015.5), ノルウェー          (2016.9), メキシコ (2018.7), ウズベキスタン          (2019.12), 英国 (2021.1), ブラジル (2021.9),          ウルグアイ (2021.10), モルドバ (2022.6), バン          グラデシュ (2023.4), ボリビア (2023.6), イラ          ン (2021.8署名)</p> <p>○経済連携協定関連 注2          シンガポール (2002.11), マレーシア (2006.7),          タイ (2007.11), インドネシア (2008.7), プルネ          イ (2008.7), フィリピン (2008.12), スイス          (2009.9), ベトナム (2009.10), インド (2011.8,          2022.5 改定), ペルー (2012.3), オーストラリア          (2015.1), モンゴル (2016.6), CPTPP (※)          (※) CPTPP参加国: メキシコ (2018.12), シン          ガポール (2018.12), ニュージーランド (2018.12),          カナダ (2018.12), オーストラリア (2018.12),          ベトナム (2019.1), ペルー (2021.9), マレーシ          ア (2022.11), チリ (2023.2), プルネイ (2023.7),          英国 (2023.7署名) 注3</p> <p>○税関当局間取決め          オーストラリア (2003.6, 2017.7改定), ニュージー          ランド (2004.4, 2014.6改定), カナダ (2005.6),          香港 (2008.1), マカオ (2008.9), フランス (2012.6),          ベルギー (2017.7), オーストリア (2019.5)          ○その他          台湾 (2017.11) 注4</p>
--------------------------------------	--

(注1) 別形式の枠組みが複数ある国については1か国として計上(例: オーストラリアとは経済連携協定, CPTPP及び税関当局間取決めを作成)

(注2) 経済連携協定の中に税関相互支援に係る規定が盛り込まれているもの

(注3) CPTPPについては, 協定寄託国であるニュージーランドへの国内法上の手続完了の通報を完了した国について, 協定の効力が発生

(注4) 台湾については, 公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の民間取決め

(注5) ( ) 内は発効年月

(注6) 下線は, 外国税関当局との情報交換拡充のための平成24年度の関税法改正の内容が盛り込まれているもの

### 3. AEO相互承認

AEO制度を導入した各国税関当局間において, 同制度を相互に承認し, 一層の二国間の安全かつ円滑な物流を目指す取組みが, 近年, 各国で進展している。我が国はこれまで, ニュージーランド, 米国, EU, カナダ, 韓国, シンガポール, マレーシア, 香港, 中国, 台湾(注), オーストラリア, 英国, タイとの間で相互承認取決めに署名・実施したほか, 各国と協議等を行っている。

(注) 台湾との取決めは, 民間機関である公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で作成された取決め。

AEO相互承認に係る我が国と各国・地域との

取組み状況は以下のとおり。

#### ①ニュージーランド

2008年5月, 相互承認取決めに署名。同年10月より実施。

#### ②米国

2009年6月, 相互承認取決めに署名, 実施。なお, 実施対象の双方向化は2012年12月より実施。

#### ③EU

2010年6月, 相互承認取決めに署名。2011年5月より実施。

#### ④カナダ

2010年6月, 相互承認取決めに署名。2012年11月より実施。

#### ⑤韓国

2011年5月, 相互承認取決めに署名。同年11月より実施。

#### ⑥シンガポール

2011年6月, 相互承認取決めに署名。同年8月より実施。

#### ⑦マレーシア

2014年6月, 相互承認取決めに署名。2015年3月より実施。

#### ⑧香港

2016年8月, 相互承認取決めに署名。同年10月より実施。

#### ⑨中国

2018年10月, 相互承認取決めに署名。2019年6月より実施。

#### ⑩台湾

2018年11月, 「認定事業者制度の相互承認に関する公益財団法人日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の取決め」(略称「AEO相互承認に係る日台民間取決め」)に署名。2019年5月より実施。

#### ⑪オーストラリア

2019年6月, 相互承認取決めに署名。同年9月より実施。

#### ⑫英国

2020年12月, 相互承認取決めに署名。2021年1月より実施。

#### ⑬タイ

2022年4月, 相互承認取決めに署名。同年9月より実施。

#### ⑭その他

スイス, インド及びインドネシアとの間でAEO相互承認に向けて協議中。

#### 4. 原産地証明書のデータ交換に向けた取組

2022年1月発効のRCEPなど、メガEPAを含めた各種EPAが進展する中、日本が締結するEPAの原産地証明手続は、輸入者等が自ら貨物が原産品であることを示す自己申告制度が導入されている一部のEPAを除き、多くのEPAで第三者証明制度（※）が採用されている。

（※）輸出締約国当局又は当該当局が指定する機関が輸出者等に対して原産地証明書を発給する制度

日本への輸入についてはPDFファイル等での原産地証明書の提出が可能となっているが、日本からの輸出については、EPAの利用が多いASEAN向けなど、各国の税関当局から紙原本の提出が求められる場合が多く、産業界からはASEAN各国の税関当局における原産地証明書の

PDFファイル等による受理及び当局間の原産地証明書のデータ交換に期待する声がある。

当局間の原産地証明書のデータ交換は、PDFファイル等による受理よりもさらに迅速なやり取りが可能であり、原産地証明書の真正性が確保されるメリットもあり、ASEAN域内では既に原産地証明書のデータ交換が実施されている。

総合的なTPP等関連政策大綱（2020年12月8日改訂）においても「原産地証明書等のデジタル化を含む貿易に係るビジネス環境の整備に取り組む。その際には相手国の制度等を考慮する」ことが掲げられており、2021年、タイ、インドネシア及びASEANとの原産地証明書のデータ交換に係る協議を開始。日インドネシアEPAについては、2023年6月26日より運用を開始し、日タイEPA及びAJCEPについては引き続き協議が進められている。

## 第5. 世界税関機構 (WCO) について

### 1. 概要 (資料1)

世界税関機構 (WCO: World Customs Organization) は、1952年11月に設立された、税関制度の調和・統一、関税行政に係る国際協力を目的とする国際機関であり、本部はベルギーのブリュッセルに置かれている。2024年6月現在、186ヶ国・地域が加入している (我が国は1964年6月に加入)。なお、設立条約上は「関税協力理事会 (CCC)」であるが、通称として「WCO」の名称が使用されている。

現在の事務総局長は、米国のIan SAUNDERS (イアン サンダース) 氏 (任期: 2024年1月~2028年12月)。なお2009年1月~2023年12月の15年間は、我が国出身の御厨邦雄氏が、アジア諸国から就任した初の人物としてWCO事務総局長を務めていた。

### 2. 沿革

戦後、欧州13ヶ国は、関税同盟設立の可能性を検討するため、1947年にブリュッセルに欧州関税同盟研究グループを設置した。結局、関税同盟は実現しなかったが、関税分類・評価の研究の成果を世界的に広げようとの見地から、条約としてまとめることになった。その条約を管理する機関として、1952年に「関税協力理事会を設立する条約」により、関税協力理事会が設立された。

### 3. 活動内容

#### (1) 税関手続の国際的統一

WCOは、各国の税関手続の簡易化を図るとともに税関手続の調和を進め、これにより国際貿易の円滑な発展を促進するため、税関手続の国際標準を定めた「税関手続の簡易化及び調和化に関する国際規約」 (以下「京都規約」という。) を1973年に採択 (我が国は1976年に加入)。

その後、京都規約について、近年の電算化や関税技術の進歩に伴いアップデートするための見直しが行われ、あわせて規約の解釈や実施の方法に関するガイドラインを作成する等、手続の調和に向けた作業が行われた。

1999年6月のWCO総会において京都規約の改正案である改正京都規約が採択され、2006年2月3日に締約国数が発効規定数の40ヶ国に達し発効

した (我が国は2001年6月に加入。2024年6月末現在、締約国は136ヶ国・地域及びEU)。

#### (2) 商品分類の統一

WCOにおいて策定された「商品の名称及び分類についての統一システム (略称HS)」は、1988年1月から発効しており、2024年6月現在、160ヶ国・地域及びEUが加入し、国際的に統一された国際貿易に関わる品目の分類表として広く用いられている。

#### (3) 関税評価協定の統一適用

1981年1月に発効したGATT関税評価協定に基づき、WCOに関税評価技術委員会が設置されている。同委員会においては、同協定の統一的適用を図るため、同協定適用上の技術的問題の検討、国際的指針となる文書の作成等の作業を行ってきた。

なお、GATT関税評価協定は1995年のWTO設立に伴い、WTO関税評価協定として継承されている。

#### (4) 原産地規則

WTOの原産地規則に関する協定に基づき、同協定の適用及び非特惠原産地規則の調和に係る技術的作業を実施することを目的としてWCOに原産地規則技術委員会が設置され、原産地規則の運用に起因する特定の技術的事項を検討している。

#### (5) 国際貿易の安全確保及び円滑化

WCOは、2001年の米国同時多発テロ以降、国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるための様々な方策について検討を行ってきた。検討成果は「国際貿易の安全確保及び円滑化のためのWCO基準の枠組み」 (以下「SAFE基準の枠組み」という。) としてまとめられ (注)、2005年6月のWCO総会にて採択されるとともに、我が国を含む多くのメンバーが実施の意図を表明した (2024年6月現在、171ヶ国・地域、EU等)。

これまで、「SAFE基準の枠組み」は2012年以降、国際社会の環境変化に対応するため改定がなされており、2015年改定では、「関税と他の政府機関との協力に関する柱」及び「航空貨物の事前情報の提出に関する規定」等が、2018年改定では、「郵便物の事前電子情報に関する規定」等が、2021年改訂では「関係機関との協力」及び地域/多国間のAEO制度が新たに盛り込まれた。

(注)

「SAFE基準の枠組み」の主要要素

- ・電子的に提出する事前貨物情報の標準化
- ・リスク管理手法の採用
- ・輸出国における非破壊検査機器（大型X線検査装置等）を使用したハイリスク貨物の検査の実施
- ・一定の基準を満たす民間企業に対する優遇措置の明確化（AEO）
- ・関係機関との連携

#### (6) 監視・取締分野における国際協調

監視・取締分野においては、麻薬不正取引の情報交換を始めとする国際協力を行っており、また、近年では、知的財産侵害物品の水際取締り強化、テロ関連対策、商業犯則対策にも積極的に取り組んでいる。密輸等の情報については世界12ヶ所に設置されているRILO（Regional Intelligence Liaison Office：地域情報連絡事務所）を中心に、情報交換等を行っている。アジア大洋州地域情報連絡事務所（RILO・AP）は令和6年1月から我が国がホストしており、関係国・地域間の情報の拠点（ハブ）として、情報収集ネットワーク強化のための取組みを実施している。

#### (7) 地域キャパシティ・ビルディング事務所（ROCB）

WCOは、途上国メンバーに対し、諸分野におけるキャパシティ・ビルディング活動を実施しているが、地域における活動を効果的かつ効率的に実施するため、全6地域にそれぞれROCB（Regional Office for Capacity Building）が設置されている。

#### (8) 地域研修センター（RTC）

WCOが各地域内のメンバー国の税関職員を対象とする研修等を行う施設として、RTC（Regional Training Centre）が現在、全6地域合計33ヶ所に設置されている。我が国の税関研修所は、2004年にアジア大洋州地域におけるRTCとなった。

#### (9) 地域税関分析所（RCL）

地域における分析分野の技術協力、情報提供を行う施設として、RCL（Regional Customs Laboratory）が現在、全3地域合計10ヶ所に設置されている。我が国の関税中央分析所は、2014年に世界で初めてのRCLとして承認された。

### 4. 主要機構等（資料2）

#### (1) 総会（理事会）

WCOの最高意思決定機関。毎年6～7月に開催され、全加入国の関税当局の局長・長官クラス

が参加する。

#### (2) 政策委員会

主要政策課題について検討し、総会に対して提言を行う。6地域代表（総会副議長）を含む各地域から選出された31ヶ国・地域で構成。通常、毎年12月及び翌年の6～7月に開催される。

#### (3) 財政委員会

WCOの年次予算等財政事項を検討する委員会であり、各地域から選出された18か国及びEUで構成。毎年4月頃及び必要に応じて随時開催される。

#### (4) 各種技術委員会等

税関手続、品目分類、関税評価、原産地規則、監視取締り等の個別分野毎の会議を定期的に開催し、条約、税関手続の調和、国際協力等について検討を行っている。

#### (5) 事務局

事務局は、官房、関税・貿易局、監視・手続局及びキャパシティ・ビルディング局からなり、事務総局長及び事務総局次長は、加入国・地域による選挙によって選出される。

## 5. 地域的活動

WCOにおいては、1986年以降、全加入国・地域を、6地域に分け、地域代表（総会副議長）のイニシアティブの下、地域内活動を行っている。アジア・大洋州地域は35ヶ国・地域で構成されており、地域代表は、2024年6月までは豪州で7月からは香港となる。

アジア・大洋州地域においては、関税局長・長官クラスによる「関税局長・長官会合」及び、課長クラスによる「地域コンタクトポイント会合」が開催され、地域戦略プランを中心に、地域における様々な取組について議論が行われている。

（参考）アジア・大洋州地域の構成国・地域

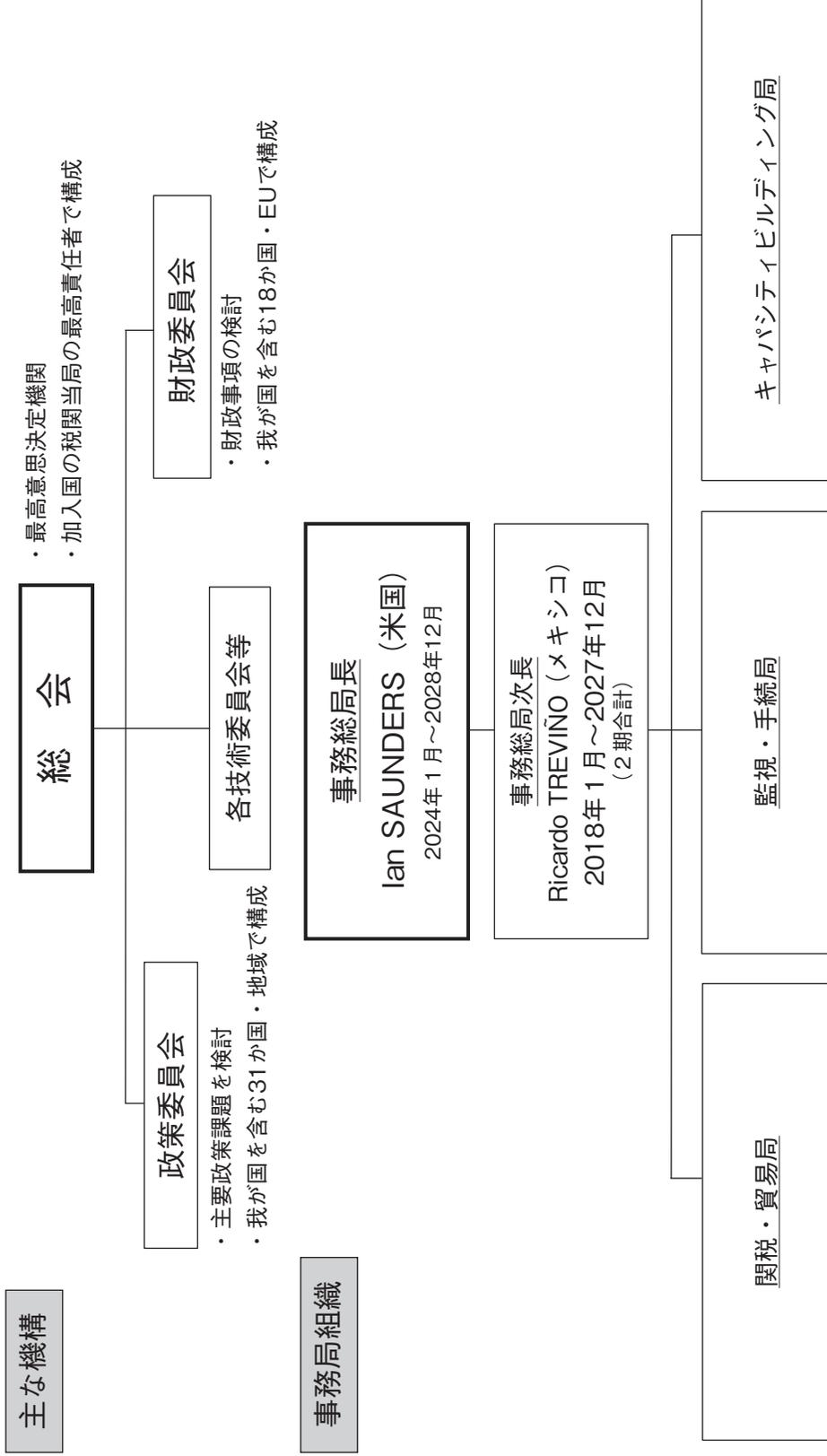
アフガニスタン、オーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ、ブータン、カンボジア、中国、フィジー、香港、インド、インドネシア、イラン、日本、韓国、ラオス、マカオ、マレーシア、モルディブ、モンゴル、ミャンマー、ネパール、ニュージーランド、パキスタン、パラオ、パプアニューギニア、フィリピン、サモア、シンガポール、ソロモン諸島、スリランカ、タイ、東ティモール、トンガ、バヌアツ、ベトナム（以上35ヶ国・地域）

## (資料1) WCO (世界税関機構) メンバー一覧表 (加入順)

合計186か国・地域 (2024年2月2日現在)

	締約政府	批准書又は加入書の寄託年月日		締約政府	批准書又は加入書の寄託年月日		締約政府	批准書又は加入書の寄託年月日
1	トルコ	1951. 6. 6	63	アイスランド	1971. 2. 15	125	スロバキア	1993. 1. 1
2	ノルウェー	1951. 8. 6	64	カナダ	1971.10.12	126	トルクメニスタン	1993. 5. 17
3	デンマーク	1951.10.19	65	タイ	1972. 2. 4	127	ベトナム	1993. 7. 1
4	ギリシャ	1951.12.10	66	コンゴ民主共和国	1972. 7. 26	128	コロンビア	1993. 7. 1
5	スペイン	1952. 7. 13	67	モーリシャス	1973. 3. 29	129	クロアチア	1993. 7. 1
6	英国	1952. 9. 12	68	サウジアラビア	1973. 5. 8	130	イエメン	1993. 7. 1
7	アイルランド	1952. 9. 23	69	ブルガリア	1973. 8. 1	131	コモロ	1993. 7. 1
8	フランス	1952.10. 6	70	エチオピア	1973. 8. 6	132	マカオ	1993. 7. 7
9	スウェーデン	1952.10.17	71	トリニダード・トバゴ	1973.10.15	133	クウェート	1993.10. 4
10	ドイツ	1952.11. 4	72	ポーランド	1974. 7. 17	134	ジョージア	1993.10.26
11	イタリア	1952.11.20	73	バハマ	1974. 8. 16	135	ベルラーシ	1993.12.16
12	ベルギー	1952.12.11	74	リベリア	1975. 1. 7	136	北マケドニア	1994. 7. 1
13	スイス	1952.12.19	75	シンガポール	1975. 7. 9	137	モルドバ	1994.10.28
14	オーストリア	1953. 1. 21	76	コンゴ共和国	1975. 9. 2	138	エリトリア	1995. 8. 8
15	ルクセンブルク	1953. 1. 23	77	シエラレオネ	1975.11. 6	139	モルディブ	1995. 9. 8
16	オランダ	1953. 1. 23	78	セネガル	1976. 3. 10	140	パナマ	1996. 3. 8
17	ポルトガル	1953. 1. 26	79	ガイアナ	1976. 7. 29	141	ブルネイ	1996. 7. 1
18	パキスタン	1955.11.16	80	ウルグアイ	1977. 9. 16	142	ベネズエラ	1996. 7. 1
19	エジプト	1956.10.26	81	バングラデシュ	1978. 7. 1	143	フィジー	1997. 7. 1
20	インドネシア	1957. 4. 30	82	レソト	1978. 8. 2	144	タジキスタン	1997. 7. 1
21	ハイチ	1958. 1. 31	83	ボツワナ	1978. 8. 25	145	ボリビア	1997. 8.14
22	イスラエル	1958. 5. 23	84	ザンビア	1978. 9. 27	146	エクアドル	1997.12.16
23	イラン	1959.10.16	85	アラブ首長国連邦	1979. 2. 7	147	アンドラ	1998. 9. 3
24	シリア	1959.11. 3	86	モリタニア	1979.10. 2	148	ニカラグア	1998. 9. 24
25	レバノン	1960. 5. 20	87	フィリピン	1980.10. 1	149	ベナン	1998.11. 9
26	スーダン	1960. 6. 8	88	ブラジル	1981. 1. 19	150	バルバドス	1999. 1. 7
27	オーストラリア	1961. 1. 5	89	ジンバブエ	1981. 3. 19	151	キルギス	2000. 2.10
28	フィンランド	1961. 1. 27	90	エスワティニ	1981. 5. 15	152	セーシェル	2000. 7. 25
29	ジャマイカ	1963. 3. 29	91	ニジェール	1981. 7. 1	153	オマーン	2000. 9.19
30	ニュージーランド	1963. 5. 16	92	リビア	1983. 1. 11	154	セルビア	2001. 3. 27
31	ナイジェリア	1963. 8. 21	93	中国	1983. 7. 18	155	カンボジア	2001. 4. 3
32	コートジボワール	1963. 9. 2	94	グアマテラ	1985. 2. 22	156	バーレーン	2001. 4. 18
33	ヨルダン	1964. 1. 1	95	ネパール	1985. 7. 22	157	キュラソー	2001. 7. 1
34	マダガスカル	1964. 2. 18	96	中央アフリカ	1986. 7. 28	158	コスタリカ	2001. 8. 29
35	ルワンダ	1964. 3. 3	97	香港	1987. 7. 1	159	サモア	2001.10. 1
36	南アフリカ	1964. 3. 24	98	モザンビーク	1987. 7. 2	160	ブータン	2002. 2. 12
37	日本	1964. 6. 15	99	マリ	1987. 8. 7	161	バブアニューギニア	2002. 3. 18
38	マレーシア	1964. 6. 30	100	ガンビア	1987.10.14	162	東ティモール	2003. 9. 19
39	ブルンジ	1964.10.20	101	メキシコ	1988. 2. 8	163	ドミニカ共和国	2004. 7. 28
40	ウガンダ	1964.11. 3	102	キューバ	1988. 7. 11	164	アフガニスタン	2004. 8.10
41	タンザニア	1964.11.17	103	トーゴ	1990. 2. 12	165	チャド	2005. 2. 16
42	ガボン	1965. 2. 18	104	イラク	1990. 6. 6	166	セントルシア	2005. 5. 12
43	カメルーン	1965. 4. 9	105	バミューダ	1990. 7. 1	167	トンガ	2005. 7. 1
44	ケニア	1965. 5. 24	106	アンゴラ	1990. 9. 26	168	エルサルバドル	2005. 7. 7
45	マラウイ	1966. 6. 6	107	ミャンマー	1991. 3. 25	169	ホンジュラス	2005.12. 8
46	チリ	1966. 7. 1	108	ロシア	1991. 7. 8	170	モンテネグロ	2006.10.24
47	チュニジア	1966. 7. 20	109	モンゴル	1991. 9. 17	171	ラオス	2007. 1. 16
48	ブルキナファソ	1966. 9. 16	110	ギニア	1991.10.30	172	ジブチ	2008. 3. 19
49	アルジェリア	1966.12.19	111	カタール	1992. 5. 4	173	ベリーズ	2008. 4. 22
50	スリランカ	1967. 5. 29	112	アゼルバイジャン	1992. 6. 17	174	ボスニア・ヘルツェゴビナ	2008. 7. 4
51	キプロス	1967. 8. 31	113	エストニア	1992. 6. 18	175	サントメ・プリンシペ	2009. 9. 23
52	アルゼンチン	1968. 7. 1	114	リトアニア	1992. 6. 18	176	バヌアツ	2009.11.17
53	モロッコ	1968. 7. 1	115	ラトビア	1992. 6. 22	177	ギニアビサウ	2010. 8. 19
54	韓国	1968. 7. 2	116	アルメニア	1992. 6. 30	178	南スーダン	2012. 7. 18
55	マルタ	1968. 7. 6	117	カザフスタン	1992. 6. 30	179	ソマリア	2012.10. 4
56	ガーナ	1968. 8. 1	118	ナミビア	1992. 6. 30	180	パレスチナ	2015. 3. 24
57	ハンガリー	1968. 9. 16	119	カーボベルデ	1992. 7. 1	181	コンゴ	2017. 1. 25
58	ルーマニア	1969. 1. 15	120	ウズベキスタン	1992. 7. 28	182	アンティグアバーブーダ	2017. 4. 10
59	パラグアイ	1969.10. 3	121	アルバニア	1992. 8. 31	183	スリナム	2018.11.26
60	ペルー	1970. 1. 27	122	スロベニア	1992. 9. 7	184	赤道ギニア	2021.12.22
61	米国	1970.11. 5	123	ウクライナ	1992.11.10	185	ソロモン諸島	2023. 1. 26
62	インド	1971. 2. 15	124	チェコ	1993. 1. 1	186	パラオ	2024. 2. 2

(資料2) WCOの組織概要



## 第6. 地域協力について

アジア太平洋地域では、「開かれた地域協力」を原則とするAPEC（アジア太平洋経済協力：Asia-Pacific Economic Cooperation）において貿易・投資の自由化・円滑化、経済技術協力等に関する議論、プロジェクトが進められており、また、アジアと欧州の間では、ASEM（アジア欧州会合：Asia-Europe Meeting）において政治・経済等の幅広い分野について対話が進められている。関税局・税関としても、各地域協力における関税政策分野での協力を積極的に取り組んでいる。

### 1. APEC（アジア太平洋経済協力）

#### (1) APECの概要と経緯（資料1）

APECは、アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化・円滑化、経済技術協力等を議論する開かれた地域協力の枠組みとして、現在21エコノミー（APECでは「国」ではなく「エコノミー」と呼称）からなっている。

毎年1回、首脳会議及び閣僚会議（日本からは外務大臣及び経済産業大臣が出席）が開催されるほか、財務大臣会合等の分野別担当大臣会合が開催されている。また、閣僚会議の下に高級実務者会合（SOM：Senior Officials' Meeting）、SOMの下に貿易・投資委員会（CTI：Committee on Trade and Investment）をはじめとするフォーラム、CTIの下に税関手続小委員会（SCCP：Sub-Committee on Customs Procedures）をはじめとするサブフォーラムが設置されている。

APECは貿易・投資分野に重点を置いており、2020年には、ポゴール目標（1994年の首脳会議（インドネシア）で掲げられた「先進エコノミーは2010年、途上エコノミーは2020年までに、自由で開かれた貿易及び投資を達成する」という目標）後のAPECの方向性を示すものとして、APECプトラジャヤ・ビジョン2040が採択された。APECプトラジャヤ・ビジョン2040では(1)貿易・投資、(2)イノベーションとデジタル化、(3)力強く、均衡ある、安全で、持続可能かつ包摂的な成長、という3つの経済的推進力により、「全ての人々と未来の世代の繁栄のために、2040年までに、開かれた、ダイナミックで、強靱かつ平和なアジア太平洋共同体とすること」を目指している。

#### (2) 昨年の結果及び本年の取組み

昨年（2023年11月）は米国が議長を

務め、「Creating a Resilient and Sustainable Future for All（全ての人々にとって強靱で持続可能な未来を創造）」を全体テーマに掲げ、「Interconnected（相互接続した）」、「Innovative（革新的な）」、「Inclusive（包摂的な）」を優先課題として議論がなされた。会議の成果として、APEC首脳宣言が採択された。

本年はペルーが議長を務め、「Empower. Include. Grow.（エンパワメント、包摂、成長）」を全体テーマに掲げ、「Trade and investment for inclusive and interconnected growth（包摂的で連結性のある成長のための貿易・投資）」、「Innovation and digitalization to promote transition to the formal and global economy（フォーマルかつグローバルな経済への移行を促進するイノベーション及びデジタル化）」、「Sustainable growth for resilient development, which seeks to promote energy transition（強靱な発展のための持続可能な成長）」という3つの優先課題に沿った取組を推進している。首脳・閣僚会議は本年11月に開催される予定である。

#### (3) 税関手続小委員会（SCCP）の活動について

##### ①経緯

SCCPは、1994年に税関手続の専門家サブフォーラムとしてCTIの下に設立されたAPECエコノミー税関当局間の会合であり、毎年2回開催されている。議長は首脳会議ホストの税関当局が務め、本年はペルー税務監督庁（SUNAT）が担当している。

##### ②活動概要

SCCPでは、WTO貿易円滑化協定の税関関連事項の実施やAPEC域内における税関手続のデジタル化等の促進等を定めたAPECエコノミー税関が取り組む中期的目標を戦略プランとして設定している。併せて、単年の活動計画（Annual Work Plan）を設定し、戦略プランの実現に向けた具体的な活動を実施している。

近年の活動としては、メキシコと共同して、コロナ禍における各エコノミー税関の税関職員管理方法及びテレワークやオンライン会議等の活用等の働き方の変化等についての調査を実施した。活動の最終成果物として、調査結果をレポートとしてまとめ、2022年2月に実施されたSCCPにて報告を行った。

また、2023年より、日本主導の活動として、原産地自己申告制度に関するプロジェクトを実施した。各エコノミーの制度実施状況について事前調査を行うとともに、当該結果を踏まえ、事前レポートの作成及び自己申告制度実施に係る課題やベネフィットについて知見の共有及び議論を行うためワークショップを実施し（全2回）、本年、ファイナルレポートを作成の上、当該レポートをAPECホームページに掲載した。

## 2. ASEM（アジア欧州会合）

### (1) ASEMの概要（資料2）

ASEMは、1994年にシンガポールのゴー・チョク・トン首相がアジア欧州間の協力関係強化を目的とするアジアとEUのサミットを提唱したことを受けて開始された、アジア・欧州の対等のパートナーシップを基礎とした政治対話促進、経済面での協力強化及び文化・社会面での協力促進に向けた枠組みである。参加国・機関は51ヶ国＋2機関（欧州連合（EU）、ASEAN事務局）となっている。

首脳会合及び外相会合が隔年でアジア側と欧州側で交互に持回りで開催されているほか、経済閣僚会合、財務大臣会合等が開催されている。また、

財務大臣会合の下に、不正薬物取引防止及び税関手続の調和・簡素化に関する協力を強化するための関税局長・長官会合（隔年開催）が設置されている。

関税局長・長官会合の下には、課長級会合として税関作業部会が設置されており、手続・執行面におけるアジア・欧州間の税関協力について議論がなされている（原則毎年開催）。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行以降、関税局長・長官会合及び税関作業部会の開催は延期されている。

### (2) 第13回首脳会合（2021年11月）の結果

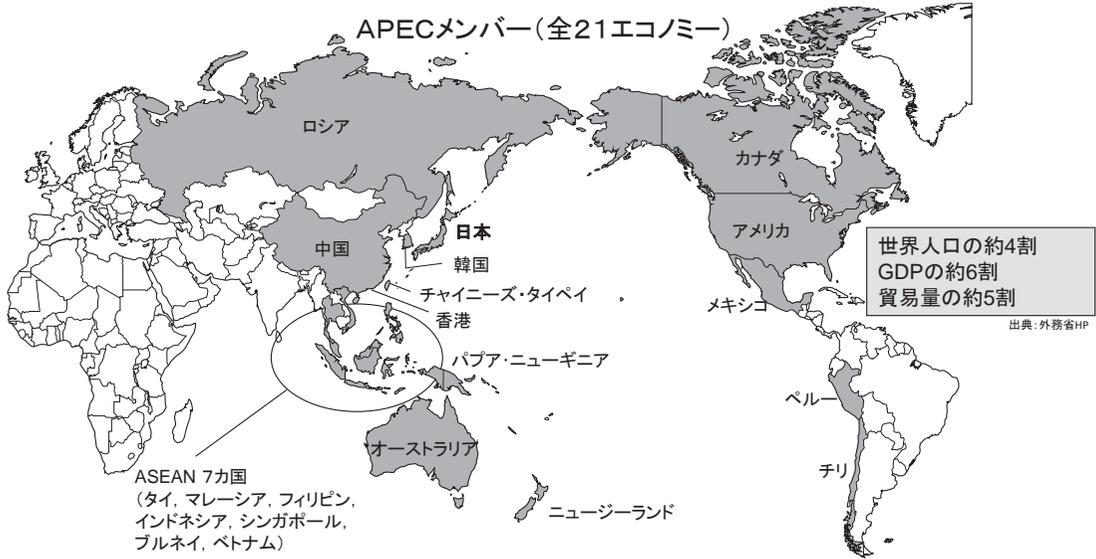
第13回ASEM首脳会合（カンボジア・オンライン形式）では、「共通の成長のための多国間主義の強化」をテーマに議論が行われ、議長声明が発出された。

### (3) 第13回関税局長・長官会合（2019年10月）の結果

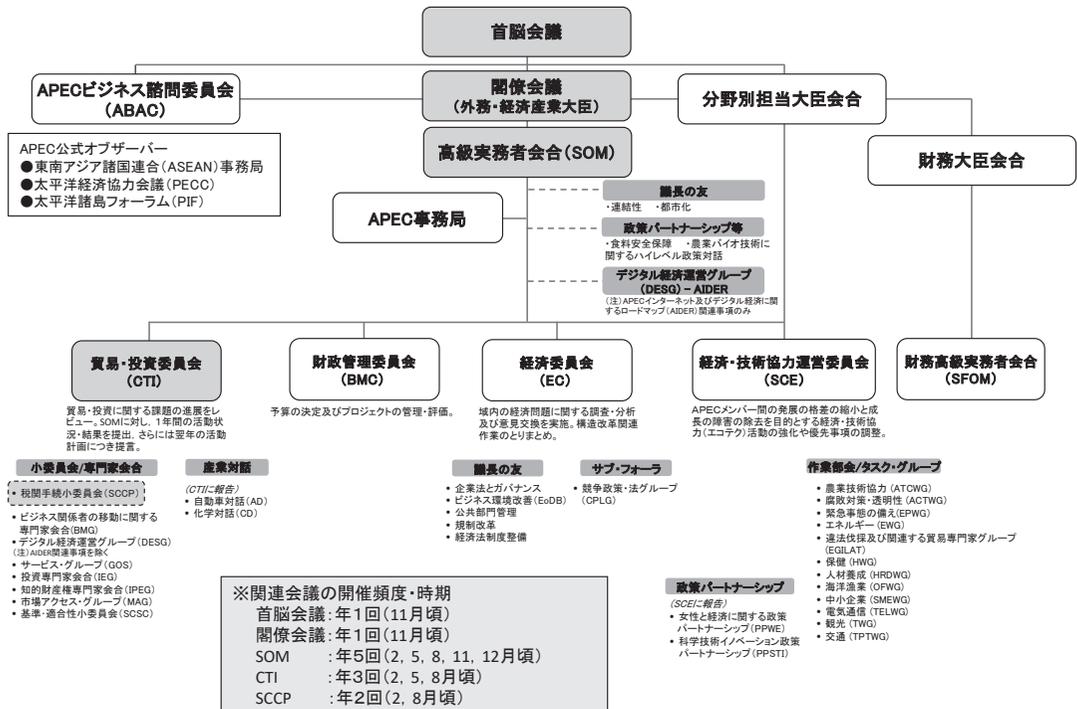
第13回関税局長・長官会合（ベトナム・ハロン）では、2018年から2019年までのASEMでの税関分野における活動及び成果について報告が行われ、さらに次期2年間（2020－2021年）に取り組む「税関活動項目」が策定された。

# APEC (Asia Pacific Economic Cooperation: アジア太平洋経済協力) の概要

- 貿易・投資分野を中心にアジア・太平洋地域の経済協力を議論する地域的枠組。
- 「開かれた地域協力・協調的自主的な行動」が特色で、1989年に発足。
- 現在、21エコノミー(国・地域)が参加し、首脳会議、閣僚会議等を毎年開催。
- 税関・貿易円滑化は税関手続小委員会(SCCP)、貿易・投資委員会(CTI)を中心に取り扱われている。



## APECの主な組織



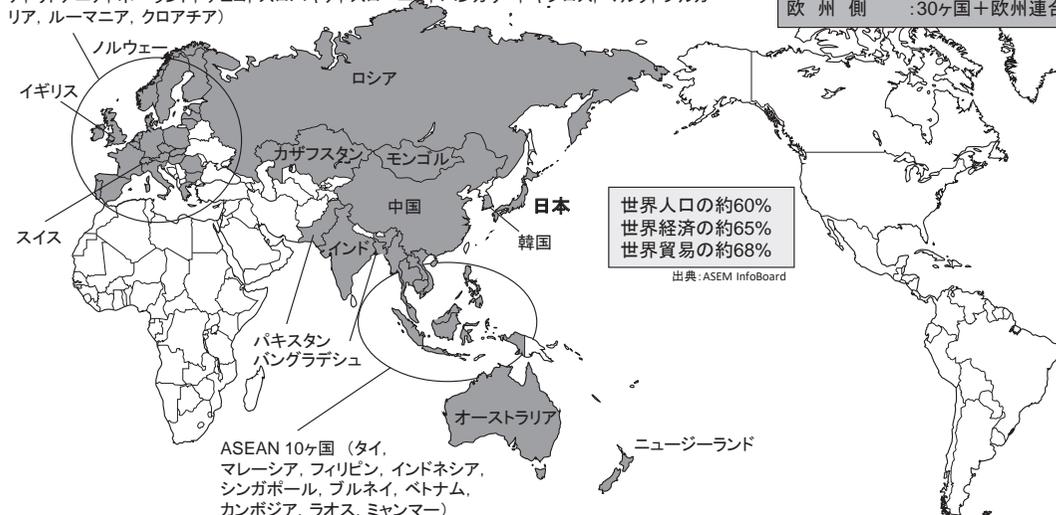
## ASEM (Asia-Europe Meeting : アジア欧州会合) の概要

- アジアと欧州両地域間で、相互尊重及び相互利益に基づく平等な関係の下、両地域の共通の関心事項について活動する、オープンで包括的な「対話と協力の枠組み」。
- 政治、経済及び社会・文化等という3つの柱を中心に活動。1996年に発足。
- 現在51ヶ国+2機関が参加し、首脳会合、財務大臣会合、関税局長・長官会合等を2年に1回開催。
- 税関関連事項は関税局長・長官会合、その下の税関作業部会(各年開催)を中心に取り扱われている。(新型コロナウイルス感染症の拡大以降、次回開催については未定となっている。)

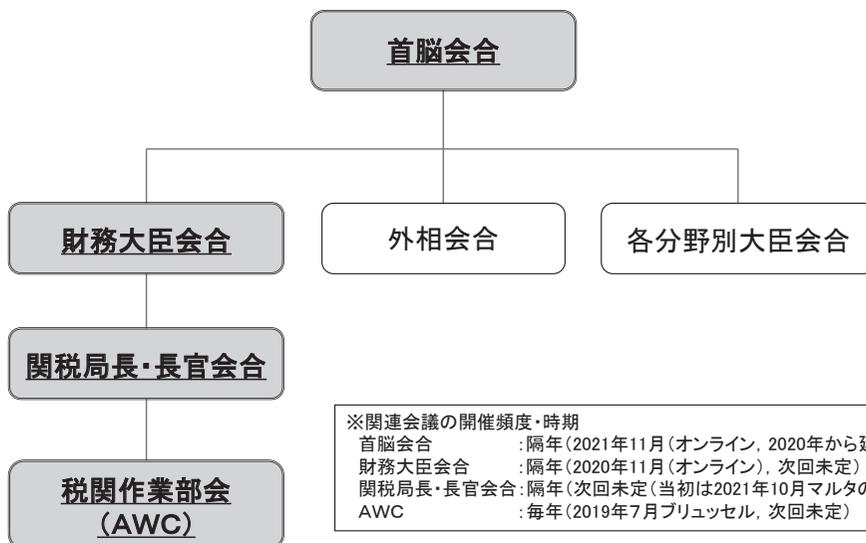
### ASEMメンバー(51ヶ国+2機関)

EU 27ヶ国 (フランス、ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、アイルランド、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、オーストリア、フィンランド、スウェーデン、エストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランド、チェコ、スロバキア、スロベニア、ハンガリー、キプロス、マルタ、ブルガリア、ルーマニア、クロアチア)

参加国・機関 : 51ヶ国+2機関  
 アジア側 : 21ヶ国+ASEAN事務局  
 欧州側 : 30ヶ国+欧州連合



### ASEMの主な組織



## 第7. 関税技術協力について

### 1. 関税技術協力の概要

#### (1) 基本的な考え方

関税局・税関では、開発途上国税関に対する技術協力（関税技術協力）を実施し、税関行政の近代化を支援している。

支援に当たっては、関税技術協力事業をより戦略的に実施することを目指し、3年ごとに「関税技術協力事業の中期的戦略」を策定しており、この中で関税技術協力事業の目的を以下のとおり記している。

我が国税関が3つの使命の実施を通じて達成することとしている「貿易の健全な発展と安全な社会の実現」に寄与することを最終的な上位目的として、対象国税関が自立的に国際標準に則った形で以下の3つの施策に取り組むことができる状態となること。この際、我が国税関の経験に裏打ちされた知識やノウハウを提供し、あるいは協働しつつ、政策の立案及び実施能力の向上等を目指した人材育成を支援する。

- I. 対象国における安全・安心な社会の実現
- II. 対象国における貿易円滑化の推進
- III. 対象国における適正かつ公平な関税等の徴収

具体的には、開発途上国税関からのニーズを踏まえ、専門的な知見を有する我が国税関職員を現地に派遣し、また、開発途上国税関からの本邦に職員を受け入れるなどの関税技術協力事業を実施している。これらを通じて、対象国税関職員が税関手続に関する国際標準及び我が国税関との政策面・運用面のギャップに自ら気づき、改善できるよう導くことによって、開発途上国税関の改革・近代化を支援するものである。このような支援は税関手続の調和化・簡素化を通じた国際貿易の一層の円滑化、グローバルなレベルにおける密輸阻止及びテロ対策等に貢献し、開発途上国のみならず、我が国にとっても有益なものである。

#### (2) 関税技術協力の予算規模（資料1）

令和6年度の関税技術協力関係予算は総額で約6.6億円である。その内訳は、関税局二国間援助経費が約0.9億円、WCO関税協力基金への拠出金

が約5.5億円（内、模倣品・海賊版拡散防止拠出金が約1.4億円）、APEC事務局への拠出金が約0.2億円となっている。

#### (3) 実施形態

関税技術協力事業は、本邦に開発途上国の税関職員を受け入れる「受入研修」と開発途上国へ我が国税関職員を派遣する「専門家派遣」の2つに分けられる。

受入研修は、アジア大洋州地域を中心とした開発途上国の税関職員を対象に、税関研修所や各税関等で、講義や視察を行っている。さらに、参加者が、講義や視察を踏まえ、具体的に改善・実行したい事項をまとめたレポートを提出させるほか、アクションプランを作成する場合もある。また、日本の財政支援により行うWCO人材育成プログラムでは、日本の大学で税関行政等を学ぶ機会を提供する留学生制度や、WCO事務局での勤務に加え、我が国税関視察を組み込んだフェロシッププログラムも行っている。

専門家派遣は、開発途上国税関で開催されるワークショップ等に我が国税関職員を専門家として派遣し、政策助言や講義等を実施している。また、ASEAN 6か国に、我が国税関出身のJICA長期専門家を派遣した支援も実施している（カンボジア、フィリピン、マレーシア、ミャンマー、ラオス、タイに合計7名（2024年6月30日現在）を派遣）。このほか、WCO/JICA合同プロジェクトによる、東・南部アフリカ、西部アフリカ及び太平洋島嶼国に対するマスタートレーナープログラム（支援対象国における指導的役割を担うマスタートレーナーを育成するプログラム）において、我が国税関も専門家を派遣し、その育成に貢献している。

#### (4) WCOとの連携

関税局・税関は、WCOの活動を支援し、緊密に連携するため、職員をWCO事務局等に派遣し、WCOの政策立案、国際標準の策定、キャパシティビルディング活動に寄与している。

また、アジア大洋州地域における税関当局の改革・近代化を支援するに当たり、WCOが実施する地域の技術協力事業を効果的かつ効率的に実施するため、2004年9月にROCB A/P（Asia Pacific Regional Office for Capacity Building：WCO キャパシティ・ビルディング・アジア大洋州地域事務

所)が設置された。我が国は、設置当初から所長を派遣するなど、ROCB A/Pと緊密に連携して、アジア大洋州地域における効果的かつ効率的な技術協力事業の策定・実施に努めている。

なお、税関分析所が税関の使命達成に果たしている役割の重要性を踏まえ、地域におけるWCO加盟国の税関分析所の能力の向上を通じ、貿易円滑化の促進を図ることを目的として、2014年6月、我が国の関税中央分析所が世界で最初のWCO地域分析所(RCL:Regional Customs Laboratory)となり、アジア大洋州地域に対する税関分析分野での技術協力や税関分析及び関連分野についての情報提供を積極的に行っている。

## 2. 関税技術協力の基本的な支援アプローチ

### (1) 支援対象国及び地域

ASEAN諸国は我が国との距離も近く、地理的・経済的な関係性も深いことから最重要地域とし、日系企業の利便性向上・競争力確保への寄与も視野に入れながらJICA、WCO等とも連携し、関税局として緊密かつ深度のある支援を実施してきている。

また、政府の外交政策である「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)のための新たなプラン」(2023年3月政府発表)においてASEANとともに重要地域とされる南アジア及び太平洋島嶼地域に対する支援の強化を進めつつ、アフリカ地域、中南米等においても、JICA、WCO等と連携した支援を実施している。

### (2) 効果的・効率的な支援

相手国のニーズ及び実情に即した支援を実現するため、特に、ASEAN諸国に対しては中期的な視点に立って相手国との協議を行い、毎年支援計画を策定している。この際、1つのニーズに対してより効果的・効率的な支援となるよう、受入事業と専門家派遣事業と連動させ、また、関税局・税関の実施する支援と、JICA、WCO等の支援との調和を図るなど、関税技術協力に関連する組織・事業との連携・調整に努めている。

### (3) 評価の充実

ASEAN諸国を中心に、現地に派遣されたJICA長期専門家等を通じた的確なニーズ把握に基づき、可能な限り具体的な成果目標を設定した上で案件を形成し、同専門家等によるフォローアップを通じてその達成を目指すことで技術協力の有効性の確保に努めている。また、関税局が独自に行う支援は終了時のアンケート調査により参加者の

意見を直接聴取しており、それらを次回事業に反映することによって技術協力の質的改善を図っている。

## 3. 関税技術協力の実績・成果(資料2)

受入事業は1970年、専門家派遣事業は1989年に開始され、2023年度までに累計8,174名の開発途上国税関職員を受け入れ、3,167名の我が国税関職員を派遣している。

### (1) 受入研修実績(※留学生を除く。)

(単位:人)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
受入人数	229	20	182	218	330

### (2) 専門家派遣実績(※WCOテクニカル・アタッシュェ及びJICA長期専門家の派遣人数を除く。)

(単位:人)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
派遣人数	106	76	133	143	114

### (3) 支援分野

税関手続の適正かつ円滑な運用を図るための基礎的な分野である、関税分類、関税評価、事後調査、原産地規則に係る各国税関職員の運用能力向上、また貿易円滑化の推進と安全・安心な社会の実現の両立を図るための先進的な手法である、リスク管理、通関システム、AEO制度の制度整備等、各国の税関手続の近代化及び適正な執行を促進するための支援を実施している。

これに加えて、知的財産侵害物品の取締りや人材育成などを含む幅広い分野で支援を行っている。

### (4) これまでの主な成果

開発途上国税関の制度改善・能力向上により、関税行政の適正な執行の実現に貢献している。また、貿易の円滑化が促進され、各国の貿易拡大・経済成長に貢献することで、海外に展開する日系企業にも裨益している。各国での制度改善・能力向上の具体的な成果事例は以下のとおり。

- イ. 税関手続に係る透明性・一貫性の向上
  - ・品目分類の事前教示制度の導入
  - ・品目分類に資する分析方法の統一
- ロ. 個別国における研修制度の整備
  - ・指導的立場の教官の育成、研修教材の整備
- ハ. ASEAN域内共通の制度整備
  - ・関税評価マニュアル、事後調査マニュアル、事後調査研修モジュール等の策定
- ニ. 開発途上国税関と現地日本人商工会との定

期的な意見交換会の立上げ

ホ. NACCS型通関システムの導入

へ. 個別国におけるWTO貿易円滑化協定の完全履行

ト. 個別国におけるリスク管理制度の改善による検査率の低減

#### 4. NACCS型通関システムの海外展開

我が国は、ASEAN諸国における貿易円滑化の観点から、これまでベトナムとミャンマーに対し、我が国の通関システムであるNACCSをベースとした通関システムの導入とそれによる税関行政の近代化を支援してきている。

両国に対する関税局・税関が行う関税技術協力では、新システムの要求性能検討・仕様策定のほか、既存通関制度とその運用の見直しを支援するとともに、新システムを活用していくための人材育成にも取り組み、包括的なパッケージとして展開している（システム構築の調達費用については、無償資金協力を活用）。

##### (1) ベトナム

ベトナムでは、e-customsという既存のシステムが利用されていたが、処理能力に限界があったことから、新規システムの開発が計画された。2011年7月には両国税関当局間で、NACCSをベースとしたシステム（VNACCS：Viet Nam Automated Cargo Clearance System）の導入と人材育成等をあわせた包括的パッケージ支援について基本的に

合意し、同年8月に両国税関共同の作業部会（WG）が設置され、システム導入に向けた検討が開始された。

その後、2012年3月に、システム構築の費用として無償資金協力（26.6億円）の供与を決定、3年近くにわたるWGでの導入検討を経て、2014年4月、VNACCSの運用が開始された（同年6月末に全国への展開が完了）。

なお、運用開始から1年後には、99%の輸出入申告がVNACCSを通じて行われている。

##### (2) ミャンマー

ミャンマーでは、従来、紙ベースで通関業務が処理されており、輸入手続が電子化されていないことが経済成長のボトルネックとならないよう、通関システムの導入について検討がなされた。2013年7月には、両国税関当局間でNACCSをベースとしたシステム（MACCS：Myanmar Automated Cargo Clearance System）の導入と人材育成等をあわせた包括的パッケージについて基本的に合意し、同月に両国税関共同の作業部会（WG）を設置、ベトナムにおける我が国の経験も活かして、導入に向けた検討が開始された。

その後、2014年4月に、システム構築の費用として無償資金協力（39.9億円）の供与を決定、3年以上にわたるWGでの検討を経て、ヤンゴン・ティラワ地区では2016年11月から、タイとの国境のミヤワディ地区では2018年6月から、それぞれMACCSの運用が開始された。

(資料1) 関税技術協力の予算規模

予算規模(2024年度(令和6年度)) : 6.6億円

■ 関税局二国間援助経費 : 0.9億円

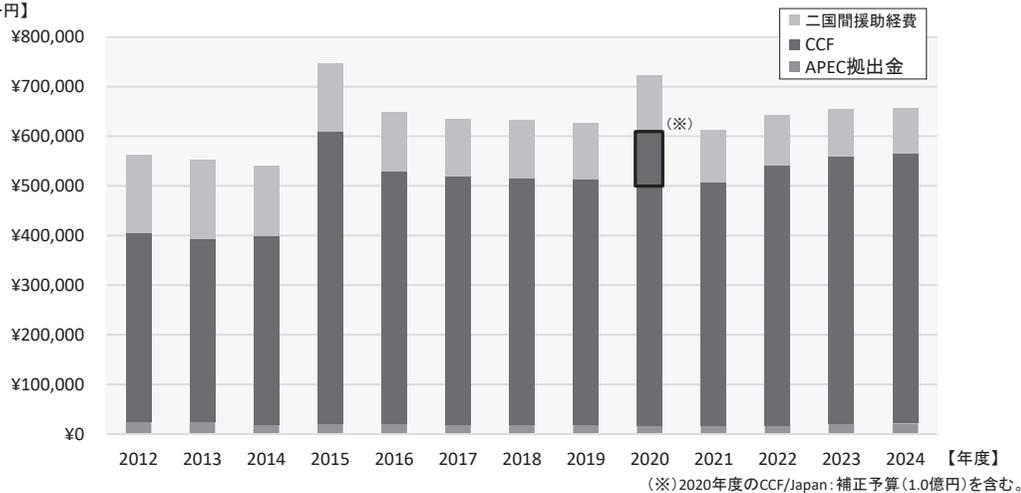
■ WCO関税協力基金への拠出金(CCF/Japan): 5.4億円

[関税協力理事会拠出金(CCF/一般) : 4.0億円(1989年度から開始)]

[模倣品・海賊版拡散防止拠出金(CCF/IPR) : 1.4億円(2008年度から開始)]

■ APEC事務局への拠出金 : 0.2億円

【単位:千円】

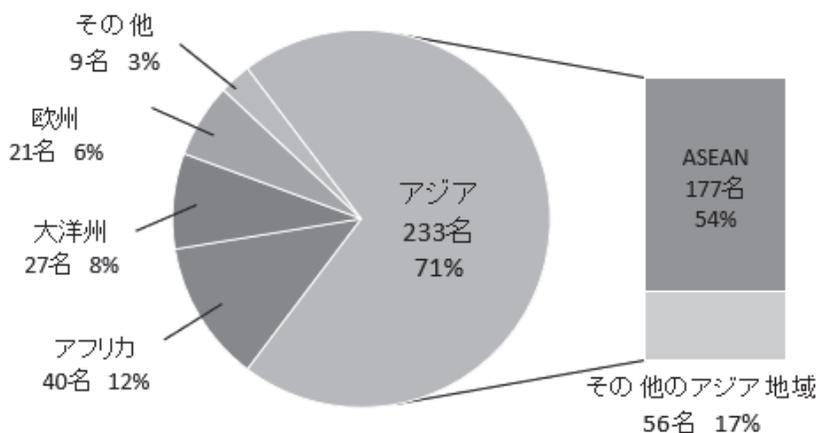


## (資料2) 関税技術協力の実績

## ○ 受入研修

2023年度：65か国から330名が研修に参加  
累計8,174名受入

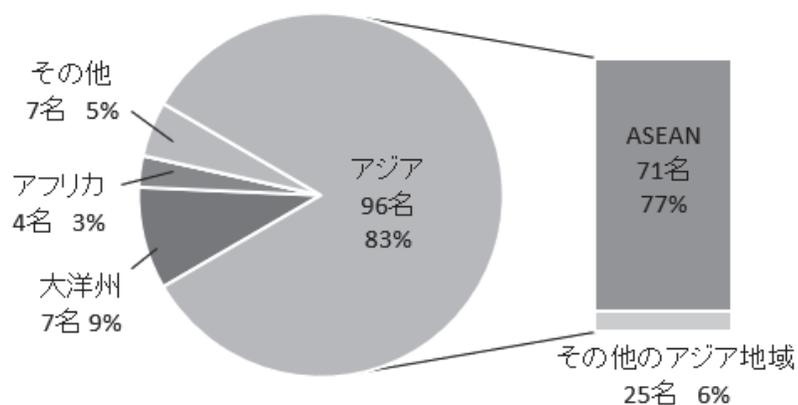
受入研修参加者の地域別割合(2023年度)



## ○ 専門家派遣

2023年度：24か国・地域へ114名の日本税関専門家が  
講義を実施  
累計3,167名派遣

専門家派遣の地域別割合(2023年度)



## Ⅲ 税関行政の主要施策の現状

### 第1. 税関総務分野の重要施策の概要

#### 1. 定員関係

税関は、「安全・安心な社会の実現」、「適正かつ公平な関税等の徴収」及び「貿易円滑化の推進」の3つの使命を掲げ、日本の水際を守り、貿易を通じた経済発展を支えるという重要な役割を担っており、近年、経済・社会のグローバル化が進む中、その役割は益々大きくなってきている。

税関を取り巻く環境については、越境電子商取引の拡大に伴う輸入申告件数の急増、不正薬物押収量の高止まり・密輸手口の巧妙化、国際的なテロの脅威への対応に加え、ウクライナ侵略を踏まえたロシア等に対する経済制裁や経済安全保障上の脅威の高まりを受けた外為法上の輸出規制への対応など、多くの課題に直面しており、適切に対応する必要がある。

このため、税関においては必要な体制整備に取り組んできているところであり、令和6年度予算における税関定員については、10,210人（前年度比+32人）となった。

今後も、新型コロナウイルス感染症に係る水際措置の終了に伴う訪日外国人旅行者等の増加への対応や2025年の日本国際博覧会（大阪・関西万博）等の国際イベントの開催を見据えたテロ対策など、税関への期待の高まりに適切に対応し、水際における取締の強化と適正かつ迅速な通関の推進を実現するため、税関の体制整備を進めていく必要がある。

#### 2. 広報関係

関税等の適正な賦課及び徴収を確保するためには、輸入者に対して、関税制度や輸入貨物の関税等に関する情報を提供することが必要である。また、国民生活の安全・安心の確保のためには、不正薬物・銃砲等の社会悪物品や大量破壊兵器等のテロ関連物品等の水際取締りの取組及びその重要性を国民の皆様知ってもらうことが必要であ

る。さらに、国際貿易の安全確保と円滑化の両立を進めるため、AEO制度等の輸出入通関制度について利用者が必要とする時に、分かり易い形で情報を得られるようにすることが重要である。

実効性ある税関行政の実現に資するため、税関ホームページにおいて、原産地規則、AEO制度、品目分類、課税価格の計算方法等に関する情報の充実を図るとともに、海外旅行時における税関の手続や貿易統計等のページ構成について随時見直しを行っている。また、各コンテンツから関連情報へのリンクの追加や、各税関ホームページへのアクセスを簡素化するなどして利用者の利便性の向上を図っている。また、これらの情報については、講演会や税関見学会においても発信していくとともに各種SNS（YouTube、Facebook、X（旧：Twitter））を活用し、これまで税関に接する機会の少なかった方に対しても、迅速かつ分かり易い形で積極的に情報を発信している。

#### 3. 我が国が締結しているEPA等を利用した貿易の促進のためのEPA利用支援

現在、我が国では21のEPA等が発効、署名済みであり、日本の貿易総額に占めるEPA等発効済の国・地域との貿易額の割合が約8割になるとともに、益々EPAの対象となる貿易額は増加している。

EPAを利用した貿易を行うためには、EPAの原産地規則・関税分類などを理解することが必要であり、特にそのようなノウハウのない地方の中小企業への支援が重要である。

そのため、CPTPP、HEU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定について、関係事業者向け説明会を積極的に開催し周知を行った（2023年度における税関主催：計16回）。また、各税関やEPA原産地センターにおいてEPA利用に必要な原産地規則に関する問い合わせを受け付けている。

## 第2. 監視取締及び保税行政の現状

### 1. 取締対象の現状

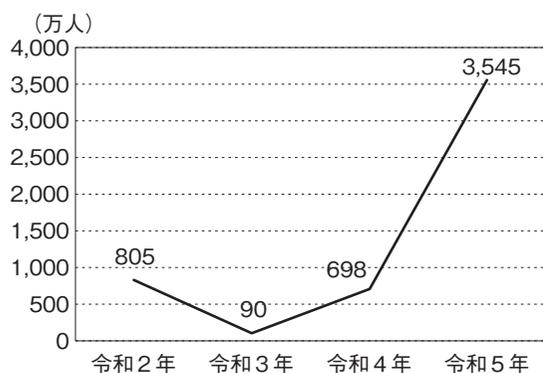
#### (1) 入国者数<sup>1</sup>

令和5年における我が国への入国者数は、約3,545万人（前年度比408%増）となっている。

入国者の大半は空港を利用している。令和4年の入国者総数のうち、空港からの入国者数は約3,490万人であり、全体の約98%を占める。

また、同年の入国者総数のうち空港の利用状況を個別に見ると成田空港が約31%を占め、次いで関西空港（約23%）、羽田（約23%）、福岡（約9%）、中部（約4%）の順となっている。

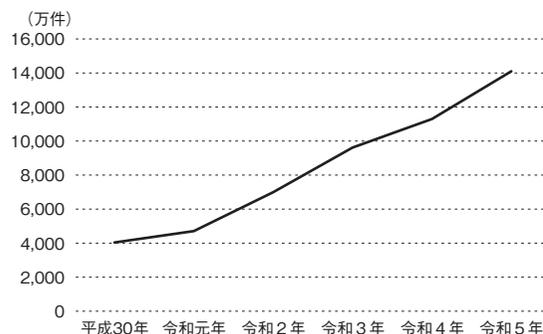
図1 入国者数の推移（令和2年～令和5年）



#### (2) 商業貨物

令和5年における一般商業貨物の輸入許可・承認件数は、約1億4,017万件（前年比約24%増）となっている。

図2 輸入許可・承認件数の推移  
（平成30年～令和5年）



#### (3) 船舶・航空機

2023年の外国貿易船（機）の入港隻（機）数は、外国貿易船が約9万3千隻（前年比1.5%増）と増加し、外国貿易機が約22万2千機（前年比108.0%増）と増加している。

### 2. 取締・検査の概要

#### (1) 取締・検査体制の整備

麻薬や拳銃等の社会悪物品やテロ関連物資等の一貫した取締体制の構築を図る観点から、2006年7月に機構を改正し、監視部において、船舶等の入港から国内引取りまで、輸出入通関に係る物流の中で一貫した貨物の取締りを行っているほか、船舶、乗組員、旅客等の取締りを実施している。

#### (2) 取締・検査機器の積極的活用

隠匿手口が複雑化・巧妙化する社会悪物品等の密輸入に対し、取締・検査機器を積極的に活用するなど、取締りの強化を図っている。

##### ① X線検査装置

X線検査装置は、商業貨物、出入国旅客の携帯品、国際郵便物等の検査に際し、開披検査が困難な検査対象貨物を破壊することなく検査することを可能とするものであり、社会悪物品等の発見のために効果的・効率的に活用している。

また、コンテナ貨物又はコンテナ自体を利用した大口の密輸事犯に対応し、コンテナや自動車等の大型貨物の検査を可能とするため、2000年度に大型X線検査装置を導入し、現在、全国で13港・15ヶ所に配備している。これまでコンテナ内の貨物を全量取出して検査を行う場合には、コンテナ1本あたり2時間程度を要していたが、同検査装置の導入により、10分程度で検査することが可能となり、検査時間が大幅に短縮された。

##### ② 麻薬探知犬

麻薬探知犬は、1979年に米国税関の協力を得て2頭を導入したことに始まり、2024年7月1日現在、全国の税関に計138頭が配備されている。

麻薬探知犬は、出入国旅客の携帯品及び国際郵便物等の検査対象貨物に付着した臭いを探知して、隠匿された不正薬物等の有無を的確に確認するために活用しており、導入以降、多くの不正薬物等の摘発に貢献している。

#### (3) 取締強化期間

税関では取締強化期間を設定し、不正薬物や銃

<sup>1</sup> 数値はいずれも出入国在留管理庁「出入国管理統計」による。

砲、テロ関連物資等の取締り及び広報啓発の強化を図っている。

### 3. テロ対策等

#### (1) テロ対策

関税局・税関では、2001年9月の米国同時多発テロ発生以降、国内におけるテロ対策の重要性が高まったことや大量破壊兵器の拡散防止に関する監視の強化が国際的にもますます重要となったことを踏まえ、我が国政府の関係機関及び米国等を始めとする諸外国と密接に連携しつつ、通関検査体制の強化、テロ対策関連機器の増強、海上コンテナ安全対策（コンテナ・セキュリティ・イニシアチブ：CSI）の実施などを進めるとともに、爆発物や生物テロに使用されるおそれのある病原体等の輸入管理の強化、外国貿易船等の積荷及び旅客等に関する事項の事前報告の義務化、税関職員による質問検査に応じなかった場合の罰則の強化、乗客予約記録（Passenger Name Record：PNR）を航空会社から求めることができる規定の整備など、国際テロ対策に積極的に取り組んできたところである。2015年3月以降、旅客の事前旅客情報（Advance Passenger Information：API）に加え、国交省航空局及び法務省出入国在留管理庁等政府一体として、航空会社に対し、乗客予約記録のNACCSによる電子的報告を働きかけた結果、EU系航空会社及びスイス航空を除く航空便のうち、殆どの航空便について電子的にPNRを取得している。2017年度関税改正において出国PNRを求めることができるようにし、2019年3月にはNACCSにより電子的に報告することを原則化し、これと同時期に航空貨物の事前報告制度を拡充し情報内容の追加及びNACCSにより電子的に報告することを原則化した。

また、WCO（世界税関機構）のガイドラインである「国際貿易の安全確保及び円滑化のためのWCO基準の枠組み」を踏まえ、積荷情報を活用した水際取締りの強化を図るため、2014年3月から、コンテナ貨物を積載して我が国に入港しようとする外国貿易船の運航者等及び当該貨物の荷送人に対し、原則として当該外国貿易船が船積港を出港する24時間前までに、詳細な積荷情報を電子的に報告することを義務付ける「出港前報告制度」を運用している。

#### (2) 北朝鮮対策

我が国は、北朝鮮の核・ミサイル開発に対する独自の制裁措置として、北朝鮮との輸出入の禁止

（輸入：2006年10月～、輸出：2009年6月～）や北朝鮮を仕向地とする支払手段等の携帯輸出の届出を要する金額の下限の引き下げ（2009年5月～）を実施しており、関税局・税関は、これらの措置の実効性を確保すべく、関係機関等と連携しつつ、常に厳格な取締りを実施している。

また、国際連合安全保障理事会決議第1874号（2009年6月12日採択）を受けて我が国で制定された貨物検査法（国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（2010年7月4日施行））に基づき、北朝鮮特定貨物（注）に対し、提出命令・保管を行い、関係行政機関との緊密な連携・協力の下、同法の実効性の確保を図っている。

（注）「北朝鮮特定貨物」とは、国際連合安全保障理事会決議及びその他政令により指定された大量破壊兵器及び武器の関連物資等の対北朝鮮禁輸貨物のうち、通過貨物（仮陸揚貨物を含む。）をいう。貨物検査法施行以降、北朝鮮に対する制裁を追加・強化する新たな国際連合安全保障理事会決議の採択等を受け、北朝鮮特定貨物の追加等が行われている。

### 4. 保稅行政の現状

#### (1) 保稅制度の概要

保稅制度は、貿易秩序の維持、関稅債權の確保、貿易取引の円滑化等の観点から設けられており、保稅地域及び保稅運送等の規定がある。

##### ① 保稅地域

輸入貨物の国内への引取り又は輸出貨物の船舶、航空機への積込みに当たっては、原則として、貨物を一旦、保稅地域に蔵置し、税関長に申告を行い、必要な検査を経て（輸入の場合は、原則として、関税、内国消費税を納めた後に）税関長の許可を受ける必要がある。このように、輸出入貨物を税関の監督下に置くことで、取締りの適正を期するとともに、輸入貨物に係る関税等の徴収等、適切な税関手続を確保する目的がある。

また、輸入許可を受ける前の貨物が保稅地域にある間は、関税等の納付が留保されるほか、保稅地域の種類によっては、外国貨物を加工・製造した後、関税等を納付することなく再び外国に向けて積み戻すことや、関税等を納付することなく外国貨物のまま展示することができるなど、貿易取引の円滑化、貿易の振興、国際的な文化交流に役

立っている。

保税地域には、機能別に指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域の5種類がある。

## ② 保税運送

外国貨物は、開港、税関空港、保税地域、税関官署等の場所相互間に限り外国貨物のまま運送することができる。これを保税運送といい、原則として税関長の承認が必要となっている。

保税運送は、外国貨物を特定の場所相互間に限り運送することを認めていることから、企業活動の円滑化に資するものである。

## (2) 最近の保税制度の改正

### ① 特定保税承認制度の導入

平成19年度に、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された者として税関長の承認を受けた保税蔵置場又は保税工場の被許可者に対して、届出により、保税蔵置場又は保税工場を設置することが可能となる等の制度（特定保税承認制度）を導入した。

さらに、平成23年度には、届出により設置された場所についての帳簿の保存期間を5年から1年に短縮し、特定保税承認制度の利用拡大に努めた。

### ② 特定保税運送制度の導入

平成20年度に、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された者として税関長の承認を受けた国際運送事業者に対して、

NACCSで貨物管理を行う保税地域相互間の保税運送について、個々の運送承認が不要となる等の制度（特定保税運送制度）を導入した。

### ③ 処分規定の整備

保税地域の被許可者等が保税業務について法令に違反したとき等一定の要件に該当することとなったときは、税関長は外国貨物等を当該保税地域に入れることを停止させ、又は当該保税地域（指定保税地域を除く）の許可を取り消すことができることとされている。この処分を行う際の処分基準については、社会情勢の変化等に応じ、種々の見直しを行っており、直近では令和2年1月に、被許可者からの申し出による減算対象を広げると共に、非違が故意である場合の加算点数引き上げを行った。

### ④ 許可要件の見直し

平成21年度に、近年の暴力団排除対策の強化の動き等を勘案し、保税蔵置場等の許可をしないことができる要件として、暴力団員であること等を追加した。

### ⑤ 国際的なオークション・ギャラリー・アートフェアへの対応

令和2年度に、近年の美術品の国際的なオークションやアートフェア等の開催に向けた動きを踏まえ、保税地域の活用を促進するため、手続きの明確化等を行った。

### 第3. 通関手続の現状

#### 1. 総論

##### (1) 通関を取り巻く環境の変化

我が国の社会・経済の国際化の進展に伴うヒトやモノの国際交流の量的な拡大や質的な多様化により、輸出入通関行政を取り巻く環境は大きく変化している。

また、航空輸送貨物における小口急送貨物（SP貨物）サービスの発展、越境電子商取引（EC）の拡大等に伴い通関貨物が急増する等、取引形態や取引貨物に大きな変化が見られる。

こうした中、輸入許可・承認件数は、平成24年には約2,302万件であったものが令和5年には約1億4,017万件と大きく増加し、輸出許可件数は、平成24年には約1,426万件であったものが令和5年には約3,111万件と増加している。

##### (2) 輸入通関における対応

このような環境の中にあって、輸入通関に関しては、内外から迅速通関への要請が高まってきている一方で、国民からは、海外で多発する国際テロへの脅威、大麻等の未成年層への拡散などの状況を踏まえ、爆発物等のテロ関連物資及び不正薬物（覚醒剤、大麻等）などの社会悪物品の水際での取締りに対して、強い期待が寄せられている。

これらの要請に的確に対処するため、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）による通関手続の電算化や通関情報総合判定システム（CIS）を活用した選別的な通関処理を促進し、通関手続の迅速化・簡素化を図るとともに、適正な申告が行われていない可能性が高いと思われる貨物に対しては、検査機器の整備、貨物検査を集中的に行う検査専担班の充実等により重点的な審査・検査を実施しているところである。

また、急増する輸入貨物への対応として、税関

事務管理人制度の見直し及び輸入申告項目の追加（令和5年10月1日（NACCS更改に併せ実施するものは令和7年10月12日）施行）を行ったほか、海上小口貨物の簡易通関制度の導入を決定した（令和7年10月12日から実施）。

##### (3) 輸出通関における対応

輸出通関の面では、大量破壊兵器については核兵器等の拡散防止に関する様々な国際的枠組みに基づき、また、通常兵器及び関連汎用品については旧ココムに代わって地域紛争防止の観点から新たな国際的輸出管理体制として平成8年7月に設立されたワッセナー・アレンジメントに基づき、輸出規制を行っている。加えて、平成14年4月に大量破壊兵器等の不拡散のために欧米諸国と同様の原則全品目（食料品、木材等を除く。）を規制対象とするキャッチオール規制を我が国でも導入し、平成20年11月には通常兵器の不拡散のために、同様に原則全品目（食料品、木材等を除く。）を対象とするキャッチオール規制を導入しており、経済産業省と連携しつつ、税関における審査・検査を強化しているところである。

他方、保税地域等に貨物を搬入した後に行うこととされていた輸出申告については、保税地域等への搬入前に行うことで、貿易円滑化と適正な通関手続の両立を図っている。（平成23年10月実施）

##### (4) AEO制度

AEO制度とは、貨物のセキュリティと法令遵守の体制が整備された事業者に税関手続の簡素化・迅速化等のベネフィットを提供する制度であり、国際物流全体のセキュリティ向上と円滑化の両立に資するものである。我が国においては、これまでに平成18年3月の特定輸出申告制度（現・特定輸出者制度）、平成19年4月の特例輸入申告制度（現・特例輸入者制度）の導入を皮切りに、

表1 輸出入許可件数の推移

（単位：万件）

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
輸入許可・承認件数	3,974	4,640	6,966	9,562	11,289	14,017
海上	431	428	406	833	1,261	1,011
航空	3,544	4,212	6,560	8,729	10,028	13,006
輸出許可件数	1,994	1,985	2,188	2,709	3,010	3,111
海上	376	358	328	366	357	376
航空	1,617	1,628	1,860	2,342	2,653	2,735

平成19年10月には倉庫業者に対する特定保税承認制度、平成20年4月には運送業者に対する特定保税運送制度及び通関業者に対する認定通関業者制度、平成21年7月には製造者に対する認定製造者制度が導入されてきた。

これらの制度の導入によって、我が国のAEO制度は、サプライ・チェーンに関与する貿易関連業者をほぼ全てその対象としており、今後は、認

定水準の維持・向上を図りつつAEO事業者を拡大していくとともに、諸外国のAEO制度との相互承認（相手国のAEO事業者の輸出入貨物に対し、自国における通関手続きを行う際に便益を与えることを認め、両国間の一層の安全かつ円滑な物流を目指す仕組み）についても、協議・共同研究を引き続き推進していく。

## 我が国の認定事業者（AEO：Authorized Economic Operator）制度

要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高い業務遂行能力を有している ⇒税関手続に関する知識及び経験が十分である 等</li> <li>○ 法令遵守規則を定めている ⇒税関手続を適正に履行するための体制及び手順が規則により整備されている 等</li> <li>○ 一定期間法令違反がない 等 ⇒関税法等の法令違反がない 等</li> </ul>					
概要	<p><b>輸入者</b> (平成19年4月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貨物到着前に輸入申告を行い、許可を受け、貨物の引取りが可能</li> <li>○ 貨物引取り後の納税申告が可能</li> <li>○ 一括（1月分）での納税申告が可能</li> <li>○ コンプライアンスの反映による審査・検査率の軽減</li> <li>○ 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸出申告が可能</li> </ul>	<p><b>輸出者</b> (平成18年3月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行い、許可を受けることが可能</li> <li>○ コンプライアンスの反映による審査・検査率の軽減</li> <li>○ 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸出申告が可能</li> </ul>	<p><b>倉庫業者</b> (平成19年10月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たに保税蔵置場等を設置する場合の許可が不要（届出により設置が可能）</li> <li>○ 保税蔵置場の許可手数料の免除</li> <li>○ コンプライアンスの反映による検査率の軽減</li> </ul>	<p><b>通関業者</b> (平成20年4月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 貨物到着前に輸入申告が可能</li> <li>○ 貨物引取り後の納税申告が可能</li> <li>○ 一括（1月分）での納税申告が可能</li> <li>○ AEO運送者による運送等を要件に、貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行い、許可を受けることが可能</li> <li>○ 貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸出申告が可能</li> </ul>	<p><b>運送者</b> (平成20年4月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保税運送毎の承認が不要</li> <li>○ 当該運送者が運送を行った場合、AEO通関業者は貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行い、許可を受けることが可能</li> </ul>	<p><b>製造者</b> (平成21年7月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当該製造者が製造した貨物を輸出する場合、貨物を保税地域に搬入することなく輸出申告を行い、許可を受けることが可能</li> <li>○ 当該製造者が製造した貨物を輸出する場合、貨物の蔵置場所に関わらず、いずれの税関長に対しても輸出申告が可能</li> </ul>
事業者数	105者	231者	152者	263者	10者	—

令和6年6月30日現在（計761者）

## 2. 輸出入通関手続の現状

### (1) 輸入通関業務を取りまく環境

令和5年における輸入許可・承認件数は、全体で約1億4,017万件（前年比約24%増）となっており、その内訳は、航空貨物が約1億3,006万件（同約30%増）、海上貨物が約1,011万件（同約20%減）である。

このような状況のなか、拳銃、麻薬、覚醒剤を中心とした社会悪物品の不正輸入等に対する取締り強化の要請が一層高まっている一方で、迅速な輸入通関に対する国内外からの要請もますます高まってきていることから、税関当局としては、「適正」さを確保しつつ「迅速」な通関を行うといっ

た二律背反な要請を同時に達成するため、種々の改善を図っているところである。

### (2) 輸入通関手続の改善の現状

輸入通関手続の簡素化・迅速化を図るため、これまでも通関手続の電子化の推進、輸入申告の際に添付する書類の簡素化、国際郵便物の通関手続の見直し等種々の改善を重ねているところであるが、規制緩和の要望等も踏まえ、更なる改善策を講じている。

#### ① 貨物到着前処理及び貨物到着後処理の促進

通常、輸入通関手続は、貨物の到着後に開始され、関税等の納付後に貨物の引取りが許可されることを原則とするが、貨物の到着から輸入者等が引き取るまでの時間を可能な限り短縮することを

目的として、i) 貨物の到着前に税関審査を終了させる予備審査制の拡充、ii) 貨物の輸入申告前に関税分類・関税評価・原産地・減免税に係る指示を行う事前指示制度の改善、iii) 納期限延長制度の導入等を図っており、税関における審査等を貨物の到着前又は貨物の引取り後にできる限り移行している。

## ② 選別的通関処理の促進

税関手続の電子化の推進により処理の迅速化を図るとともに、密輸等のリスクの高い貨物には重点的に審査・検査を実施することにより適正な通関を確保する一方、リスクの低い貨物は審査を簡素化する選別的通関処理を一層促進している。このため、i) 平成3年10月、選別的通関処理を行う上で必要な情報等を管理するCISの導入、ii) NACCSの審査基準をより一層適正に管理する等の措置を図っている。

## ③ 特例輸入者制度(旧・簡易申告制度)の導入・改善

現在、我が国の税関手続においては、輸入申告(引取申告)と納税申告を同時に行うことが原則である。しかしながら、輸入者の利便性の向上等のために、法令遵守(コンプライアンス)の確保を条件に、あらかじめ税関長に承認された輸入者(特例輸入者)は、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、引取申告と納税申告を分離し、納税申告の前に貨物を引き取ることができる簡易申告制度を平成13年3月から導入した。

また、同年9月の米国における同時多発テロの発生を契機として、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図るための取組みが国際的に加速化したことから、我が国においても平成19年度関税改正において、既存の簡易申告制度に貨物のセキュリティ確保の要素を承認要件として加えた上で、輸入者を対象とするAEO制度を導入した。これにより、貨物が本邦に到着する前に輸入(引取)申告を行うことを可能とするとともに、従来輸入許可毎に行うこととされていた事後の納税申告について、1か月間に受けた輸入許可に係る貨物について、これらを一括して納税申告を行うことを可能とした。

さらに、平成19年7月より、承認申請者が法人である場合に特定の事業部門においてのみ簡易申告制度を利用できるよう改善、また、平成20年4月より、提供しなければならないとされていた関税等の額に相当する担保を、税関長が関税等の保

全のために必要があると認めるときを除き省略する等の改善を行ってきた。このように改善してきた「簡易申告制度」は、輸入通関手続の迅速化、簡素化のための制度ではなく、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された輸入者に対するAEO制度として定着してきたことから、本制度を平成21年3月に「特例輸入申告制度」と名称変更した(平成29年10月8日より「特例輸入者制度」と名称変更)。

その後も平成24年4月より、保全担保の提供要件の緩和を行う等、随時、本制度の改善を行ってきているところである。

## ④ 特例委託輸入申告制度の導入

平成20年4月より、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された認定通関業者に貨物の輸入手続を委託した場合に、貨物の到着前の輸入申告及び貨物の引取り後の納税申告(特例申告)を行えることとした。

## ⑤ 輸出入申告官署の自由化・通関業制度の見直し

平成28年度関税改正において、貿易関係事業者の事務の効率化やコスト削減を図り、貿易円滑化に資するとの観点から、蔵置官署(貨物が置かれている場所を所管する税関官署)に対して輸出入申告を行う原則は維持しつつ、AEO事業者(特定輸出者、特例輸入者及び認定通関業者)については、蔵置官署以外の税関官署に対して輸出入申告を行うことを可能とする関税関係法律及び通関業法の改正を行い、NACCSの更改と併せ、平成29年10月8日より実施している。

## ⑥ 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化への取組み

更なる貿易円滑化の観点から、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化を促進することとしており、その一環として、平成24年7月よりNACCSを利用して輸入申告を行い簡易審査扱い(区分1)とされた場合の税関への通関関係書類の提出を、原則省略することとした。また、NACCSを利用した輸入申告における税関への通関関係書類の提出について、平成25年10月より、書面(紙)による提出に加え、NACCSを利用したPDF等の電磁的記録による提出を可能とした。

さらに、平成29年10月から特惠税率の適用等に係る原産地証明書について、電磁的記録による提出を可能とする等、電磁的記録による提出が可能な対象範囲を拡大した。

### (3) 各種手続の概要及び改善策

#### ① 予備審査制

##### イ 概要

予備審査制とは、貨物が到着する前に予備的に輸入申告を行わせ、あらかじめ税関の審査を受けておくことを可能とする制度である。輸入者等は、予備審査により検査を受ける必要がないとされた場合には、貨物が本邦に到着し保税地域等への搬入を確認の上、本申告を行えば直ちに輸入が許可されることとなり、貨物到着から引取りまでの所要時間の大幅な短縮を図ることが可能である。

##### ロ 予備審査制導入の背景

輸入申告は、関税法第67条の2第3項の規定により、貨物を保税地域等に搬入した後に行うこととされていることから、たとえ貨物到着前に書類が整っていたとしても、税関における書類審査は、保税地域等への貨物搬入後（輸入申告後）に行われるため、輸入通関に時間を要する状況にあった。

そこで、輸入貨物の迅速な引取り及び税関事務の効率化を図る観点から、昭和63年4月に「搬入前予備審査制」（「予備審査制」の前身）を導入した。

しかしながら、この制度は、対象貨物が制限されており、提出書類が多い等の制約が多く利用しづらい面があった。

平成2年6月、日米構造問題協議の最終報告において、輸入貨物の日本の流通システムへの迅速な引取りを確保する一方策として、「搬入前予備審査制の拡充及び手続の簡素化」を図ることを対外的に表明し、平成3年4月、対象貨物の拡大、提出書類の簡素化等の大幅な改善措置を実施し、制度の名称を「予備審査制」に変更した。

また、平成6年2月における総合経済対策として、対象貨物の拡大、提出書類の簡素化の措置を実施した。

さらに、平成7年3月の規制緩和推進計画に基づき平成8年4月に予備審査制の利用を前提とする「到着即時輸入許可制度」を航空貨物について導入し、平成15年9月には、海上貨物についても導入した。

なお、主な改善事項は次のとおりである。

(イ) 日米構造問題協議の最終報告に基づき平成3年4月に講じられた措置

(i) 対象貨物の拡大

一申告で多数の品目の申告となる貨物等に限定されていた対象貨物を、特惠日別管理品目（平成13年3月末で廃止）を除く全ての貨物に拡大した。

(ii) 提出書類の簡素化

予備申告時の「搬入前予備審査申請書」及び輸入申告時の「輸入申告届」の提出を省略した。

(iii) 予備申告時期の前倒し

輸入申告の日の4日前から行えるとされていた予備申告を、輸入申告予定日における外国為替相場の公示日又は船荷証券等の発行日のいずれか遅い日から行えることとした。

(iv) 税関検査要否の事前通知

信用度の高い輸入者のローリスク貨物については、輸入申告前であっても、検査要否を通知することとした。

(v) 税関手続以外の輸入関連法令手続との同時並行処理の実施

税関手続以外の輸入関連法令手続が終了していない貨物についても、予備審査制の対象とし、税関手続と税関手続以外の輸入関連法令手続との同時並行処理が行えることとした。

(ロ) システムへの組み込み

平成3年10月、海上貨物について予備審査制をNACCSに組み込み、続いて、平成5年2月、航空貨物についても組み込み、NACCSによる予備申告を可能とした。また、海上貨物については、暫定的な仕様となっていたことから平成6年3月にNACCSの仕様を変更し、グレードアップを図った。

(ハ) 総合経済対策により平成6年3月及び4月に講じられた措置

(i) 提出書類の簡素化（平成6年3月）

NACCSを利用して予備申告した場合、NACCS端末より出力される申告控（税関へ提出する書類）を予備申告時と輸入申告時（本申告時）の2回提出していたが、予備申告時に申告控の提出を行ったものについては、輸入申告（本申告）までの間に申告内容の変更がない場合、輸入申告（本申告）時の申告控の提出を省略した。

(ii) 対象貨物の拡大（平成6年4月）

予備審査制の適用除外としていた特惠日別管理品目（平成13年3月末で廃止）に該当する貨物を、新たに対象貨物に加え、全ての輸入貨物を適用対象貨物とした。

(二) 規制緩和推進計画により平成8年4月に講じられた措置

・到着即時輸入許可制度の導入

輸入貨物の中でも航空貨物については、とりわけ迅速な通関処理に対する強い要請があるが、従来、輸入申告は、貨物を保税地域に搬入した後にを行うことが原則となっているため、早期に貨物を引き取る上で、この搬入に要する時間の短縮が課題となっていた。

この問題を解決するため、予備申告が行われた航空貨物のうち、審査の結果、取締り上の支障がないものとして検査が不要とされた貨物については、保税地域へ搬入することなく、貨物の到着が確認され次第、輸入申告が行われれば直ちに輸入を許可する「到着即時輸入許可制度」を導入した。

なお、海上コンテナ貨物についても、平成11年10月のSea-NACCS更改に伴い、海上貨物搬入即時輸入許可制度を導入し、さらに、平成15年9月には航空貨物と同様に「到着即時輸入許可制度」を導入した。

## ② 事前教示制度の改善

### イ 事前教示制度の概要

「事前教示制度」とは、輸入者その他の関係者が、あらかじめ税関に対し、輸入を予定している貨物の関税率表適用上の所属区分（品目分類）及び関税率、関税評価上の取扱い、原産地並びに減免税の適用の可否について照会を行い、その回答を受けることができる制度であり、昭和41年に申告納税制度が導入された際に新設された関税法第7条第3項に基づくものである。文書による事前教示回答書は、発出日から3年間、輸入（納税）申告の審査上尊重されることとなっている。更に、照会者が文書回答に対し再検討を希望する場合には、回答後2月以内に意見の申出ができることとなっている。

当該制度を利用した場合、事前に輸入予定貨物の関税率、関税評価上の取扱い等が判明するため、原価計算が確実に行える等販売計画が立てやすくなる。また、貨物の輸入申告時に税番、関税率、関税評価上の取扱い、原産地及び減免税の適用の可否が判明しているため通関の適正

かつ迅速な処理が図られ、早期に貨物を引き取ることができる等大きなメリットがある。

### ロ 主な改善措置

事前教示制度の充実策として、事前教示は原則として文書により行い、口頭回答は単なる参考情報であるとして取扱いの違いを明確化し、文書による事前教示については照会受理後30日以内（関税評価に係る照会の場合、90日以内）の極力早期に回答を行うよう努めることを通達に明記している。また、インターネットによる事前教示の照会につき、これまでの品目分類及び原産地に加え、平成26年6月より関税評価、平成27年10月より減免税についても可能としている。当該照会については、基本的には口頭照会と同様の取扱いであるが、照会者が希望し、一定の要件を満たす場合には、文書による回答に切り替えることができ、また、令和5年7月から照会者が希望する場合には、回答書を電子メールで受け取ることが可能となっている。

照会の透明性の確保への取り組みとして、事前教示回答書の非公開期間に上限（180日以内）を設け、原則として公開することとしており、税関ホームページに掲載している。

令和5年における取扱い件数は、品目分類では文書回答が3,881件、口頭回答が98,850件であり、皮革・木材・紙・繊維（41～67類）に係る照会が多く、原産地では文書回答が1,766件、口頭回答が21,178件であり、農水産品（1～24類）、皮革・木材・紙・繊維（41～67類）に係る照会が多かった。また、関税評価では文書回答が4件、口頭回答が1,166件であり、運賃、無償提供等に係る照会が多く、減免税では文書回答が0件、口頭回答が31件であり、無条件免税の適用に係る照会が多い。

## (4) 貨物到着後処理の促進

### ① 納期限延長制度

従来は、輸入貨物を保税地域から国内に引き取るうとするときには、輸入申告を行ったうえ、輸入許可前引取制度等の場合を除き、関税等を納付し、輸入許可を得た後でなければ当該貨物を引き取ることができないこととなっていたが、平成元年4月の消費税導入に併せて、関税及び消費税に係る納期限延長制度が導入され、担保の提供を条件に輸入（貨物の引取り）を認め、関税等は、当該輸入の時から3か月以内に事後的に納付すればよいこととなった。

この納期限延長制度には、個別延長方式（個々

の輸入申告毎に、担保提供のうえ、納期限延長を申請する方式)と、包括延長方式(貨物を輸入しようとする月の前月末日までに担保提供のうえ当該月における輸入申告に係る納税額を一括して申請する方式)がある。

また、平成13年3月に施行された簡易申告制度(現・特例輸入者制度)においても、納期限延長制度(ただし、納期限を現行の包括延長方式を利用した場合と合わせるため、2か月の延長となる。)が盛り込まれた。

## ② 担保管理の一元化

納期限延長制度が導入された当初は、同制度の定着及び導入当初の混乱を避けるため、各通関官署毎、関税及び消費税毎に担保を提供し納期限延長を行う取扱いとしていたが、納期限延長制度の定着に伴い、平成2年4月より税関の収納事務電算処理システムによりオンライン化されている官署を対象に、税関単位で担保を提供することができる担保管理の一元化を実施した。これにより、包括延長方式(一括包括延長方式)を利用する輸入者は、各税関の本関に担保を提供することにより、当該税関の管内にある収納事務電算処理システムによってオンライン化されている官署の全てにおいて、同一の担保を使用することができることとなり、包括延長方式が利用しやすくなった。

また、平成7年4月から、NACCSによってオンライン化されている海上官署を対象に全国単位で担保を提供することができる全国担保の一元化を実施し、同年11月には、その対象を航空官署に拡大した。

さらに、平成12年4月から、Sea-NACCS及びAir-NACCSで共用して使用することができる「共用担保制度」を導入した。

なお、平成22年2月にSea-NACCSとAir-NACCSが統合され、システム別ごとの担保管理の区分けは現在無くなっている。

## ③ 共通担保等

納期限延長等のため提供される担保は、租税債権の確保を図る観点から制度別、税科目別に提供することとなっていたが、平成3年10月から関税・消費税の納期限延長の担保は、両税で共通に使用することができる担保(共通担保)を提供することができるとともに、据置担保の提供中、担保残高に不足が生じた場合に新たな担保に設定換えすることなく、不足額に相当する担保を追加して提供することができることとなった(追加担保)。

また、包括納期限延長における据置担保は「税関長が確実に認める保証人の保証」及び「金銭」としていたが、平成6年6月から、「国債」及び「地方債」、平成19年4月から、「社債その他の有価証券」、平成26年3月から、「不動産及び動産」の提供を可能とした。

## ④ 引取担保と他の担保との管理の一元化

特例輸入者制度(旧・簡易申告制度)における引取担保と納期限延長等に係る担保については、同一の担保物件であっても、その管理は別々に行われ、引取担保としての提供額として税関に申し出た金額分については、納期限延長等に係る担保として使用できないこととされていた。

特例輸入者制度(旧・簡易申告制度)の利便性向上等のため、当該担保管理方式の見直しを行うこととし、引取担保に係る担保額について特例輸入者が自主管理することにより、提供された担保額の範囲内において、引取担保又は他の担保として柔軟に使用できることとなった。(平成19年10月実施)

## ⑤ 特例輸入者制度(旧・簡易申告制度)に係る担保の見直し

特例輸入者制度においては、関税等の徴収を確実にものとするため、特例申告を行おうとする輸入者は、その月において輸入しようとする貨物に課されるべき関税等の額に相当する額の担保をその月の前月末日までに、当該貨物の輸入の予定地を所管する税関長に提供しなければならないこととしていたが、輸入者の負担軽減を図るとともに、特例輸入者制度の一層の利便性向上を図るため、税関長が関税等の保全のために必要があると認めるときに、その提供を求めることができるものとした(保全担保の導入)。(平成20年4月実施)

また、平成24年4月からは保全担保を提供する際の要件を緩和している。

さらに、令和6年10月1日から、特例輸入者による特例申告の納期限延長において必須とされている担保についても、関税等の保全のために必要があると認める場合のみ提供を求める取扱いに緩和することとした。

## (5) 他省庁の輸入手続との連携強化

### ① 輸入手続関連省庁連絡会議の設置

輸入手続関連省庁連絡会議は、日米構造問題協議最終報告に基づき、輸入手続の迅速化・適正化に向けて施策を講じる上での各省庁間の連絡・調整を行うため、内閣外政審議室、外務省、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省及び経

済企画庁の担当課長をメンバーとして平成2年9月に設置されたものである（議長：大蔵省）。同連絡会議では輸入手続のみならず、輸出入・港湾関連手続の迅速化・適正化のための諸施策の実施を推進してきたところであるが、これまでの活動実績及び今後の検討課題をよりの確に反映するものとするため、平成13年9月にその名称を「輸出入・港湾手続関連府省連絡会議」と改め、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化等の施策等を講じてきた。

また、平成16年2月の各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議において、関係府省で連携して最適化の検討を行う21の業務・システムが定められ、その中の一つである輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システムは、財務省が担当府省として最適化計画を策定するとされたことを受け、平成16年2月に輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画の策定について本会議の検討事項とし、平成17年3月にその名称を「輸出入及び港湾・空港手続関連府省連絡会議」と改め、同年12月28日のCIO連絡会議において、当該最適化計画が決定された。

## ② 税関手続とその他の輸入関連手続との同時並行処理の実施

従来は、関税法の規定により、税関以外の輸入関連手続が終了しなければ税関手続を開始することができない取扱いとしていた。しかしながら、各法令に基づく手続をステップ・バイ・ステップに行うのではなく、同時並行的に行う方が、輸入手続全体の処理時間を短縮し輸入手続の一層の迅速化を図ることができるとの観点から、平成3年4月より、予備審査制の枠組みの中で、税関に予備申告書を提出し、当該申告に係る税関審査の間に、関税法以外の輸入関連法令の手続を並行的に行うことができることとした。

また、平成5年7月には、厚生労働省検疫所による食品検査と税関検査の両方が必要となる貨物について、輸入者等の開梱作業等の利便を勘案し、食品検査終了後、引き続き税関検査を実施する体制を整備した。

さらに、他法令手続との同時並行処理を促進するため、関税法以外の輸入関係他法令のうち、動物植物検疫等主要他法令について、従来、当該他法令に係る許可・承認書等を税関に対する輸入申告の際に提出させていたものを、平成6年9月以降、税関の輸入許可までの間に提出すればよいこととした。

## ③ 輸入通関手続と他法令手続とのインターフェース化

輸入手続全体のより一層の簡素化・迅速化を図るため、平成9年2月に食品衛生法に基づく手続を行う厚生省の「FAINS（輸入食品監視支援システム）」と、平成9年4月に植物防疫法及び家畜伝染病予防法に基づく手続を行う農林水産省の「PQ-NETWORK（輸入植物検査手続電算処理システム）」及び「ANIPAS（動物検疫検査手続電算処理システム）」と、平成14年11月に外国為替及び外国貿易法に基づく許可・承認申請等に関する業務を行う「JETRAS（貿易管理オープンネットワークシステム）」と財務省・税関の通関手続システムであるNACCS（通関情報処理システム）とのインターフェース化をそれぞれ実施した。（平成22年2月にJETRAS、平成25年10月にFAINS、PQ-NETWORK及びANIPASをNACCSへ統合した。下記⑤参照。）

## ④ 輸入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化

輸入・港湾関連手続においては、複数の行政機関に対する手続を、利用者が一回の入力・送信で行うことを可能としたシングルウィンドウ化を平成15年7月23日に実現している。しかし、従来の各省庁の手続の様式、申請項目の見直し等が行われなまま実施したことから、利用者の利便性に配慮されたものでなかった。このことから、FAL条約（注）の締結に併せて、平成17年11月に入港届の様式を統一化・簡素化することとし、申請様式の統一や、項目の削減等の見直しを行った。

また、関係省庁は、シングルウィンドウ実現後も更なる利便性向上を目指して機能の見直しを行い、同年12月28日、CIO連絡会議において、「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」を決定し、利用者コードの一元化、項目の反復利用等の業務プロセスの改善を徹底し、手続の簡素化・効率化を図るとともに、申請窓口や利用申込窓口の統一化、利用者に対する関係省庁からの情報提供窓口の設置等を実現した新たなシングルウィンドウ（府省共通ポータル）を平成20年10月に稼働させた。

シングルウィンドウは「貿易手続改革プログラム」（平成21年7月16日第二次改訂）において、稼働後も継続して見直すこととしており、平成22年2月には、空港の入出港関係手続のシングルウィンドウへの追加を実現した。

（注）FAL条約（Convention on Facilitation for International Maritime Traffic：国際海運簡素

化条約)

昭和40年に制定され、昭和42年に発効した条約で、国際物流の円滑化を目的に船舶の出入港の際に税関など関係当局に提出する書類の簡素化・統一化を定めた国際条約。平成17年9月に締結、同11月に日本において発効。

#### ⑤ NACCSと関係省庁システムとの統合

「貿易手続改革プログラム」では、シングルウィンドウの基幹をなすNACCSと関係省庁システムの統合についての検討が必要とされ、平成20年10月、Sea-NACCSと国土交通省の港湾手続を処理する港湾EDIとの統合、さらに平成22年2月、Air-NACCSを更改し、Sea-NACCSと統合した統合NACCSに経済産業省の貿易管理手続を処理するJETRASを統合。また、平成25年10月には食品衛生法に基づく手続を行う厚生労働省のFAINS、植物防疫法及び家畜伝染病予防法に基づく手続を行う農林水産省のPQ-NETWORK及びANIPASをNACCSへ統合した。

さらに平成26年11月には医薬品医療機器等法関連手続、平成29年3月には輸出証明書等手続を新たにNACCS業務に追加した。

#### (6) 開庁時間外の通関需要への対応

##### ① 臨時開庁制度の見直し

平成20年3月まで、税関の執務時間（注1）外において輸出入通関等の臨時的執務を求めようとする者は、税関長の承認を受けるとともに、税関の執務する時間に応じて、手数料（注2）を納付しなければならないこととされていたが、我が国産業の国際競争力の強化、港湾・空港の活性化・競争力強化といった重要な課題を踏まえ、輸出入者等の負担を更に軽減し、利便性の向上を図るため、臨時開庁手数料を廃止するとともに、臨時開庁に係る手続についても承認制を廃止して届出制とし、手続が不要となる時間を税関の執務時間から税関官署の開庁時間（税関官署において事務を取り扱う時間として当該税関官署の事務の種類その他の事情を勘案して税関長が定めて公示した時間）に拡大することとした。

（注1）税関の執務時間

月曜日から金曜日までの08：30～17：00

（注2）臨時開庁手数料

・17：00～22：00、05：00～08：30

→4,100円/h

（土曜、日曜及び休日は08：30～17：00にあっても4,100円/hが必要である。）

・22：00～05：00 →4,550円/h

#### ② 開庁時間外の通関体制の整備

##### イ 経緯と体制整備

港湾の24時間フルオープン化に向けた取組が進展する中で、平成14年度以降、その実現に向けた官民の関係者による取組の推進が閣議決定等においても一層求められていた状況であったことから、港湾の24時間フルオープン化に向けた動きに対する上での問題点等を把握することを目的として、全国の主要港湾のコンテナ貨物取扱実績が多い6税関7官署において、税関の執務時間外に職員を常駐させる通関体制の試行を平成14年10月15日から平成15年6月30日までの間実施した。

この試行の結果、執務時間外にコンテナ貨物等の通関需要があること、コンテナターミナルゲートのオープン時間が延長されたこと等港湾の24時間フルオープン化へ向け官民の関係者が前向きに取り組んでいることが明らかとなったこと、また、構造改革特別区域に所在する通関官署においては、臨時開庁承認申請が見込まれる時間帯に職員を配置することとなっていることから、平成15年7月1日より全国の主要港湾を中心として7税関14官署において一定の時間帯に職員を常駐させる税関の執務時間外における通関体制を整備し、これを実施することとした。

##### ロ 執務時間外の通関体制の見直し

執務時間外の通関体制については、平成16年9月に構造改革特別区域推進本部が「特区において講じられた規制の特例措置の評価及び今後の政府の方針」を決定し、その決定に基づき、①全国すべての港湾・空港が所在する官署の1年間の臨時開庁承認件数、②直近（平成15年10月から12月）の時間帯（平日夜間、土曜日、日曜日及び休日）別の臨時開庁承認件数と近い将来の通関需要の見込みを踏まえ、全国展開することとされた。

この構造改革特別区域推進本部の決定した基準の下、臨時開庁承認件数等の執務時間外における通関需要の見極め調査（平成17年10月～平成18年3月）を行い、平成18年7月1日に執務時間外の通関体制を一部見直した。更に平成20年4月1日には、前述の通り、臨時開庁に係る手続が不要となる時間を税関の執務時間から税関官署の開庁時間に拡大することとした。

また、NACCSを使用して行われる輸出入申告のうち、簡易審査扱い（区分1）とされるものについては、税関職員による書類審査又は検査が不要であることから、開庁時間外においても開庁時

間外執務の要請に係る届出をNACCSにより受理するとともに輸出入の許可通知を行うこととした。この場合において、審査区分が書類審査扱い（区分2）又は検査扱い（区分3）とされるものについては、審査区分の通知は開庁時間外に行うものの、審査又は検査については翌開庁日の開庁時間内に行われることとなる。（平成26年10月1日より実施）

#### (7) 輸入通関手続の改善に伴う効果

輸入通関手続の一層の迅速化を図るために必要な改善措置を講じていくうえでの参考とするために、輸入通関手続の所要時間調査を実施しており、これまで平成3年以降、概ね3年ごとに計13回実施している。

第13回の調査（令和6年3月）では、通関所要時間（税関への輸入申告から輸入許可までの所要時間）の平均は、海上貨物では1.6時間と前回調査に比べて0.5時間短縮し（注1）、航空貨物では0.3時間と前回調査並みの結果となっている。また、AEO制度を利用して輸入申告された貨物の場合では、通関所要時間は海上貨物では0.0時間、航空貨物で0.0時間と、前回調査並みの所要時間となっている。

平成29年10月より実施した、輸出入申告官署の自由化を利用して輸入申告した貨物の通関所要時間は、海上貨物で1.2時間、航空貨物で0.2時間となっている。

なお、船舶・航空機が入港してから輸入許可されるまでの総所要時間の平均は、海上貨物では93.7時間（注2）、航空貨物では23.3時間となっている。

##### （注1）海上貨物の通関所要時間

輸入通関手続の平均所要時間は、所要時間が比較的短い傾向にある小口貨物を除くと1.6時間と前回調査に比べ0.5時間短縮、小口貨物を含めた全体では1.0時間となっている。本調査における小口貨物とは、通関貨物、少額貨物（課税価格1万円以下）に係る免税制度の対象貨物、他法令の証明・確認を要しない貨物など、通関手続の所要時間が比較的短い傾向のある貨物を指しているが、小口貨物を除いた時間については、小口貨物と判別できた貨物を除外した平均所要時間であって、小口貨物の影響を完全に除外した平均所要時間ではない点、注意を要する。

##### （注2）海上貨物の総所要時間

船舶が入港してから輸入許可されるまでの総所要時間の平均は、小口貨物を除くと54.3時間、小口貨物を含めた全体では93.7時間となっている。

#### (8) ロシア等に対する輸出入禁止の措置

##### ① 概要

我が国は、2022年2月下旬に開始されたロシアによるウクライナに対する侵略行為を受け、ウクライナをめぐる現下の国際情勢を踏まえ、問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法によりロシア等への輸出入禁止の措置を講じている。当該措置は、ロシア、当該侵略行動を支援したベラルーシ、ロシアが一方向的に「独立」を承認するなどしたウクライナ東部のドネツク州及びルハンスク州の一部領域である「ドネツク人民共和国」（自称）及び「ルハンスク人民共和国」（自称）等に対する制裁措置の一環として実施されているものである。

##### ② 外国為替及び外国貿易法による輸出入禁止の措置

ロシアやベラルーシの軍事関連団体に対する輸出禁止措置や、ロシアに対する奢侈品、半導体、量子コンピューター、貨物自動車、無人航空機及び乗用自動車等の輸出禁止措置、アルコール飲料、木材、機械類・電気機械及び貴金属、並びに上限価格を超える価格で取引される原油及び石油製品、非工業用ダイヤモンド等の輸入禁止措置を2022年2月下旬より順次実施している。

##### ③ 税関における対応

税関では、輸出又は輸入される貨物に対する厳正な審査及び検査を実施し、関税法第70条の規定に基づき、経済産業大臣を始めとする関係省庁とも連携しつつ、外国為替及び外国貿易法によるロシア等への輸出入禁止の措置の対象となる貨物に該当するか否かについての確認を行うなど、当該措置の実効性の確保に努めている。

#### (9) 知的財産侵害物品の水際規制

##### ① 概要

関税法第69条の11第1項第9号、9号の2又は第10号の規定により、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品及び形態模倣品、営業秘密侵害品、技術的制限手段無効化装置等の不正競争防止法違反物品（以下「知的財産侵害物品」という。）は、麻薬、覚醒剤、拳銃、偽造貨

幣等と並んで輸入してはならない貨物とされている。また、回路配置利用権侵害物品を除く知的財産侵害物品は、同法第69条の2第1項第3号又は第4号の規定により、輸出してはならない貨物とされている。さらに、輸出してはならない知的財産侵害物品と同様の貨物は、同法第30条第2項及び第65条の3の規定により、保税地域に置くことや保税運送が禁止され、我が国を經由して第三国へ輸送（通過貨物）される知的財産侵害物品についても取締りの対象となっている。

近年、知的財産侵害物品の税関による水際取締りに対する内外の期待は非常に高まっており、より効果的な取締りが実施できるよう制度改正を重ねているところである。

## ② 経緯

我が国は、内閣に設置された知的財産戦略本部を中心に、政府一体となって知的財産の創造・保護・活用を進めている。税関を所掌する財務省においても、知的財産侵害物品の水際取締りに関する制度改正を行うなど、知的財産保護の強化に積極的に取り組んでいる。

近年の知的財産侵害物品の水際取締りについての動きを見ると次のとおりである。

平成14年2月、我が国産業の国際競争力の強化、経済の活性化の観点から知的財産の重要性が高まっているとの認識の下で、内閣総理大臣、関係国務大臣及び有識者により構成される知的財産戦略会議の開催が決定され、同年7月の第5回知的財産戦略会議において、「知的財産立国」実現に向けた政府の基本的な構想である「知的財産戦略大綱」が決定された。平成15年度の関税改正においては、この知的財産戦略大綱を踏まえ、特許権侵害物品等の輸入差止申立ての対象への追加等を内容とする関税定率法等の改正が行われた。

平成15年3月には知的財産基本法が施行されるとともに、同法に基づき内閣総理大臣を本部長とする「知的財産戦略本部」が設置され、同年7月には同本部により「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」（知的財産推進計画）が決定された（以降、知的財産推進計画は毎年改訂版が決定されている）。その後も、この知的財産推進計画を踏まえ、平成16年度関税改正においては、認定手続開始時に権利者及び輸入者双方に対してそれぞれの名称・住所を通知すること等を内容とする関税定率法等の改正が行われ、平成17年度関税改正においては、形態模倣品等の不正競争防止法違反物品の輸入禁制品への追加等のための

関税定率法等の改正が行われた。

平成18年度関税改正においては、税関が必要に応じ外部の有識者に意見を聴く仕組みの導入及び知的財産を侵害する物品の輸出取締り導入のための関税法等の改正が行われ、平成19年度関税改正においては、認定手続における簡素化手続が導入された。平成20年度関税改正においては、我が国を經由して第三国へ輸送（通過貨物）される知的財産侵害物品についても取締りの対象とされた。平成22年度関税改正においては、水際取締り強化のための罰則水準の見直しが行われた。平成23年度関税改正においては、技術的制限手段無効化装置が、平成28年度関税改正においては、営業秘密侵害品が、それぞれ輸出入してはならない貨物に追加された。

令和3年5月の商標法及び意匠法の改正により、海外の事業者が模倣品を郵送等により国内に持ち込む行為について権利侵害行為となることが明確化されたことを受けて、令和4年度関税改正においては、改正商標法及び意匠法の施行と同時に、当該侵害行為に係る物品に対して税関による水際取締りを実施できるよう、当該侵害行為に係る物品を関税法の「輸入してはならない貨物」に追加する等の措置がなされた。これら改正法は令和4年10月に施行され、いわゆる個人使用目的で輸入される模倣品であっても、海外の仕出人に事業性が認められれば、商標権等を侵害する物品として、税関で差し止めることが可能となった。

令和5年度関税改正においては、権利者の事務負担軽減等の観点から、認定手続における簡素化手続の対象に特許権・実用新案権・意匠権・保護対象営業秘密が追加され、令和5年10月に施行された。

## ③ 水際取締りの現状

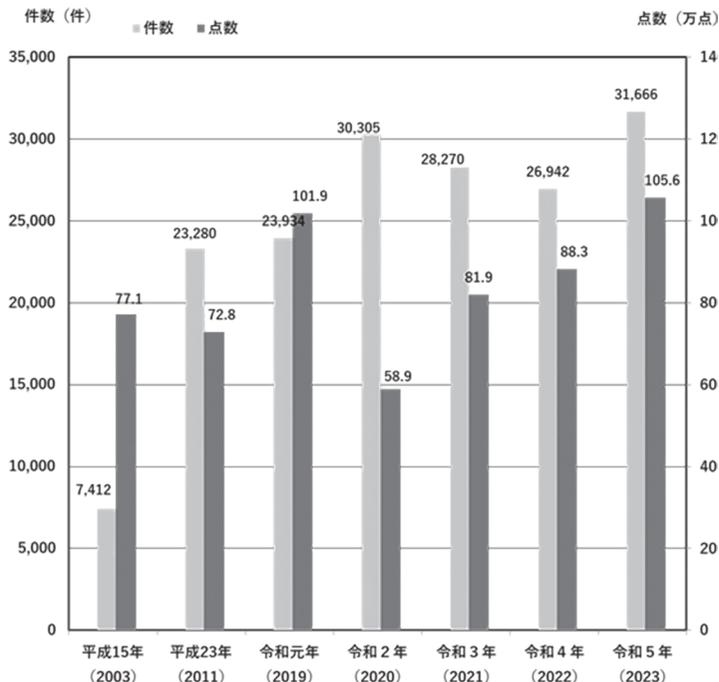
イ（総論）輸入差止件数が3年ぶりに3万件超え（図1）

令和5年の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は31,666件（前年比17.5%増）で、3年ぶりに3万件を超えた。輸入差止点数は1,056,245点（前年比19.7%増）であった。税関においては、1日平均で86件、2,893点の知的財産侵害物品の輸入を差し止めていることになる。

ロ（仕出国・地域別）中国来の輸入差止件数が引き続き最多（図2）

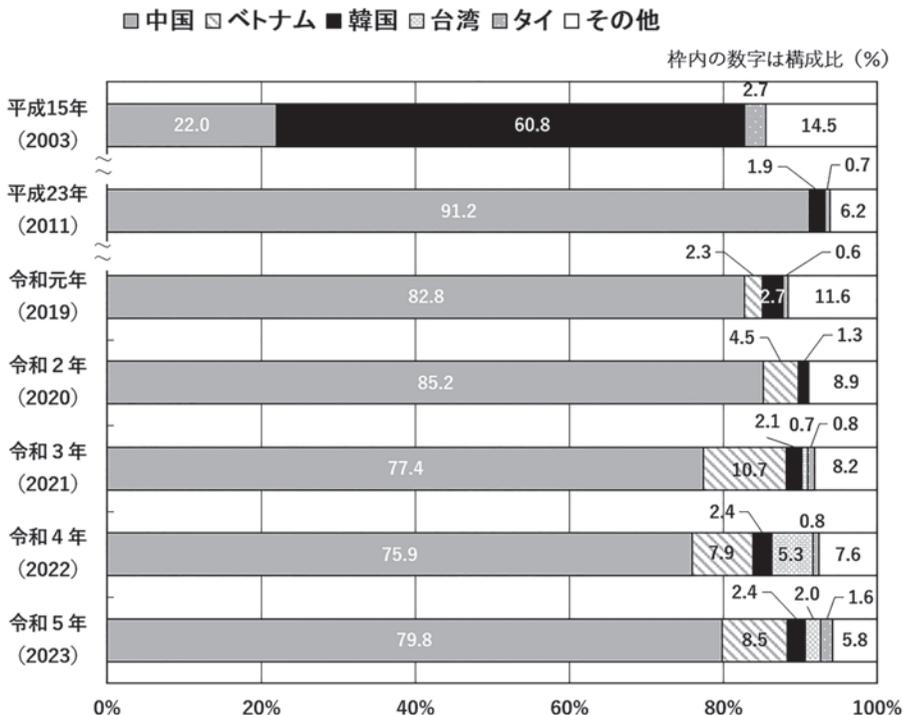
仕出国（地域）別の輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが25,271件（構成比79.8%、

図1 知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移



(注) 「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数。  
 「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数。  
 例えば、1件の輸入申告又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上している。

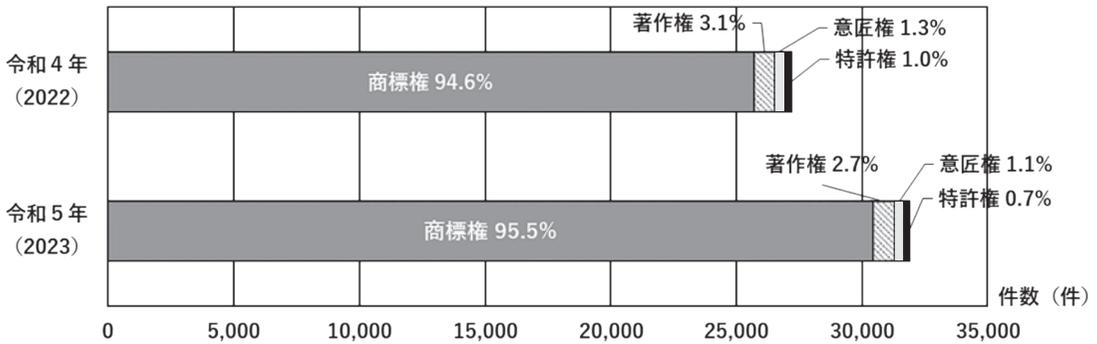
図2 仕出国(地域)別輸入差止件数(構成比)の推移



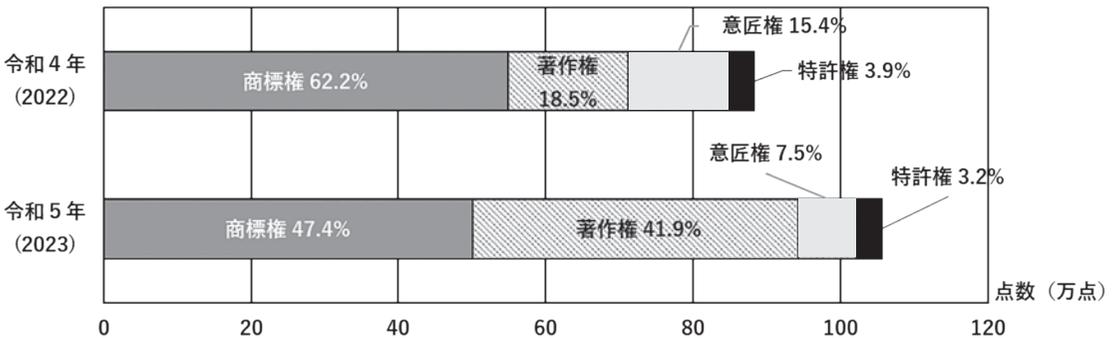
(注1) 構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合がある。  
 (注2) ベトナム及び台湾を仕出しとするものについて、0.5%未満の年は「その他」に含めている。

図3 知的財産別輸入差止実績

知的財産別輸入差止実績（構成比）の推移（件数ベース）



知的財産別輸入差止実績（構成比）の推移（点数ベース）



(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合がある。

前年比23.5%増)で、引き続き高水準で推移している。次いでベトナムが2,690件(同8.5%,同26.0%増)、韓国が751件(同2.4%,同15.7%増)、台湾が630件(同2.0%,同55.9%減)であった。輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが921,579点(構成比87.3%,前年比37.3%増)であり、次いでベトナムが66,487点(同6.3%,同5.8%減)、香港が27,720点(同2.6%,同56.8%減)、韓国が20,235点(同1.9%,同33.8%減)であった。件数、点数ともに中国を仕出しとするものの構成比が依然として高くなっているほか、ベトナムを仕出しとするものの構成比が、件数・点数ともに中国に次いで高くなっている。ハ(知的財産別)商標権侵害物品の輸入差止件数が引き続き高水準(図3)

知的財産別の輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が30,448件(構成比95.5%,前年比18.5%増)で、引き続き全体の大半を占め、次いで偽キャラクターグッズなどの著作権侵害物品が863件(同2.7%,同2.6%増)であった。輸入差止点数は、商標権侵害物品が500,824点(構成比47.4%,前年比8.8%減)

で、次いで加熱式たばこ用カートリッジなどの意匠権侵害物品が442,073点(同41.9%,同224.7%増)であった。

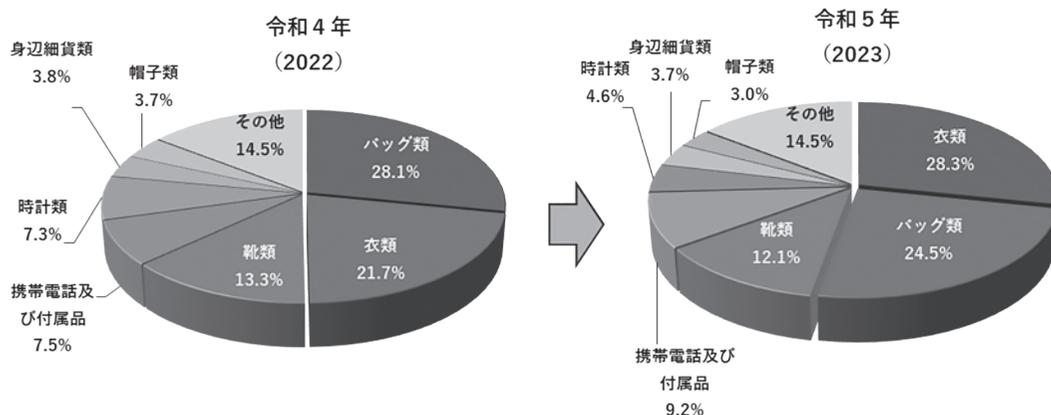
ニ(品目別)健康や安全を脅かす危険性のある知的財産侵害物品の輸入差止めが継続(図4)

品目別の輸入差止件数は、衣類が10,401件(構成比28.3%,前年比49.4%増)と最も多く、次いで財布やハンドバッグなどのバッグ類が9,028件(同24.5%,同0.2%減)、靴類が4,448件(同12.1%,同4.0%増)、携帯電話及び付属品が3,373件(同9.2%,同39.8%増)であった。輸入差止点数は、煙草及び喫煙用具が317,764点(構成比30.1%,前年比約5倍)と最も多く、次いで医薬品が118,190点(同11.2%,同20.4%減)、衣類が84,403点(同8.0%,同10.7%増)、イヤホンなどの電気製品が68,976点(同6.5%,同29.7%減)であった。

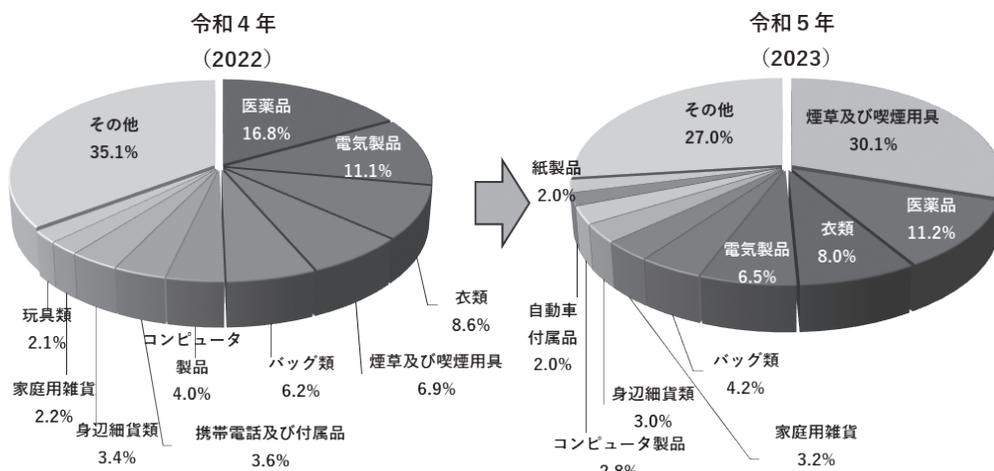
使用または摂取することにより健康や安全を脅かす危険性のある、煙草及び喫煙用具、医薬品、浄水器用カートリッジなどの家庭用雑貨、電気製品などの輸入差止めが続いている。

図4 品目別輸入差止実績

## 品目別輸入差止実績（構成比）の推移（件数ベース）



## 品目別輸入差止実績（構成比）の推移（点数ベース）



(注) 構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合がある。

## ④ 水際取締り手続の概要

## イ 輸入差止申立て及び輸入差止情報提供

輸入差止申立ては、権利者が税関長に対し、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸入されようとするときは、認定手続を執るよう申し立てるものであり、申立人は侵害の事実を疎明するに足る証拠を提出する必要がある。この輸入差止申立ての対象となっているのは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権又は育成者権を侵害する物品及び形態模倣品、営業秘密侵害品、技術的制限手段無効化装置等の不正競争防止法違反物品である。なお、不正競争防止法違反物品に係る輸入差止申立てに際しては、経済産業大臣の意見書（営業秘密侵害品以外の場合）又は認定書（営業秘密侵害品の場合）の交付を受け、提出することも

必要である。また、回路配置利用権は輸入差止情報提供の対象であり、その具体的な手続は輸入差止申立てに準ずるものである。

## ロ 認定手続

税関長は、輸入されようとする貨物のうちに知的財産侵害物品の疑いがある貨物（侵害疑義物品）を発見した場合には、輸入者及び権利者に対して認定手続を開始する旨を通知するとともに、これに併せて、輸入者には権利者の、権利者には輸入者・仕出人の氏名又は名称及び住所を通知する。さらに、輸入申告書等税関に提出された書類又は当該侵害疑義物品における表示から、当該侵害疑義物品の生産者の氏名若しくは名称又は住所が明らかである場合は、当該情報も権利者に通知する。

税関長は、輸入者及び権利者に対し、上記認

定手続が執られた貨物（疑義貨物）に係る侵害の該否についての証拠の提出や意見の陳述を求め、これらの証拠等に基づき、認定手続の開始から1ヶ月以内を目途に侵害の該否を認定することとしている。認定手続の結果、当該疑義貨物が知的財産侵害物品に該当するか否かを認定した場合には、税関長は輸入者及び権利者に対し、その旨及びその理由を通知する。税関長が侵害の認定を行った場合、輸入者は、廃棄等の自発的処理を行うことができる。自発的処理が行われない場合には、税関長は、当該侵害物品を没収して廃棄することとなる。

疑義貨物について輸入者又は申立人が点検をする場合には、税関職員の立会いのもと実施することとしている。外観等の点検だけでは侵害の有無を確認することが困難な場合には、申立人は疑義貨物の見本の検査（分解検査を含む。）を申請することができる。また、税関長は、疑義貨物が侵害物品に該当しないと認めた場合に見本に生じ得る損害の賠償を担保するため、申立人に相当と認める額の金銭の供託を命ずることができる。

#### ハ 認定手続における簡素化手続

当初の制度においては、税関が知的財産侵害疑義物品を発見した場合、権利者及び輸入者に証拠・意見を求めた上、税関が侵害の該否を認定することとしていた。しかしながら、この認定手続の実態を見ると、輸入者からは証拠・意見が出されない場合が多い一方、権利者に対しては疑義貨物が少量であってもそれを点検の上、証拠の提出や意見の陳述を求めており、人的・経済的負担が生じていた。このような状況を背景に、輸入差止申立てが受理された商標権等を侵害するおそれのある物品に係る認定手続において、一定期間内に輸入者が何ら意思を示さない場合は、権利者からの証拠の提出や意見の陳述を不要とし、速やかに没収・廃棄ができる簡素化手続を導入するため、関税法施行令を改正し、平成19年6月1日から施行している。

なお、特許権、実用新案権、意匠権及び保護対象営業秘密については簡素化手続の対象とされていなかったが、令和5年度関税改正においてこれらの権利についても簡素化手続の対象に追加され、本改正は令和5年10月1日から施行された。

#### ニ 特許庁長官への意見照会制度

特許権、実用新案権若しくは意匠権の権利者

又は輸入者は、税関長に対し、疑義貨物が当該権利者の権利の技術的な範囲等に属するか否かについて、税関長が特許庁長官の意見を聴くことを求めることができる。特許庁長官は、税関長から意見を求められたとき、30日以内に書面により意見を述べなければならない。なお、税関長自らが特許庁長官に対し、意見を求めることも可能である。

#### ホ 農林水産大臣への意見照会制度

育成者権に関し認定手続が執られた場合において、その侵害の該否を認定するために必要があるときは、税関長は農林水産大臣に対し、認定のための参考となるべき意見を求めることができる。農林水産大臣は、税関長から意見を求められたときは、30日以内に書面により意見を述べなければならない。

#### ヘ 経済産業大臣への意見照会制度

##### (i) 営業秘密侵害品

不正競争差止請求権者（営業秘密侵害品に係る者に限る。）又は輸入者は、税関長に対し、疑義貨物が不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについて、経済産業大臣の意見を聴くことを求めることができる。経済産業大臣は、税関長から意見を求められたときは、30日以内に書面により意見を述べなければならない。なお、税関長自らが経済産業大臣に対し、意見を求めることも可能である。

##### (ii) 営業秘密侵害品以外の不正競争防止法違反物品（形態模倣品、技術的制限手段無効化装置等）

侵害の該否を認定するために必要があるときは、税関長は経済産業大臣に対し、認定のための参考となるべき意見を求めることができる。経済産業大臣は、税関長から意見を求められたときは、30日以内に書面により意見を述べなければならない。

#### ト 専門委員への意見照会制度

##### (i) 輸入差止申立てにおける専門委員への意見照会

税関長は、輸入差止申立てがあった場合において必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であってその申立てに係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、当該専門委員に対し、侵害の事実を

疎明するに足りると認められるか否かについて意見を求めることができる。ただし、不正競争防止法違反物品については、申立ての対象となる表示等が周知であること等について経済産業大臣の意見書又は認定書が提出されることから、この意見書又は認定書に記載される事項については、重複して専門委員の意見を聴くことはできないこととされている。

- (ii) 認定手続における専門委員への意見照会  
税関長は、疑義貨物について、その侵害の該否を認定するため必要があると認めるときは、知的財産権に関し学識経験を有する者であってその認定手続に係る事案の当事者と特別の利害関係を有しないものを専門委員として委嘱し、当該専門委員に対し、当該認定のための参考となるべき意見を求めることができる。ただし、特許権、実用新案権又は意匠権に係る疑義貨物についての技術的範囲等については特許庁長官への意見照会が可能であり、また、育成者権又は不正競争防止法に係る疑義貨物については、侵害の該否に関し、それぞれ農林水産大臣又は経済産業大臣への意見照会が可能であり、重複して専門委員の意見を聴くことはできない。

#### チ 通関解放制度

特許権者、実用新案権者、意匠権者又は不正競争差止請求権者（営業秘密侵害品に係る者に限る。）の輸入差止申立てに係る疑義貨物について、一定の期間が経過しても税関長が侵害の該否の認定を行わないときは、輸入者は、税関長に対し、認定手続の取りやめを求めることができる。この場合、税関長は、当該疑義貨物が輸入されることにより権利者が被るおそれがある損害の賠償を担保するため、輸入者に対し、期限を定めて、相当と認める額の金銭の供託を命ずることとなる。供託を命ずる額は、ライセンス料又は輸入者が当該疑義貨物の販売により得ると考えられる利益額となる。

### 3. 通関関連業務の電算化・電子化について

#### (1) はじめに

経済のグローバル化、ネットワーク化が急速に

進み、貨物の輸出入に係る取引形態が複雑化した現代においては、通関業務の電算化・電子化といった行政運営の効率化や利便性の高い電子行政サービスが求められている。

一方、安全・安心な社会を実現するため、水際における薬物、銃砲等の社会悪物品、知的財産侵害物品やテロ関連物品の取締り強化とともに、適正な関税等の徴収が求められている。

このような状況の中、税関においては、NACCSにより輸出入申告等を処理するとともに、CISを活用し、適正かつ迅速な通関を実現し、物流の円滑化等に貢献している。

#### (2) NACCS

NACCSは、税関手続全般に加え、輸出入に関連する食品衛生手続、動植物検疫手続、貿易管理手続及び港湾・空港に関連する入出港手続等の官業務並びに輸送、保管等の輸出入に関連する民間業務を電子的に処理する官民共用システムであり、年間365日24時間稼働している。また、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社がNACCSの運営・管理を行っている。現在、NACCSには、税関その他の関係行政機関の他、航空会社、船会社、船舶代理店、航空貨物代理店、混載業者、NVOCC<sup>(注)</sup>、保税蔵置業者（CY）、海貨業者、通関業者、機用品業者、損害保険会社及び輸出入者が参加し、輸出入申告の約99.9%を電子的に処理している。

平成29年10月から第6次NACCSが稼働中であるが、令和7年10月に第7次NACCS更改が予定されており、急増する輸入貨物への対応のための輸入申告項目の追加や海上小口貨物における簡易通関の導入等の輸入手続に関連する機能追加等が行われる。

#### (3) システムの最適化

NACCSは、「税関業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）の業務・システム最適化計画」（平成18年3月28日財務省行政情報化推進委員会決定）に基づき、我が国の国際物流の一層の効率化、円滑化及び利用者の利便性の向上、コストの削減を図るため、平成20年10月のSea-NACCSの更改並びに平成22年2月のAir-NACCSの更改及びSea-NACCSとの統合により、港湾・空港における国際物流の基幹システムとしての機能の充実・強化が図られてきた。

(注) NVOCC (Non Vessel Operating Common Carrier)

自らは船舶などの輸送手段を保有せず、運送業者として輸出入者から貨物を引き受け、船会社を利用して海上運送を行う者。

平成29年に行われた第6次NACCS更改においては、民間事業者と税関との間で、紙ベースにより行われていた関税割当制度適用輸入申告における残数量管理業務や包括保険申請手続業務などをNACCSで行えるようシステム化を行い、民間事業者のより一層の利便性の向上を図った。

(4) シングルウィンドウの推進

輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化とは、輸出入・港湾関連手続を所管する関係省庁において、行政手続の電子化（システム化）を行うとともに、各システム間の連携を図ることにより、「利用者が一回の入力・送信で関係する全ての行政機関に対して必要な手続を行えるようになる。」ものである。

シングルウィンドウ化は、平成13年8月28日、塩川財務大臣（当時）による「塩川イニシアティブ」で掲げられた「国際物流改革プラン」の一つとして、「我が国の国際物流全体において、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化を始めとする高度なIT化を図る」との提言がなされたことにより、検討が進められたもので、平成15年

7月23日に輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化を実現した。

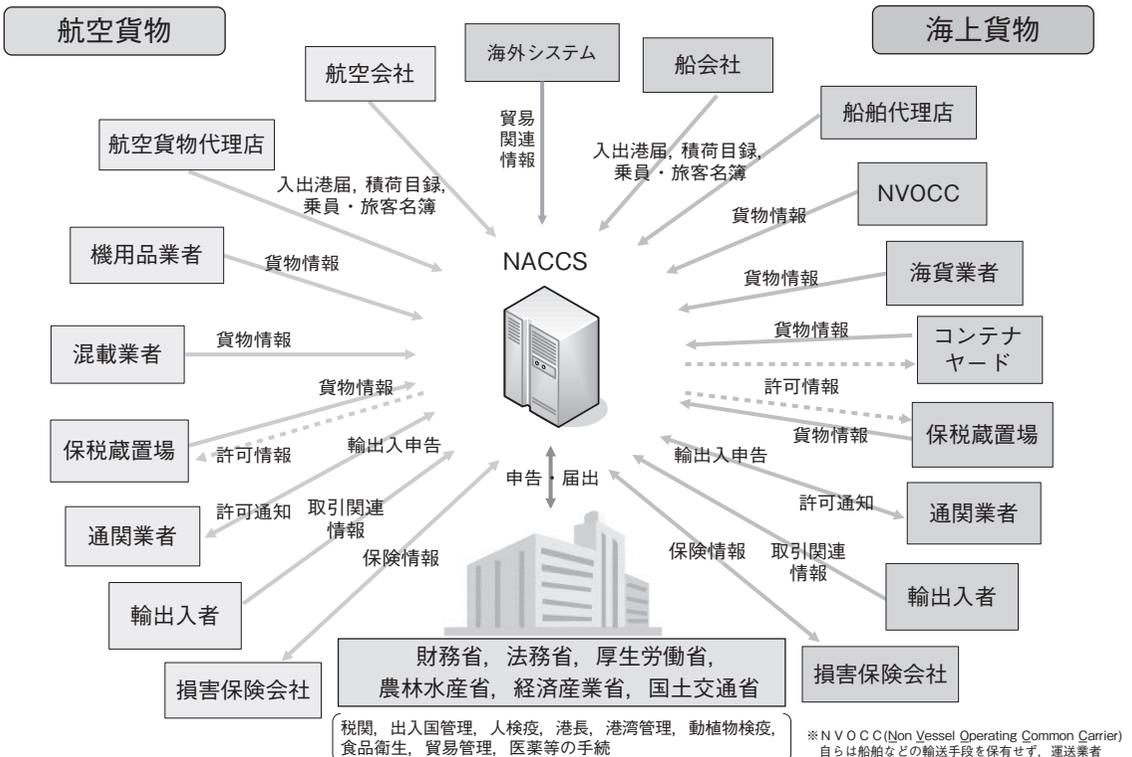
平成20年10月に申請画面及び入力方法の統一や、相談などの各種窓口の一本化を図った新たなシングルウィンドウを稼働させ、平成22年2月には、空港の出入港関係手続のシングルウィンドウへの追加を実現した。

(5) NACCSと関係省庁システムとの統合

「貿易手続改革プログラム」（平成20年8月1日改訂版）において、「NACCSについては、関係省庁システムの統合を検討する」とされたことを踏まえ、平成20年10月に、NACCSと国土交通省の港湾手続を処理する港湾EDIとの統合を行い、平成22年2月に、貿易管理手続を処理する経済産業省所管の貿易管理オープンネットワークシステム（JETRAS）との統合を行い、平成25年10月には、厚生労働省のFAINS、農林水産省のANIPAS及びPQ-NETWORKとの統合を実現している。

また、平成26年11月には、医薬品等の輸入手続（輸入報告（薬監証明）、輸出用製造・輸入届出等）機能を、平成29年3月には、輸出証明書等手

(図1) NACCSによる業務処理イメージ



※ NVOCC (Non Vessel Operating Common Carrier) 自らは船舶などの輸送手段を保有せず、運送業者として輸出者から貨物を引き受け、船会社を利用して海上運送を行う者

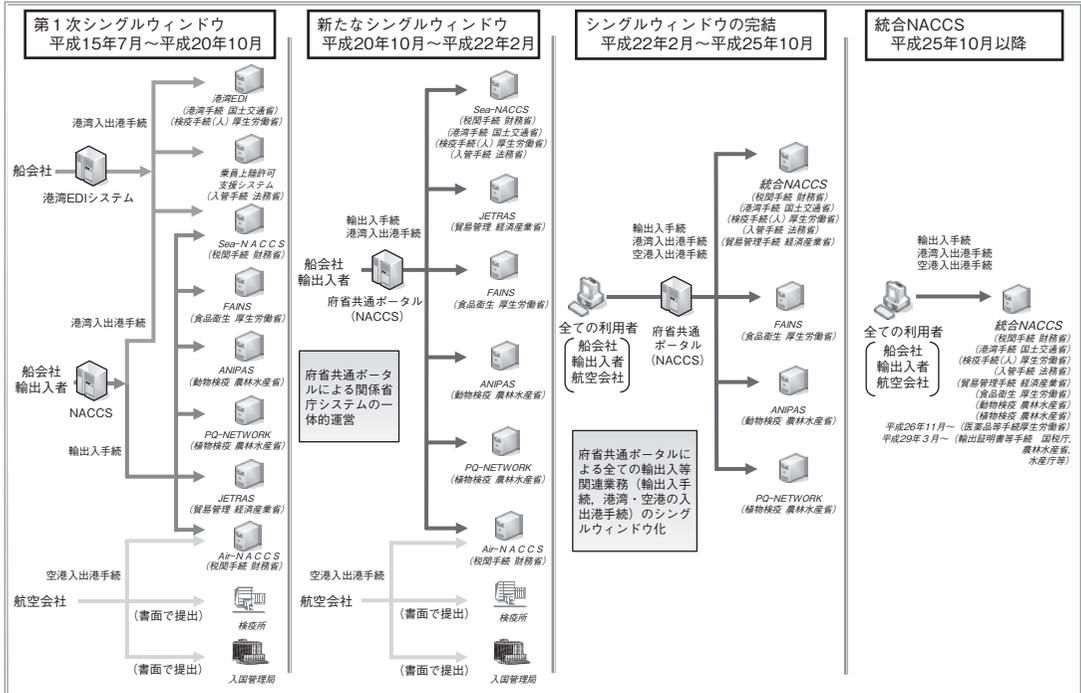
続機能をそれぞれNACCSに追加した。

(6) 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化への対応

貿易関連手続の電子化・ペーパーレス化の推進及びリードタイム短縮・コスト削減の観点から、

平成25年10月より、これまで書面により提出を求めていた通関関係書類について、NACCSを利用したPDF等の電磁的記録による提出を可能とした。

(図2) シングルウィンドウの推進



(図3) 関連府省システムのNACCSへの統合

年	2007	2008～	2010～	2013～	2014～	2017～	2025～
Sea-NACCS (財務省)	Sea-NACCS (~2008年10月)	更改Sea-NACCS稼働 (2008年10月～)	統合NACCS稼働 (Air/Seaを統合) (2010年2月～)				
港湾EDI (国交省)	港湾EDI (~2008年10月)						
乗員上陸許可支援システム(法務省)	乗員上陸許可支援システム (~2008年10月)						
Air-NACCS (財務省)	Air-NACCS (~2010年2月)						
貿易管理オープンネットワークシステム (JETRAS) (経産省)	JETRAS (~2010年2月)						
動物検疫検査手続電算処理システム (ANIPAS) (農水省)	ANIPAS (~2008年10月)	更改ANIPAS稼働 (2008年10月～)				NACCSとの統合 (2013年10月～)	第7次 (更改) NACCS稼働 (2025年10月～)
植物検疫検査手続電算処理システム (PQ-NETWORK) (農水省)	PQ-NETWORK (~2008年10月)	更改PQ-NETWORK稼働 (2008年10月～)					
輸入食品監視支援システム (FAINS) (厚労省)	FAINS (~2010年2月)	更改FAINS稼働 (2010年2月～)					
医薬品等輸出入手続 (厚労省)						稼働 (2014年11月～)	
輸出証明書等手続 (農水省, 国税庁, 水産庁等)						稼働 (2017年3月～)	

## 第4. 密輸動向及び事後調査事務の概要

### 1. 情報の収集・分析・活用の強化

全国9税関においては、情報管理室（官）が各々設置され、情報の一元化及び機能強化を図っている。

全国的には、情報センター（税関情報監理官、総括情報管理官、経済安全保障情報分析センター室、国際情報センター室及び情報分析室（注1））において、全国9税関が収集した情報を管理・分析し、不正薬物、銃器をはじめ、金地金、知的財産侵害物品及びテロ関連物資等の水際取締り並びに輸出入貨物等の審査・検査のための選定及び参考となる各種情報の発出を行うとともに、海外の税関当局等との間で積極的に情報交換を行っている。

（注1）平成18年7月、各税関の監視部、業務部にあった情報関係部門を調査部に集約し、監視取締り及び通関審査を支援する情報の分析・管理機能やシステム管理機能等を一元化するため税関情報監理官が設置され、平成20年7月には、情報分析機能の強化を目的として、国際情報センター室、総括密輸情報調査官、総括貨物情報管理官を統合し、総括情報管理官が設置された。平成29年7月には、情報分析室が設置され、併せて、センター機能の整理が行われた。これらにより、監視・業務・調査等の関係部署間の連携が一層促進されている。また、令和5年7月からは、経済安全保障情報分析センター室を設置し、体制強化を図った。

関税局においては、情報センターが海外の税関当局等と、より一層円滑に情報交換を行うため、諸外国・地域との間で税関相互支援協定等を締結する取組みを積極的に進めており、これまでに41ヶ国・地域との間で政府間協定、税関当局間取決め等の締結に至っている（「Ⅱ第3.2(3)税関相互支援協定等の現状」参照）。また、WCO（世界税関機構）及びRILO AP（アジア・大洋州地域情報連絡事務所（注2））の活動へ積極的に参加し、情報収集の拠点となる国・地域に職員を派遣する等、情報交換のための国際的なネットワーク作りに努めている。

（注2）RILO AP（Regional Intelligence Liaison Office Asia Pacific：アジア・大洋州地域情

報連絡事務所）とは、同地域における税関当局間の密輸情報交換を一層効率化・円滑化するために設置されたWCOの地域情報連絡事務所。2024年1月より、東京に事務所が設置されている。

### 2. 政府全体としての不正薬物・銃器対策への取組

覚醒剤等の不正薬物及び銃器の取締りに関しては、関係行政機関相互間の緊密な連携を確保するとともに、不正薬物・銃器に対する強力な取締り、国民の理解と協力を求めるための広報啓発その他総合的かつ積極的な施策を推進するため、犯罪対策閣僚会議の下において、厚生労働大臣及び国家公安委員長をそれぞれ議長とし、関係閣僚等を構成員とする「薬物乱用対策推進会議」及び「銃器対策推進会議」を随時開催し、政府全体として、不正薬物・銃器対策の強化に努めている。

このうち、薬物乱用対策については、引き続き政府を挙げた総合的な対策の推進により、薬物乱用の根絶を図るため、令和5年8月に「第六次薬物乱用防止五か年戦略」が決定され、次の戦略決定までの期間についてはフォローアップを行うこととしている。

また、銃器対策については、これまでは単年度で「銃器対策推進計画」を決定し、銃器摘発体制の強化と取締機関の連携の緊密化等の各種施策を推進していたが、中長期的視点で目標を設定し、施策の進捗状況を確認しながら取り組むことが適当であること等を踏まえ、令和元年7月の銃器対策推進会議において「銃器対策推進5か年計画」を決定し、上記の薬物乱用対策同様に、次の計画決定までの期間についてはフォローアップを行うこととしている。

### 3. 不正薬物の密輸動向

#### (1) 不正薬物全体の密輸動向

令和5年における不正薬物<sup>\*1</sup>全体の摘発件数は815件（前年比22%減）、押収量<sup>\*2,3</sup>は約2,406kg（同79%増）となり、押収量は8年連続で1トンを超え、依然深刻な状況となっている。

※1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。

※2 錠剤型薬物を除く。

※3 重量等未確定の場合には含まれないものがある。以下、個々の押収量についても同様。

表1 社会悪物品の摘発実績（過去5年間）

種類	年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	前年比
覚醒剤	件	425	72	95	301	296	98%
	kg	2,587	811	1,014	665	1,978	297%
大 麻	件	242	204	199	138	132	96%
	kg	82	126	153	473	142	30%
大麻草	件	110	86	94	57	76	133%
	kg	61	49	22	315	74	23%
大麻樹脂等	件	132	118	105	81	56	69%
	kg	21	76	132	157	68	43%
あへん	件	-	-	1	-	-	-
	kg	-	-	4	-	-	-
麻 薬	件	209	167	233	237	234	99%
	kg	656	822	61	188	276	147%
	千錠	61	90	133	82	36	45%
ヘロイン	件	5	2	-	-	-	-
	kg	17	0	-	-	-	-
コカイン	件	52	27	34	28	67	239%
	kg	638	820	14	49	103	212%
MDMA等	件	67	74	81	98	60	61%
	kg	0	2	30	94	109	117%
	千錠	61	90	130	81	36	45%
その他麻薬	件	85	64	118	111	107	96%
	kg	0	1	16	46	63	138%
	千錠	0	0	3	0	0	20%
向精神薬	件	6	2	6	16	10	63%
	kg	-	-	0	0	0	1%
	千錠	0	1	1	2	1	34%
指定薬物	件	165	300	302	354	143	40%
	kg	14	169	19	19	11	55%
合 計	件	1,047	745	836	1,046	815	78%
	kg	3,339	1,928	1,251	1,346	2,406	179%
	千錠	61	91	134	84	37	44%
(参考) 使用回数	万回	10,957	5,530	3,577	2,608	7,024	269%
銃 砲	件	-	3	1	6	1	17%
	丁	-	3	1	7	1	14%
うち拳銃	件	-	3	1	6	1	17%
	丁	-	3	1	7	1	14%
拳銃部品	件	-	-	1	2	1	50%
	点	-	-	1	4	1	25%

- (注) 1. 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。  
2. 税関が摘発した密輸事件のほか、警察等其他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。  
3. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。  
4. 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻キッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。  
5. MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。  
6. その他麻薬には、ケタミン・LSD等が含まれる。  
7. (参考) 使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回来用量をもとに換算し、合計したものである。  
(覚醒剤：0.03g、大麻草：0.5g、大麻樹脂：0.1g、あへん：0.3g、ヘロイン：0.01g、コカイン：0.03g、MDMA等及び向精神薬：1錠)  
8. 端数処理のため数値が合わないことがある。  
9. 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。  
10. 令和5年の数値は速報値である。

摘発件数を密輸形態別にみると、航空機旅客<sup>※4</sup>による密輸は262件（同約2.8倍）、国際郵便物による密輸は385件（同47%減）、航空貨物<sup>※5</sup>による密輸は155件（同24%減）、海上貨物<sup>※5</sup>による密輸は9件（同47%減）、船員等<sup>※6</sup>による密輸は4件（同33%増）となった。

航空機旅客による密輸が増加した背景としては、新型コロナウイルス感染症による水際措置が見直されたことで入国旅客が増加したことが影響

しているものと考えられる。

※4 航空機旅客には、航空機乗組員を含む。

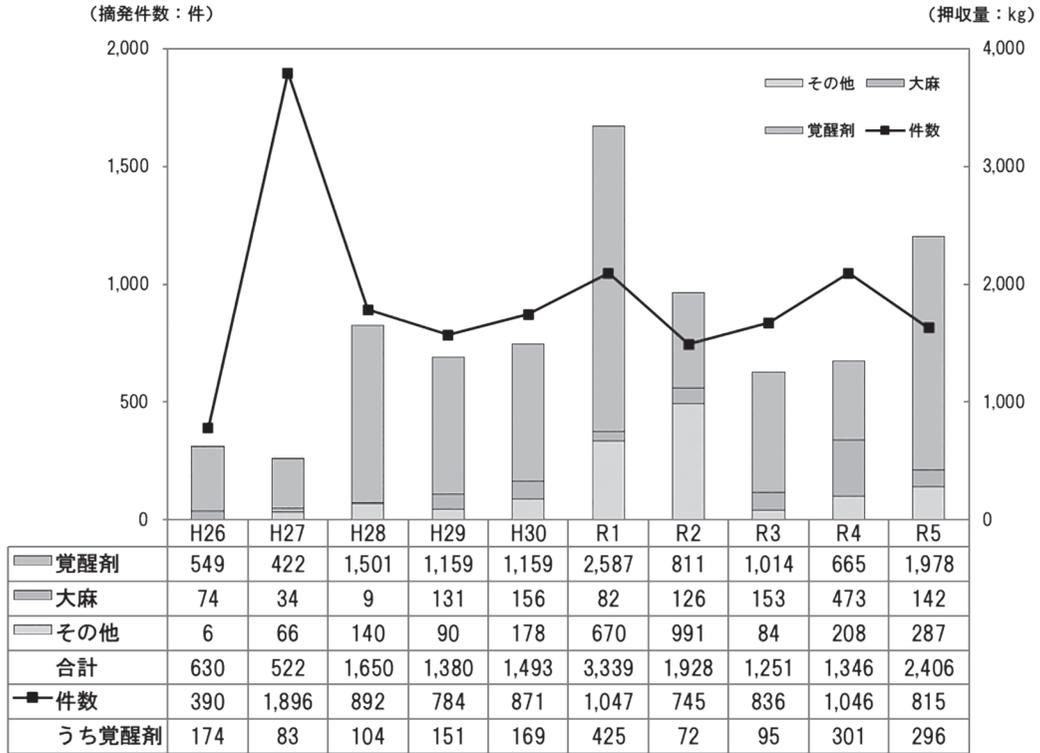
※5 航空貨物、海上貨物には、別送品を含む。

※6 船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。

## (2) 覚醒剤の密輸動向

覚醒剤の摘発件数は、296件（前年比2%減）、押収量は約1,978kg（同約3倍）となった。これは薬物乱用者の通常使用量で約6,593万回分、末端価格にして約1,226億円に相当するものであり、

表2 不正薬物の摘発件数と押収量の推移



(注) その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）、向精神薬及び指定薬物をいう。令和5年の数値は速報値。

表3 不正薬物の密輸形態別摘発件数

(件)

形態別	年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	前年比	構成比
		航空機旅客による密輸	389	70	24	93		
国際郵便物を利用した密輸		520	567	689	728	385	53%	47%
商業貨物を利用した密輸		127	108	123	222	164	74%	20%
	航空貨物	121	95	108	205	155	76%	19%
	海上貨物	6	13	15	17	9	53%	1%
船員等による密輸		11	-	-	3	4	133%	0%
合計		1,047	745	836	1,046	815	78%	100%

(注) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

深刻な状況となっている。

密輸形態別の押収量では、海上貨物が約949kg（同約34倍）、航空機旅客が約406kg（同約3.8倍）となり、前年より大幅に増加した。また、航空貨物が約491kg（同31%増）、国際郵便物が約132kg（同15%減）となり、引き続き高水準で推移している。

密輸仕出地別では、摘発件数の割合は、北米が38%（112件）と最多となった。また、押収量の割合については、中東が45%（約883kg）と最大となった。

主な摘発事例としては、アラブ首長国連邦から到着した海上貨物（PVCボード）に隠匿された覚醒剤約704kgを摘発した事例（海上貨物で過去最高の覚醒剤押収量）やメキシコから到着した航空貨物（研磨機）に隠匿された覚醒剤約113kgを摘発した事例（航空貨物で過去最高の覚醒剤押収量）が挙げられる。

(3) 大麻の密輸動向

大麻（大麻草・大麻樹脂等<sup>\*7</sup>）の摘発件数は132件（前年比4%減）、押収量は約142kg（同70%減）と共に減少した。

表4 覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件，下段：kg)

形態別	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	件	kg	件	kg	件	kg	件	kg	前年比	構成比
航空機旅客による密輸	229	23	23	5	43	88	205%	30%		
	427	54	54	35	108	406	375%	21%		
国際郵便物を利用した密輸	85	23	23	33	128	102	80%	34%		
	188	14	14	62	154	132	85%	7%		
商業貨物を利用した密輸	109	26	26	57	130	105	81%	35%		
	367	743	743	917	402	1,440	358%	73%		
	航空貨物	107	20	20	50	127	99	78%	33%	
	海上貨物	325	103	103	266	375	491	131%	25%	
船員等による密輸	2	-	-	-	-	1	全増	0%		
	1,605	-	-	-	-	-	-	-		
合計	425	72	72	95	301	296	98%	100%		
	2,587	811	811	1,014	665	1,978	297%	100%		

(注) 1. 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客等を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

2. 端数処理のため数値が合わないことがある。

3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

※7 大麻樹脂のほか、大麻キッド・大麻菓子等の大麻製品を含む。

大麻のうち、大麻草の押収量は約74kg（同77%減）、大麻樹脂等の押収量は約68kg（同57%減）と共に減少した。

#### (4) 麻薬の密輸動向

麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA等）の摘発件数は234件（前年比1%減）と減少し、押収量は、重量は約276kg（同47%増）と増加し、錠剤型は約36千錠（同55%減）と減少した。

コカインの摘発件数は67件（同約2.4倍）、押収量は約103kg（同約2.1倍）と共に増加した。

MDMA等の摘発件数は60件（同39%減）と減少し、押収量は、重量は約109kg（同17%増）と増加し、錠剤型は約36千錠（同55%減）と減少した。

#### 4. 金地金の密輸動向

令和5年における金地金<sup>※8</sup>密輸入事件の摘発件数は218件（前年比約24倍）、押収量は約268kg（同99%増）と共に増加した。

※8 金地金には、金塊に加えて一部加工された金製品も含む。

#### 5. 知的財産侵害物品等

不正薬物以外の関税法違反事件のうち、知的財産侵害物品、不正輸出等の主な事例は次のとおりである。

##### (1) 知的財産侵害物品

令和5年11月、函館税関は、中国から到着した国際郵便物により商標権を侵害するブローチ等

210個を密輸入しようとした日本人1名を関税法違反で告発した。

##### (2) 不正輸出事案

令和5年5月、横浜税関は、国際郵便物により中国及び香港へ紙巻タバコ等25,000本を不正に輸出する準備をした法人1社、ベトナム人1名及び中国人1名を関税法違反で告発した。

##### (3) その他

令和5年10月、大阪税関は、中国から航空機により偽造有価証券1,362枚を密輸入しようとした中国人2名及び日本人1名を関税法違反で告発した。

#### 6. 輸入事後調査事務の概要

昭和41年に関税について申告納税方式が採用されたことに伴い、既に同方式を採用していた他の国税と同様に、関税についても申告内容を事後に調査する必要が生じ、昭和43年に全国税関で約80名の体制により輸入事後調査がスタートした。

その後、輸入貨物の大幅な増加により輸入申告件数が増大するとともに、物流の迅速化が進む状況において、輸入通関の迅速化が強く要請される中、適正通関を確保する上で、輸入事後調査の役割は一層重要となってきた。

##### (1) 調査の目的

輸入事後調査は、輸入された貨物に係る納税申告が、関税法等の関係諸法令の規定に従って正しく行われているか否かを確認し、不適正な申告についてはこれを是正するとともに、輸入者に対する適切な申告指導を行うことにより、適正な課税

表5 覚醒剤の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	構成比	合計
アジア		204	29	30	101	76	26%	440
		283	153	588	154	128	6%	1,305
マレーシア		69	4	11	17	14	5%	115
		107	14	69	52	44	2%	286
タイ		87	7	7	22	31	10%	154
		87	120	13	45	29	1%	294
ベトナム		4	8	4	19	10	3%	45
		4	3	4	5	16	1%	33
中国（香港・マカオを含む）		4	4	3	6	3	1%	20
		3	11	445	10	4	0%	473
	中国	1	1	1	3	1	0%	7
		0	2	15	6	-	-	23
	香港	2	3	2	3	2	1%	12
		1	9	430	4	4	0%	448
	マカオ	1	-	-	-	-	-	1
		2	-	-	-	-	-	2
フィリピン		10	-	2	6	2	1%	20
		16	-	0	4	3	0%	23
ラオス		9	1	1	8	3	1%	22
		36	2	3	18	5	0%	64
パキスタン		-	-	1	6	5	2%	12
		-	-	49	2	8	0%	58
韓国		4	-	1	11	2	1%	18
		5	-	5	2	5	0%	17
台湾		6	4	-	-	1	0%	11
		0	1	-	-	0	0%	1
カンボジア		4	-	-	-	-	-	4
		10	-	-	-	-	-	10
インド		3	1	-	6	3	1%	13
		6	2	-	16	8	0%	32
中東		24	7	6	28	29	10%	94
		109	28	64	132	883	45%	1,216
トルコ		11	2	3	6	7	2%	29
		15	6	16	16	112	6%	166
アラブ首長国連邦		9	2	2	10	9	3%	32
		23	16	45	94	744	38%	922
イラン		4	2	1	2	2	1%	11
		70	4	3	0	21	1%	98
アフリカ		19	5	8	33	18	6%	83
		70	259	34	74	106	5%	544
南アフリカ		7	4	6	13	6	2%	36
		14	258	18	43	89	5%	422
ガーナ		-	-	1	-	3	1%	4
		-	-	10	-	1	0%	11
ナイジェリア		9	-	1	4	-	-	14
		47	-	6	3	-	-	56
ケニア		-	-	-	3	4	1%	7
		-	-	-	2	6	0%	8
欧州		43	10	24	40	29	10%	146
		47	14	35	96	48	2%	239
イギリス		14	3	9	16	7	2%	49
		9	8	13	35	4	0%	68
オランダ		3	2	5	3	3	1%	16
		0	0	0	0	1	0%	1
フランス		3	-	4	4	7	2%	18
		4	-	6	7	21	1%	38
ドイツ		7	1	2	5	1	0%	16
		12	0	10	25	1	0%	48
ベルギー		1	1	2	5	5	2%	14
		2	6	1	16	5	0%	29
ウクライナ		-	-	1	-	-	-	1
		-	-	0	-	-	-	0
アイルランド		-	-	1	-	-	-	1
		-	-	4	-	-	-	4
スペイン		3	-	-	-	2	1%	5
		2	-	-	-	12	1%	15
北米		111	12	19	83	112	38%	337
		336	245	83	177	576	29%	1,417
米国		61	9	14	58	75	25%	217
		126	1	75	102	261	13%	565
カナダ		50	3	5	25	37	13%	120
		209	244	8	76	314	16%	852
中南米		22	9	8	16	32	11%	87
		138	111	209	32	237	12%	727
メキシコ		22	9	8	13	29	10%	81
		138	111	209	31	235	12%	724
オセアニア		-	-	-	-	-	-	-
不明		2	-	-	-	-	-	2
		1,605	-	-	-	-	-	1,605
合計		425	72	95	301	296	100%	1,189
		2,587	811	1,014	665	1,978	100%	7,054

(注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある。  
2. 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。  
3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

表6 金地金の摘発実績（過去10年間）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
摘発件数（件）	119	465	811	1,347	1,086	61	51	5	9	218
押収量（kg）	449	2,032	2,802	6,277	2,054	319	150	27	135	268

（注）令和5年の数値は速報値。

を確保することを目的としている。

また、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税などの加算税制度を厳正に運用することにより、申告漏れを行った納税者と適正な申告を行った多くの納税者の間での課税の公正を図るとともに、より適正な納税申告を行う環境の整備に努めている。

## （2）調査の権限

輸入者等に対する調査は、関税法第105条第1項第6号に規定する質問検査権に基づくもので、輸入された貨物について輸入者その他の関係者に対する質問、輸入貨物に係る帳簿書類等の検査及びそれら帳簿書類等の提出等を求めることができる旨が規定されている。

なお、この質問検査権は、犯罪捜査のために認められたものではない。

## （3）調査の方法

輸入事後調査は、輸入者の事業所等を個別に訪問する等して、輸入取引に係る契約書、仕入書その他の貿易関係帳票及び会計帳簿書類等を調査することにより行われており、課税価格の適否の確認のほか、特惠税率適用の可否及び品目分類の適否並びに輸入品に係る消費税についての調査も併せて行っている。

また、調査の結果、納税申告に誤りがあることが判明した場合には、関税法第7条の16の規定に基づき、課税標準及び税額を更正する等により適正な課税の実現を図っている。

## （4）令和4事務年度（令和4年7月～令和5年6月）の調査実績と非違の傾向

令和4事務年度において、全国の税関が調査した結果は表7のとおりであり、申告漏れに係る課税価格は約885億円で、追徴税額は約98億円となった。

また、納付不足税額の大きい上位5品目（関税分類ベース）は表8のとおりであり、これら5品目で、納付不足税額の総額の約6割を占める。

なお、主な申告漏れ等の内容は、輸出者又は輸入者が作成した取引価格よりも低い価格を記載したインボイスによる輸入申告、インボイス価格とは別に支払う貨物代金の申告漏れ、輸出者に無償で提供した部分品等の申告漏れなどとなっている。

## 7. 輸出事後調査事務の概要

大量破壊兵器の拡散防止に関する監視の強化が国際的な要請となってきたこと等を踏まえ、不正輸出に対する税関による取締りを強化し、適正な輸出通関を確保する観点から、平成17年10月に全国税関で輸出事後調査がスタートした。

### （1）調査の目的

輸出事後調査は、輸出された貨物に係る手続が、関税法及び外国為替及び外国貿易法等の関係諸法令の規定に従って適正に行われているか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては適切な申告を行うよう指導を行い、輸出者における適正な輸出管理体制・通関処理体制の構築を促すことで、適正かつ迅速な輸出通関の実現を目的としている。

### （2）調査の権限

輸出者等に対する調査は、関税法第105条第1項第4号の2に規定する質問検査権に基づくもので、輸出された貨物について輸出者その他の関係者に対する質問、輸出貨物に係る帳簿書類等の検査及びそれら帳簿書類等の提出等を求めることができる旨が規定されている。

なお、この質問検査権は、犯罪捜査のために認められたものではない。

表7 輸入事後調査の状況

	令和4事務年度		前事務年度比	令和3事務年度
調査を行った輸入者①	3,312者		223.2%	1,484者
申告漏れ等のあった輸入者②	2,437者		218.0%	1,118者
申告漏れ等の割合②／①	73.6%			75.3%
申告漏れ等に係る課税価格	884億9,259万円		149.7%	591億920万円
追徴税額	納付不足税額	93億4,333万円	149.2%	62億6,224万円
	関税	8億872万円	112.0%	7億2,200万円
	国内消費税	85億3,461万円	154.0%	55億4,024万円
	加算税額	4億7,400万円	245.1%	1億9,336万円
	重加算税額	1,323万円	114.4%	1,156万円
	計	98億1,733万円		152.1%

表8 納付不足税額が多い上位5品目

順位	令和4事務年度			令和3事務年度		
	分類	品目	納付不足税額	分類	品目	納付不足税額
1	90類	光学機器等	22億5,775万円	85類	電気機器	13億5,953万円
2	87類	自動車等	14億4,649万円	90類	光学機器等	8億7,550万円
3	85類	電気機器	9億8,474万円	30類	医療用品	5億3,490万円
4	84類	機械類	9億5,543万円	87類	自動車等	4億3,321万円
5	64類	履物類	4億573万円	84類	機械類	4億1,311万円

## Ⅳ 最近における我が国の貿易動向（通関ベース）

### 1. 概況

令和5年の輸出は、自動車、建設用・鉱山用機械等が増加し、100兆8,738億円（+2.8%）と3年連続の増加。数量指数は▲4.0%。

輸入は、原油、石炭等が減少し、110兆1,956億円（▲7.0%）と3年ぶりの減少。数量指数は▲4.9%。

差引額は、▲9兆3,218億円となり3年連続の赤字。

### 2. 主要地域別動向

#### (1) 米国

令和5年の輸出は、自動車、建設用・鉱山用機械等が増加し、20兆2,603億円（+11.0%）と3年連続の増加。輸入は医薬品、穀物類等が減少し、11兆5,465億円（▲1.8%）と3年ぶりの減少。

差引額は8兆7,138億円（+34.1%）となり3年連続の増加。

#### (2) EU

令和5年の輸出は、自動車、二輪自動車等が増加し、10兆3,743億円（+10.9%）と3年連続の増加。輸入は、医薬品、木材等が減少し、11兆3,007億円（▲1.3%）と3年ぶりの減少。

差引額は、▲9,264億円（▲55.6%）となり12年連続の赤字。

#### (3) アジア

令和5年の輸出は、鉄鋼、半導体等製造装置等が減少し、52兆4,980億円（▲5.2%）と3年ぶりの減少。輸入は、液化天然ガス、石炭等が減少し、51兆9,855億円（▲2.6%）と3年ぶりの減少。

差引額は、5,125億円（▲74.5%）となり2年連続の減少。

#### (4) 中国

令和5年の輸出は、鉄鋼、自動車の部分品等が減少し、17兆7,641億円（▲6.5%）と4年ぶりの減少。輸入は、電算機類（含周辺機器）、半導体等電子部品等が減少し、24兆4,196億円（▲1.7%）と3年ぶりの減少。

差引額は、6兆6,555億円（+13.8%）となり2年連続の赤字幅拡大。

### 3. 主要商品別動向

令和5年の輸出の17%程度を占める自動車については、数量が+17.9%、金額が+32.7%。

令和5年の輸入の10%程度を占める原油については、数量が▲6.5%、金額が▲15.5%。

注1：伸び率について、年分は対前年比。

注2：本稿文中、表及び統計部分「Ⅱ貿易統計」の数値については令和6年6月30日現在のもの。

表1 輸出入額表

(単位 億円、%)

年別	輸出	輸入	差引	対前年伸率	
				輸出	輸入
平成26年	730,930	859,091	△128,161	4.8	5.7
27	756,139	784,055	△27,916	3.4	△8.7
28	700,358	660,420	39,938	△7.4	△15.8
29	782,865	753,792	29,072	11.8	14.1
30	814,788	827,033	△12,246	4.1	9.7
令和元年	769,317	785,995	△16,678	△5.6	△5.0
2	683,991	680,108	3,883	△11.1	△13.5
3	830,914	848,750	△17,836	21.5	24.8
4	981,736	1,185,032	△203,295	18.2	39.6
5	1,008,738	1,101,956	△93,218	2.8	△7.0

表2 貿易指数の推移

(対前年(同期)伸率%)

年・期別	輸出			輸入		
	金額指数	数量指数	価格指数	金額指数	数量指数	価格指数
令和元年	△5.6	△4.3	△1.3	△5.0	△1.1	△3.9
令和2年	△11.1	△11.7	0.7	△13.5	△6.4	△7.5
令和3年	21.5	10.7	9.7	24.8	4.8	19.1
令和4年	18.2	△0.6	18.9	39.6	△0.4	40.1
令和5年	2.7	△4.0	7.0	△7.0	△4.9	△2.3

表3 主要地域（国）別輸出入動向

## (1) 米 国

(単位 億円, %)

	輸 出	伸 率	輸 入	伸 率	差 引	差引増減額	差引伸率
平成30年	154,702	2.4	90,149	11.4	64,553	△5,679	△8.1
令和元年	152,545	△1.4	86,402	△4.2	66,143	1,590	2.5
2	126,108	△17.3	74,536	△13.7	51,573	△14,571	△22.0
3	148,315	17.6	89,156	19.6	59,159	7,586	14.7
4	182,550	23.1	117,589	31.9	64,961	5,802	9.8
5	202,603	11.0	115,465	△1.8	87,138	22,177	34.1

## (2) E U

	輸 出	伸 率	輸 入	伸 率	差 引	差引増減額	差引伸率
平成30年	92,092	6.4	97,185	11.0	△5,093	△4,097	411.1
令和元年	89,553	△2.8	97,222	0.0	△7,669	△2,576	50.6
2	64,603	△14.6	78,317	△12.1	△13,713	△6,044	1.8
3	76,681	18.7	94,532	20.7	△17,851	△4,138	23.4
4	93,585	22.0	114,457	21.1	△20,872	△3,021	16.9
5	103,743	10.9	113,007	△1.3	△9,264	11,607	△55.6

※加盟国ベース

## (3) アジア

	輸 出	伸 率	輸 入	伸 率	差 引	差引増減額	差引伸率
平成30年	447,356	4.2	392,178	5.9	55,178	△3,761	△6.4
令和元年	413,268	△7.6	374,130	△4.6	39,138	△16,040	△29.1
2	392,204	△5.1	346,779	△7.3	45,425	6,287	16.1
3	481,582	22.8	410,940	18.5	70,642	25,216	55.5
4	554,063	15.1	534,005	29.9	20,058	△50,584	△71.6
5	524,980	△5.2	519,855	△2.6	5,125	△14,933	△74.5

## (4) 中 国

	輸 出	伸 率	輸 入	伸 率	差 引	差引増減額	差引伸率
平成30年	158,977	6.8	191,937	4.0	△32,959	2,736	△7.7
令和元年	146,819	△7.6	184,537	△3.9	△37,718	△4,759	14.4
2	150,820	2.7	175,077	△5.1	△24,257	13,461	△35.7
3	179,844	19.2	203,818	16.4	△23,974	283	△1.2
4	190,037	5.7	248,497	21.9	△58,460	△34,486	143.8
5	177,641	△6.5	244,196	△1.7	△66,555	△8,095	13.8

## (5) 韓 国

	輸 出	伸 率	輸 入	伸 率	差 引	差引増減額	差引伸率
平成30年	57,926	△3.1	35,505	12.6	22,421	△5,804	△20.6
令和元年	50,438	△12.9	32,271	△9.1	18,167	△4,254	△19.0
2	47,665	△5.5	28,416	△11.9	19,249	1,082	6.0
3	57,696	21.0	35,213	23.9	22,483	3,234	16.8
4	71,062	23.2	44,167	25.4	26,895	4,412	19.6
5	65,825	△7.4	43,602	△1.3	22,223	△4,672	△17.4

## (6) ASEAN

	輸 出	伸 率	輸 入	伸 率	差 引	差引増減額	差引伸率
平成30年	126,345	6.4	123,991	7.4	2,354	△914	△28.0
令和元年	115,783	△8.4	117,567	△5.2	△1,784	△4,138	△175.8
2	98,430	△15.0	106,778	△9.2	△8,348	△6,564	368.0
3	124,610	26.6	124,833	16.9	△223	8,125	△97.3
4	155,439	24.7	177,155	41.9	△21,716	△21,493	9643.5
5	147,175	△5.3	169,048	△4.6	△21,872	△156	0.7

(注1) 「伸率」は対前年伸率。

(注2) 「差引増減額」は前年差引との差。

表4 主要商品の輸出状況

(単位 億円, %)

年 別	有機化合物		プラスチック		鉄 鋼				非鉄金属	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	数 量 (千トン)	伸 率	金 額	伸 率
平成29年	19,566	16.3	25,112	10.6	32,844	15.5	37,743	△7.6	13,951	12.6
30	20,513	4.8	25,574	1.8	34,412	4.8	36,136	△4.3	15,131	8.5
令和元年	19,071	△7.0	24,297	△5.0	30,740	△10.7	33,419	△7.5	13,684	△9.6
2	15,556	△18.4	24,198	△0.4	25,737	△16.3	31,824	△4.8	15,895	16.2
3	19,819	27.4	29,765	23.0	38,143	48.2	34,013	6.9	20,489	28.9
4	22,086	11.4	31,545	6.0	47,386	24.2	31,939	△6.1	24,609	20.1
5	20,422	△7.5	29,537	△6.4	45,017	△5.0	32,356	1.3	24,300	△1.3

年 別	原 動 機		半導体等製造装置		半導体等電子部品		I C		電気計測機器	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率
平成29年	27,454	13.6	25,502	31.7	40,225	11.5	28,022	15.3	15,779	11.6
30	29,488	7.4	27,286	7.0	41,502	3.2	29,040	3.6	17,371	10.1
令和元年	27,279	△7.5	24,670	△9.6	40,060	△3.5	28,361	△2.3	16,268	△6.4
2	21,692	△20.5	25,172	2.0	41,553	3.7	29,054	2.4	15,303	△5.9
3	25,055	15.5	33,529	33.2	48,996	17.9	33,461	15.2	18,486	20.8
4	28,444	13.5	40,652	21.2	56,761	15.8	39,751	18.8	19,630	6.2
5	29,273	2.9	35,350	△13.0	54,942	△3.2	40,007	0.6	18,851	△4.0

年 別	電気回路の機器		自 動 車				乗 用 車			
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	数 量 (台)	伸 率	金 額	伸 率	数 量 (台)	伸 率
平成29年	20,716	16.9	118,254	4.3	5,961,940	2.8	104,678	4.9	5,223,656	3.6
30	20,776	0.3	123,072	4.1	6,114,235	2.6	109,381	4.5	5,393,300	3.2
令和元年	18,515	△10.9	119,712	△2.7	6,102,517	△0.2	106,820	△2.3	5,395,022	0.0
2	17,410	△6.0	95,796	△20.0	4,837,815	△20.7	86,334	△19.2	4,284,376	△20.6
3	20,940	20.3	107,222	11.9	5,064,152	4.7	93,860	8.7	4,371,359	2.0
4	23,221	10.9	130,116	21.4	5,063,188	△0.0	113,813	21.3	4,362,663	△0.2
5	21,242	△8.5	172,654	32.7	5,971,327	17.9	155,440	36.6	5,271,525	20.8

年 別	自動車の部分品		二輪自動車		船 舶				科学光学機器	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	数 量 (隻数)	伸 率	金 額	伸 率
平成29年	38,966	12.6	3,197	22.3	13,224	△0.2	511	△7.6	24,159	18.1
30	39,909	2.4	3,372	5.5	13,679	3.4	460	△10.0	23,141	△4.2
令和元年	36,017	△9.8	2,674	△20.7	14,928	9.1	527	14.6	21,297	△8.0
2	29,124	△19.1	2,246	△16.0	11,420	△23.5	512	△2.8	19,680	△7.6
3	36,001	23.6	3,074	36.9	10,498	△8.1	411	△19.7	23,222	18.0
4	38,476	6.9	4,143	34.8	11,570	10.2	389	△5.4	25,107	8.1
5	38,836	0.9	4,918	18.7	13,495	16.6	404	3.9	24,969	△0.5

(注)「伸率」は対前年伸率。

表5 主要商品の輸入状況

(単位 億円, %)

年 別	肉類・同調製品		魚介類・同調製品		非鉄金属鉱		原 粗 油			
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	数量 (千KL)	伸率
平成29年	14,813	14.8	16,494	11.4	13,804	16.7	71,549	29.3	186,731	△4.0
30	15,162	2.4	16,629	0.8	15,628	13.2	89,063	24.5	175,897	△5.8
令和元年	15,401	1.6	16,092	△3.2	13,779	△11.8	79,690	△10.5	173,864	△1.2
2	14,311	△7.1	13,686	△14.9	15,049	9.2	46,464	△41.7	146,026	△16.0
3	15,569	8.8	15,158	10.8	20,074	33.4	69,291	49.1	144,310	△1.2
4	19,254	23.7	19,453	28.3	25,367	26.4	134,527	94.1	158,909	10.1
5	18,225	△5.3	18,289	△6.0	23,903	△5.8	113,636	△15.5	148,596	△6.5

年 別	石 油 製 品		揮 発 油		液化天然ガス		石 炭			
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	数 量 (千トン)	伸 率
平成29年	15,442	43.7	11,501	39.5	39,173	19.4	25,703	54.4	192,839	1.6
30	20,740	34.3	15,219	32.3	47,389	21.0	28,121	9.4	189,320	△1.8
令和元年	15,373	△25.9	11,590	△23.8	43,498	△8.2	25,282	△10.1	186,178	△1.7
2	12,452	△19.0	9,746	△15.9	32,051	△26.3	17,076	△32.5	173,730	△6.7
3	21,401	71.9	16,531	69.6	42,772	33.5	28,013	64.1	182,615	5.1
4	28,350	32.5	21,479	29.9	84,614	97.8	78,199	179.2	183,005	0.2
5	26,539	△6.4	19,540	△9.0	65,202	△22.9	58,613	△25.0	166,965	△8.8

年 別	有 機 化 合 物		医 薬 品		非 鉄 金 属		半 導 体 等 電 子 部 品		I C	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率
平成29年	17,085	13.5	26,449	△4.9	17,359	29.2	27,966	11.2	21,723	18.4
30	19,379	13.4	29,622	12.0	19,977	15.2	28,165	0.7	22,147	2.0
令和元年	16,911	△12.7	30,919	4.4	17,502	△12.5	25,814	△8.3	20,083	△9.3
2	16,688	△1.3	31,973	3.4	17,233	△1.5	25,058	△2.9	19,905	△0.9
3	18,204	9.1	42,085	31.6	28,358	64.6	33,546	33.9	27,452	37.9
4	23,867	31.1	57,617	36.9	33,406	17.8	49,032	46.2	41,233	50.2
5	21,346	△10.6	46,501	△19.3	24,749	△25.9	46,805	△4.5	39,933	△3.2

年 別	電 算 機 類 (含周辺機器)		通 信 機		自 動 車		科学光学機器		衣 類 ・ 同 付 属 品	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	伸 率
平成29年	19,658	14.0	31,091	14.2	13,070	10.9	17,218	10.6	31,092	3.7
30	20,290	3.2	30,868	△0.7	14,284	9.3	18,329	6.5	33,067	6.4
令和元年	22,108	9.0	28,463	△7.8	14,084	△1.4	18,179	△0.8	32,045	△3.1
2	24,062	8.8	28,503	0.1	11,653	△17.3	17,117	△5.8	27,237	△15.0
3	23,915	△0.6	33,252	16.7	13,718	17.7	18,881	10.3	28,352	4.1
4	27,094	13.3	37,793	13.7	15,123	10.2	22,088	17.0	35,010	23.5
5	24,841	△8.3	39,459	4.4	19,074	26.1	23,804	7.8	35,413	1.2

(注)「伸率」は対前年伸率。

## I 関税等に係る

## 1. 租税及び印紙収入に占める関税収入のウエイトの推移

(単位 百万円, %)

区分 年度別	租税及び印紙収入		関税収入			ウエイト	
	(A)	一般会計分(B)	(C)=(D)+(E)	一般会計分(D)	特別会計分(E)	(C)／(A)	(D)／(B)
平成元年度…	57,136,114	54,921,817	895,925	804,871	91,054	1.6	1.5
2……………	62,779,769	60,105,864	928,056	825,203	102,853	1.5	1.4
3……………	63,211,030	59,820,384	1,020,504	923,419	97,085	1.6	1.5
4……………	57,396,449	54,445,324	1,005,832	915,450	90,382	1.8	1.7
5……………	57,114,195	54,126,174	962,943	880,890	82,053	1.7	1.6
6……………	54,000,691	51,030,033	994,289	907,547	86,742	1.8	1.8
7……………	54,962,991	51,930,778	1,032,104	950,038	82,066	1.9	1.8
8……………	55,226,063	52,060,104	1,109,290	1,023,983	85,307	2.0	2.0
9……………	55,600,734	53,941,481	1,011,740	952,920	58,820	1.8	1.8
10……………	51,197,738	49,431,880	920,506	868,688	51,818	1.8	1.8
11……………	49,213,861	47,234,484	863,711	810,150	53,561	1.8	1.7
12……………	52,720,869	50,712,497	876,408	821,451	54,957	1.7	1.6
13……………	49,968,445	47,948,108	901,578	851,838	49,740	1.8	1.8
14……………	45,844,234	43,833,205	835,112	793,642	41,470	1.8	1.8
15……………	45,369,370	43,282,403	845,000	802,860	42,140	1.9	1.9
16……………	48,102,930	45,589,013	861,836	817,659	44,177	1.8	1.8
17……………	52,290,502	49,065,439	930,298	885,669	44,629	1.8	1.8
18……………	54,116,856	49,069,052	947,335	944,021	3,314	1.8	1.9
19……………	52,655,804	51,018,246	940,991	940,991	—	1.8	1.8
20……………	45,830,885	44,267,304	883,109	883,109	—	1.9	2.0
21……………	40,243,269	38,733,076	731,880	731,880	—	1.8	1.9
22……………	43,707,432	41,486,794	785,881	785,881	—	1.8	1.9
23……………	45,175,396	42,832,602	874,227	874,227	—	1.9	2.0
24……………	47,049,242	43,931,407	897,230	897,230	—	1.9	2.0
25……………	51,227,438	46,952,947	1,034,379	1,034,379	—	2.0	2.2
26……………	57,849,171	53,970,700	1,073,104	1,073,104	—	1.9	2.0
27……………	59,969,372	56,285,403	1,048,742	1,048,742	—	1.7	1.9
28……………	58,956,257	55,468,640	939,010	939,010	—	1.6	1.7
29……………	62,380,254	58,787,489	1,024,089	1,024,089	—	1.6	1.7
30……………	64,224,124	60,356,385	1,071,123	1,071,123	—	1.7	1.8
令和元年度…	62,175,135	58,441,533	941,216	941,216	—	1.5	1.6
2……………	64,933,013	60,821,604	819,469	819,469	—	1.3	1.3
3……………	71,881,112	67,037,885	893,416	893,416	—	1.2	1.3
4……………	76,337,700	71,137,395	1,008,414	1,008,414	—	1.3	1.4
5……………	—	—	—	—	—	—	—
(補正後)	74,728,600	69,611,000	911,000	911,000	—	1.2	1.3
6……………	74,787,900	69,608,000	917,000	917,000	—	1.2	1.3

- (注) 1. 平成元～令和4年度は決算額、令和5年度は補正後予算額、令和6年度は予算額である。  
2. 特別会計分(E)は、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計分(原油等関税)である。  
ただし、平成元～4年度については石炭並びに石油及び石油代替エネルギー対策特別会計分である。  
平成18年度改正において、原油等関税のうち原油関税は無税化され、石油製品関税は一般会計に組み入れられた。

# 主 な 統 計

## 2. 我が国の輸出入額と関税負担率の推移

(単位 百万円, %)

区 分 年度別	輸 出 額	輸 入 額	関税収入額	負 担 率
平成元年度……	38,882,993	30,404,171	895,925	2.9
2……………	41,874,991	34,171,137	928,056	2.7
3……………	42,696,582	30,970,420	1,020,504	3.3
4……………	43,052,879	29,225,047	1,005,832	3.4
5……………	39,613,243	26,449,917	962,943	3.6
6……………	40,750,347	28,988,814	994,289	3.4
7……………	42,069,432	32,952,956	1,032,104	3.1
8……………	46,040,586	39,671,661	1,109,290	2.8
9……………	51,411,190	39,961,467	1,011,740	2.5
10……………	49,449,347	35,393,751	920,506	2.6
11……………	48,547,648	36,451,616	863,711	2.4
12……………	52,045,241	42,449,370	876,408	2.1
13……………	48,592,792	41,509,071	901,578	2.2
14……………	52,727,107	43,067,102	835,112	1.9
15……………	56,060,293	44,855,181	845,000	1.9
16……………	61,719,415	50,385,681	861,836	1.7
17……………	68,290,157	60,511,292	930,298	1.5
18……………	77,460,585	68,447,346	947,335	1.4
19……………	85,113,381	74,958,073	940,991	1.3
20……………	71,145,593	71,910,442	883,109	1.2
21……………	59,007,879	53,820,852	731,880	1.4
22……………	67,788,838	62,456,704	785,881	1.3
23……………	65,288,487	69,710,574	874,227	1.3
24……………	63,939,981	72,097,764	897,230	1.2
25……………	70,856,464	84,612,856	1,034,379	1.2
26……………	74,667,048	83,794,784	1,073,104	1.3
27……………	74,115,132	75,220,368	1,048,742	1.4
28……………	71,522,248	67,548,804	939,010	1.4
29……………	79,221,249	76,810,476	1,024,089	1.3
30……………	80,709,887	82,318,969	1,071,123	1.3
令和元年度……	75,878,792	77,172,427	941,216	1.2
2……………	69,485,414	68,486,846	819,469	1.2
3……………	85,873,697	91,543,193	893,416	1.0
4……………	99,223,047	121,280,977	1,008,414	0.8
5……………	102,897,996	108,779,150	911,000	0.8

(注) 輸出入総額は、貿易統計(平成元～令和3年度は確定値、令和4年度は確々報値、令和5年度は確報値)。  
関税収入額は、平成元～令和4年度は決算額、令和5年度は補正後予算額。

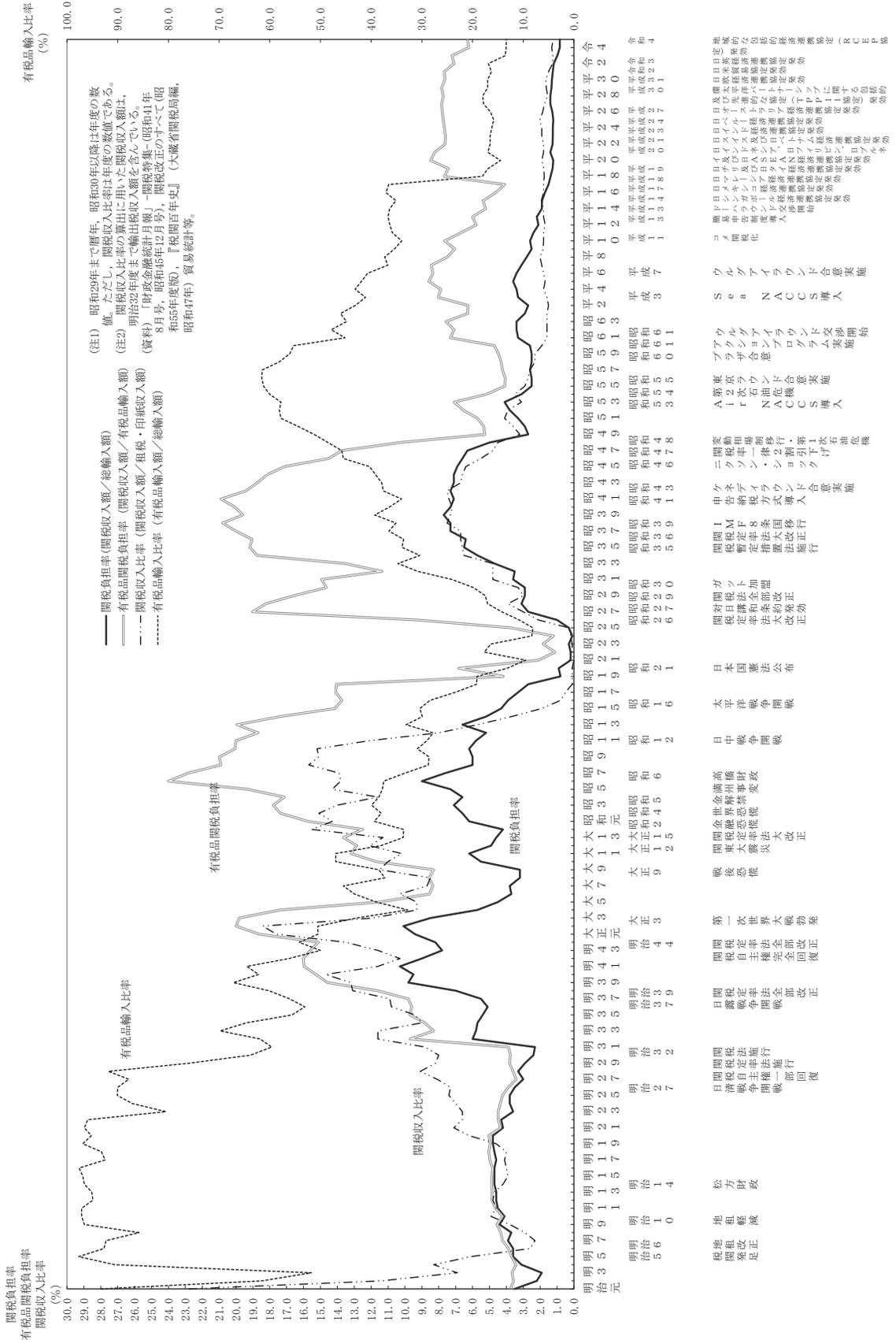
### (参考) 1. 関 税 負 担 率 の 国 際 比 較

(単位 %)

年 度 国 名	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)
日 本	1.2	1.4	1.3	1.3	1.2	1.2	1.3	1.4	1.4	1.3	1.3	1.2	1.2	1.0	0.8
ア メ リ カ	1.4	1.5	1.5	1.4	1.5	1.6	1.6	1.7	1.7	1.6	2.1	3.1	2.9	3.1	3.2
E U	1.1	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2	1.2	1.1	1.1	1.2	1.1	1.1
英 国	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.7	1.0	0.9
カ ナ ダ	0.9	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0	1.0	1.0	1.1	0.9	0.7	0.9	0.9
オーストラリア	2.8	2.9	2.8	3.1	3.4	3.9	4.3	5.3	5.6	5.4	5.2	6.3	6.2	5.1	-
韓 国	1.9	2.3	2.2	2.0	1.7	2.0	1.7	1.8	1.8	1.7	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1

(注) 1. 日本については会計年度で算出(その他の国については暦年で算出)。  
2. 関税負担率=関税収入額/輸入額として計算。  
3. 日本及びEUを除く国: OECD「Revenue Statistics」及び「International Trade」の数値に基づき計算。  
4. EU: EUROSTATの数値に基づき計算。2019年以前は英国及び当時未加盟の国も含む28加盟国の数値。2020年以降は現27加盟国の数値に基づき計算。  
5. 日本の関税収入額は「租税及び印紙収入決算額調」による数値。日本の輸入額は財務省貿易統計による数値。

(参考) 2. 関税改正と関税負担率等の推移



3. 主要品目の関税率の推移

H	S	品名	税率 (%)					
			明44年	大15年	昭7年	昭26年	昭36年	令和6年4月現在
04.02		ミルク及びクリーム	(20)	(15)	(23, 54)	30	30, 協25, 免税 (一部)	暫無税~協25.5%+509円/kg TQ 1次: 暫無税~35 2次: 協21.3%+254円 ~協25.5%+509円/kg
04.05		バター	(40)	(25)	(50)	35	暫35	暫35~暫36%+290円/kg TQ 1次: 暫35 2次: 暫36%+290円/kg
04.06		チーズ(プロセス) (その他)	(40)	100	(40)	35	暫35 35	40 暫無税~協29.8 TQ 1次: 暫無税 2次: 協29.8%
07.13		小豆	(15)	(10)	(12)	10	暫10	TQ 1次: 暫10% 2次: 協354円/kg
09.01		コーヒー(いってない豆) (その他)	(45) (45)	(33) (24)	(39) (20)	35 35	35, 協30 35	無税 協12
09.02		紅茶	(45)	100	(48)	35	35	協12
10.01		小麦	(20)	(16)	(49)	20, 免税	暫無税	暫無税~暫9.80円/kg
10.03		大麦	(20)	(10)	(33)	10, 免税	10	暫無税~暫10.40円/kg
10.06		米	(22)	(16)	(22)	15, 免税	15, 免税	暫無税~暫49円/kg
11.01		小麦粉	(34)	(28)	(47)	25	25	協12.5~暫27.40円/kg
12.01		大豆	(20)	(12)	(18)	10	(13), 協10	無税
15.01		豚脂	(30)	(17)	(27)	10	5~(15), 協5	無税~協8.50円/kg
15.02		牛脂	(5)	(5)	(10)	5	5	無税
15.07		大豆油	(20)	(16)	(17)	20	暫20	協10.90円/kg~協13.20円/kg
17.01		砂糖(粗糖) (精製糖)	(50) (60)	(30~36) (33)	(76~87) (40)	10 20	(146) (108)	無税~協35.30円/kg 21.50円/kg~暫39.98円/kg
22.03		ビール	(25)	100	100	50	56, 協35	協無税
22.08		ウイスキー(瓶入)	(103)	100	100	50	(66), 一部協40	無税
27.01		石炭	無税	無税	無税	無税	無税	無税
27.09		原油	(2~5)	(12~25)	(26~50)	10	暫(6)	無税
28.03		カーボンブラック	(10)	(5)	(15)	10	20	協3.9
28.15		かせいソード	(10, 20)	(14, 15)	(23, 24)	20	20	協5.3
29.07		石炭酸	(20)	(34)	(36)	20	20	無税
32.10		油性ペイント	(15, 30)	(15, 24)	(13, 14, 22)	15	15	1.6~協3.9
34.01		化粧せっけん	(50)	100	100	30	30, 協27	協無税
38.06		ロジン	無税	無税	無税	5	5	無税
38.24		化学薬品(その他)	20~30	20~30	20~30	20	20	協無税~協3.9
47.01~47.06		製紙用パルプ	(5)	(2.5, 2.8)	(3)	5	5	無税
48.02, 48.23		印刷用紙(その他)	(12, 18)	(7, 10)	(11, 14)	10	10	協無税
48.18, 48.23		紙製品(その他)	40	35	35	20	20, 協15	協無税
51.05		羊毛	無税	無税, (5)	無税, (21)	無税	無税	無税
51.11, 51.12		毛織物	(25)	(15, 20)	(8~16)	20	20	協5.3~協6.6, 協7.9%又は 130円/㎡の高い方

3. 主要品目の関税率の推移(続)

H	S	品名	税率 (%)					
			明44年	大15年	昭7年	昭26年	昭36年	令和6年4月現在
52.01		綿花	無税	無税	無税	無税	無税	無税
52.08, 52.09		綿織物	(20)	(5)	(7~27)	10	10~(15)	協5.6, 協3.7%又は協2.9%+1.01円/㎡の高い方, 5.6%又は4.4%+1.52円/㎡の高い方
55.03, 55.04		人造織維	(30)	(27)	(75)	15.25	15.25	協4~協6.6
54.07, 54.08		人造織維織物	(40)	100	100	15.25	15.25	協4~協10
55.12, 55.13								
55.14, 55.15								
55.16								
64.01, 64.02		ゴム製長靴	(40)	(30)	(59)	15	20	協6.7~協8
64.03, 64.04		革製履物	(40)	100	100	30	30, 一部協27	TQ : 1次暫 17.3, 21.6, 24 2次協 30%又は4,300円/足の 高い方, 30%又は2,400 円/足の高い方
64.05								
70.03, 70.04		板ガラス	(25)	(10, 27)	(5~24)	10	10~20	無税
72.01		銑鉄	(5)	(4)	(20)	10	10	無税
72.06		鋼塊	(7.5)	15	15	12.5	12.5	無税~協3.9
72.14, 72.15		鉄鋼の棒	(15)	(18)	(19, 24)	15	15	協無税
74.03		銅の塊(精製したもの)	(5)	(17)	(35)	10	10	スライド関税 無税~協3
78.01		鉛の塊(精製したもの)	(5)	(3)	(5)	5	10	スライド関税 無税~協2.7円/kg
80.01		すずの塊	(5)	(4)	(4)	5	10	無税~協2.1
82~83類		金属製品(一部)	40	35	35	15.20	20	無税~協5.3
84.02		ボイラー	(25)	(20)	(15, 21)	15	15, 20	無税
84.07, 84.08		内燃機関	(20)	(11~24)	(1~35)	(15, 30)	10, 25, 30	無税
84.09							協15(一部), 30	
84.44, 84.45		紡織機械	(15)	(15)	(16)	15	15	無税
84.56, 84.57		金属加工及び木工機械	(15)	(15, 20)	(21)	15	15, 25	無税
84.58, 84.59								
84.60, 84.61								
84.62, 84.63								
84.65								
84.01, 84.77		機械(その他)	20	20	20	15	20, 一部協15	無税
84.78, 84.79								
85.01, 85.02		発電機	(20)	(15~20)	(8~29)	15	暫15	無税
85.17		有線電信機	20	20	20	15	15	無税
85.19		蓄音機	50	100	100	40	30, 協25, 30	無税
87.03		乗用自動車	50	50	50	40	40, 協35	無税
90.06		写真機	50	100	100	40	30	無税
91.01, 91.02		懐中時計	(39, 52, 65)	(21)~100	(9)~100	30, 50	30~50	無税
91.03, 91.05		置時計及び掛時計	40	40, 100	40, 100	30	25, 30, 協20, 27	無税
92.01~92.08		楽器	40	40	40	20	20	無税

(注) 1. ( )内は従量税等を従価換算したものである。  
 2. 表中、協は協定税率、暫はすべての国に適用される暫定税率、その他は基本税率である。なお、特惠税率については省略し、また、実行税率のみを記載した。  
 3. 小麦、大麦、米について昭和26年、36年の欄に免税とあるのは、関税定率法第6条(昭和26年)及び第12条(昭和36年)により免税されたものである。













## Ⅱ 貿 易 統 計

## 6. 貿 易 額 の 推 移

## (1) 我が国の貿易額（通関ベース）の推移

(単位 百万円, %)

区分 年期別	輸 出		輸 入		差 引	
	額	伸率 (%)	額	伸率 (%)	額	伸率 (%)
平成9年	50,937,992	13.9	40,956,183	7.8	9,981,809	48.1
10	50,645,004	△0.6	36,653,647	△10.5	13,991,357	40.2
11	47,547,556	△6.1	35,268,008	△3.8	12,279,548	△12.2
12	51,654,198	8.6	40,938,423	16.1	10,715,775	△12.7
13	48,979,244	△5.2	42,415,533	3.6	6,563,711	△38.7
14	52,108,956	6.4	42,227,506	△0.4	9,881,450	50.5
15	54,548,350	4.7	44,362,023	5.1	10,186,327	3.1
16	61,169,979	12.1	49,216,636	10.9	11,953,343	17.3
17	65,656,544	7.3	56,949,392	15.7	8,707,152	△27.2
18	75,246,173	14.6	67,344,293	18.3	7,901,880	△9.2
19	83,931,438	11.5	73,135,920	8.6	10,795,517	36.6
20	81,018,088	△3.5	78,954,750	8.0	2,063,338	△80.9
21	54,170,614	△33.1	51,499,378	△34.8	2,671,236	29.5
22	67,399,627	24.4	60,764,957	18.0	6,634,670	148.4
23	65,546,475	△2.7	68,111,187	12.1	△2,564,712	-
24	63,747,572	△2.7	70,688,632	3.8	△6,941,060	170.6
25	69,774,193	9.5	81,242,545	14.9	△11,468,352	65.2
26	73,093,028	4.8	85,909,113	5.7	△12,816,084	11.8
27	75,613,929	3.4	78,405,536	△8.7	△2,791,607	△78.2
28	70,035,770	△7.4	66,041,974	△15.8	3,993,796	-
29	78,286,457	11.8	75,379,231	14.1	2,907,226	△27.2
30	81,478,753	4.1	82,703,304	9.7	△1,224,552	-
令和元年	76,931,665	△5.6	78,599,510	△5.0	△1,667,845	36.2
2	68,399,121	△11.1	68,010,832	△13.5	388,289	-
3	83,091,420	21.5	84,875,045	24.8	△1,783,624	-
4	98,173,612	18.2	118,503,153	39.6	△20,329,541	1,039.8
5	100,873,833	2.8	110,195,639	△7.0	△9,321,806	△54.1
令和4年1～3	21,977,685	14.5	25,457,066	35.5	△3,479,381	-
4～6	23,940,000	15.9	28,632,469	41.0	△4,692,468	-
7～9	25,630,971	23.2	32,027,155	47.7	△6,396,184	623.6
10～12	26,624,955	18.7	32,386,463	34.4	△5,761,508	245.5
5.1～3	23,027,120	4.8	28,234,891	10.9	△5,207,771	49.7
4～6	24,323,385	1.6	26,098,911	△8.8	△1,775,526	△62.2
7～9	25,917,315	1.1	26,858,189	△16.1	△940,875	△85.3
10～12	27,606,013	3.7	29,003,648	△10.4	△1,397,635	△75.7

6. 貿 易 額  
(2) 世 界 及 び

年	国 別	世 界	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
平成15		7,654,007	471,916	723,792	305,960
			6.2%	9.5%	4.0%
16		9,250,160	565,822	816,546	341,992
			6.1%	8.8%	3.7%
17		10,540,082	594,887	904,308	395,251
			5.6%	8.6%	3.7%
18		12,149,210	646,798	1,036,986	453,688
			5.3%	8.5%	3.7%
19		14,064,678	714,267	1,162,695	443,909
			5.1%	8.3%	3.2%
20		16,306,422	782,049	1,300,121	472,917
			4.8%	8.0%	2.9%
21		12,426,598	580,719	1,056,913	355,668
			4.7%	8.5%	2.9%
22		15,221,233	769,767	1,276,805	415,593
			5.1%	8.4%	2.7%
23		18,255,573	822,529	1,480,415	505,530
			4.5%	8.1%	2.8%
24		18,425,514	798,587	1,544,408	472,579
			4.3%	8.4%	2.6%
25		18,786,864	714,592	1,576,910	539,950
			3.8%	8.4%	2.9%
26		18,848,755	690,193	1,619,090	504,591
			3.7%	8.6%	2.7%
27		16,469,681	624,778	1,503,337	459,687
			3.8%	9.1%	2.8%
28		16,052,718	644,908	1,452,428	471,479
			4.0%	9.0%	2.9%
29		17,699,465	698,041	1,547,195	492,987
			3.9%	8.7%	2.8%
30		19,429,761	737,915	1,665,787	548,069
			3.8%	8.6%	2.8%
令和元		18,882,364	705,618	1,645,940	532,084
			3.7%	8.7%	2.8%
2		17,444,750	638,167	1,429,995	402,878
			3.7%	8.2%	2.3%
3		22,148,648	756,166	1,757,822	454,905
			3.4%	7.9%	2.1%
4		24,782,592	746,720	2,065,157	521,197
			3.0%	8.3%	2.1%
5		23,630,741	717,254	2,019,552	487,526
			3.0%	8.5%	2.1%

(注)：%は世界総額に対する割合を示す。

(資料)：IMF：Direction of Trade Statistics (参照：令和6年6月30日)

(3) 世 界 及 び

年	国 別	世 界	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス
平成15		7,733,008	382,964	1,305,312	383,635
			5.0%	16.9%	5.0%
16		9,411,375	454,823	1,525,472	453,193
			4.8%	16.2%	4.8%
17		10,686,333	515,218	1,732,493	519,814
			4.8%	16.2%	4.9%
18		12,297,188	578,746	1,919,202	613,180
			4.7%	15.6%	5.0%
19		14,244,989	621,915	2,017,388	639,700
			4.4%	14.2%	4.5%
20		16,529,950	762,590	2,165,987	659,920
			4.6%	13.1%	4.0%
21		12,704,514	551,960	1,603,566	519,480
			4.3%	12.6%	4.1%
22		15,436,116	694,052	1,967,931	589,451
			4.5%	12.7%	3.8%
23		18,307,368	854,977	2,206,506	678,603
			4.7%	12.1%	3.7%
24		18,629,038	886,035	2,275,362	695,533
			4.8%	12.2%	3.7%
25		18,782,214	832,258	2,267,908	660,106
			4.4%	12.1%	3.5%
26		18,896,463	812,222	2,347,266	689,776
			4.3%	12.4%	3.7%
27		16,529,738	647,989	2,241,276	625,720
			3.9%	13.6%	3.8%
28		16,176,869	606,870	2,188,917	689,198
			3.8%	13.5%	4.3%
29		17,967,022	671,155	2,339,591	692,494
			3.7%	13.0%	3.9%
30		19,794,238	748,335	2,536,145	727,491
			3.8%	12.8%	3.7%
令和元		19,282,912	720,803	2,491,700	752,113
			3.7%	12.9%	3.9%
2		17,664,365	631,195	2,331,477	568,021
			3.6%	13.2%	3.2%
3		22,420,799	768,736	2,828,875	679,169
			3.4%	12.6%	3.0%
4		25,407,130	897,017	3,242,530	793,266
			3.5%	12.8%	3.1%
5		24,000,365	785,566	3,084,110	722,185
			3.3%	12.9%	3.0%

(注)：%は世界総額に対する割合を示す。

(資料)：IMF：Direction of Trade Statistics (参照：令和6年6月30日)

## の 推 移 (続)

## 主 要 国 の 輸 出 額

(単位 百万ドル)

カナダ	ドイツ	フランス	イタリア	オランダ	ベルギー
271,601	751,721	391,957	299,844	295,932	255,486
3.5%	9.8%	5.1%	3.9%	3.9%	3.3%
315,869	909,361	451,636	353,518	357,446	306,618
3.4%	9.8%	4.9%	3.8%	3.9%	3.3%
360,742	969,120	462,542	372,005	405,757	333,941
3.4%	9.2%	4.4%	3.5%	3.8%	3.2%
388,295	1,108,249	495,203	416,655	463,679	366,441
3.2%	9.1%	4.1%	3.4%	3.8%	3.0%
420,326	1,322,021	559,331	500,161	551,629	430,818
3.0%	9.4%	4.0%	3.6%	3.9%	3.1%
456,391	1,449,086	616,861	544,513	638,484	472,938
2.8%	8.9%	3.8%	3.3%	3.9%	2.9%
316,465	1,120,373	484,662	406,689	498,352	370,806
2.5%	9.0%	3.9%	3.3%	4.0%	3.0%
387,476	1,258,203	523,105	446,806	574,124	407,331
2.5%	8.3%	3.4%	2.9%	3.8%	2.7%
451,322	1,473,751	595,678	523,243	666,389	475,286
2.5%	8.1%	3.3%	2.9%	3.7%	2.6%
454,998	1,401,388	568,539	501,428	655,371	445,840
2.5%	7.6%	3.1%	2.7%	3.6%	2.4%
458,129	1,444,633	579,805	517,999	671,350	468,157
2.4%	7.7%	3.1%	2.8%	3.6%	2.5%
475,214	1,493,949	581,122	529,697	671,848	471,630
2.5%	7.9%	3.1%	2.8%	3.6%	2.5%
408,348	1,325,967	505,919	456,920	570,107	396,331
2.5%	8.1%	3.1%	2.8%	3.5%	2.4%
389,580	1,334,149	500,847	461,667	570,102	397,732
2.4%	8.3%	3.1%	2.9%	3.6%	2.5%
418,785	1,447,918	535,096	507,350	650,189	429,164
2.4%	8.2%	3.0%	2.9%	3.7%	2.4%
447,666	1,560,325	582,014	549,415	723,722	467,697
2.3%	8.0%	3.0%	2.8%	3.7%	2.4%
446,094	1,489,223	570,716	537,608	705,960	447,194
2.4%	7.9%	3.0%	2.8%	3.7%	2.4%
390,141	1,382,283	488,289	499,714	673,169	422,204
2.2%	7.9%	2.8%	2.9%	3.9%	2.4%
501,740	1,636,500	584,703	615,547	838,491	550,987
2.3%	7.4%	2.6%	2.8%	3.8%	2.5%
596,958	1,675,543	620,147	658,457	962,446	625,787
2.4%	6.8%	2.5%	2.7%	3.9%	2.5%
567,944	1,718,045	648,356	676,887	934,780	563,935
2.4%	7.3%	2.7%	2.9%	4.0%	2.4%

## 主 要 国 の 輸 入 額

(単位 百万ドル)

カナダ	ドイツ	フランス	イタリア	オランダ	ベルギー
253,773	604,713	398,627	297,922	264,715	234,285
3.3%	7.8%	5.2%	3.9%	3.4%	3.0%
288,114	715,851	470,862	355,263	319,780	285,031
3.1%	7.6%	5.0%	3.8%	3.4%	3.0%
333,506	775,354	503,583	384,041	363,209	317,971
3.1%	7.3%	4.7%	3.6%	3.4%	3.0%
371,007	907,225	541,692	442,134	417,034	351,014
3.0%	7.4%	4.4%	3.6%	3.4%	2.9%
403,255	1,055,832	631,464	511,835	493,265	411,505
2.8%	7.4%	4.4%	3.6%	3.5%	2.9%
432,735	1,185,748	717,847	563,084	581,567	466,862
2.6%	7.2%	4.3%	3.4%	3.5%	2.8%
340,734	925,782	563,440	414,846	443,529	354,542
2.7%	7.3%	4.4%	3.3%	3.5%	2.8%
415,668	1,054,184	610,873	486,820	512,613	390,974
2.7%	6.8%	4.0%	3.2%	3.3%	2.5%
478,666	1,254,985	719,820	558,865	594,142	466,447
2.6%	6.9%	3.9%	3.1%	3.2%	2.5%
490,101	1,155,430	674,932	488,976	587,161	439,114
2.6%	6.2%	3.6%	2.6%	3.2%	2.4%
489,456	1,181,048	682,373	478,646	589,682	451,287
2.6%	6.3%	3.6%	2.5%	3.1%	2.4%
489,205	1,207,148	676,520	473,771	589,469	453,371
2.6%	6.4%	3.6%	2.5%	3.1%	2.4%
445,072	1,051,069	570,726	410,831	512,018	375,226
2.7%	6.4%	3.5%	3.1%	3.1%	2.3%
426,868	1,055,212	567,612	406,616	500,720	379,076
2.6%	6.5%	3.5%	2.5%	3.1%	2.3%
457,380	1,162,768	619,295	452,852	574,572	408,949
2.5%	6.5%	3.4%	2.5%	3.2%	2.3%
485,445	1,284,312	676,389	502,997	645,325	454,955
2.5%	6.5%	3.4%	2.5%	3.3%	2.3%
479,228	1,233,950	654,547	474,716	635,294	429,189
2.5%	6.4%	3.4%	2.5%	3.3%	2.2%
428,467	1,171,759	581,207	426,582	594,525	395,883
2.4%	6.6%	3.3%	2.4%	3.4%	2.2%
517,411	1,421,475	714,880	566,933	756,761	526,498
2.3%	6.3%	3.2%	2.5%	3.4%	2.3%
601,422	1,582,546	823,119	693,735	897,112	613,731
2.4%	6.2%	3.2%	2.7%	3.5%	2.4%
590,461	1,476,548	786,017	639,240	842,680	547,933
2.5%	6.2%	3.3%	2.7%	3.5%	2.3%

## 7. 主要地域(国)別及び

## (1) 主要地域(国)

地域(国)名	令和3年			
	輸出		輸入	
	価額	伸率	価額	伸率
総額	83,091,420	21.5	84,875,045	24.8
アジア	48,158,190	22.8	41,094,029	18.5
中華人民共和国	17,984,372	19.2	20,381,814	16.4
香港	3,890,409	13.9	120,201	40.0
台湾	5,988,084	26.4	3,678,193	28.5
大韓民国	5,769,571	21.0	3,521,261	23.9
シンガポール	2,200,638	16.6	973,714	6.4
タイ	3,624,600	33.1	2,893,123	13.9
マレーシア	1,713,691	27.6	2,166,397	27.3
インドネシア	1,465,403	49.4	2,156,941	30.2
フィリピン	1,219,676	29.8	1,196,764	19.6
ベトナム	2,096,808	14.8	2,525,535	7.2
インド	1,411,066	45.3	674,395	33.5
(ASEAN)	12,460,972	26.6	12,483,260	16.9
大洋州	2,194,119	30.0	6,434,160	47.6
オーストラリア	1,674,531	29.3	5,753,335	50.2
ニュージーランド	320,836	63.2	304,197	13.9
北米	15,748,421	17.7	10,430,204	20.8
アメリカ合衆国	14,831,507	17.6	8,915,629	19.6
カナダ	916,910	18.7	1,506,506	28.8
中南米	3,086,077	35.0	3,679,131	22.7
ブラジル	459,618	45.7	1,082,533	35.1
メキシコ	1,189,550	32.9	634,751	9.2
チリ	203,078	88.0	854,743	14.3
西欧	8,850,757	15.7	10,860,323	20.4
ドイツ	2,279,053	21.5	2,602,954	14.4
英国	1,137,751	△0.7	757,952	10.6
フランス	730,915	21.3	1,279,235	29.6
オランダ	1,381,754	18.7	357,762	8.5
イタリア	549,215	36.2	1,280,877	14.4
ベルギー	789,670	12.9	700,556	101.1
スイス	483,562	△5.9	921,542	14.2
スウェーデン	145,370	8.9	346,690	14.7
アイランド	110,927	16.7	747,184	6.3
スペイン	263,648	14.1	593,245	75.4
中東欧・ロシア等	1,946,242	28.5	2,375,127	28.9
ロシア	862,299	37.3	1,551,643	35.5
(EU)	7,668,123	21.4	9,453,236	21.8
中東	2,052,219	13.5	8,471,030	52.4
アラブ首長国連邦	771,683	30.1	2,977,971	70.1
サウジアラビア	488,938	8.0	3,019,351	53.3
クウェート	161,848	7.6	727,318	49.3
カタール	101,144	△6.9	1,276,967	30.2
オマーン	128,927	△6.4	155,782	△0.5
イラン	7,687	△10.2	4,178	15.5
アフリカ	1,055,394	24.4	1,531,008	66.1
南アフリカ共和国	259,267	45.4	1,110,879	80.6

(注)「伸率」は対前年伸率。

## 主要商品別輸出入額

## 別輸出入額

(単位 百万円, %)

令和4年				令和5年			
輸出		輸入		輸出		輸入	
価額	伸率	価額	伸率	価額	伸率	価額	伸率
98,173,612	18.2	118,503,153	39.6	100,873,833	2.8	110,195,639	△7.0
55,406,329	15.1	53,400,526	29.9	52,497,996	△5.2	51,985,518	△2.6
19,003,741	5.7	24,849,748	21.9	17,764,055	△6.5	24,419,590	△1.7
4,357,468	12.0	134,669	12.0	4,578,606	5.1	213,650	58.6
6,857,451	14.5	5,109,421	38.9	6,015,974	△12.3	4,995,766	△2.2
7,106,165	23.2	4,416,703	25.4	6,582,490	△7.4	4,360,203	△1.3
2,934,928	33.4	1,294,946	33.0	2,631,230	△10.3	1,208,135	△6.7
4,268,021	17.8	3,503,441	21.1	4,114,737	△3.6	3,608,935	3.0
2,166,289	26.4	3,431,202	58.4	1,957,913	△9.6	2,822,561	△17.7
1,979,147	35.1	3,772,007	74.9	2,025,070	2.3	3,411,642	△9.6
1,597,465	31.0	1,428,015	19.3	1,423,499	△10.9	1,455,592	1.9
2,450,961	16.9	3,479,418	37.8	2,417,124	△1.4	3,625,495	4.2
1,831,444	29.8	852,470	26.4	2,235,196	22.0	789,412	△7.4
15,543,863	24.7	17,715,489	41.9	14,717,538	△5.3	16,904,764	△4.6
2,815,726	28.3	12,693,040	97.3	3,018,544	7.2	9,969,014	△21.5
2,172,670	29.7	11,622,477	102.0	2,355,897	8.4	9,091,610	△21.8
394,956	23.1	394,160	29.6	409,445	3.7	374,697	△4.9
19,387,009	23.1	13,944,636	33.7	21,796,855	12.4	13,590,317	△2.5
18,255,030	23.1	11,758,919	31.9	20,260,267	11.0	11,546,510	△1.8
1,131,972	23.5	2,175,196	44.4	1,536,586	35.7	2,032,626	△6.6
3,736,870	21.1	4,853,501	31.9	4,352,204	16.5	4,724,044	△2.7
567,386	23.4	1,460,076	34.9	595,383	4.9	1,550,377	6.2
1,441,229	21.2	845,498	33.2	1,839,712	27.6	799,198	△5.5
301,030	48.2	997,208	16.7	286,054	△5.0	1,082,136	8.5
10,740,782	21.4	13,037,489	20.0	12,231,643	13.9	13,018,541	△0.1
2,570,215	12.8	2,993,988	15.0	2,716,849	5.7	3,147,933	5.1
1,449,819	27.4	903,674	19.2	1,689,234	16.5	997,617	10.4
839,941	14.9	1,339,801	4.7	981,484	16.9	1,489,844	11.2
1,627,204	17.8	451,788	26.3	1,887,106	16.0	472,612	4.6
697,821	27.1	1,564,859	22.2	851,760	22.1	1,686,540	7.8
919,033	16.4	922,503	31.7	897,928	△2.3	499,287	△45.9
544,741	12.7	1,060,597	15.1	749,253	37.5	1,169,961	10.3
189,963	30.7	441,417	27.3	237,138	24.8	389,488	△11.8
326,888	194.7	863,848	15.6	246,230	△24.7	887,964	2.8
352,273	33.6	908,609	53.2	456,931	29.7	704,320	△22.5
2,033,543	4.5	2,984,933	25.7	2,025,638	△0.4	2,059,317	△31.0
603,961	△30.0	1,971,805	27.1	395,552	△34.5	1,036,799	△47.4
9,358,490	22.0	11,445,664	21.1	10,374,256	10.9	11,300,695	△1.3
2,781,507	35.5	15,607,834	84.2	3,551,838	27.7	13,330,137	△14.6
1,115,529	44.6	6,072,322	103.9	1,466,149	31.4	5,194,323	△14.5
667,792	36.6	5,647,163	87.0	892,455	33.6	4,872,781	△13.7
208,217	28.6	1,323,086	81.9	273,312	31.3	1,282,010	△3.1
163,995	62.1	1,780,248	39.4	197,237	20.3	1,289,194	△27.6
159,169	23.5	414,230	165.9	171,289	7.6	349,869	△15.5
6,559	△14.7	4,626	10.7	9,062	38.2	4,336	△6.3
1,271,847	20.5	1,980,777	29.4	1,399,115	10.0	1,518,019	△23.4
308,997	19.2	1,315,184	18.4	352,540	14.1	1,022,489	△22.3

## 7. 主要地域(国)別及び

## (2) 主要商品の輸出

(単位 百万円, %)

(単位 百万円, %)

品名	令和3年		令和4年		品名	令和5年	
	価額	伸率	価額	伸率		価額	伸率
総額	83,091,420	21.5	98,173,612	18.2	総額	100,873,833	2.8
食料品	992,429	25.6	1,136,567	14.5	食料品	1,127,411	△0.8
原料品	1,439,455	41.1	1,582,867	10.0	原料品	1,606,703	1.5
鉱物性燃料	992,891	37.4	2,196,835	121.3	鉱物性燃料	1,616,590	△26.4
化学製品	10,552,410	23.7	11,793,755	11.8	化学製品	11,024,049	△6.5
有機化合物	1,981,900	27.4	2,208,648	11.4	有機化合物	2,042,199	△7.5
医薬品	861,125	3.0	1,142,825	32.7	医薬品	1,230,376	7.7
プラスチック	2,976,467	23.0	3,154,510	6.0	プラスチック	2,953,715	△6.4
原料別製品	9,927,884	32.3	11,818,132	19.0	原料別製品	11,544,467	△2.3
鉄鋼	3,814,304	48.2	4,738,612	24.2	鉄鋼	4,501,748	△5.0
非鉄金属	2,048,922	28.9	2,460,944	20.1	非鉄金属	2,429,953	△1.3
金属製品	1,276,954	22.7	1,356,900	6.3	金属製品	1,343,352	△1.0
織物用糸・繊維製品	670,630	13.5	772,663	15.2	織物用糸・繊維製品	785,464	1.7
非金属鉱物製品	886,336	21.4	1,013,141	14.3	非金属鉱物製品	985,391	△2.7
ゴム製品	885,164	26.0	1,083,229	22.4	ゴム製品	1,152,006	6.3
紙類・紙製品	321,748	24.9	361,756	12.4	紙類・紙製品	316,954	△12.4
一般機械	16,382,332	24.7	18,908,936	15.4	一般機械	18,446,052	△2.4
原動機	2,505,457	15.5	2,844,398	13.5	原動機	2,927,338	2.9
電算機類(含周辺機器)	328,828	7.7	390,182	18.7	電算機類(含周辺機器)	396,286	1.6
電算機類の部分品	1,005,132	15.8	1,024,507	1.9	電算機類の部分品	977,566	△4.6
半導体等製造装置	3,352,921	33.2	4,065,210	21.2	半導体等製造装置	3,535,040	△13.0
金属加工機械	981,700	26.3	1,163,366	18.5	金属加工機械	1,148,463	△1.3
ポンプ・遠心分離機	1,396,619	19.0	1,547,171	10.8	ポンプ・遠心分離機	1,548,122	0.1
建設用・鉱山用機械	1,309,367	46.1	1,691,033	29.1	建設用・鉱山用機械	1,964,571	16.2
荷役機械	598,372	20.2	712,738	19.1	荷役機械	744,283	4.4
加熱用・冷却用機器	425,661	15.1	539,475	26.7	加熱用・冷却用機器	502,955	△6.8
繊維機械	239,176	32.0	301,414	26.0	繊維機械	328,832	9.1
ベアリング	501,385	36.0	555,966	10.9	ベアリング	502,339	△9.6
電気機器	15,309,366	18.7	17,337,072	13.2	電気機器	16,748,963	△3.4
半導体等電子部品	4,899,550	17.9	5,676,083	15.8	半導体等電子部品	5,494,171	△3.2
(IC)	3,346,083	15.2	3,975,089	18.8	(IC)	4,000,744	0.6
音響・映像機器	426,574	12.5	811,261	90.2	音響・映像機器	742,814	△8.4
(映像記録・再生機器)	292,437	13.1	358,688	22.7	(映像記録・再生機器)	369,562	3.0
(テレビ受像機)	92,618	14.3	67,937	△26.6	(テレビ受像機)	72,898	7.3
音響・映像機器の部分品	238,062	25.8	216,022	△9.3	音響・映像機器の部分品	202,106	△6.4
重電機器	1,225,194	23.5	1,384,964	13.0	重電機器	1,489,622	7.6
通信機	413,691	9.8	427,054	3.2	通信機	419,087	△1.9
電気計測機器	1,848,590	20.8	1,962,992	6.2	電気計測機器	1,885,095	△4.0
電気回路等の機器	2,093,968	20.3	2,322,065	10.9	電気回路等の機器	2,124,213	△8.5
電池	663,949	27.9	761,083	14.6	電池	733,569	△3.6
輸送用機器	16,192,248	12.0	19,056,999	17.7	輸送用機器	23,632,722	24.0
自動車	10,722,192	11.9	13,011,638	21.4	自動車	17,265,433	32.7
(乗用車)	9,385,958	8.7	11,381,257	21.3	(乗用車)	15,543,968	36.6
(バス・トラック)	1,291,876	43.3	1,562,341	20.9	(バス・トラック)	1,662,485	6.4
自動車の部分品	3,600,118	23.6	3,847,580	6.9	自動車の部分品	3,883,602	0.9
二輪自動車	307,423	36.9	414,305	34.8	二輪自動車	491,815	18.7
航空機類	179,490	△44.7	207,757	15.7	航空機類	296,510	42.7
船舶	1,049,827	△8.1	1,156,959	10.2	船舶	1,349,542	16.6
その他	11,302,405	21.1	14,342,451	26.9	その他	15,126,877	5.5
科学光学機器	2,322,209	18.0	2,510,667	8.1	科学光学機器	2,496,899	△0.5
写真用・映画用材料	596,178	19.3	669,558	12.3	写真用・映画用材料	653,166	△2.4

(注)「伸率」は対前年伸率。

## 主要商品別輸出入額(続)

## (3) 主要商品の輸入

(単位 百万円, %)

(単位 百万円, %)

品名	令和3年		令和4年		品名	令和5年	
	価額	伸率	価額	伸率		価額	伸率
総額	84,875,045	24.8	118,140,966	39.2	総額	110,195,639	△7.0
食料品	7,382,511	10.5	9,492,251	28.6	食料品	9,339,020	△1.6
魚介類	1,515,755	10.8	1,943,608	28.2	魚介類	1,828,879	△6.0
肉類	1,556,928	8.8	1,925,373	23.7	肉類	1,822,538	△5.3
穀物	988,218	29.0	1,476,835	49.4	穀物	1,372,601	△7.0
野菜	532,471	5.6	692,515	30.1	野菜	737,568	6.5
果実	557,477	3.8	636,814	14.2	果実	664,661	4.4
原料品	6,936,432	48.2	8,106,650	16.9	原料品	7,185,624	△11.8
木材	406,678	45.8	547,862	34.7	木材	305,749	△44.2
非鉄金属	2,007,367	33.4	2,487,362	23.9	非鉄金属	2,390,280	△5.8
鉄	1,958,647	89.4	1,805,574	△7.8	鉄	1,624,930	△9.6
大豆	227,718	43.1	339,090	48.9	大豆	309,711	△8.7
燃料	17,007,139	51.1	33,509,369	97.0	燃料	27,333,792	△18.9
原油及び粗油	6,929,115	49.1	13,269,109	91.5	原油及び粗油	11,363,582	△15.5
石油製品	2,140,136	71.9	2,835,040	32.5	石油製品	2,653,851	△6.4
(揮発油)	1,653,076	69.6	2,147,548	29.9	(揮発油)	1,953,987	△9.0
液化天然ガス	4,277,243	33.5	8,464,196	97.9	液化天然ガス	6,520,180	△22.9
液化石油ガス	733,499	70.4	1,039,364	41.7	液化石油ガス	882,114	△15.1
石炭	2,801,319	64.1	7,810,169	178.8	石炭	5,861,268	△25.0
(一般炭)	1,635,358	80.4	4,868,431	197.7	(一般炭)	3,457,955	△29.2
化学製品	9,768,551	24.3	13,296,922	36.1	化学製品	11,547,560	△13.4
有機化合物	1,820,410	9.1	2,378,550	30.7	有機化合物	2,134,562	△10.6
医薬品	4,208,486	31.6	5,737,254	36.3	医薬品	4,650,130	△19.3
原料別製品	8,277,291	26.1	10,273,555	24.1	原料別製品	9,068,219	△11.8
鉄鋼	1,064,546	50.8	1,480,335	39.1	鉄鋼	1,315,333	△11.1
非鉄金属	2,835,797	64.6	3,340,330	17.8	非鉄金属	2,474,914	△25.9
金属製品	1,317,101	16.0	1,585,866	20.4	金属製品	1,589,804	0.2
織物用糸・繊維製品	1,003,630	△19.4	1,261,312	25.7	織物用糸・繊維製品	1,162,258	△7.9
非金属鉱物製品	671,992	17.8	776,210	15.5	非金属鉱物製品	818,366	5.4
木製品等(除家具)	749,783	21.5	1,063,181	41.8	木製品等(除家具)	891,574	△16.2
一般機械	7,681,883	9.1	9,282,607	20.8	一般機械	9,593,882	3.3
原動機	1,023,446	14.1	1,348,938	31.8	原動機	1,702,424	26.2
電算機類(含周辺機器)	2,391,507	△0.6	2,709,018	13.3	電算機類(含周辺機器)	2,484,099	△8.3
電算機類の部分品	457,304	10.7	541,809	18.5	電算機類の部分品	518,444	△4.3
電気機器	13,647,755	20.2	17,269,114	26.5	電気機器	17,819,518	3.1
半導体等電子部品	3,354,631	33.9	4,894,214	45.9	半導体等電子部品	4,680,514	△4.5
(IC)	2,745,210	37.9	4,114,447	49.9	(IC)	3,993,343	△3.2
絶縁電線・絶縁ケーブル	909,086	21.4	1,098,073	20.8	絶縁電線・絶縁ケーブル	1,235,630	12.5
音響映像機器(含部品)	1,376,638	7.8	1,602,865	16.4	音響映像機器(含部品)	1,704,879	6.3
重電機器	746,970	23.5	987,156	32.2	重電機器	1,059,306	7.3
通信機	3,325,167	16.7	3,777,799	13.6	通信機	3,945,938	4.4
(電話機)	1,982,509	23.6	2,292,421	15.6	(電話機)	2,474,403	7.9
電気計測機器	723,055	13.3	875,566	21.1	電気計測機器	1,005,506	14.6
輸送用機器	3,243,873	24.8	3,380,783	4.2	輸送用機器	4,133,564	22.0
自動車	1,371,847	17.7	1,505,051	9.7	自動車	1,907,389	26.1
自動車の部分品	825,247	22.3	1,001,624	21.4	自動車の部分品	1,183,700	18.1
航空機	619,178	40.3	413,902	△33.2	航空機	560,526	35.4
その他	10,929,609	9.5	13,529,714	23.8	その他	14,174,460	4.3
科学光学機器	1,888,140	10.3	2,205,704	16.8	科学光学機器	2,380,420	7.8
衣類・同付属品	2,835,157	4.1	3,495,735	23.3	衣類・同付属品	3,541,341	1.2
家具	849,841	13.6	997,981	17.4	家具	962,138	△3.6
バッグ類	537,658	6.2	706,097	31.3	バッグ類	837,039	16.9

(注)「伸率」は対前年伸率。

## 8. 主 要 国 別 品

令和5年1～12月輸出額

品名 国名	番号	輸出総額	食料品	原料品	鉱物性 燃料	化学 製品	有機 化合物	医薬品	プラス チック	原料別 製品	鉄 鋼	非 鉄 金属	金 属 製品
総 額	1	100,873,833	1,127,411	1,606,703	1,616,590	11,024,049	2,042,199	1,230,376	2,953,715	11,544,467	4,501,748	2,429,953	1,343,352
大 韓 民 国	2	6,582,490	63,066	246,230	337,494	1,284,999	315,361	61,160	305,186	1,067,812	621,002	178,412	72,990
中 華 人 民 共 和 国	3	17,764,055	186,901	536,131	203,852	3,155,102	655,765	203,685	1,097,125	2,029,253	500,091	689,444	264,755
台 湾	4	6,015,974	144,120	102,095	13,193	1,073,429	189,958	43,444	277,805	710,581	202,377	288,457	55,207
香 港	5	4,578,606	183,906	23,375	18,690	250,975	1,747	35,574	70,637	202,370	17,984	52,257	28,581
ベ ト ナ ム	6	2,417,124	61,732	140,111	11,333	261,510	36,026	7,653	116,719	475,315	196,501	60,235	31,017
タ イ	7	4,114,737	42,382	71,164	11,505	400,002	41,398	23,114	126,686	1,050,850	599,116	207,553	113,100
シ ン ガ ポ ー ル	8	2,631,230	42,577	17,924	187,789	267,642	44,440	10,166	28,826	196,015	64,664	44,930	24,254
マ レ ー シ ア	9	1,957,913	16,437	85,642	43,967	174,346	15,922	7,652	74,417	239,979	104,390	65,965	20,631
フ ィ リ ピ ン	10	1,423,499	18,410	18,093	59,449	132,457	25,795	1,980	48,819	228,006	70,463	67,406	24,487
イ ン ド ネ シ ア	11	2,025,070	8,129	40,322	6,811	200,988	40,520	3,453	59,006	551,444	316,941	71,355	51,601
イ ン ド	12	2,235,196	1,891	39,907	28,524	519,129	73,975	4,329	140,763	632,650	195,164	312,517	50,803
パ キ ス タ ン	13	146,930	20	1,787	180	7,114	2,885	788	1,076	40,002	29,566	1,574	2,610
イ ラ ン	14	9,062	0	0	4	583	14	400	11	67	0	0	15
サ ウ ジ ア ラ ビ ア	15	892,455	3,076	451	527	21,577	1,611	2,872	4,299	98,014	37,691	2,414	6,079
ク ウ ェ ー ト	16	273,312	672	208	127	1,806	69	484	385	18,639	5,321	7	722
カ タ ー ル	17	197,237	540	237	399	915	35	156	356	34,236	26,445	13	773
オ マ ー ン	18	171,289	350	878	95	772	85	31	339	34,785	27,752	405	523
イ ス ラ エ ル	19	182,403	666	597	21	12,314	795	408	2,631	6,052	802	640	1,213
ア ラ ブ 首 長 国 連 邦	20	1,466,149	8,455	2,471	1,327	14,702	2,701	1,123	4,576	130,786	65,319	860	6,352
ノ ル ウ ェ ー	21	124,337	1,009	41	5	8,778	378	130	149	35,977	31,338	380	1,907
ス ウ ェ ー デ ン	22	237,138	953	164	97	7,706	2,259	149	1,192	20,928	3,669	5,147	3,028
デ ン マ ー ク	23	83,173	1,370	716	2	7,948	230	70	2,157	5,192	1,034	81	1,582
英 国	24	1,689,234	9,318	7,547	33,808	94,547	16,629	36,846	20,593	82,703	19,347	25,878	14,532
ア イ ル ラ ン ド	25	246,230	219	411	6	50,276	22,182	14,943	5,866	3,016	891	380	481
オ ラ ン ダ	26	1,887,106	19,072	13,641	9,368	155,360	43,374	17,868	42,123	112,156	18,974	17,615	25,839
ベ ル ギ ー	27	897,928	4,715	20,497	101	130,505	38,926	18,121	44,033	86,210	28,165	6,955	13,626
フ ラ ン ス	28	981,484	11,128	3,304	1,122	118,155	16,851	25,807	10,464	47,154	1,660	5,695	12,904
ド イ ツ	29	2,716,849	8,380	21,539	1,004	332,340	128,817	42,565	72,047	188,195	18,833	33,647	40,436
ス イ ス	30	749,253	1,227	654	123	194,143	17,298	154,150	10,298	34,167	2,662	23,759	2,748
ポ ル ト ガ ル	31	95,285	606	1,443	19	3,982	1,267	895	1,118	25,763	17,637	964	1,039
ス ペ イ ン	32	456,931	2,937	3,970	1,508	28,453	11,198	3,587	5,923	73,184	53,475	5,923	3,795
イ タ リ ア	33	851,760	3,757	8,862	82	78,162	28,195	19,518	14,543	132,936	69,296	7,681	8,101
フ ィ ン ラ ン ド	34	61,829	138	491	1	3,648	434	850	1,124	5,781	683	112	455
ロ シ ア	35	395,552	3,565	319	14,347	15,493	77	5,766	890	15,263	332	36	5,481
オ ー ス ト リ ア	36	220,351	810	2,018	2	36,021	488	15,811	2,093	23,122	15,594	3,410	1,247
ギ リ シ ャ	37	57,412	125	174	52	2,048	296	266	721	13,734	11,509	3	539
ト ル コ	38	560,229	327	6,104	2,037	29,089	7,156	1,973	11,508	109,930	83,983	8,614	10,070
カ ナ ダ	39	1,536,586	16,579	2,995	21,383	32,950	11,345	3,062	5,003	96,205	29,907	4,195	22,251
ア メ リ カ 合 衆 国	40	20,260,267	180,923	85,902	79,521	1,491,108	160,922	437,217	247,771	1,364,150	302,804	189,405	275,715
メ キ シ コ	41	1,839,712	1,851	5,134	68,445	61,736	7,882	1,950	30,111	433,115	312,178	7,402	70,192
パ ナ マ	42	554,518	74	0	541	622	247	162	77	3,428	152	60	549
プ エ ル ト リ コ (米)	43	129,184	207	28	0	6,657	3,337	76	2,129	1,436	2	1	3
コ ロ ン ビ ア	44	136,251	122	630	40	4,964	1,420	432	1,127	39,765	33,177	206	462
ベ ネ ズ エ ラ	45	8,274	0	41	50	180	55	3	0	262	4	28	51
チ リ	46	286,054	336	5,514	86,495	6,990	1,205	199	575	49,346	20,676	136	2,041
ブ ラ ジ ル	47	595,383	1,418	4,147	4,411	69,312	43,675	4,870	10,717	79,905	37,876	1,719	18,189
ア ル ゼ ン チ ン	48	126,821	71	186	182	4,848	2,409	215	843	6,731	474	445	2,985
リ ベ リ ア	49	393,174	188	0	0	37	0	25	3	748	20	1	216
南 ア フ リ カ 共 和 国	50	352,540	1,206	1,881	4,167	13,054	2,140	460	2,589	37,000	14,207	226	4,036
オ ー ス ト ラ リ ア	51	2,355,897	30,294	4,572	231,326	53,650	4,793	2,566	6,313	144,333	25,871	1,093	8,321
ニュ ー ジ ー ラ ン ド	52	409,445	3,770	353	54,953	7,359	1,183	692	1,084	14,545	3,591	669	1,112
(E U)	53	10,374,256	56,888	86,330	14,477	1,090,529	298,972	162,246	230,875	842,614	272,809	114,181	132,988

## 別 輸 出 入 額

(単位 百万円)

織物用 糸・織 維製品	非 金 属 鉱物製品	ゴ ム 製 品	紙類・ 紙製品	一 般 機 械	原動機	電算機 類(含周 辺機器)	電算機 類の部 品	半導体 等製造 装 置	金属加 工機械	ポンプ・ 遠心分離 機	建設用・ 鉱山用機 械	荷 役 機 械	加熱用・ 冷却用機 器	番 号
785,464	985,391	1,152,006	316,954	18,446,052	2,927,338	396,286	977,566	3,535,040	1,148,463	1,548,122	1,964,571	744,283	502,955	1
42,175	97,079	18,308	37,245	1,145,019	82,628	11,721	18,325	525,520	55,172	99,696	14,977	34,988	24,093	2
218,760	197,671	75,607	76,674	4,132,902	331,738	27,787	173,821	1,530,968	271,766	309,911	14,930	63,731	74,431	3
21,232	95,165	16,648	30,617	1,005,293	54,583	15,850	7,396	577,504	45,378	62,328	30,573	28,775	26,731	4
17,904	73,053	8,575	3,184	177,129	17,823	6,999	49,326	7,505	6,488	10,515	10,359	5,677	5,447	5
118,164	20,502	18,148	28,481	297,983	29,987	3,569	35,613	8,637	30,465	16,784	27,111	21,658	5,911	6
33,522	38,018	33,964	24,540	735,087	198,970	5,219	55,329	12,867	48,478	104,333	24,199	33,694	19,073	7
5,892	38,139	12,647	5,301	314,024	39,975	8,097	37,521	92,329	5,709	27,288	5,954	8,396	10,529	8
5,935	17,378	10,619	15,037	252,578	34,036	5,101	4,700	62,574	13,634	20,728	9,256	22,152	3,895	9
11,755	19,918	10,130	12,034	203,989	36,450	1,956	32,628	10,867	9,235	13,974	20,832	9,424	7,198	10
23,926	9,936	66,182	11,029	458,024	103,798	1,470	18,222	459	20,398	49,954	68,314	52,188	7,928	11
15,284	24,705	19,883	14,210	406,736	41,848	4,751	9,066	2,846	66,136	38,054	17,556	20,277	10,343	12
1,975	136	1,264	2,876	19,597	4,676	119	12	0	92	1,358	604	529	440	13
0	8	43	0	842	447	25	4	0	9	40	6	47	5	14
22,230	5,026	24,239	325	92,342	17,021	531	334	27	436	25,120	16,734	9,669	1,533	15
4,765	1,404	6,338	77	10,723	2,011	21	0	0	111	3,741	335	1,085	252	16
1,813	865	4,285	18	24,238	5,376	2,936	3	0	11	8,050	294	1,820	2,818	17
336	1,363	4,303	11	12,921	4,334	12	2	0	147	2,278	3,187	258	262	18
95	1,342	1,231	722	16,327	248	127	642	3,877	2,676	632	963	576	812	19
17,093	4,361	35,008	1,737	210,526	72,164	11,816	16,027	4	566	17,736	42,604	16,148	1,768	20
60	33	2,238	18	8,251	946	5	1	4	1,562	302	4,060	110	332	21
648	1,629	6,361	437	26,899	2,818	696	124	1,742	4,761	1,561	2,822	1,062	2,637	22
489	1,065	838	50	13,268	1,893	132	782	68	1,596	803	2,753	720	185	23
3,006	6,255	12,930	557	315,860	132,549	21,891	9,368	2,184	13,233	16,317	37,647	9,626	25,902	24
209	373	654	18	87,803	5,665	684	1,210	61,594	2,079	1,150	334	899	2,924	25
7,634	29,008	8,681	4,314	584,783	44,956	26,370	162,545	10,710	15,489	31,778	176,237	23,154	10,938	26
5,388	6,602	25,067	370	176,452	18,442	1,656	2,401	3,205	24,548	33,238	49,168	6,639	3,700	27
9,123	9,883	5,719	2,007	215,101	50,685	4,249	3,057	28,464	14,290	15,493	15,993	5,815	14,255	28
13,733	49,281	26,327	5,812	499,483	54,822	66,564	25,214	49,521	47,658	88,104	21,713	11,404	15,472	29
896	2,361	1,555	148	18,995	596	185	2,596	421	6,150	1,953	2,005	155	476	30
1,470	1,042	3,452	155	9,868	910	156	67	308	406	1,835	186	6	1,466	31
1,798	2,249	5,410	494	55,654	24,702	859	712	147	6,087	2,418	1,784	839	5,714	32
27,938	7,496	9,962	2,321	177,683	37,488	1,975	5,344	18,293	27,543	17,345	19,506	4,597	9,526	33
514	1,167	2,506	335	12,394	2,676	290	85	1,436	2,771	237	1,653	132	123	34
2,223	1,481	4,806	874	41,617	6,184	54	68	0	19	16,918	1,111	1,454	1,926	35
651	1,605	367	239	62,901	2,411	124	27	22,103	2,963	1,165	22,813	257	2,789	36
382	52	1,232	17	14,475	3,588	3,330	1,428	0	94	1,454	828	146	597	37
2,540	1,071	3,120	526	144,453	21,751	5,164	596	270	19,053	8,383	40,637	912	2,937	38
2,289	3,479	33,055	975	156,272	24,479	1,826	5,335	262	12,712	14,885	47,602	3,144	4,598	39
79,343	156,992	334,541	22,473	4,795,883	1,081,482	127,487	271,190	492,926	287,556	339,593	947,185	224,652	138,912	40
8,893	6,293	27,023	975	302,166	71,970	10,615	4,639	772	30,944	19,245	7,184	15,820	18,570	41
58	74	2,531	4	37,848	5,802	872	835	0	0	2,348	16,260	377	418	42
30	8	1,391	0	7,942	6,770	25	33	0	15	132	375	32	8	43
64	322	5,505	29	17,951	5,345	334	26	0	31	954	3,936	1,845	128	44
1	12	166	0	1,191	778	0	0	2	0	189	0	7	3	45
247	272	25,714	258	37,277	3,520	97	49	0	30	1,515	22,898	4,421	145	46
1,724	3,306	16,162	893	129,659	38,459	1,319	1,866	156	10,947	12,088	9,672	8,241	2,209	47
371	322	2,043	91	24,873	10,269	141	5	10	1,154	5,330	320	779	227	48
8	15	482	6	5,898	2,756	36	3	0	0	1,137	0	108	85	49
448	4,882	12,613	583	64,439	7,667	885	870	1	1,304	5,539	26,071	10,137	2,584	50
2,464	14,798	89,143	2,565	259,574	30,103	3,308	12,759	237	7,427	14,485	96,188	47,431	14,453	51
435	5,070	2,750	910	45,212	11,879	369	1,952	24	1,536	1,176	14,928	4,818	2,375	52
75,799	119,099	108,824	18,186	2,216,107	305,567	111,075	204,053	200,092	174,131	237,036	316,964	60,138	77,204	53

## 8. 主 要 国 別 品

令和5年1～12月輸出額(続)

品名 国名	番号	織 維 機 械	ベアリ ング	電 気 機 器	半 導 体 等 電 子 部 品	( I C )	音 響 ・ 映 像 機 器	( 映 像 記 録 ・ 再 生 機 器 )	( テレビ 受 像 機 )	音 響 ・ 映 像 機 器 の 部 分 品	重 電 機 器	通 信 機	電 気 計 測 機 器
総 額	1	328,832	502,339	16,748,963	5,494,171	4,000,744	742,814	369,562	72,898	202,106	1,489,622	419,087	1,885,095
大 韓 民 国	2	3,122	36,601	1,189,744	535,575	463,967	24,594	10,968	772	3,638	73,915	9,385	160,485
中 華 人 民 共 和 国	3	155,062	109,124	3,791,055	1,279,844	920,880	215,841	73,493	4,728	36,494	318,076	81,405	426,028
台 湾	4	6,736	12,981	1,553,630	994,739	861,840	17,374	4,999	786	3,617	67,449	36,023	124,201
香 港	5	1,178	9,542	1,263,748	687,778	520,496	47,962	14,593	2,754	12,738	50,148	14,030	24,184
ベ ト ナ ム	6	13,060	7,575	720,022	440,099	395,671	14,676	2,046	1,988	20,429	18,696	5,063	25,330
タイ	7	2,591	33,550	813,616	270,417	187,634	43,355	18,398	1,538	15,384	54,943	17,682	129,936
シンガポール	8	682	18,560	453,435	186,425	100,962	14,731	11,563	334	18,161	19,545	7,157	42,996
マレーシア	9	1,180	5,234	546,166	348,164	177,117	17,601	10,030	610	3,644	10,534	4,505	43,010
フィリピン	10	372	2,575	354,676	116,359	93,173	3,563	843	1,183	11,583	18,568	10,218	24,912
インドネシア	11	8,291	18,765	217,435	24,170	16,214	5,662	3,884	220	1,106	21,515	7,943	36,499
インド	12	52,300	18,327	333,878	55,213	26,334	10,238	7,440	1,175	1,610	40,868	8,089	55,470
パキスタン	13	7,676	113	9,886	161	1	33	25	5	7	586	221	1,448
イラン	14	30	31	3,213	0	0	124	120	4	1	12	0	104
サウジアラビア	15	29	1,959	26,887	107	91	99	20	6	25	7,265	1,222	2,705
クウェート	16	17	163	6,630	6	0	20	3	0	1	295	116	460
カタール	17	0	139	5,556	4	4	36	26	6	5	1,736	68	346
オマーン	18	9	262	4,733	5	5	7	1	2	61	551	243	619
イスラエル	19	16	567	9,524	1,836	407	364	288	17	332	546	83	1,005
アラブ首長国連邦	20	159	8,997	47,260	267	6	4,117	3,474	401	256	3,550	2,014	3,684
ノルウェー	21	5	2	4,394	229	0	53	7	3	39	64	307	797
スウェーデン	22	26	190	16,365	1,403	242	296	87	13	83	1,024	903	2,216
デンマーク	23	5	34	6,802	1,026	941	1,272	1,209	4	840	219	89	626
英国	24	1,982	6,592	187,604	7,754	3,391	15,221	4,050	10,674	12,691	28,164	7,815	17,594
アイルランド	25	2	18	10,391	179	39	130	68	0	60	469	1,140	2,916
オランダ	26	1,807	20,218	374,776	28,610	8,091	60,503	56,902	2,217	2,512	22,372	11,479	40,145
ベルギー	27	89	792	59,331	7,097	5,560	1,041	66	779	213	4,200	3,205	9,921
フランス	28	1,250	15,805	142,201	8,414	1,431	2,335	1,329	133	417	33,734	6,919	18,564
ドイツ	29	716	23,139	591,649	127,140	49,972	28,053	12,124	3,661	2,476	47,081	19,367	92,214
スイス	30	108	164	14,722	4,060	232	152	60	3	55	1,460	256	1,950
ポルトガル	31	425	521	5,558	273	14	372	230	37	114	556	35	745
スペイン	32	510	543	36,665	10,689	6,480	335	218	45	379	7,215	670	3,913
イタリア	33	6,624	2,056	49,861	4,788	1,945	915	583	94	132	5,806	2,717	7,881
フィンランド	34	1	45	6,065	1,650	721	25	8	2	79	212	32	1,142
ロシア	35	54	84	7,049	20	19	791	9	3	131	125	63	242
オーストリア	36	0	412	17,299	3,502	637	215	40	17	54	395	256	3,858
ギリシャ	37	4	85	1,487	24	0	23	4	4	66	161	248	343
トルコ	38	15,782	1,590	103,382	1,366	433	3,329	3,026	11	355	29,908	2,931	13,095
カナダ	39	306	6,256	155,190	5,559	1,104	6,830	5,894	178	3,588	31,775	4,612	31,266
アメリカ合衆国	40	16,269	95,457	2,633,974	254,548	120,611	163,171	104,371	33,131	30,859	404,604	131,142	377,489
メキシコ	41	1,751	12,636	302,461	29,092	19,684	12,440	2,293	3,303	13,280	37,524	6,581	28,931
パナマ	42	0	4,962	4,714	39	0	43	9	27	17	330	79	430
プエルトリコ(米)	43	0	113	1,260	0	0	2	2	0	0	825	1	92
コロンビア	44	413	241	4,311	4	0	18	12	2	7	246	104	350
ベネズエラ	45	0	13	175	5	5	1	1	0	0	17	0	20
チリ	46	62	324	3,790	43	0	72	27	5	17	140	60	285
ブラジル	47	3,598	9,277	92,029	7,310	4,474	4,431	2,544	804	661	10,403	1,019	20,015
アルゼンチン	48	846	563	18,486	475	426	1,072	1,553	10	55	871	109	8,555
リベリア	49	0	59	777	11	0	21	0	17	3	122	68	191
南アフリカ共和国	50	99	1,898	29,670	180	164	2,593	1,038	27	62	2,322	335	8,268
オーストラリア	51	917	4,542	62,479	738	299	7,812	6,790	511	717	5,468	2,305	3,983
ニュージーランド	52	206	249	6,277	349	112	181	139	9	80	1,104	315	357
(EU)	53	11,892	68,922	1,639,442	225,825	84,268	101,056	75,548	7,175	9,867	213,357	50,006	260,722

## 別 輸 出 入 額 (続)

(単位 百万円)

電気回路等の機器	電池	輸送用機器	自動車 (乗用車)	(バス・トラック)	自動車の部分品	二輪自動車	航空機類	船舶	その他	科学光学機器	写真用・映画用材料	番号	
2,124,213	733,569	23,632,722	17,265,433	15,543,968	1,662,485	3,883,602	491,815	296,510	1,349,542	15,126,877	2,496,899	653,166	1
171,937	7,063	152,169	94,997	90,665	4,324	38,918	7,406	1,128	5,496	1,095,955	260,889	83,727	2
581,683	50,632	1,446,068	943,343	942,496	845	456,327	8,618	4,183	0	2,282,791	585,962	192,543	3
106,315	20,786	526,212	369,088	308,755	52,755	55,268	4,993	389	13,283	887,420	172,388	126,568	4
178,017	12,628	104,151	74,304	60,912	12,528	8,677	1,160	1,318	16,808	2,354,261	70,185	11,562	5
108,399	3,466	98,554	51,890	25,244	26,375	36,711	1,056	4,457	0	350,564	95,793	10,446	6
117,389	10,568	478,804	87,028	60,769	25,593	360,704	4,165	185	15,949	511,328	77,792	6,586	7
49,653	17,748	209,312	54,124	41,242	12,434	11,923	2,633	4,482	133,933	942,512	41,786	17,597	8
37,430	3,681	308,900	192,588	158,463	20,896	110,814	3,656	139	0	289,899	20,413	4,253	9
90,778	416	206,547	157,636	53,558	98,154	33,092	2,999	772	9,839	201,871	17,165	1,325	10
49,170	10,345	398,388	168,532	83,997	84,535	216,982	1,187	17	50	143,528	16,246	1,094	11
62,316	23,432	121,067	6,793	6,605	188	110,503	600	374	0	151,415	31,442	7,449	12
1,104	211	56,470	49,321	43,904	4,267	6,659	1	0	0	11,873	888	847	13
18	1	179	4	1	2	175	0	0	0	4,174	758	901	14
3,001	531	626,241	595,651	494,780	98,999	28,060	1,652	157	0	23,340	4,850	82	15
2,817	28	229,608	219,567	199,516	19,489	9,024	800	99	0	4,900	1,085	3	16
399	15	127,445	122,361	114,862	7,500	3,832	343	710	0	3,671	907	0	17
127	17	114,679	105,305	83,911	21,220	9,076	148	88	0	2,076	450	0	18
538	278	107,883	104,578	99,663	4,916	688	2,395	101	0	29,019	6,633	4,531	19
3,557	372	591,020	512,050	421,097	90,148	65,108	9,062	2,948	0	459,601	9,785	1,787	20
43	17	61,398	55,792	55,788	4	99	844	9	4,528	4,485	646	0	21
3,412	775	135,394	79,897	79,486	411	52,661	1,398	10	0	28,633	9,083	96	22
1,128	170	34,436	32,542	31,982	559	52	1,371	37	0	13,439	5,705	12	23
20,413	42,537	595,524	531,244	522,619	8,625	48,411	10,830	907	0	362,321	25,103	24,928	24
1,215	1,004	58,834	58,025	57,656	369	126	639	3	0	35,275	8,965	1,145	25
29,651	7,170	381,699	166,369	154,662	11,707	158,054	38,658	1,542	0	236,251	92,130	14,823	26
6,809	2,908	318,929	226,026	221,189	4,836	66,763	23,408	23	0	101,187	51,792	6,476	27
18,478	29,647	276,666	179,212	156,245	22,967	17,107	61,780	6,657	0	166,653	27,601	19,315	28
59,193	25,206	458,018	351,849	344,911	6,938	42,980	15,670	14,450	0	616,241	169,475	9,402	29
1,053	2,464	77,840	71,045	70,673	372	491	3,578	1,020	0	407,382	6,170	52	30
1,220	85	39,471	23,657	18,581	5,076	14,531	760	2	0	8,575	2,552	1	31
4,389	1,167	220,418	177,577	176,198	1,378	4,523	26,812	72	2,120	34,142	5,333	716	32
8,937	903	314,530	231,304	203,173	28,131	11,919	56,724	263	0	85,887	25,890	1,170	33
279	733	28,569	25,388	24,902	487	1,734	559	316	0	4,741	1,014	20	34
29	82	256,711	244,116	238,410	5,675	8,396	4,118	0	0	41,190	2,480	847	35
1,027	497	66,660	60,875	59,125	1,750	933	642	58	0	11,518	5,236	290	36
193	85	23,282	14,724	13,813	911	227	4,076	0	4,131	2,034	467	35	37
7,492	27,831	130,553	76,719	60,118	13,342	47,407	5,820	281	0	34,354	4,829	844	38
9,850	31,139	906,759	742,170	739,370	2,701	139,398	13,237	11,396	0	148,253	12,838	1,147	39
254,813	331,198	7,313,258	5,843,928	5,699,792	143,481	1,075,783	109,413	230,528	11,912	2,315,548	522,364	88,444	40
50,784	27,728	524,949	318,853	243,893	74,887	201,810	2,439	547	0	139,854	28,373	2,084	41
555	35	501,642	21,721	15,427	6,294	4,043	97	0	473,736	5,649	520	421	42
11	56	107,929	107,300	106,673	628	500	126	1	0	3,724	973	0	43
178	61	63,504	56,204	43,252	10,930	3,723	2,702	2	0	4,964	1,173	124	44
2	0	6,126	5,456	4,819	458	321	342	0	0	248	30	0	45
691	103	91,057	87,322	68,976	18,339	2,319	1,197	159	0	5,248	1,161	178	46
13,691	5,992	169,350	14,509	13,227	1,282	137,673	6,150	2,347	0	45,153	9,901	1,551	47
1,599	35	62,719	9,477	4,916	4,561	51,757	887	5	0	8,725	989	158	48
225	6	384,941	52	25	27	0	29	0	384,859	585	193	0	49
3,150	1,000	183,091	136,832	60,775	73,899	44,969	1,068	4	0	18,031	2,199	310	50
4,318	3,015	1,470,810	1,416,644	1,158,372	254,292	37,144	15,094	302	0	98,859	15,752	1,953	51
536	382	256,038	246,489	209,282	36,511	3,359	2,646	3,120	0	20,938	769	252	52
165,425	93,732	2,923,309	2,037,617	1,947,285	90,327	447,291	238,621	23,744	74,015	1,504,561	424,984	54,426	53

## 8. 主 要 国 別 品

令和5年1～12月輸入額

品名 国名	番号	輸入総額										
			食料品	魚介類	肉類	穀物類	野菜	果実	原料品	木材	非鉄金属	鉄鉱石
総額	1	110,195,639	9,339,020	1,828,879	1,822,538	1,372,601	737,568	664,661	7,185,624	305,749	2,390,280	1,624,930
大韓民国	2	4,360,203	342,171	65,418	998	19,428	35,289	10,070	73,325	231	1,961	0
中華人民共和国	3	24,419,590	1,150,869	331,469	123,746	49,440	351,711	103,210	237,561	17,141	1,582	1
台湾	4	4,995,766	85,889	53,168	457	2,344	10,829	5,861	138,888	646	41,460	0
香港	5	213,650	24,639	21,902	0	131	179	20	1,953	0	0	0
ベトナム	6	3,625,495	258,774	139,877	3,715	10,151	10,058	20,957	110,309	2,059	6,604	0
タイ	7	3,608,935	592,407	122,348	280,941	39,330	28,856	14,616	132,410	437	244	0
シンガポール	8	1,208,135	58,007	559	26	5,080	13	4	45,064	5	0	0
マレーシア	9	2,822,561	70,741	3,144	621	2,772	6,793	367	185,149	6,891	1,643	0
ブルネイ	10	263,308	517	472	0	0	0	0	0	0	0	0
フィリピン	11	1,455,592	153,268	16,914	51	574	1,061	132,061	168,888	878	132,806	0
インドネシア	12	3,411,642	232,023	86,153	34	2,656	4,496	3,878	757,971	9,831	458,899	0
インド	13	789,412	97,746	57,385	0	1,554	2,627	8,060	46,827	130	6,549	0
パキスタン	14	33,737	2,658	1,898	7	315	37	251	7,242	0	1,655	0
イラン	15	4,336	1,741	51	0	1	10	1,118	140	0	0	0
バーレーン	16	107,645	672	672	0	0	0	0	412	0	0	0
サウジアラビア	17	4,872,781	331	253	0	0	0	74	32,664	0	8,238	0
クウェート	18	1,282,010	0	0	0	0	0	0	941	0	0	0
カタール	19	1,289,194	0	0	0	0	0	0	123	0	0	0
オマーン	20	349,869	4,954	417	0	7	329	1	2,867	0	174	0
イスラエル	21	211,487	13,503	20	0	105	563	12,299	2,129	0	0	0
アラブ首長国連邦	22	5,194,323	1,351	174	0	84	436	79	31,368	0	0	0
ノルウェー	23	200,579	133,798	130,989	379	60	0	1	6,587	262	59	0
スウェーデン	24	389,488	3,997	54	23	152	53	938	32,913	26,807	0	0
デンマーク	25	308,902	69,818	4,717	45,675	1,060	23	877	6,607	86	0	0
英国	26	997,617	84,989	10,654	2,244	11,191	493	222	16,707	10	0	0
アイルランド	27	887,964	34,157	3,549	10,054	14	9	0	1,455	0	0	0
オランダ	28	472,612	90,844	1,939	18,078	5,922	11,773	1,563	13,029	302	6	0
ベルギー	29	499,287	44,818	106	400	6,546	13,718	129	6,871	20	1,269	0
フランス	30	1,489,844	277,017	4,969	14,405	26,284	2,618	5,922	18,062	598	9	0
ドイツ	31	3,147,933	62,167	3,309	50	7,555	6,855	1,284	23,127	6,830	1	0
スイス	32	1,169,961	45,012	6	1	277	184	61	2,232	826	0	0
スペイン	33	704,320	163,248	13,808	105,783	2,545	7,295	4,756	82,390	167	17	0
イタリア	34	1,686,540	263,137	4,052	1,062	18,967	24,628	7,582	28,809	1,464	0	0
フィンランド	35	224,040	4,519	128	922	1,757	1	560	60,503	25,882	24,388	0
ロシア	36	1,036,799	135,537	130,793	2	3,208	191	8	32,787	25,523	4,960	0
オーストリア	37	309,406	8,069	0	1,669	291	425	1,749	12,548	10,431	75	0
カナダ	38	2,032,626	408,523	38,524	186,018	125,510	15,104	8,218	577,829	69,849	135,784	131,550
アメリカ合衆国	39	11,546,510	1,681,278	148,490	481,712	508,129	119,165	101,889	787,026	64,963	127,497	17,926
メキシコ	40	799,198	173,597	7,027	97,961	66	11,152	43,413	69,039	25	33,797	0
プエルトリコ(米)	41	201,148	403	0	0	0	0	0	114	0	0	0
ベネズエラ	42	1,874	941	24	0	0	0	0	666	0	0	0
ペルー	43	354,200	41,113	17,449	0	600	2,439	11,022	230,149	5	216,831	10,707
チリ	44	1,082,136	261,989	175,108	25,419	328	7,995	26,229	685,223	7,885	632,248	15,167
ブラジル	45	1,550,377	595,645	1,116	147,901	294,804	247	15,807	673,161	1,586	190	562,831
アルゼンチン	46	118,870	74,168	25,630	1,080	30,863	355	5,997	4,504	45	2,330	0
南アフリカ共和国	47	1,022,489	40,587	287	0	27,340	2,766	7,790	114,531	2	36,852	63,218
オーストラリア	48	9,091,610	603,552	20,553	217,911	140,570	4,618	18,910	1,300,066	148	331,377	808,420
バブアニューギニア	49	448,578	1,929	663	14	0	0	0	51,334	529	50,572	0
ニュージーランド	50	374,697	200,958	15,240	32,928	2,580	12,830	48,281	21,478	6,410	0	1,679
(EU)	51	11,300,695	1,327,239	70,795	206,618	78,020	83,254	29,328	363,852	86,805	25,974	1

## 別 輸 出 入 額 (続)

(単位 百万円)

大豆	鉱物性 燃料	原油及 び粗油	石 油 製 品	(揮発 油)	液化天 然ガス	液化石 油ガス	石 炭	(一般 炭)	化 学 製 品	有 機 化 合 物	医薬品	原料別 製 品	鉄 鋼	非 鉄 金 属	番 号
309,711	27,333,792	11,363,582	2,653,851	1,953,987	6,520,180	882,114	5,861,268	3,457,955	11,547,560	2,134,562	4,650,130	9,068,219	1,315,333	2,474,914	1
0	780,503	0	774,115	403,716	15	6,373	0	0	681,729	132,391	102,188	879,238	477,008	179,539	2
3,084	227,719	0	145,661	22,169	24,929	118	15,253	812	1,924,479	533,317	121,311	2,837,607	267,905	263,697	3
0	6,689	0	5,346	3,207	0	0	96	0	354,096	46,113	21,416	396,423	137,187	73,649	4
0	301	0	301	0	0	0	0	0	1,210	9	73	6,125	1	1,340	5
2	54,912	33,178	854	0	0	0	20,668	0	123,990	7,912	9,417	485,096	31,439	20,548	6
0	23,129	0	23,109	20,960	0	0	11	0	376,583	27,104	9,333	377,178	20,300	51,010	7
0	27,978	0	27,978	13,865	0	0	0	0	274,494	22,854	139,187	18,063	192	4,622	8
0	1,025,500	14,975	36,164	5,852	974,361	0	0	0	167,601	33,899	1,395	230,009	35,845	71,293	9
0	259,683	22,726	0	0	236,957	0	0	0	2,646	2,464	5	0	0	0	10
0	2,667	0	31	0	0	0	2,636	2,636	24,972	12,783	2,244	171,402	1,335	4,373	11
0	1,169,967	23,629	4,472	0	310,378	0	831,192	381,194	144,011	37,825	9,400	343,702	5,224	27,798	12
0	15,992	0	15,992	15,973	0	0	0	0	203,349	132,650	22,202	182,502	29,773	54,732	13
0	1	0	0	0	0	0	1	1	2,697	2,641	19	10,453	1	1	14
0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2,427	0	0	15
0	81,016	11,938	69,078	69,078	0	0	0	0	477	0	0	17,961	0	17,583	16
0	4,766,629	4,662,953	103,677	103,677	0	0	0	0	51,940	39,286	0	15,569	44	15,451	17
0	1,280,300	1,009,485	247,576	247,576	0	23,239	0	0	503	0	0	87	84	0	18
0	1,251,120	548,105	358,977	341,077	329,209	14,830	0	0	15,585	60	0	20,608	6	20,601	19
0	337,260	131,408	8,923	8,923	196,929	0	0	0	897	809	0	3,719	4	3,707	20
0	40	0	40	0	0	0	0	0	28,083	4,022	6,939	18,787	285	113	21
0	5,022,192	4,469,777	449,461	449,408	93,174	9,779	0	0	8,874	0	2	125,947	9	125,380	22
0	29	0	29	6	0	0	0	0	25,997	2,624	11,822	18,518	1,258	15,561	23
0	298	0	298	0	0	0	0	0	147,212	3,592	130,818	36,688	16,748	2,528	24
0	82	0	67	36	0	0	0	0	157,159	5,448	130,620	5,768	71	35	25
0	1,648	0	1,584	306	0	0	0	0	209,658	10,258	151,504	70,248	3,929	33,625	26
0	96	0	2	0	0	0	0	0	560,269	31,918	496,021	2,955	592	17	27
0	3,713	0	3,629	2,850	0	0	0	0	119,008	10,862	66,712	18,774	282	2,380	28
0	705	0	705	60	0	0	0	0	323,125	28,224	256,059	55,880	1,675	29,526	29
6	4,869	0	4,851	295	0	18	0	0	386,079	29,727	166,089	62,229	3,402	9,244	30
0	3,860	0	3,420	329	0	19	0	0	962,323	158,558	577,804	188,004	7,730	69,177	31
0	377	0	377	3	0	0	0	0	493,204	34,004	436,112	19,875	562	5,293	32
0	16,939	0	16,551	16,155	0	0	0	0	237,768	23,929	190,468	27,407	448	9,744	33
0	30,365	0	30,321	29,754	0	0	0	0	303,228	130,030	107,407	90,591	2,929	21,456	34
0	358	0	294	0	0	0	0	0	29,141	4,293	10,534	65,415	1,765	22,120	35
0	705,462	6,923	1	0	585,299	0	113,044	103,449	14,798	12,108	85	143,826	26,093	113,558	36
0	26	0	26	0	0	0	0	0	34,836	5,060	16,462	33,708	3,826	7,602	37
41,210	644,744	0	10,720	0	0	154,260	478,812	219,332	186,526	4,067	128,319	49,251	694	37,035	38
209,848	1,837,069	228,501	160,782	62,126	472,415	555,492	419,847	164,822	2,238,776	453,500	1,079,595	449,771	26,081	115,215	39
0	0	0	0	0	0	0	0	0	30,050	2,426	14,339	32,108	385	16,120	40
0	0	0	0	0	0	0	0	0	169,218	15,059	151,224	13	1	5	41
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	251	0	251	42
0	66,608	0	35,778	35,778	29,132	0	1,698	0	480	0	0	13,118	0	11,953	43
0	1	0	1	0	0	0	0	0	103,040	531	28	30,887	2,478	3,694	44
55,553	372	0	372	3	0	0	0	0	124,913	89,996	6,874	121,981	52,190	56,510	45
0	2	0	2	0	0	0	0	0	34,972	1	782	4,058	2	3,998	46
0	101,598	0	891	0	0	0	100,707	100,707	11,927	2,853	176	687,773	36,732	617,184	47
0	6,803,689	55,432	39,123	28,941	2,782,954	114,831	3,806,791	2,480,736	58,611	1,739	9,603	263,464	1,938	170,350	48
0	395,284	0	7,983	7,983	387,301	0	0	0	0	0	0	1	0	0	49
0	10,752	0	0	0	0	0	10,752	0	47,610	5,140	2,048	80,823	17	50,837	50
6	63,636	0	60,184	49,492	0	37	0	0	3,355,663	447,281	2,204,996	658,350	42,516	179,651	51

## 8. 主 要 国 別 品

令和5年1～12月輸入額(続)

品名 国名	番号	金 属 品 製 品	織物用 糸・織 維製品	非金属 鉱物製 品	木製品等 (除家具)	一 般 機 械	原 動 機	電 算 機 類 (含周 辺機器)	電算機 類の部 分品	電 気 器 機 器	半 導 体 等電子 部 品	( I C )	絶縁電線 ・絶縁 ケーブル
総 額	1	1,589,804	1,162,258	818,366	891,574	9,593,882	1,702,424	2,484,099	518,444	17,819,518	4,680,514	3,993,343	1,235,630
大 韓 民 国	2	110,331	35,547	34,124	1,372	476,724	47,826	17,482	12,037	600,096	239,867	217,285	19,442
中 華 人 民 共 和 国	3	871,032	659,109	300,282	154,097	4,139,797	187,105	1,818,052	337,606	7,564,050	555,951	244,026	316,005
台 湾	4	98,138	45,971	15,392	1,320	405,135	12,314	96,533	36,944	2,911,647	2,553,030	2,492,820	15,831
香 港	5	191	123	4,235	9	3,191	4	1,145	1,536	7,076	1,775	1,369	272
ベ ト ナ ム	6	98,050	128,983	24,028	138,710	232,884	13,592	33,396	29,944	989,973	14,501	5,919	351,304
タ イ	7	109,901	56,385	36,818	32,834	406,537	38,700	102,100	34,229	913,645	187,225	149,732	74,143
シ ン ガ ポ ー ル	8	2,406	1,434	6,895	27	243,010	4,470	89,698	3,441	223,813	151,480	127,577	450
マ レ ー シ ア	9	8,678	13,966	18,727	67,722	106,872	737	34,941	8,943	724,390	229,353	161,537	16,076
ブ ル ネ イ	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フ ィ リ ピ ン	11	9,954	4,327	11,942	129,064	112,924	5,391	40,102	11,525	632,704	143,617	87,698	225,637
イ ン ド ネ シ ア	12	23,708	59,596	43,807	101,165	99,425	23,220	16,456	12,279	261,560	16,506	10,110	131,375
イ ン ド	13	6,887	22,024	63,591	165	55,361	22,988	220	1,608	61,347	447	244	6,502
パ キ ス タ ン	14	475	9,602	162	0	18	1	0	6	114	0	0	1
イ ラ ン	15	1	2,423	3	0	1	0	0	0	8	0	0	0
バ ー レ ー ン	16	0	7	370	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サ ウ ジ ア ラ ビ ア	17	20	8	15	0	32	0	19	0	899	0	0	8
ク ウ ェ ー ト	18	0	0	3	0	2	1	0	0	0	0	0	0
カ タ ー ル	19	1	0	0	0	51	0	1	0	5	0	0	0
オ マ ー ン	20	4	0	4	0	3	3	0	0	0	0	0	0
イ ス ラ エ ル	21	7,624	563	10,033	3	23,342	9,291	3,438	411	86,646	40,516	39,428	185
ア ラ ブ 首 長 国 連 邦	22	57	201	282	3	300	102	9	2	528	352	0	2
ノ ル ウ ェ ー	23	849	123	38	32	9,527	252	698	18	2,872	17	17	38
ス ウ ェ ー デ ン	24	7,806	471	622	2,536	41,932	11,984	416	510	53,721	814	323	151
デ ン マ ー ク	25	3,375	542	606	189	21,229	894	613	274	23,899	34	28	174
英 国	26	9,032	6,445	7,815	1,100	235,168	162,292	4,728	920	98,985	11,155	4,424	2,842
ア イ ル ラ ン ド	27	1,291	219	760	0	9,495	440	3,482	2,108	76,805	50,146	50,091	25
オ ラ ン ダ	28	4,211	7,481	2,736	363	118,433	1,297	11,551	708	63,106	2,193	1,936	892
ベ ル ギ ー	29	1,894	2,142	18,169	1,823	13,817	451	1,964	298	12,253	5,344	4,993	75
フ ラ ン ス	30	19,647	3,724	12,084	1,717	107,151	43,077	2,641	487	88,698	27,086	20,788	995
ド イ ツ	31	50,148	11,734	22,304	4,855	450,789	108,187	11,863	3,755	455,649	86,293	73,075	6,499
ス イ ス	32	9,119	1,944	1,711	87	73,062	6,225	997	515	41,768	1,733	1,315	958
ス ペ イ ン	33	2,892	1,551	4,537	2,175	19,561	3,633	195	152	18,173	148	55	115
イ タ リ ア	34	14,511	23,333	14,618	1,740	146,871	48,172	1,491	554	60,692	14,019	164	1,461
フ ィ ン ラ ン ド	35	879	544	1,391	18,018	24,498	5,570	107	3	20,491	1,067	1,052	185
ロ シ ア	36	101	158	302	3,594	3	0	0	0	973	519	0	1
オ ー ス ト リ ア	37	6,579	673	1,798	11,941	53,147	4,222	3,600	177	26,585	2,906	1,535	313
カ ナ ダ	38	3,129	415	759	5,611	52,018	16,000	3,151	1,633	40,775	1,791	640	444
ア メ リ カ 合 衆 国	39	81,588	29,401	85,643	36,485	1,645,400	863,632	114,254	11,249	1,264,343	317,489	288,484	18,879
メ キ シ コ	40	6,685	1,125	2,186	12	81,193	15,887	34,467	2,919	221,910	11,330	2,034	9,049
プ エ ル ト リ コ (米)	41	5	1	0	0	4,220	0	572	3	196	1	1	0
ベ ネ ズ エ ラ	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ペ ル ー	43	1,033	95	21	10	86	0	45	0	214	0	0	0
チ リ	44	1	14	233	24,452	14	0	0	0	521	0	0	2
ブ ラ ジ ル	45	543	723	3,767	5,313	12,325	5,298	1	16	6,620	204	9	142
ア ル ゼ ン チ ン	46	6	2	31	0	244	196	0	0	108	0	0	22
南 ア フ リ カ 共 和 国	47	206	118	1,459	31,159	397	305	0	2	1,220	1	1	7
オ ー ス ト ラ リ ア	48	1,129	191	21,911	66,460	10,038	2,993	189	117	9,719	102	83	18
パ パ ア ニ ュ ー ギ ニ ア	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ニ ュ ー ジ ー ラ ン ド	50	1,987	211	56	27,628	4,703	325	172	8	2,040	67	4	9
( E U )	51	122,357	63,503	93,430	61,084	1,137,647	255,368	69,441	10,324	1,080,480	199,789	157,920	15,568

## 別 輸 出 入 額 (続)

(単位 百万円)

音響映像機器 (含部品)	重 電 機 器	通信機	(電話機)	電気計 測機器	輸送用 機 器	自動車	自動車 の部分 品	航 空 機 類	その他	科学光 学機器	衣類・同 付 属 品	家 具	バッグ類	番 号
1,704,879	1,059,306	3,945,938	2,474,403	1,005,506	4,133,564	1,907,389	1,183,700	560,526	14,174,460	2,380,420	3,541,341	962,138	837,039	1
34,506	28,112	51,329	15,917	21,600	80,705	6,633	62,418	9,339	445,711	65,367	6,151	5,583	1,400	2
989,083	603,967	2,867,362	2,210,582	234,257	828,853	101,936	533,097	8,883	5,508,656	397,927	1,797,779	614,532	289,876	3
55,567	34,985	102,761	296	22,848	60,185	549	27,596	1,440	636,815	90,614	3,912	31,895	2,972	4
395	1,095	1,038	91	297	195	2	13	136	168,960	3,015	475	43	46	5
91,553	55,305	304,361	189,770	11,749	93,170	20	74,417	90	1,276,387	43,879	598,605	120,174	64,765	6
152,620	61,125	153,678	43,191	49,205	317,961	112,530	127,012	640	469,085	128,851	60,092	26,331	6,063	7
1,452	2,334	9,429	5	16,516	6,913	2	111	4,802	310,793	159,399	52	700	129	8
101,498	32,013	122,523	3,958	86,686	13,295	320	5,191	3,716	299,003	52,873	54,478	23,038	109	9
0	0	0	0	0	0	0	0	0	463	0	0	0	0	10
38,170	41,861	54,564	0	20,266	22,900	10	18,402	2,472	165,866	29,820	16,619	19,561	13,014	11
19,850	15,740	7,628	0	2,676	119,956	46,034	43,899	38	283,027	6,694	117,812	20,354	11,250	12
704	7,381	14,336	9,158	8,392	57,333	14,885	33,087	587	68,955	1,970	35,314	1,366	9,107	13
0	0	0	0	0	160	129	28	0	10,397	1,224	7,407	6	353	14
0	0	0	0	7	0	0	0	0	16	0	1	4	0	15
0	0	0	0	0	1	0	0	1	7,106	0	30	0	0	16
2	0	2	0	159	11	0	2	9	4,706	13	3	0	0	17
0	0	0	0	0	0	0	0	0	177	0	0	0	0	18
0	0	0	0	4	0	0	0	0	1,702	0	0	0	0	19
0	0	0	0	0	0	0	0	0	169	0	0	4	0	20
1,622	2,751	12,488	2	5,323	701	108	39	525	38,258	32,962	160	426	201	21
2	43	13	4	62	304	196	51	15	3,459	21	72	7	1	22
78	106	142	0	666	352	0	287	11	2,898	1,155	48	993	0	23
32,889	1,189	3,926	0	5,906	53,326	40,287	11,046	93	19,401	13,628	107	640	25	24
1,580	9,527	2,667	79	7,456	2,507	1,660	582	23	21,834	10,513	63	5,842	8	25
4,591	6,177	5,798	9	32,348	164,881	142,790	7,118	9,455	115,333	39,065	12,386	4,404	1,453	26
831	94	1,776	0	5,906	80	0	61	19	202,652	196,463	670	155	1	27
1,495	1,861	1,640	0	6,833	10,161	5,375	2,192	145	35,546	9,209	68	592	58	28
393	1,232	938	0	1,217	30,560	29,529	599	203	11,258	2,379	166	396	199	29
5,782	2,230	4,879	30	16,420	180,016	30,050	6,660	138,823	365,724	25,007	27,106	4,788	143,445	30
15,547	42,940	15,845	57	95,449	716,110	600,182	71,691	26,018	285,904	164,480	1,232	11,828	3,896	31
904	4,138	681	5	15,847	1,246	1	566	527	493,185	82,117	590	899	428	32
129	1,381	672	205	8,091	79,096	63,245	12,809	1,173	59,738	3,222	3,632	2,722	31,950	33
1,692	7,126	4,477	1	9,736	184,703	134,741	12,024	14,988	578,144	20,851	146,741	17,875	202,257	34
422	3,375	2,495	0	6,475	10,323	9,217	227	1	8,792	5,152	68	979	59	35
22	1	4	0	23	615	0	1	614	2,798	120	80	8	1	36
272	2,177	1,992	0	8,115	104,327	96,340	2,133	945	36,159	9,585	268	11,175	8	37
5,342	2,131	10,579	4	10,342	19,081	6,603	2,731	8,806	53,879	30,708	3,979	1,255	809	38
93,287	55,266	84,450	415	255,368	571,567	180,763	47,467	321,131	1,071,280	545,018	11,441	15,508	2,133	39
33,585	4,699	53,301	614	9,524	113,264	68,591	40,138	2,470	78,037	51,086	4,585	4,927	314	40
0	0	1	0	5	25	0	0	1	26,958	24,533	9	0	0	41
0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	42
0	0	0	0	0	5	0	5	0	2,427	0	2,303	1	2	43
1	0	4	0	1	38	5	28	0	423	3	1	1	0	44
49	360	75	0	52	2,099	131	1,404	305	13,262	760	200	163	104	45
1	0	0	0	12	293	200	90	0	521	29	28	2	1	46
40	5	63	0	166	61,385	60,595	664	27	3,071	35	23	213	4	47
400	315	823	1	1,430	5,006	24	2,810	950	37,466	21,915	53	73	549	48
0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0	0	0	0	49
159	218	24	0	377	255	5	84	0	6,078	3,853	72	105	1	50
75,293	95,977	87,255	380	197,616	1,560,952	1,159,472	150,839	182,981	1,752,875	494,834	227,181	64,762	390,880	51

## 9. 航空貨物主要

輸 出		番 号	総 額	食料品	織 維 及 同製品	織 物	衣 類	化 学 品	医 薬 品		非金属 鉱製 品	真 珠		金 属 及 同製品	金 属 品
年 月	商 品								価 額	価 額		価 額	価 額		
		令和元年	1	22,343,896	122,866	162,264	66,191	46,465	2,210,661	5,220,863	588,905	303,328	31,065	33,037	732,694
	2	21,426,586	145,745	142,390	47,350	44,360	2,419,160	5,236,358	696,483	271,544	8,682	7,614	773,732	320,716	
	3	26,603,135	168,622	166,336	48,545	61,956	2,998,310	6,272,303	697,858	335,535	16,494	17,123	993,323	421,204	
	4	31,645,344	173,784	204,233	61,111	81,628	3,373,427	9,003,379	906,963	395,971	23,806	23,914	1,095,379	450,182	
	5	30,277,487	169,021	214,256	64,052	97,254	2,999,911	6,926,734	959,466	400,317	31,178	45,750	1,029,838	444,068	
令和5年1月	6	2,047,970	12,008	11,947	3,333	5,352	223,816	623,032	79,403	23,377	743	1,120	78,433	29,641	
	2	2,364,636	14,512	17,578	4,582	8,675	257,981	551,715	87,778	32,834	3,351	4,457	74,194	34,636	
	3	2,632,467	16,047	20,104	5,511	9,151	267,807	650,783	81,487	32,654	1,283	1,893	84,306	39,199	
	4	2,494,627	14,231	17,174	5,305	7,138	266,646	593,172	86,096	33,266	2,671	4,032	85,766	35,957	
	5	2,194,474	15,359	14,770	4,454	6,231	214,281	510,191	58,019	30,006	3,355	4,066	75,214	33,663	
	6	2,569,809	15,407	16,550	5,111	7,008	270,282	563,616	88,126	37,050	4,655	6,822	83,295	35,760	
	7	2,477,328	14,242	18,742	5,520	8,765	250,029	610,227	78,932	33,154	1,375	2,371	87,267	38,797	
	8	2,437,361	13,424	17,904	5,230	8,846	234,424	522,496	76,590	31,242	2,483	2,968	82,370	35,264	
	9	2,787,260	13,088	20,472	6,288	9,480	262,131	544,497	91,336	39,614	4,471	7,891	90,352	38,347	
	10	2,671,952	12,189	19,760	5,906	9,343	226,268	577,758	54,193	33,516	2,584	2,584	94,226	41,115	
	11	2,726,062	13,273	18,314	5,964	8,049	261,681	618,268	92,498	36,778	3,085	5,225	93,857	39,738	
	12	2,873,540	15,243	20,941	6,846	9,218	264,565	560,979	85,008	36,825	1,121	2,320	100,559	41,950	

輸 入		番 号	総 額	食料品	生きた 動 物	原料及 び燃料	工 業 用 ダイヤモンド	化 学 品	医 薬 品		機 械 器	航空機用 内燃機関		事務用 機 器
年 月	商 品								価 額	価 額		価 額	価 額	
		令和元年	1	21,578,212	280,004	24,994	116,539	40,979	4,986	3,837,759	16,712,373	2,750,947	13,460,962	4,248,597
	2	20,175,923	254,909	23,133	140,904	38,779	4,095	3,917,901	13,959,227	2,805,671	12,246,513	2,149,754	441,095	1,741,480
	3	24,739,767	305,038	30,033	187,499	52,235	4,997	4,954,864	14,749,815	3,799,058	14,748,059	1,720,321	469,418	1,768,917
	4	30,555,873	537,057	34,900	230,118	54,825	6,351	6,418,928	24,666,758	5,244,886	18,079,324	2,495,280	705,268	1,899,198
	5	28,874,787	489,381	47,056	173,954	40,507	6,055	5,275,395	17,027,321	4,108,654	17,875,188	2,884,333	975,808	1,478,716
令和5年1月	6	2,446,989	55,349	2,389	17,068	3,511	464	428,193	1,890,553	339,753	1,564,091	229,312	68,488	159,911
	2	2,319,765	50,819	2,454	14,192	3,339	462	506,439	1,616,578	417,941	1,367,373	205,836	55,148	126,802
	3	2,426,339	44,782	2,737	16,079	3,743	536	446,380	1,676,611	346,977	1,439,815	216,049	72,497	130,638
	4	2,240,783	36,648	3,643	12,923	4,246	489	428,145	1,361,560	329,209	1,380,732	211,151	59,562	123,661
	5	2,144,129	35,579	3,470	12,999	3,391	515	393,396	1,299,189	304,423	1,307,330	225,511	72,586	99,505
	6	2,213,931	40,544	3,210	14,233	3,862	521	393,723	1,226,884	294,779	1,313,386	236,879	79,296	120,109
	7	2,343,696	36,788	2,160	13,754	2,956	471	412,484	1,169,582	300,025	1,472,821	280,972	108,397	116,508
	8	2,210,051	30,973	930	12,536	2,837	448	411,839	1,155,411	313,329	1,323,284	211,113	79,951	107,157
	9	2,469,653	31,109	3,202	13,512	2,655	508	451,081	1,220,047	359,254	1,534,759	257,221	89,727	112,866
	10	2,838,748	39,303	4,783	15,768	3,136	548	500,369	1,484,901	403,621	1,835,240	278,701	94,618	119,848
	11	2,625,346	39,433	7,472	14,557	3,591	576	470,582	1,437,253	370,132	1,674,524	251,075	97,104	129,667
	12	2,595,357	48,053	10,604	16,333	3,241	518	432,762	1,488,752	329,212	1,661,832	280,513	98,433	132,042

## 商 品 別 輸 出 入 額

(単位 百万円)

機 械 器 機 器	事務用 機 器	映 像 機 器		音 響 機 器		半 導 体 等 電 子 部 品	電 気 計 測 機 器	航 空 機 類	科 学 光 学 機 器	時 計	そ の 他	番 号
		N O	価 額	N O	価 額							
13,378,058	432,414	6,151,723	216,883	59,484,084	11,740	3,816,379	724,903	313,850	1,301,109	86,597	5,434,024	1
12,683,266	426,056	5,688,813	207,924	38,382,986	12,655	3,975,252	705,867	201,226	1,166,834	63,563	4,990,749	2
15,738,431	519,022	6,335,907	263,312	32,037,669	18,806	4,699,958	939,097	85,684	1,460,858	84,616	6,202,577	3
17,945,579	485,047	119,246,969	567,714	35,589,175	21,430	5,450,489	1,019,791	99,841	1,604,492	94,560	8,456,971	4
16,369,864	460,579	82,345,622	449,394	46,738,809	15,626	5,267,202	917,121	151,881	1,491,436	91,265	9,094,279	5
1,109,413	29,164	5,641,552	25,340	2,076,645	1,148	388,349	62,398	4,839	95,796	4,972	588,976	6
1,245,746	32,199	6,527,513	31,471	2,700,583	1,368	394,157	74,645	11,353	117,141	5,567	721,792	7
1,479,200	44,291	8,140,256	38,144	3,477,516	1,334	442,665	89,184	16,667	135,280	5,849	732,350	8
1,300,502	39,377	7,593,106	34,372	3,549,774	1,395	384,076	77,601	9,970	132,079	7,218	777,042	9
1,148,561	32,893	5,546,884	31,879	4,351,345	1,244	370,818	63,543	14,484	108,596	7,011	696,281	10
1,364,483	38,550	7,813,029	38,392	4,442,458	1,317	440,337	79,172	12,964	124,291	8,539	782,742	11
1,351,014	38,395	8,236,013	43,163	4,333,291	1,168	420,982	79,054	12,560	121,043	8,716	722,880	12
1,320,146	39,660	6,639,757	40,445	3,821,114	1,189	462,863	67,690	4,835	121,578	7,745	737,852	13
1,494,175	42,922	6,756,417	43,323	4,101,360	1,293	482,663	80,367	15,349	133,530	9,891	867,428	14
1,503,931	39,774	7,342,393	44,543	3,992,652	1,352	505,490	83,921	20,564	126,833	9,597	782,063	15
1,455,789	41,451	5,966,108	38,835	5,084,005	1,350	502,219	73,274	14,879	130,346	8,244	846,370	16
1,596,904	41,901	6,142,594	39,487	4,808,066	1,467	472,584	86,274	13,417	144,921	7,915	838,504	17

(単位 百万円)

音 響 ・ 映 像 機 器	半 導 体 等 電 子 部 品	電 気 計 測 機 器	航 空 機 類		科 学 光 学 機 器	時 計	そ の 他	ダ イ ヤ モ ン ド		貴 石 及 び 半 貴 石 (ダ イ ヤ モ ン ド を 除 く)		非 鉄 金 属		金 製 属 品	番 号
			M T	価 額				G R	価 額	K G	価 額	M T	価 額		
487,236	2,259,949	531,191	6,757	825,025	1,410,091	337,601	3,882,948	297,883	79,825	157,468	18,187	12,053	577,640	196,630	1
440,710	2,221,796	453,076	3,091	378,205	1,306,489	241,475	3,615,697	267,160	49,237	110,261	16,084	7,832	801,581	159,905	2
497,999	3,085,876	556,095	3,422	573,129	1,448,203	279,335	4,544,307	312,470	67,839	149,406	18,190	9,078	1,313,021	181,048	3
613,337	4,573,377	673,070	2,280	375,791	1,734,001	354,813	5,290,447	298,691	79,469	145,786	20,431	7,951	1,365,264	215,710	4
615,419	4,397,227	732,051	2,572	509,360	1,844,238	428,788	5,060,870	294,703	99,544	163,878	28,825	6,096	872,539	206,193	5
45,920	348,067	61,737	159	29,397	135,538	25,060	382,288	23,818	8,593	8,465	1,929	571	81,340	16,432	6
51,052	358,847	57,046	192	44,829	144,443	27,480	380,942	20,551	6,913	17,317	2,167	572	83,035	15,869	7
55,913	340,325	68,236	233	37,027	166,328	33,758	479,282	28,600	11,098	16,511	3,779	531	85,664	18,558	8
48,873	377,847	51,641	156	29,583	130,379	41,206	382,335	22,691	10,703	11,252	1,763	587	71,621	15,835	9
43,391	402,098	54,059	147	37,475	147,258	36,375	394,826	24,553	6,832	10,761	2,448	486	70,059	16,836	10
49,884	321,843	55,979	207	43,135	153,879	34,027	452,046	30,125	11,386	11,877	3,802	542	78,825	16,534	11
49,707	389,472	61,501	239	50,351	155,111	37,486	407,849	27,871	7,296	13,868	2,242	620	69,266	17,308	12
50,625	351,578	57,600	235	45,903	156,921	29,421	431,417	27,823	6,438	9,733	1,909	530	77,819	16,431	13
55,141	312,982	63,684	254	50,783	148,136	40,935	439,192	22,928	9,913	12,219	3,584	400	69,755	17,869	14
52,762	386,338	63,756	189	34,439	177,120	40,178	448,068	21,913	8,766	28,818	2,065	442	66,230	18,639	15
57,747	396,451	69,863	209	32,892	164,076	42,188	426,250	16,351	5,197	15,764	1,263	402	56,878	18,298	16
54,407	411,379	66,950	352	73,544	165,050	40,673	436,377	27,479	6,410	7,293	1,876	413	62,046	17,585	17

## 10. 船舶・航空機の入港状況

## (1) 外国貿易船

(単位 隻, 千トン, %)

区分 年	合 計		日 本 籍		外 国 籍	
	隻 数	純トン数	隻 数	純トン数	隻 数	純トン数
平成23年……	116,269	1,010,406	4,519	57,735	111,750	952,671
24……	115,961	1,033,321	4,667	65,158	111,294	968,164
25……	115,129	1,043,822	4,740	73,104	110,389	970,718
26……	112,511	1,025,336	4,997	76,279	107,514	949,057
27……	110,163	1,026,543	4,925	81,204	105,238	945,339
28……	108,805	1,030,577	4,921	89,581	103,884	940,996
29……	106,594	1,017,730	5,159	105,664	101,435	912,066
30……	104,930	1,033,732	5,424	109,386	99,506	924,346
令和元年……	102,046	1,026,262	5,546	112,008	96,500	914,254
2……	96,483	936,226	5,192	98,222	91,291	838,004
3……	94,823	934,748	5,378	93,980	89,445	840,768
4……	91,184	933,152	5,350	98,986	85,834	834,166
5……	92,560	938,620	5,427	106,153	87,133	832,467
(対前年伸率)	(1.5)	(0.6)	(1.4)	(7.2)	(1.5)	(△0.2)
構成比	100.0	100.0	5.9	11.3	94.1	88.7

## (2) 外国貿易機

(単位 機, %)

区分 年	合 計	日 本 籍	外 国 籍
平成23年……	173,893	50,434	123,459
24……	190,257	54,729	135,528
25……	195,097	58,844	136,253
26……	210,978	63,753	147,225
27……	235,938	68,750	167,188
28……	264,104	77,001	187,103
29……	278,430	80,099	198,331
30……	289,262	79,219	210,043
令和元年……	309,083	80,190	228,893
2……	109,351	34,306	75,045
3……	86,450	37,004	49,446
4……	106,886	41,334	65,552
5……	222,318	55,811	166,507
(対前年伸率)	(108.0)	(35.0)	(154.0)
構成比	100.0	25.1	74.9

## (船舶)

(単位 隻, 千トン, %)

区 分	令和4年				令和5年			
	隻 数	構成比	純トン数	構成比	隻 数	構成比	純トン数	構成比
合 計	91,184	100.0	933,152	100.0	92,560	100.0	938,620	100.0
日 本	5,350	5.9	98,986	10.6	5,427	5.9	106,153	11.3
パ ナ マ	26,657	29.2	298,491	32.0	25,029	27.0	270,615	28.8
大 韓 民 国	12,981	14.2	32,681	3.5	13,056	14.1	35,272	3.8
香 港	8,945	9.8	83,037	8.9	9,482	10.2	85,758	9.1
シンガポール	5,128	5.6	65,337	7.0	6,328	6.8	75,304	8.0
リベリア	5,719	6.3	109,474	11.7	6,279	6.8	122,710	13.1
マーシャル	5,370	5.9	71,697	7.7	5,604	6.1	70,917	7.6
ベリーズ	4,564	5.0	6,071	0.7	4,514	4.9	6,304	0.7
バハマ	3,313	3.6	37,205	4.0	3,237	3.5	35,738	3.8
中華人民共和国	2,459	2.7	17,883	1.9	2,572	2.8	16,749	1.8
シエラレオネ	1,396	1.5	2,027	0.2	1,403	1.5	2,604	0.3
アンティガ・バーブダ	426	0.5	2,045	0.2	941	1.0	4,796	0.5
フィリピン	712	0.8	3,561	0.4	908	1.0	4,190	0.4
ロシア	872	1.0	786	0.1	770	0.8	508	0.1
マルタ	1,004	1.1	19,711	2.1	735	0.8	16,980	1.8
英国	577	0.6	8,234	0.9	614	0.7	9,364	1.0
トーゴ	854	0.9	1,030	0.1	587	0.6	819	0.1
マレーシア	510	0.6	7,644	0.8	562	0.6	7,572	0.8
キプロス	559	0.6	8,851	0.9	476	0.5	8,524	0.9
ノルウェー	425	0.5	9,049	1.0	458	0.5	9,818	1.0
デンマーク	232	0.3	5,264	0.6	429	0.5	8,950	1.0
その他	3,131	3.4	44,088	4.7	3,149	3.4	38,975	4.2

## (航空機)

(単位 機, %)

区 分	令和4年		令和5年	
	機数	構成比	機数	構成比
合 計	106,886	100.0	222,318	100.0
日 本	41,334	38.7	55,811	25.1
大 韓 民 国	10,653	10.0	49,611	22.3
アメリカ合衆国	17,600	16.5	22,065	9.9
台 湾	6,460	6.0	20,042	9.0
中華人民共和国	7,422	6.9	19,719	8.9
香 港	3,753	3.5	15,513	7.0
ベトナム	3,061	2.9	5,984	2.7
フィリピン	2,674	2.5	5,925	2.7
タイ	1,978	1.9	5,264	2.4
シンガポール	2,515	2.4	4,530	2.0
マレーシア	574	0.5	2,464	1.1
オーストラリア	335	0.3	1,809	0.8
ドイツ	1,286	1.2	1,728	0.8
その他	7,241	6.8	11,853	5.3

## 11. 主要港別輸出入額の推移

(単位 百万円)

港別	年	平成25	26	27	28	29	30	令和元年	2	3	4	5
		総額	輸出	69,774,193	73,093,028	75,613,929	70,035,770	78,286,457	81,478,753	76,931,665	68,399,121	83,091,420
	輸入	81,242,545	85,909,113	78,405,536	66,041,974	75,379,231	82,703,304	78,599,510	68,010,832	84,875,045	118,503,153	110,195,639
東京	輸出	5,473,748	6,137,426	6,245,640	5,820,405	5,862,127	6,039,750	5,823,726	5,233,124	6,493,775	7,469,375	7,462,161
	輸入	10,039,199	11,004,199	11,366,245	10,587,324	11,701,087	11,656,455	11,491,331	10,994,662	12,228,072	15,400,042	15,301,036
成田	輸出	7,149,548	6,592,959	8,910,411	9,034,949	11,167,865	11,458,775	10,525,596	10,158,849	12,821,497	15,843,021	15,046,822
	輸入	10,162,030	9,044,874	12,611,864	11,313,120	12,244,445	13,703,989	12,956,021	12,803,024	16,114,544	20,145,726	18,734,524
横浜	輸出	6,747,976	7,117,710	7,531,005	6,884,661	7,177,217	7,718,697	6,946,128	5,819,977	7,225,474	8,241,529	8,521,302
	輸入	4,173,680	4,617,227	4,622,943	3,799,894	4,133,560	4,753,762	4,891,967	4,054,454	4,986,990	6,735,210	6,390,525
川崎	輸出	1,654,706	1,693,638	1,565,199	1,259,748	1,119,827	1,114,408	1,116,740	894,102	1,003,448	1,249,846	1,285,420
	輸入	3,152,149	3,223,463	2,427,471	1,733,383	2,224,818	2,365,191	2,357,147	1,821,534	2,489,704	3,924,386	3,089,922
千葉	輸出	1,092,992	1,131,483	994,118	753,554	787,098	896,105	717,968	590,280	775,306	1,156,535	1,072,640
	輸入	4,792,932	5,466,058	3,561,127	2,658,495	3,314,539	3,964,417	3,268,159	2,478,209	3,413,316	5,810,398	4,985,912
神戸	輸出	5,216,485	5,485,777	5,550,797	5,110,104	5,631,705	5,819,818	5,557,149	4,901,725	5,895,970	7,187,977	7,511,557
	輸入	2,947,500	3,141,592	3,266,239	2,900,767	3,235,572	3,438,548	3,310,343	3,003,275	3,586,180	4,875,305	4,695,967
姫路	輸出	192,844	229,638	215,087	174,216	192,211	202,735	174,270	150,141	226,414	288,550	265,804
	輸入	624,300	744,969	571,243	396,737	443,312	490,672	452,274	363,603	460,255	826,305	580,966
大阪	輸出	3,009,742	3,262,814	3,419,611	3,144,465	3,674,184	4,242,687	3,774,242	3,808,736	4,698,073	5,003,410	4,325,545
	輸入	4,855,847	5,147,365	5,001,540	4,341,216	4,755,320	4,971,306	4,778,131	4,516,784	5,096,679	6,312,431	6,170,772
堺	輸出	514,345	554,727	493,655	444,353	464,859	511,130	439,842	369,217	750,696	982,621	936,361
	輸入	2,275,021	2,531,230	1,599,733	1,159,138	1,381,008	1,686,630	1,407,312	970,113	1,365,817	2,302,182	1,848,829
名古屋	輸出	11,058,377	11,374,767	11,471,742	10,745,466	11,742,128	12,484,522	12,306,759	10,413,661	12,480,464	14,012,370	15,187,741
	輸入	5,251,950	5,716,500	5,398,822	4,480,423	4,865,646	5,336,835	5,084,883	4,316,005	5,289,173	7,380,966	7,324,551
清水	輸出	1,719,154	1,782,299	1,810,183	1,747,586	1,852,953	1,882,852	1,823,906	1,668,437	2,029,830	2,249,511	2,234,847
	輸入	847,542	956,168	958,575	861,232	947,839	1,055,045	1,022,045	918,357	1,085,042	1,448,837	1,396,242
四日市	輸出	1,039,647	1,006,881	923,352	795,944	802,602	836,362	836,059	725,204	857,502	1,053,981	1,075,841
	輸入	2,168,100	2,406,144	1,662,309	1,127,307	1,365,256	1,718,812	1,586,859	1,075,265	1,517,483	2,515,193	2,306,276
門司	輸出	698,192	700,668	777,175	721,992	924,602	1,000,509	845,296	874,804	944,607	1,069,519	1,023,657
	輸入	805,256	828,049	850,889	775,043	883,715	918,314	885,057	686,144	839,453	1,151,827	1,197,180
徳山	輸出	437,479	416,669	439,557	424,016	529,691	492,574	419,384	339,964	476,699	552,676	513,719
	輸入	775,077	545,284	419,904	302,384	404,846	489,552	404,295	281,621	466,241	835,011	697,258
長崎	輸出	110,158	178,923	101,083	195,223	163,865	157,907	170,552	58,935	40,790	44,958	88,460
	輸入	73,125	83,482	67,543	52,158	64,526	68,697	49,052	37,363	41,826	116,087	90,824
函館	輸出	23,488	24,920	28,185	18,902	26,718	23,792	23,384	21,096	17,814	18,388	11,793
	輸入	15,533	15,876	18,156	16,683	20,903	21,199	29,920	19,076	16,335	20,919	35,059
室蘭	輸出	159,194	135,300	147,711	95,229	121,465	125,295	63,126	44,765	61,296	63,337	57,543
	輸入	727,169	297,260	210,496	122,392	196,488	226,503	113,257	62,228	88,779	123,971	150,223
那覇	輸出	4,140	7,150	5,268	4,659	5,414	4,652	4,221	2,810	4,108	3,201	3,374
	輸入	12,650	11,005	14,063	23,620	43,019	30,593	10,374	3,113	4,624	5,241	7,532

## 12. 輸 出 入 貨 物 屯 量

## (1) 船 舶 に よ る も の

(単位 千トン, %)

区分 年	輸 出					輸 入				
	合 計	日本籍	構成比	外国籍	構成比	合 計	日本籍	構成比	外国籍	構成比
平成6年…	111,179	5,844	5.3	105,335	94.7	751,408	173,357	23.1	578,051	76.9
7……	115,769	5,919	5.1	109,850	94.9	770,572	152,194	19.8	618,378	80.2
8……	114,794	3,671	3.2	111,123	96.8	783,492	144,830	18.5	638,662	81.5
9……	119,266	3,429	2.9	115,837	97.1	794,602	136,233	17.1	658,369	82.9
10……	118,195	2,710	2.3	115,485	97.7	745,250	128,318	17.2	616,932	82.8
11……	124,562	2,948	2.4	121,614	97.6	755,854	123,089	16.3	632,765	83.7
12……	130,103	5,162	4.0	124,940	96.0	806,540	102,961	12.8	703,579	87.2
13……	138,236	2,868	2.1	135,368	97.9	787,951	90,173	11.4	697,778	88.6
14……	153,763	3,337	2.2	150,426	97.8	785,142	86,699	11.0	698,442	89.0
15……	167,436	3,140	1.9	164,297	98.1	813,734	71,783	8.8	741,951	91.2
16……	176,142	2,252	1.3	173,890	98.7	828,443	68,798	8.3	759,645	91.7
17……	149,095	2,415	1.6	146,680	98.4	691,007	52,918	7.7	638,089	92.3

(注)「千九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する条約(通称「FAL条約」)の実施(平成17年11月1日)に伴い、船舶入出港届様式が変更され貨物数量の項目が削除されたため、平成17年11月以降は輸出入貨物屯量の集計を行っていない(平成17年の貨物屯量は1月から10月までの累計値)。

## (2) 航 空 機 に よ る も の

(単位 トン, %)

区分 年	輸 出					輸 入				
	合 計	日本籍	構成比	外国籍	構成比	合 計	日本籍	構成比	外国籍	構成比
平成21……	1,183,116	545,118	46.1	637,998	53.9	1,377,621	647,074	47.0	730,547	53.0
22……	1,510,348	648,358	42.9	861,990	57.1	1,713,328	762,641	44.5	950,687	55.5
23……	1,388,590	524,108	37.7	864,482	62.3	1,657,859	624,752	37.7	1,033,107	62.3
24……	1,380,002	553,318	40.1	826,684	59.9	1,706,066	661,450	38.8	1,044,616	61.2
25……	1,367,592	599,222	43.8	768,370	56.2	1,711,285	713,906	41.7	997,379	58.3
26……	1,589,481	707,377	44.5	882,104	55.5	1,850,172	809,724	43.8	1,040,448	56.2
27……	1,666,301	720,474	43.2	945,827	56.8	1,836,025	825,781	45.0	1,010,244	55.0
28……	1,730,543	786,126	45.4	944,417	54.6	1,923,052	884,971	46.0	1,038,081	54.0
29……	1,960,031	883,538	45.1	1,076,493	54.9	2,129,294	984,721	46.2	1,144,573	53.8
30……	2,009,765	777,816	38.7	1,231,949	61.3	2,033,190	853,610	42.0	1,179,580	58.0
令和元年…	1,735,930	727,836	41.9	1,008,094	58.1	1,977,293	826,671	41.8	1,150,622	58.2
2……	1,429,898	597,001	41.8	832,897	58.2	1,723,079	712,698	41.4	1,010,381	58.6
3……	1,920,318	871,103	45.4	1,049,215	54.6	2,071,156	952,031	46.0	1,119,125	54.0
4……	1,728,635	768,605	44.5	960,030	55.5	1,924,184	844,343	43.9	1,079,841	56.1
5……	1,559,356	679,711	43.6	879,645	56.4	1,762,325	740,730	42.0	1,021,595	58.0
(対前年 伸 率)	(-10.0)	(-11.8)		(-8.4)		(-8.4)	(-12.3)		(-5.4)	

## 13. 貿 易 指 数

## (1) 総 括 表

貿易指数の推移(対世界)

区 分 年・期・月	各指数(令和2年=100)					
	輸 出			輸 入		
	金 額	数 量	価 格	金 額	数 量	価 格
令和2年……	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3……	121.5	110.7	109.7	124.8	104.8	119.1
4……	143.5	110.0	130.4	174.2	104.4	166.9
5……	147.5	105.7	139.5	162.0	99.3	163.1
令和4年上……	134.3	108.7	123.6	159.1	104.0	153.0
下……	152.8	111.3	137.2	189.4	104.8	180.7
5. 上……	138.5	102.5	135.1	159.8	98.9	161.6
下……	156.5	108.8	143.9	164.3	99.8	164.6

## 13. 貿易指数 (続)

## (1) 総括表 (続)

貿易指数の推移 (対世界)

区 分 年・期・月	各指数 (令和2年=100)					
	輸 出			輸 入		
	金 額	数 量	価 格	金 額	数 量	価 格
令和5年第I四半期	134.7	100.2	134.4	166.1	100.3	165.6
II	142.2	104.8	135.8	153.5	97.4	157.6
III	151.6	107.8	140.6	158.0	98.6	160.2
IV	161.4	109.8	147.1	170.6	100.9	169.0
6. I	146.5	99.5	147.2	157.7	94.3	167.2
令和5年1月	114.9	85.8	133.9	177.8	107.6	165.3
2	134.3	100.4	133.8	151.4	89.1	169.9
3	154.8	114.4	135.3	168.9	104.3	161.9
4	145.5	108.3	134.3	153.9	97.5	157.8
5	127.9	95.1	134.5	153.0	97.1	157.7
6	153.4	110.8	138.4	153.6	97.7	157.2
7	153.1	111.8	137.0	155.0	97.0	159.8
8	140.3	98.7	142.0	157.6	98.6	159.9
9	161.4	112.9	143.0	161.2	100.2	160.9
10	160.4	109.5	146.5	173.1	102.6	168.7
11	154.7	103.8	149.1	169.5	101.1	167.7
12	169.2	116.1	145.8	169.1	99.0	170.7
6. 1	128.6	87.8	146.5	160.6	98.5	162.9
2	144.7	98.8	146.5	152.2	90.3	168.5
3	166.1	111.9	148.4	160.3	94.3	170.1

## 各指数の前年 (同期) 伸率 (%)

令和2年	△11.1	△11.7	0.7	△13.5	△6.5	△7.6
3	21.5	10.7	9.7	21.5	10.7	9.7
4	18.1	△0.6	18.9	15.0	5.0	9.5
5	2.8	△3.9	7.0	△15.3	1.2	△16.4
令和4年上	15.2	△1.6	17.1	38.4	0.3	37.9
下	20.9	0.4	20.4	40.7	△1.0	42.1
5. 上	3.1	△5.7	9.3	0.5	△4.9	5.6
下	2.4	△2.3	4.8	△13.3	△4.8	△8.9
令和5年第I四半期	4.8	△7.4	13.1	10.9	△4.8	16.5
II	1.6	△4.0	5.8	△8.8	△5.2	△3.8
III	1.1	△2.6	3.8	△16.1	△6.4	△10.4
IV	3.7	△2.0	5.8	△10.4	△3.3	△7.4
6. I	8.8	△0.7	9.5	△5.0	△5.9	1.0
令和5年1月	3.4	△8.3	12.9	17.4	△2.5	20.6
2	6.5	△6.3	13.7	8.2	△8.6	18.5
3	4.3	△7.5	12.8	7.0	△3.5	10.8
4	2.7	△4.4	7.4	△2.7	△1.4	△1.3
5	0.6	△3.6	4.3	△10.2	△6.4	△4.0
6	1.5	△3.9	5.6	△13.1	△7.4	△6.1
7	△0.3	△2.7	2.5	△14.1	△6.2	△8.5
8	△0.8	△5.4	4.7	△17.7	△9.0	△9.5
9	4.3	0.3	4.2	△16.5	△3.9	△13.1
10	1.6	△3.4	5.2	△12.4	△3.3	△9.5
11	△0.2	△5.6	5.7	△11.8	△3.3	△8.8
12	9.7	2.9	6.7	△6.8	△3.1	△3.8
6. 1	11.9	2.3	9.4	△9.7	△8.5	△1.5
2	7.7	△1.6	9.5	0.5	1.3	△0.8
3	7.3	△2.1	9.6	△5.1	△9.7	5.1

(注) 貿易指数伸び率は対前年 (同期・月) 比。

貿易指数の説明

- 基準時及び基準時ウエイト算定期間  
平成27年
- 採用品目  
採用品目はHS (商品の名称及び分類についての統一システム) 条約に準拠した9桁の輸出入統計品目分類に基づく
- 価格  
通関時における価格で、輸出はF.O.B価格、輸入はC.I.F価格による。

4. 算式

$$\text{金額指数} = \frac{vt}{vo}$$

vo……基準時輸出入額  
vt……比較時輸出入額

$$\text{価格指数} = \sqrt{\frac{\sum ptqo}{\sum poqo} \cdot \frac{\sum ptqt}{\sum poqt}}$$

po……基準時価格  
pt……比較時価格  
qo……基準時数量  
qt……比較時数量

$$\text{数量指数} = \frac{\text{金額指数}}{\text{価格指数}}$$

## 13. 貿 易

## (2) 地 域 別

貿易指数の推移 (対米国)

区 分 年・期・月	各指数 (令和2年=100)					
	輸 出			輸 入		
	金 額	数 量	価 格	金 額	数 量	価 格
令和2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3	117.6	110.7	106.2	119.6	96.3	124.2
4	144.8	113.7	127.3	157.8	91.7	172.0
5	160.7	118.8	135.3	154.9	86.3	179.5
令和4年上	130.5	110.9	117.7	143.5	92.4	155.3
下	159.0	116.3	136.7	172.0	91.3	188.4
5. 上	144.8	111.0	130.5	151.5	87.0	174.1
下	176.5	126.3	139.7	158.4	85.6	184.9
令和5年第I四半期	138.4	107.2	129.2	156.4	89.5	174.7
II	151.2	114.7	131.8	146.6	84.5	173.5
III	168.3	122.4	137.5	153.4	85.5	179.5
IV	184.7	130.2	141.9	163.3	85.8	190.3
6. I	157.5	114.0	138.2	166.1	89.7	185.3
令和5年1月	117.2	90.7	129.2	153.5	86.9	176.7
2	138.5	108.4	127.8	149.0	83.0	179.5
3	159.6	122.2	130.5	166.6	98.9	168.3
4	157.7	122.8	128.4	139.1	83.4	166.7
5	130.7	99.0	132.1	152.4	87.1	175.0
6	165.1	122.3	135.0	148.2	83.0	178.7
7	170.4	126.7	134.5	152.3	87.4	174.4
8	154.0	114.3	134.7	155.9	86.7	179.8
9	180.5	126.2	143.0	152.0	82.3	184.6
10	183.5	129.2	142.0	163.9	89.4	183.3
11	172.7	118.6	145.6	162.7	86.1	189.0
12	198.0	142.6	138.8	163.3	82.2	198.8
6. 1	135.4	97.1	139.5	162.5	83.6	194.5
2	164.0	120.3	136.3	162.9	88.6	183.9
3	173.2	124.5	139.1	172.9	96.8	178.6
各指数の前年 (同期) 伸率 (%)						
令和2年	△17.4	△18.2	1.1	△13.7	△16.5	3.3
3	17.6	10.7	6.2	17.6	10.7	6.2
4	23.1	2.7	19.9	21.1	18.1	2.5
5	11.0	4.5	6.3	1.8	29.6	△21.3
令和4年上	16.6	2.0	14.2	25.3	△8.0	36.2
下	29.0	3.2	25.0	37.9	△1.4	39.9
5. 上	11.0	0.0	10.9	5.5	△5.9	12.2
下	11.0	8.6	2.2	△7.9	△6.2	△1.8
令和5年第I四半期	11.4	△1.9	13.5	12.0	△3.0	15.5
II	10.5	1.9	8.5	△0.6	△8.8	9.0
III	10.6	7.3	3.1	△11.0	△11.4	0.5
IV	11.3	9.8	1.3	△4.8	△1.0	△3.9
6. I	13.8	6.3	7.0	6.2	0.2	6.1
令和5年1月	10.5	△1.5	12.1	21.4	△0.9	22.6
2	14.8	2.3	12.3	6.5	△8.7	16.6
3	9.4	△5.8	15.9	9.3	0.8	8.3
4	10.5	△0.3	10.9	0.9	△5.2	6.4
5	9.4	2.1	7.2	2.0	△6.5	9.2
6	11.5	3.9	7.3	△4.4	△14.0	11.1
7	13.5	9.4	3.7	△11.4	△12.0	0.7
8	5.1	3.7	1.3	△9.5	△9.5	△0.1
9	13.0	8.6	4.1	△12.2	△12.9	0.8
10	8.5	8.8	△0.4	△4.1	0.1	△4.2
11	5.4	3.4	1.9	△3.4	2.6	△5.9
12	20.2	16.8	2.9	△6.9	△5.5	△1.4
6. 1	15.5	7.1	8.0	5.9	△3.8	10.1
2	18.4	11.0	6.7	9.3	6.7	2.5
3	8.5	1.8	6.6	3.8	△2.2	6.1

## 指 数 (続)

## 総 括 表

貿易指数の推移 (対EU)

区 分 年・期・月	各指数 (令和2年=100)					
	輸 出			輸 入		
	金 額	数 量	価 格	金 額	数 量	価 格
令和2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3	121.4	111.5	108.9	121.8	103.0	118.3
4	148.2	118.9	124.7	147.5	108.6	135.7
5	164.3	116.5	141.0	145.6	106.2	137.1
令和4年上	138.7	118.4	117.2	143.8	108.4	132.8
下	157.7	119.4	132.0	151.1	108.9	138.7
5. 上	156.1	115.1	135.6	141.1	103.9	135.9
下	172.5	117.9	146.3	150.0	108.5	138.3
令和5年第 I 四半期	146.5	110.2	133.0	135.1	100.2	134.8
II	165.6	119.9	138.2	147.2	107.6	136.8
III	170.7	118.8	143.7	147.2	107.7	136.7
IV	174.4	117.0	149.1	152.9	109.3	139.9
6. I	161.1	108.7	148.3	136.5	91.4	149.4
令和5年1月	128.5	98.0	131.2	131.8	100.4	131.3
2	144.5	108.8	132.8	136.3	98.2	138.8
3	166.5	123.7	134.6	137.1	101.9	134.6
4	171.2	128.7	133.0	150.6	107.7	139.8
5	151.1	109.6	137.8	144.9	106.1	136.5
6	174.5	121.5	143.7	146.1	108.8	134.3
7	180.0	127.9	140.8	149.7	110.7	135.3
8	154.6	107.0	144.5	144.7	106.6	135.7
9	177.4	121.5	146.0	147.2	105.7	139.3
10	177.9	121.4	146.6	158.2	115.6	136.9
11	163.7	105.5	155.1	155.7	113.9	136.6
12	181.5	124.3	145.9	144.8	98.9	146.4
6. 1	146.3	97.8	149.6	118.3	78.2	151.2
2	165.6	112.6	147.0	137.6	95.1	144.7
3	171.5	115.7	148.3	153.6	100.8	152.5

## 各指数の前年 (同期) 伸率 (%)

令和2年	△15.2	△19.2	4.9	△12.1	△8.0	△4.5
3	21.4	11.5	8.9	21.4	11.5	8.9
4	22.1	6.6	14.5	21.7	15.4	5.4
5	10.9	△2.0	13.1	11.4	7.3	3.9
令和4年上	15.8	6.1	9.2	23.3	6.0	16.4
下	28.1	7.2	19.5	19.0	5.0	13.3
5. 上	12.5	△2.8	15.7	△1.9	△4.1	2.3
下	9.4	△1.3	10.9	△0.7	△0.4	△0.3
令和5年第 I 四半期	10.5	△7.7	19.8	△1.8	△6.4	4.9
II	14.3	2.2	11.8	△1.9	△1.9	0.0
III	12.7	0.5	12.1	7.0	4.1	2.7
IV	6.4	△3.1	9.8	△7.1	△4.3	△2.9
6. I	10.0	△1.4	11.5	1.1	△8.8	10.8
令和5年1月	9.5	△6.5	17.1	△2.3	△8.2	6.6
2	18.6	0.6	17.9	3.7	△5.1	9.3
3	5.0	△14.6	23.1	△6.4	△5.7	△0.7
4	11.7	1.4	10.2	△3.2	△3.9	0.7
5	16.6	4.5	11.5	△2.9	△6.4	3.6
6	15.0	1.3	13.6	0.3	4.8	△4.3
7	12.4	1.0	11.3	20.8	15.6	4.6
8	12.7	1.0	11.5	9.6	5.1	4.3
9	12.8	△0.6	13.5	△6.2	△6.2	0.0
10	8.9	0.4	8.4	△5.6	1.0	△6.5
11	△0.1	△11.8	13.2	△6.5	0.4	△6.9
12	10.3	2.1	7.9	△9.2	△13.8	5.3
6. 1	13.9	△0.2	14.0	△10.2	△22.1	15.2
2	14.6	3.5	10.7	1.0	△3.2	4.3
3	3.0	△6.5	10.2	12.0	△1.1	13.3

(注) 表中の数値については、全て現在の加盟国 (27ヶ国) ベース。

## 13. 貿 易

## (2) 地 域 別

貿易指数の推移（対アジア）

区 分 年・期・月	各指数（令和2年=100）					
	輸 出			輸 入		
	金 額	数 量	価 格	金 額	数 量	価 格
令和2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3	122.8	110.5	111.1	118.5	106.6	111.1
4	141.3	106.4	132.8	154.0	106.1	145.2
5	133.9	97.1	137.8	149.9	101.8	147.3
令和4年上	134.1	105.6	127.0	141.1	105.1	134.3
下	148.5	107.1	138.6	166.8	107.0	156.0
5. 上	127.4	94.7	134.5	146.3	100.9	145.0
下	140.3	99.4	141.1	153.5	102.6	149.6
令和5年第I四半期	125.1	93.1	134.3	151.3	102.8	147.2
II	129.8	96.3	134.7	141.3	99.0	142.7
III	135.9	99.2	137.1	147.7	102.0	144.9
IV	144.6	99.7	145.1	159.3	103.2	154.4
6. I	133.9	91.8	145.9	145.5	96.4	151.0
令和5年1月	105.0	78.6	133.6	166.9	112.9	147.9
2	126.5	95.3	132.7	130.2	86.9	149.8
3	143.7	105.4	136.3	156.9	108.8	144.2
4	131.4	98.6	133.2	138.4	97.8	141.5
5	120.1	89.4	134.3	139.5	97.3	143.4
6	137.8	100.9	136.6	146.2	102.0	143.3
7	135.2	102.4	132.0	143.6	98.6	145.7
8	128.0	90.2	141.9	144.9	100.2	144.5
9	144.5	104.9	137.8	154.6	107.1	144.3
10	143.3	99.4	144.1	164.1	106.7	153.8
11	140.8	96.4	146.1	161.2	104.3	154.5
12	149.8	103.3	145.0	152.5	98.5	154.8
6. 1	119.2	82.0	145.4	155.3	105.4	147.3
2	129.4	89.6	144.3	138.7	91.0	152.5
3	153.1	103.6	147.8	142.5	93.0	153.2
各指数の前年（同期）伸率（%）						
令和2年	△5.1	△6.0	0.9	△7.3	△3.9	△3.5
3	22.8	10.5	11.1	22.8	10.5	11.1
4	15.1	△3.7	19.5	19.2	△0.2	19.5
5	△5.2	△8.7	3.8	△13.1	△8.5	△5.1
令和4年上	15.0	△4.0	19.7	25.7	△0.9	26.9
下	15.1	△3.6	19.4	33.8	△0.1	34.0
5. 上	△4.9	△10.3	5.9	3.7	△4.0	8.0
下	△5.5	△7.2	1.8	△8.0	△4.1	△4.1
令和5年第I四半期	△2.0	△10.8	9.9	11.6	△4.1	16.4
II	△7.6	△9.7	2.3	△3.6	△4.0	0.3
III	△8.8	△8.3	△0.6	△11.0	△5.7	△5.6
IV	△2.2	△6.1	4.1	△5.0	△2.4	△2.6
6. I	7.1	△1.5	8.7	△3.8	△6.2	2.6
令和5年1月	△4.1	△12.6	9.8	14.9	△2.7	18.1
2	△1.2	△10.8	10.6	9.0	△8.2	18.8
3	△1.1	△9.5	9.2	10.3	△2.1	12.6
4	△6.3	△9.2	3.2	3.2	2.3	0.8
5	△8.2	△8.8	0.7	△6.8	△7.7	0.9
6	△8.4	△11.0	2.9	△6.4	△5.8	△0.6
7	△13.3	△10.3	△3.4	△11.7	△8.7	△3.3
8	△8.8	△11.5	3.1	△12.8	△8.6	△4.7
9	△4.4	△3.1	△1.1	△8.6	0.2	△8.8
10	△5.4	△7.7	2.5	△7.3	△2.6	△4.8
11	△4.1	△7.5	3.8	△6.6	△3.6	△3.1
12	3.0	△2.9	6.1	△0.5	△0.9	0.4
6. 1	13.5	4.3	8.8	△7.0	△6.6	△0.4
2	2.3	△6.0	8.7	6.5	4.7	1.8
3	6.5	△1.7	8.4	△9.2	△14.5	6.3

## 指 数 (続)

## 総 括 表 (続)

貿易指数の推移 (対中国)

区 分 年・期・月	各指数 (令和2年=100)					
	輸 出			輸 入		
	金 額	数 量	価 格	金 額	数 量	価 格
令和2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3	119.2	107.5	110.9	116.4	107.7	108.1
4	126.0	96.7	130.3	141.9	105.5	134.5
5	117.8	83.8	140.5	139.5	99.8	139.8
令和4年上	118.1	95.5	123.7	130.2	103.9	125.3
下	133.9	97.9	136.8	153.7	107.1	143.5
5. 上	108.0	79.6	135.7	134.7	99.3	135.7
下	127.6	87.9	145.1	144.3	100.2	144.0
令和5年第I四半期	101.7	74.4	136.7	137.9	101.6	135.7
II	114.3	84.8	134.7	131.4	96.9	135.6
III	122.1	85.8	142.3	137.6	97.1	141.7
IV	133.1	90.1	147.8	150.9	103.3	146.1
6. I	115.3	76.7	150.3	133.0	94.1	141.3
令和5年1月	77.0	56.1	137.3	163.9	119.7	137.0
2	104.7	78.3	133.7	104.7	76.0	137.8
3	123.5	88.7	139.2	145.2	109.5	132.5
4	115.2	85.9	134.1	130.7	98.4	132.9
5	106.7	79.4	134.4	129.1	95.0	135.9
6	120.8	89.2	135.5	134.5	97.4	138.1
7	122.8	89.4	137.3	130.1	92.3	141.0
8	114.2	80.8	141.3	132.3	93.9	140.9
9	129.2	87.1	148.3	150.5	105.1	143.2
10	131.4	89.7	146.5	159.3	107.1	148.8
11	127.0	85.7	148.1	154.3	105.5	146.3
12	140.9	94.8	148.7	139.1	97.2	143.2
6. 1	99.5	67.5	147.4	151.5	108.7	139.4
2	107.3	72.8	147.5	122.4	85.6	143.1
3	139.0	89.5	155.4	125.1	88.3	141.6
各指数の前年 (同期) 伸率 (%)						
令和2年	2.8	4.7	△1.9	△5.1	△3.8	△1.4
3	19.2	7.5	10.9	19.2	7.5	10.9
4	5.7	△10.0	17.5	8.2	△10.2	20.5
5	△6.5	△13.3	7.8	△17.0	△20.6	4.5
令和4年上	3.5	△10.3	15.4	17.0	△3.1	20.7
下	7.6	△9.9	19.4	26.4	△1.0	27.7
5. 上	△8.6	△16.6	9.7	3.4	△4.4	8.2
下	△4.7	△10.2	6.1	△6.1	△6.4	0.3
令和5年第I四半期	△11.3	△22.3	14.1	8.8	△3.1	12.2
II	△6.0	△10.9	5.5	△1.6	△5.8	4.5
III	△10.2	△14.5	5.0	△10.3	△10.6	0.4
IV	1.0	△5.7	7.0	△2.0	△2.2	0.2
6. I	13.3	3.1	9.9	△3.6	△7.4	4.2
令和5年1月	△17.0	△26.2	12.4	12.3	△1.2	13.6
2	△11.0	△22.5	14.9	△0.5	△11.6	12.7
3	△7.7	△19.7	14.9	12.4	1.8	10.4
4	△2.8	△9.3	7.2	14.9	10.1	4.3
5	△3.4	△8.8	5.9	△5.8	△10.5	5.2
6	△11.0	△14.1	3.7	△10.2	△13.8	4.2
7	△13.4	△15.8	2.8	△14.1	△16.1	2.5
8	△10.9	△15.1	4.9	△12.0	△13.9	2.1
9	△6.2	△12.6	7.2	△5.0	△1.7	△3.3
10	△4.0	△9.4	5.9	△2.9	△2.3	△0.6
11	△2.2	△10.0	8.6	△3.1	△3.3	0.2
12	9.5	2.7	6.7	0.4	△0.6	1.1
6. 1	29.2	20.3	7.4	△7.6	△9.2	1.8
2	2.5	△7.0	10.3	16.9	12.6	3.8
3	12.6	0.9	11.6	△13.8	△19.4	6.9

## 13. 貿 易

## (2) 地 域 別

貿易指数の推移 (対アジアNIEs)

区 分 年・期・月	各指数 (令和2年=100)					
	輸 出			輸 入		
	金 額	数 量	価 格	金 額	数 量	価 格
令和2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3	120.5	107.6	112.0	123.7	103.2	119.8
4	143.5	108.1	132.8	163.4	102.6	159.2
5	133.8	94.1	142.1	160.7	95.5	168.3
令和4年上	138.9	109.8	126.5	151.6	101.8	148.9
下	148.2	106.5	139.1	175.1	103.5	169.3
5. 上	131.4	96.2	136.5	155.1	96.0	161.6
下	136.2	92.1	147.9	166.3	95.0	175.0
令和5年第I四半期	130.9	97.1	134.8	154.4	96.4	160.2
II	131.9	95.4	138.2	155.9	95.6	163.1
III	132.2	90.5	146.2	157.0	94.0	167.0
IV	140.1	93.7	149.5	175.6	96.0	182.9
6. I	136.1	92.6	147.0	148.9	86.9	171.4
令和5年1月	114.1	84.5	135.1	154.8	95.3	162.5
2	131.3	98.2	133.6	148.9	92.7	160.6
3	147.4	108.6	135.7	159.5	101.2	157.6
4	136.0	99.4	136.8	146.4	87.9	166.4
5	118.9	86.8	137.0	157.2	95.2	165.1
6	140.6	99.9	140.7	164.1	103.9	157.9
7	128.9	90.1	143.2	162.4	95.7	169.7
8	124.8	84.9	147.0	152.6	90.2	169.1
9	143.0	96.4	148.4	156.0	96.2	162.2
10	137.8	92.2	149.5	169.2	95.4	177.3
11	136.7	89.7	152.4	177.7	96.8	183.6
12	145.7	99.3	146.8	179.9	95.8	187.8
6. 1	123.4	83.6	147.6	148.4	91.1	162.9
2	134.0	91.2	146.9	137.4	80.9	169.9
3	150.9	102.9	146.6	160.8	88.6	181.5
各指数の前年 (同期) 伸率 (%)						
令和2年	△5.0	△5.3	0.3	△7.2	△2.2	△5.2
3	20.5	7.6	12.0	20.5	7.6	12.0
4	19.1	0.5	18.6	16.0	4.7	10.9
5	△6.8	△13.0	7.0	△18.1	△8.3	△10.7
令和4年上	22.4	4.2	17.6	33.4	0.7	32.5
下	16.1	△2.9	19.6	31.0	△1.7	33.2
5. 上	△5.4	△12.3	7.9	2.3	△5.8	8.6
下	△8.1	△13.6	6.3	△5.0	△8.1	3.4
令和5年第I四半期	△0.1	△9.8	10.8	9.1	△7.1	17.4
II	△10.2	△14.7	5.3	△3.6	△4.6	1.1
III	△10.6	△15.5	5.8	△8.9	△11.1	2.5
IV	△5.7	△11.6	6.7	△1.3	△5.1	4.0
6. I	4.0	△4.7	9.0	△3.6	△9.9	7.0
令和5年1月	△2.5	△12.3	11.2	7.9	△9.8	19.7
2	1.2	△8.7	10.7	17.9	△1.3	19.4
3	0.8	△8.7	10.5	3.0	△9.2	13.5
4	△9.1	△14.7	6.5	△4.1	△11.2	7.9
5	△13.1	△15.6	2.8	△5.9	△6.9	1.1
6	△8.6	△14.0	6.3	△0.7	4.6	△5.2
7	△18.4	△22.3	5.1	△4.5	△6.9	2.7
8	△10.3	△15.8	6.5	△11.6	△14.9	3.8
9	△2.5	△7.8	5.8	△10.6	△11.3	0.8
10	△7.7	△14.6	8.1	△10.3	△10.3	0.1
11	△7.9	△12.3	5.0	0.1	△1.5	1.7
12	△1.5	△8.0	7.2	7.3	△2.9	10.6
6. 1	8.2	△1.1	9.3	△4.1	△4.4	0.2
2	2.1	△7.1	10.0	△7.7	△12.7	5.8
3	2.4	△5.2	8.1	0.8	△12.5	15.2

## 指 数 (続)

## 総 括 表 (続)

貿易指数の推移 (対 ASEAN)

区 分 年・期・月	各指数 (令和2年=100)					
	輸 出			輸 入		
	金 額	数 量	価 格	金 額	数 量	価 格
令和2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3	126.6	111.1	114.0	116.9	103.3	113.1
4	157.9	115.8	136.4	165.9	108.5	152.9
5	149.5	102.6	145.7	158.3	103.8	152.5
令和4年上	147.8	115.7	127.7	150.7	108.4	139.0
下	168.0	115.9	145.0	181.1	108.7	166.7
5. 上	145.3	103.8	140.0	157.6	102.1	154.4
下	153.8	101.5	151.5	159.1	105.6	150.7
令和5年第 I 四半期	145.4	104.9	138.7	169.6	106.6	159.1
II	145.1	102.7	141.3	145.5	97.4	149.4
III	151.6	102.0	148.6	155.4	104.3	149.0
IV	155.9	101.0	154.4	162.7	106.8	152.4
6. I	145.6	96.2	151.3	159.7	101.6	157.2
令和5年1月	132.5	95.7	138.4	175.4	110.0	159.5
2	143.3	103.4	138.6	160.5	100.0	160.5
3	160.4	115.3	139.1	173.0	109.8	157.5
4	146.4	105.8	138.3	141.6	95.3	148.5
5	134.4	94.6	142.1	142.8	96.3	148.3
6	154.5	107.6	143.6	152.1	100.6	151.3
7	152.6	105.1	145.3	150.9	101.6	148.6
8	143.3	94.7	151.3	158.6	106.7	148.7
9	159.0	106.4	149.4	156.8	104.8	149.6
10	156.7	100.2	156.4	166.6	111.7	149.1
11	155.5	99.7	156.0	163.2	107.4	151.9
12	155.7	103.2	150.8	158.3	101.2	156.4
6. 1	130.8	85.9	152.1	160.8	104.2	154.3
2	143.9	97.2	148.0	162.7	103.0	157.9
3	162.2	105.5	153.7	155.5	97.8	159.0

## 各指数の前年 (同期) 伸率 (%)

令和2年	△15.0	△16.9	2.4	△9.2	△5.4	△4.0
3	26.6	11.1	14.0	26.6	11.1	14.0
4	24.7	4.2	19.6	35.1	12.1	20.6
5	△5.3	△11.4	6.8	△9.9	△5.4	△4.7
令和4年上	22.7	4.7	17.2	35.3	4.3	29.8
下	26.6	3.9	21.9	47.9	5.8	39.8
5. 上	△1.7	△10.3	9.6	4.6	△5.9	11.1
下	△8.5	△12.4	4.5	△12.2	△2.9	△9.6
令和5年第 I 四半期	5.2	△7.0	13.1	18.1	△4.2	23.3
II	△7.8	△13.4	6.5	△7.8	△7.9	0.2
III	△10.8	△12.2	1.5	△13.8	△4.6	△9.6
IV	△6.1	△12.6	7.5	△10.6	△1.1	△9.6
6. I	0.1	△8.2	9.1	△5.8	△4.7	△1.2
令和5年1月	9.3	△4.7	14.6	23.5	△0.2	23.7
2	6.1	△6.3	13.3	18.8	△5.4	25.6
3	1.2	△9.4	11.5	12.6	△7.0	21.0
4	△7.6	△13.1	6.2	△8.3	△10.2	2.0
5	△9.1	△14.4	6.1	△9.5	△8.5	△1.1
6	△6.8	△12.9	7.1	△5.6	△5.2	△0.4
7	△14.5	△14.5	0.0	△13.6	△3.6	△10.3
8	△9.3	△11.2	2.2	△14.7	△6.3	△8.9
9	△8.4	△10.6	2.4	△13.0	△3.7	△9.7
10	△8.8	△15.6	8.1	△11.7	△0.7	△11.1
11	△5.6	△11.1	6.1	△13.8	△3.4	△10.8
12	△3.7	△11.2	8.4	△5.8	1.0	△6.8
6. 1	△1.3	△10.2	9.9	△8.3	△5.3	△3.3
2	0.4	△6.0	6.8	1.4	3.0	△1.6
3	1.1	△8.5	10.5	△10.1	△10.9	0.9

## (3) 数 量 指 数

## イ. 輸 出

区 分 年	総 合	食料品	繊維及び 同 製 品	化学製品	非 金 属 鉱物製品	金属及び 同 製 品	機械機器	雑 品
平成21……	98.6	64.8	119.3	81.9	142.9	99.6	100.6	108.5
22……	122.5	69.6	130.4	96.1	133.1	127.7	130.0	120.9
23……	117.8	59.6	133.1	90.5	139.5	121.7	125.8	119.0
24……	112.1	60.2	126.1	86.2	127.6	124.0	120.3	105.6
25……	110.4	70.77	123.26	89.9	118.2	122.87	115.62	109.01
26……	111.1	74.7	126.4	92.4	122.3	123.6	115.9	105.8
27……	109.9	87.2	127.3	92.0	121.0	119.5	112.8	110.2
28……	110.5	84.8	119.4	93.3	119.8	117.1	112.9	117.4
29……	116.4	85.2	121.4	98.2	119.3	114.4	120.0	120.6
30……	118.3	95.8	121.5	100.1	147.3	114.5	122.5	117.4
令和元……	113.2	99.0	118.5	100.5	175.2	106.4	114.7	115.9
2……	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3……	110.7	119.0	109.1	111.0	103.1	107.4	111.3	104.5
4……	110.0	125.4	111.7	100.1	97.5	102.6	110.0	114.9
5……	105.7	117.4	109.7	88.6	78.7	98.4	107.3	109.5

## ロ. 輸 入

区 分 年	総 合	食料品	原料品	鉱物性 燃 料	繊維製品	化学製品	金属及び 同 製 品	機械機器	雑 品
平成21……	87.1	88.4	91.6	113.2	102.7	66.5	84.3	72.2	102.2
22……	99.2	91.6	110.7	118.6	101.6	78.0	108.6	91.2	109.5
23……	101.8	95.3	105.7	120.6	105.4	83.9	118.7	93.8	113.2
24……	104.2	96.0	108.2	127.1	104.3	84.3	110.0	96.6	115.0
25……	104.5	93.7	109.4	126.2	107.8	87.1	108.1	98.0	115.2
26……	105.2	91.91	111.96	122.41	103.53	90.82	114.53	102.53	112.7
27……	102.2	91.3	109.1	120.4	98.2	90.4	110.1	97.3	105.3
28……	100.9	92.2	109.7	117.2	94.3	92.3	108.5	95.5	103.7
29……	105.1	96.1	107.8	116.7	98.1	95.0	116.2	103.1	110.8
30……	108.1	98.3	111.3	113.7	110.0	101.0	121.0	107.7	113.4
令和元……	106.9	99.8	108.6	109.0	108.7	102.2	115.9	107.7	110.6
2……	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3……	104.8	100.6	105.2	102.6	95.6	105.7	112.2	107.3	105.2
4……	104.4	102.6	97.5	103.0	101.0	105.6	112.9	106.3	107.0
5……	99.3	98.3	91.0	97.0	94.1	94.9	100.5	104.2	102.3

## 指 数 (令和2年=100) (続)

## (4) 価 格 指 数

## イ. 輸 出

区 分 年	総 合	食料品	繊維及び 同 製 品	化学製品	非 金 属 鉱物製品	金属及び 同 製 品	機械機器	雑 品
平成21……	80.3	71.4	79.4	82.7	69.1	91.2	79.3	78.6
22……	80.5	73.8	79.6	84.4	97.5	90.2	78.4	82.1
23……	81.4	76.2	80.9	88.1	90.4	94.7	77.8	89.0
24……	83.1	74.7	83.0	86.5	91.9	90.0	80.9	90.6
25……	92.4	77.9	93.4	97.9	102.1	99.3	89.6	101.9
26……	96.2	81.6	97.3	99.2	98.3	102.6	93.9	106.7
27……	100.6	86.9	102.6	98.8	101.0	101.6	100.8	102.0
28……	92.7	90.6	95.8	89.5	94.5	85.6	94.6	89.4
29……	98.4	95.7	96.8	97.8	99.0	99.2	98.2	100.4
30……	100.7	97.8	98.3	104.4	83.7	105.0	99.7	104.0
令和元……	99.3	96.3	99.1	101.9	67.0	102.2	99.7	100.3
2……	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3……	109.7	105.6	104.8	111.4	117.8	127.7	106.3	117.7
4……	130.4	114.6	119.0	138.1	142.4	160.2	123.8	145.3
5……	139.5	121.4	125.2	145.8	171.5	161.7	134.5	149.5

## ロ. 輸 入

区 分 年	総 合	食料品	原料品	鉱物性 燃 料	繊維製品	化学製品	金属及び 同 製 品	機械機器	雑 品
平成21……	86.9	84.7	79.2	111.5	73.2	87.7	74.4	81.5	77.3
22……	90.0	85.0	91.9	130.3	73.2	87.8	80.9	76.7	75.1
23……	98.4	92.0	106.5	160.7	79.4	92.5	84.5	75.1	75.5
24……	99.8	91.3	94.2	168.4	82.0	89.5	77.0	78.1	79.0
25……	114.3	103.4	104.6	193.2	95.8	94.4	87.0	92.5	92.0
26……	120.1	109.65	106.63	201.01	102.01	96.16	94.52	98.69	100.19
27……	112.8	114.9	95.0	134.5	112.7	109.0	97.0	108.6	110.4
28……	96.2	103.3	78.2	91.4	103.5	98.0	82.1	100.9	101.6
29……	105.4	109.3	93.6	120.6	103.6	101.3	92.6	103.4	101.6
30……	112.5	110.4	95.8	150.7	97.9	107.7	99.9	104.9	102.1
令和元……	108.2	107.8	95.6	138.2	96.2	101.7	96.8	102.3	102.8
2……	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3……	119.1	109.8	140.8	147.3	101.2	117.6	130.4	108.6	107.4
4……	166.9	138.5	178.6	290.6	118.8	160.7	159.2	133.3	133.3
5……	163.1	142.1	168.6	250.5	125.9	154.9	150.2	143.6	141.6

## Ⅲ その他

## 14. 入出国旅客数の推移

## (1) 正規入国者数

(単位 人, %)

区分	年	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
		前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比		
総計		8,045,450	31.9	904,325	11.2	6,978,469	771.7	35,448,137	508.0
〈うち主要港〉									
新千歳空港		305,924	76.5	8	0.0	137,819	1722737.5	1,293,580	938.6
成田空港		3,005,903	23.0	452,911	15.1	2,961,366	653.9	11,088,379	374.4
羽田空港		1,543,042	130.5	304,002	19.7	1,904,861	626.6	8,093,428	424.9
中部空港		519,830	21.9	22,430	4.3	229,486	1023.1	1,319,772	575.1
関西空港		1,712,948	34.3	108,786	6.4	1,197,130	1100.4	8,175,682	682.9
福岡空港		443,572	41.6	11,921	2.7	482,617	4048.5	3,228,318	668.9
横浜港		2,362	27.2	34	1.4	137	402.9	31,176	22756.2
神戸港		762	4.3	0	0.0	4		15,279	381975.0
下関港		3,982	3.3	0	0.0	762		54,439	7144.2

## (2) 正規出国者数

(単位 人, %)

区分	年	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
		前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比		
総計		51,229,818	203.2	7,910,567	15.4	1,084,938	13.7	35,070,200	3232.5
〈うち主要港〉									
新千歳空港		1,927,800	484.9	328,476	17.0	17	0.0	1,273,736	7492564.7
成田空港		16,413,561	124.1	2,966,108	18.1	610,351	20.6	10,958,990	1795.5
羽田空港		9,169,929	786.4	1,476,520	16.1	346,298	23.5	8,056,347	2326.4
中部空港		3,338,383	142.7	478,973	14.3	18,493	3.9	1,247,247	6744.4
関西空港		12,340,262	251.6	1,720,157	13.9	96,064	5.6	8,117,189	8449.8
福岡空港		3,200,729	299.0	434,106	13.6	9,830	2.3	3,186,693	32418.0
横浜港		28,641	232.4	544	1.9	25	4.6	27,757	111028.0
神戸港		22,140	180.2	838	3.8	12	1.4	7,208	60066.7
下関港		53,652	43.3	3,852	7.2	7	0.2	55,534	793342.9

(出所) 出入国在留管理庁「出入国管理統計」

事務統計

15. 保 税 地 域 の 推 移

(各年1月1日現在  
(平成31年以降は4月1日現在)  
単位 千m<sup>2</sup>)

区 分 年 別	保 税 地 域									
	指定保税地域		許 可 保 税 地 域						合 計	
			保 税 蔵 置 場		保 税 工 場		総 合 保 税 地 域			
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積
平成5年……	73	17,533	5,479	69,442	833	54,131			6,385	141,106
6年……	73	17,707	5,562	70,272	773	54,740			6,408	142,719
7年……	73	18,831	5,251	70,343	738	55,157	1	125	6,063	144,456
8年……	73	19,031	5,383	70,270	701	53,386	1	125	6,158	142,812
9年……	76	21,107	5,493	70,930	650	52,206	3	666	6,222	144,908
10年……	77	21,118	5,585	72,281	622	53,123	3	666	6,287	147,188
11年……	76	21,639	5,556	71,511	576	53,019	4	998	6,212	147,167
12年……	76	21,603	5,464	70,808	536	51,549	4	1,002	6,080	144,961
13年……	76	21,820	5,382	70,144	505	49,399	4	970	5,967	142,333
14年……	81	22,886	5,364	69,368	471	47,100	4	970	5,920	140,324
15年……	81	22,870	5,302	67,933	445	44,170	4	970	5,832	135,944
16年……	82	23,445	5,320	68,086	423	42,932	4	943	5,829	135,406
17年……	84	23,906	5,296	68,975	401	40,501	5	1,048	5,786	134,430
18年……	86	24,855	5,255	68,901	364	39,830	5	1,221	5,710	134,807
19年……	86	25,272	5,255	69,121	353	39,992	4	1,239	5,698	135,624
20年……	86	25,100	5,249	70,210	344	40,229	4	1,287	5,683	136,826
21年……	85	25,700	5,206	69,895	326	37,464	4	1,266	5,621	134,325
22年……	86	26,184	5,095	68,579	312	35,307	4	1,256	5,497	131,326
23年……	87	26,565	5,036	68,026	309	34,784	4	1,265	5,436	130,640
24年……	87	26,621	4,990	67,815	298	34,553	4	1,258	5,379	130,247
25年……	88	27,047	4,941	68,122	300	34,848	4	1,259	5,333	131,276
26年……	88	27,100	4,907	67,767	291	34,623	4	1,269	5,290	130,758
27年……	88	27,228	4,866	68,018	278	33,846	4	1,303	5,236	130,395
28年……	88	27,444	4,807	68,160	270	32,702	4	1,320	5,169	129,626
29年……	88	27,501	4,808	68,251	261	32,017	4	1,322	5,161	129,091
30年……	89	27,704	4,779	68,083	250	29,734	4	1,320	5,122	126,840
31年……	89	27,530	4,724	67,292	249	27,693	4	1,318	5,066	123,833
令和2年……	89	27,719	4,693	67,168	237	27,742	4	1,380	5,023	123,509
3年……	89	27,980	4,659	66,607	225	25,510	4	1,382	4,977	121,480
4年……	89	27,973	4,636	66,761	205	24,875	4	1,382	4,934	120,991
5年……	89	28,206	4,610	66,734	202	24,834	4	1,375	4,905	121,149
6年……	89	28,382	4,624	66,249	193	22,557	4	1,361	4,910	118,550
指 数	121.9	160.9	84.1	96.1	24.2	45.9	—	—	76.8	85.9

(注) 1. 指数は、平成5年を100とした場合である。  
2. 平成6年以前の保税蔵置場の件数及び面積は、保税上屋及び保税倉庫の合計数を計上。

# 財政金融統計月報編集案内

1. この統計月報は、財政金融及び重要な経済の事象を、統計を基礎として、具体的に解明し内部執務の参考と一般の利用に供するものです。
2. 本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。
3. 原則として毎月発行しますが、統計資料等の発表時期及び編集上の都合により、発行が遅れたり、編集計画の内容が前後することがあります。
4. 本号の内容等についてのお問い合わせは、財務省関税局総務課（TEL. 03-3581-4111、内線5560番）へ、編集上の事項については財務省財務総合政策研究所資料情報部（内線5314番）へ御連絡下さい。

### ●既刊分内容紹介●

第1号～99号は第100号  
 第100号～165号は第168号  
 第166号～199号は第200号  
 第200号～250号は第252号  
 第251号～299号は第300号  
 第300号～350号は第352号  
 第351号～399号は第400号  
 第400号～450号は第452号  
 第451号～499号は第500号  
 第500号～559号は第560号  
 第560号～599号は第600号  
 第600号～649号は第650号  
 第650号～699号は第700号  
 第700号～749号は第750号  
 第750号～799号は第800号  
 各巻末年譜参照

第852号	国内経済特集
第853号	令和5年度予算特集
第854号	租税特集
第855号	国際経済特集
第856号	関税特集
第857号	国際収支特集
第858号	財政投融资特集
第859号	法人企業統計年報特集
第860号	国庫収支特集
第861号	対内外民間投資特集
第862号	国有財産特集
第863号	地域経済特集

### 《令和6年度特集内容（予定）》（特集内容は予告なく変更することがあります）

第864号 令和6年度予算特集 第865号 租税特集 第866号 国際経済特集 第867号 関税特集 第868号 国際収支特集	第869号 財政投融资特集 第870号 国庫収支特集 第871号 対内外民間投資特集 第872号 国有財産特集 第873号 政府関係金融機関等特集
---	---

定価：1,331円（税込）

### 次号予告

#### 第868号 国際収支特集

令和5年度中の国際収支状況  
 令和5年度中の地域別国際収支状況  
 令和5年末現在の我が国の対外の賃借の状況

#### —— 統計 ——

国際収支統計  
 地域別国際収支統計  
 対外の賃借  
 その他関連統計  
 主要国の国際収支

#### 財政金融統計月報 第867号

令和6年11月29日 発行

定価は  
表紙に表示してあります。

編集 財務省財務総合政策研究所  
〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1  
 電話 (03) 3581-4111(代)

印刷発行 中和印刷株式会社  
〒104-0042 東京都中央区入船2-2-14  
 電話 (03) 3552-0426(代)

販売所 各県の官報販売所  
 政府刊行物センター

霞が関 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル1階 TEL (03) 3504-3885 FAX (03) 3504-3889	仙台 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-5-22 (宮城県管工事会館1階) TEL (022) 261-8320 FAX (022) 261-8321
--	---